

令和5年3月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月8日】

代表質問

1 岡本公秀（新和会） 42～54ページ

令和5年度施政及び予算編成方針について

- 1 令和5年度を「快復の年」と位置付けた市長の思いと心構えについて
- 2 健康で生きがいを持てる暮らしの充実について
 - (1) 健康都市大学について
 - (2) がん検診推進事業について
- 3 子育てと子どもの成長を支える環境の充実について
 - (1) 幼稚園と保育園の需給バランスと入園申込の状況について
 - (2) 認定こども園の必要性について
 - (3) 民間の保育園設置計画と市の対応について
- 4 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されることについて
 - (1) 市立医療センターの対応について
 - (2) 学校の対応について

市道賀白川線について

- 1 現状と完成予定について

市税収入について

- 1 亀山駅周辺2ブロック地区の再開発事業が終了したことによる税収への影響について

代表質問

2 草川卓也（結） 54～69ページ

令和5年度施政及び予算編成方針について及び令和5年度教育行政一般方針について

- 1 経常経費のみで約4億1,200万円増という難しい予算編成を迫られる中で「健都実感・快復予算」を掲げた市長の施政方針について
- 2 更なる「特定財源の確保」「民間活力の導入」と「自ら稼ぐ自治体」への改革が必要となる令和5年度になると考えるが、市政運営における市長の考えについて
- 3 政府も「異次元の少子化対策」を検討し、全国的にも子ども支援に対する予算拡充が相次ぐ中で市長の子ども関連予算の編成方針について
- 4 子ども医療費、保育料や給食費の無償化など、子育てにかかる経済的負担の軽減に必要な予算額と市長の取組方針について
- 5 『未来へのトビラ』プロジェクトに関連する取組について
 - (1) 新たに市内で保育所等を整備する意向を示されている民間の事業者と就学前教育・保育施設の再編方針の見直しについて

- (2) 中学校全員喫食制給食実施事業の中間報告について
- (3) 児童・生徒の熱中症対策として市内小・中学校へウォータークーラーや自動販売機を整備する必要性について
- 6 JR 亀山駅周辺におけるにぎわいの創出と新図書館整備に関する課題について
 - (1) 新図書館の開館から1か月経過して明らかになった課題と今後の方針について
 - (2) 旧図書館の活用について
- 7 新庁舎整備の方針について
 - (1) 5つの建設候補地の評価について
 - (2) 一般財源の負担を縮減する事業手法の検討について
- 8 『まち紡ぎ』プロジェクトの「地域資源が磨き上げられる地域づくり」について
 - (1) 三寺・太田のコスモス畑など失われつつある重要な地域資源を継続していくために必要な新たな地域予算制度の必要性について

代表質問

3 服部孝規（日本共産党） 69～82ページ

令和5年度施政及び予算編成方針について

- 1 遅れている公共施設の更新について
 - (1) 起債を活用しての取組について
 - (2) 財政調整基金残高20億円の維持について
 - (3) 現在の基金を組み替えて公共施設整備基金を設けることについて
- 2 リニア亀山駅誘致を将来のまちづくりに位置づけることについて
- 3 コロナ禍で痛んだ市民生活や商店などへの支援について
- 4 新庁舎整備の推進について
- 5 健康都市の推進について

市道川崎白木線（フラワー道路）について

- 1 市道川崎白木線（フラワー道路）の県移管について

代表質問

4 新 秀隆（公明党） 82～93ページ

令和5年度施政及び予算編成方針について

- 1 予算編成方針について
 - (1) 令和5年度健都実感・快復予算の特徴について
 - (2) 令和5年度に取り組む主な事業について
 - (3) 長期財政見通しとの整合性について
 - (4) 今後の新型コロナウイルス感染症への対応について
- 2 快適さを支える生活基盤の向上について
 - (1) 乗合タクシー「のりかめさん」について

ア 地域停留所へ行くことが困難な方への配慮について

イ 制度の見直しについて

3 健康で生きがいを持てる暮らしの充実について

(1) 医療センターにおける非常時の電力供給について

(2) 現庁舎における環境負荷軽減策について

(3) 新庁舎に求める環境負荷軽減策について

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月9日】

代表質問

1 櫻井清蔵（勇政） 97～107ページ

令和5年度施政及び予算編成方針について

- 1 令和4年度までの継続事業であった亀山駅周辺整備事業及び新図書館整備事業が完了し、土木費と教育費で大きく減額になっているにもかかわらず、令和5年度歳入歳出予算の総額が213億9千万円、前年度当初予算額に比べて3.1%しか減額となっていない理由を知りたい
- 2 令和5年度の目玉事業について

公共交通のあり方について

- 1 コミュニティバスの利便性について
- 2 バス路線の空白地域を今後どのように改善していくのか
- 3 野登・白川地区自主運行バスについて

市道の状況について

- 1 狹隘道路の解消について
 - (1) 救急車両が通行不可能な箇所が市内各所に存在するが、このことに対する市長及び消防長の見解を尋ねる
 - (2) 緊急車両の購入状況について

新庁舎建設について

- 1 亀山市新庁舎整備基本計画（骨子案）について

代表質問

2 小坂直親（新生みらい） 108～120ページ

令和5年度施政及び予算編成方針について

- 1 行政経営の重点方針について
- 2 予算編成方針について
 - (1) 財政指標について
 - (2) 市税等歳入について
 - (3) 新規主要事業について
 - (4) 性質別歳出予算について
 - (5) その他の歳出予算について

道路維持管理について

- 1 風倒木、支障木の対応について
- 2 土地所有者の管理責任の範囲について

鳥獣被害の実態と対応について

- 1 鳥獣保護と鳥獣被害（人的、農作物被害）について
- 2 対策と今後の取り組みについて

主要幹線国・県道の整備について

- 1 国道1号バイパスについて
- 2 県管理国道25号線について
- 3 フラワー道路への対応について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月9日】

1 草川卓也（結） 121～133ページ

議案第21号 令和5年度亀山市一般会計予算について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防接種費用助成事業について
(1) 带状疱疹予防接種委託料について
- 2 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、第3目 道路新設改良費、川合9号線整備事業について
(1) 事業の概要について
- 3 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費、施設管理費について
(1) 一般廃棄物処理収集運搬委託料について
- 4 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第2目 広報活動費、一般管理費について
(1) 市公式LINE導入委託料及びシステム使用料について
- 5 第10款 教育費、第6項 保健体育費、第1目 社会体育費、一般事業、施設管理等委託料及び工事請負費について
(1) 新たに公共施設の遊休スペース等を活用したアーバンスポーツを実施できる環境整備について

2 福沢美由紀（日本共産党） 133～142ページ

議案第2号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 保護に準じた保護を受ける外国人の現状について
- 3 改正による影響について

議案第9号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第11号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 各施設における安全計画に係る実施確認及び指導について

議案第13号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 改正による影響について

3 伊藤彦太郎（勇政） 142～150ページ

議案第15号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目保健衛生総務費、三重大学亀山地域医療学講座支援事業の寄附金の減額理由について

議案第21号 令和5年度亀山市一般会計予算について

- 1 物価及びエネルギー価格の上昇が予算にどのような影響を与えているのか
- 2 第7款 商工費、第1項 商工費、第3目 観光費、観光プロモーション推進事業について
 - (1) 事業の内容について
- 3 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第5目 遺跡調査費、鈴鹿関跡学術調査事業について
 - (1) 公有化する土地の範囲について

議案第31号 市道路線の認定及び廃止について

- 1 認定及び廃止が周辺に与える影響について

4 深水隆司（新和会） 150～159ページ

議案第3号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 1 改正の背景と趣旨について
- 2 改正の内容について
- 3 市民及び職員への影響について

議案第11号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 改正の背景と趣旨について
- 2 改正の内容について

議案第21号 令和5年度亀山市一般会計予算について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第11目 自治振興費、地区コミュニティセンター充実事業について
 - (1) 事業の内容について
- 2 第10款 教育費、第6項 保健体育費、第1目 社会体育費、一般事業、施設管理等委託料及び工事請負費について
 - (1) 事業の内容について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月10日】

1 櫻井清蔵（勇政） 163～170ページ

議案第15号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について

- 1 第2款 総務費、第6款 農林水産業費、第8款土木費、及び第9款 消防費の減額理由について
- 2 第2表 繰越明許費補正について
 - (1) 繰越することになった理由について

2 櫻木善仁（新和会） 170～179ページ

議案第15号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について

- 1 第8款 土木費、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費、民間活用市営住宅事業の減額補正について
 - (1) 住宅借上料を減額する経緯について

議案第21号 令和5年度亀山市一般会計予算について

- 1 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第3目 公園管理費、公園施設長寿命化事業について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第2目児童措置費、児童手当給付事業、出生祝金について
- 3 第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費、マイナンバーカード交付事業及び証明書等コンビニ交付事業について
- 4 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目保健衛生総務費、アプリ de ウェルネス推進事業について
- 5 第9款 消防費、第1項 消防費、第1目 常備消防費、庁舎管理費、機器賃借料について

3 岡本公秀（新和会） 179～188ページ

議案第2号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- 1 改正の目的について
- 2 対象者の状況について

議案第21号 令和5年度亀山市一般会計予算について

- 1 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第4目 図書館費について
 - (1) 業務委託について
 - (2) 市職員と委託事業者職員との職務分担について

- (3) 図書館情報システムについて
- (4) 図書購入費について
- (5) 利用者カードの発行について
- 2 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第6目 博物館費、まちの記録編さん事業について
 - (1) 事業の内容について
- 3 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、市民活動応援事業について
 - (1) 応援券の流通状況について
- 4 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 企画費、移住交流促進事業について
 - (1) 成果と新しい取組について
- 5 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業について
 - (1) 子宮頸がんワクチンについて

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月13日】

1 鈴木達夫（結） 192～203ページ

川崎南保育園保育室増設事業について

- 1 現況について
- 2 実施計画の変更について
- 3 事業主体の「官・民」の違いについて
- 4 今後の方向性について

地域コミュニティを快復させる施策・事業について

- 1 令和5年度の予算措置について
- 2 「ちょこボラ」の支援について
- 3 まち紡ぎプロジェクトの進捗について
- 4 市民協働センターの在り方について

令和5年度行政経営の重点方針について

- 1 4つの「重点プロジェクト」の積極果敢な展開について
- 2 「第3次行財政改革大綱」の具現化と「ザ・点検」の復活について
- 3 コミュニケーションの拡充と「働き方改革」の推進について

2 福沢美由紀（日本共産党） 204～217ページ

中学校全員喫食制給食実施事業の検討経過の中間報告について

- 1 令和3年3月24日に教育委員会が出した方針との整合について
- 2 検討の方法について
- 3 予算の考え方について
- 4 事業手法の検討について

図書館について

- 1 民間委託の現状と市の考え方について
- 2 検証と課題について

3 伊藤彦太郎（勇政） 217～228ページ

新庁舎建設について

- 1 新庁舎の位置について
- 2 旧庁舎の跡地利用について

中学校全員喫食制給食実施事業の検討経過の中間報告について

- 1 全員喫食制の学校給食の実現について、誰が決定権を持つのか

市内の鉄道駅前について

- 1 亀山駅周辺整備事業について
 - (1) 商業施設の入居状況について
 - (2) 残りのブロックの開発予定について
- 2 観光スポットとしての駅前について

4 古田吉昭（新生みらい） 229～237ページ

商工業の振興について

- 1 東町商店街の活性化について
 - (1) 現状について
 - (2) 今後のにぎわいの創出について
 - (3) 市本庁舎の活用について

地域資源を生かした持続可能な観光政策の推進について

- 1 能褒野神社の活用について
 - (1) 二の鳥居の取扱いについて
 - (2) 観光資源化について

河川管理について

- 1 鈴鹿川の堆積土砂の取扱いについて
 - (1) 今後の対応について

5 櫻木善仁（新和会） 237～250ページ

市民が安心・安全に利用できる運動・公園施設等の維持管理について

- 1 運動・公園施設等の現状把握と維持管理の取組について
- 2 指定管理者との連携について
- 3 施設の不具合対応と環境整備について
- 4 今後の改修計画について

地域公共交通について

- 1 地域公共交通の利用促進の取組について
- 2 野登・白川地区自主運行バスの運用について

地域と学校の連携・協働について

- 1 コミュニティ・スクールの現状について
- 2 学校を核とした地域づくりの取組について

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月14日】

1 深水隆司（新和会） 252～265ページ

子ども・子育て支援について

- 1 保育園のクラス担任について
 - (1) 現状認識について
 - (2) 業務内容について
 - (3) 正規職員化について

地域防災力の向上について

- 1 指定避難所について
- 2 その他の避難所について
- 3 防災備蓄品について
- 4 地区防災計画について

地域まちづくり協議会の支援について

- 1 地域の担い手育成について
- 2 指定管理業務について
- 3 地域予算制度について

交通安全について

- 1 交通事故の状況について
- 2 交通安全に係る庁内組織の連携について
- 3 交通安全協会との連携について

2 高島 真（会派に属さない議員） 266～277ページ

高速道路の管理について

- 1 高速道路の積雪時の対応について
- 2 市との連携について
- 3 騒音問題について

白鳥の湯について

- 1 再開後の状況について
- 2 市外の方の利用について
- 3 光熱費高騰による影響について

防犯灯のLED化について

- 1 進捗率と最終目標について
- 2 電気料金の比較について
- 3 今後の維持管理について

通学路の整備について

- 1 整備状況について

3 今岡翔平（会派に属さない議員） 277～289ページ

寄附受納について

- 1 これまでの投資信託や株式での寄附実績について
- 2 寄附を受けることになった経緯について
- 3 寄附者のメリットについて

亀山駅前の整備について

- 1 駅前ロータリーについて
- 2 キットテラス内のテナントについて
- 3 駐輪場について

亀山市移住・交流促進アドバイザーについて

- 1 これまでの実績について

4 中島雅代（会派に属さない議員） 289～300ページ

中学校全員喫食制給食実施事業の検討経過の中間報告について

- 1 中間報告の内容について
- 2 中学校全員喫食制給食実施事業に対する市の方針について

市内の医師不足対策について

- 1 市内の医師数の現状について
- 2 将来的な医師確保への対策について
 - (1) 医療センターの医師確保について
 - (2) 市内開業医の確保について

5 豊田恵理（会派に属さない議員） 300～312ページ

産業振興の考え方について

- 1 企業誘致の現状について
- 2 産業振興奨励事業について
- 3 産業振興とまちづくりについて

令和5年度に取り組む主な事業について

- 1 快適さを支える生活基盤の向上について
 - (1) 都市マスタープラン等策定事業について
 - (2) 災害時応急活動充実・強化事業について
 - (3) 防災情報伝達システム整備事業について
 - (4) 東野公園体育館改修事業について

- 2 観光プロモーション推進事業について
 - (1) 具体的な事業内容について
 - (2) 観光振興ビジョンとの整合性について

令和 5 年 2 月 2 4 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和5年2月24日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 令和5年度施政及び予算編成方針の説明
- 第 5 令和5年度教育行政一般方針の説明
- 第 6 議案第 2号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 3号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 6号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 11 議案第 7号 亀山市歴史博物館条例の一部改正について
- 第 12 議案第 8号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 13 議案第 9号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 14 議案第 10号 亀山市待機児童館条例等の一部改正について
- 第 15 議案第 11号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 16 議案第 12号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 17 議案第 13号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 18 議案第 14号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について
- 第 19 議案第 15号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について
- 第 20 議案第 16号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 21 議案第 17号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 22 議案第 18号 令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 23 議案第 19号 令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 24 議案第 20号 令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 第 25 議案第 21号 令和5年度亀山市一般会計予算について
- 第 26 議案第 22号 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 27 議案第 23号 令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 28 議案第 24号 令和5年度亀山市水道事業会計予算について
- 第 29 議案第 25号 令和5年度亀山市工業用水道事業会計予算について

- 第 30 議案第 26 号 令和 5 年度亀山市下水道事業会計予算について
 第 31 議案第 27 号 令和 5 年度亀山市病院事業会計予算について
 第 32 議案第 28 号 市道路線の認定について
 第 33 議案第 29 号 市道路線の認定について
 第 34 議案第 30 号 市道路線の認定について
 第 35 議案第 31 号 市道路線の認定及び廃止について
 第 36 議案第 32 号 市道路線の認定及び廃止について
 第 37 報告第 1 号 専決処分の報告について
 第 38 報告第 2 号 専決処分の報告について
 第 39 報告第 3 号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	古 田 吉 昭 君	2 番	櫻 木 善 仁 君
3 番	深 水 隆 司 君	4 番	草 川 卓 也 君
5 番	中 島 雅 代 君	6 番	森 英 之 君
7 番	今 岡 翔 平 君	8 番	高 島 真 君
9 番	新 秀 隆 君	10 番	豊 田 恵 理 君
11 番	福 沢 美由紀 君	12 番	森 美和子 君
13 番	鈴 木 達 夫 君	14 番	岡 本 公 秀 君
15 番	伊 藤 彦太郎 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	山 本 伸 治 君
政 策 部 長	笠 井 武 洋 君	総務財政部長	原 田 和 伸 君
市民文化部長	辻 村 俊 孝 君	健康福祉部長	小 林 恵 太 君
産業環境部長	富 田 真左哉 君	建設部長	松 田 昇 君
上下水道部長	田 中 直 樹 君	危機管理監	木 田 博 人 君
市民文化部次長兼 関 支 所 長	松 村 大 君	健康福祉部次長	小 坂 みゆき 君
建設部次長	亀 淵 輝 男 君	総務財政部参事	杉 本 良 則 君
会計管理者	米 津 ひろみ 君	消 防 長	平 松 敏 幸 君

消 防 部 長	豊 田 達 也 君	消 防 署 長	倉 田 利 彦 君
地 域 医 療 統 括 官	上 田 寿 男 君	地 域 医 療 部 長	豊 田 達 也 君
教 育 長	中 原 博 君	教 育 部 長	亀 山 隆 君
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	宇 野 勉 君	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	桜 井 伸 仁 君
監 査 委 員	国 分 純 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	高 嶋 美 季 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	豊 田 昌 子 君		

●事務局職員

事 務 局 長	渡 邊 靖 文	書 記	新 山 さおり
書 記	西 口 幸 伸		

●会議の次第

(午前10時00分 開会)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

初めに申し上げます。新型コロナウイルス感染症につきましては、三重県の医療ひっ迫防止アラートが解除され、新規感染者数も減少傾向にありますことから、この3月定例会においては、本会議の議場への出席は人数制限を行わないことといたします。

また先般、マスクの着用に対する国の考え方が示され、3月13日から適用されますが、市議会としましては、発言者との距離が確保されていることなどから、本日より、議会の会議でのマスクの着用については、感染対策を徹底した上で、個人の判断に委ねることといたしますので、ご了承ください。

ただいまから令和5年3月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

2番 櫻 木 善 仁 議員

11番 福 沢 美由紀 議員

のご兩名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月28日までの33日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から3月28日までの33日間と決定いたしました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書2件、令和4年度財政援助団体等監査結果報告書及び指定管理者監査結果報告書が、また亀山市土地開発公社、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会、公益財団法人亀山市地域社会振興会、公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、令和5年度事業計画書及び収支予算書がそれぞれ提出されておりますので、ご覧おきください。

次に日程第4、令和5年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和5年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、市政運営に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

さて、我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー価格の高騰、世界的な景気後退懸念など、我が国の経済を取り巻く環境には厳しさが増しております。

このような状況を踏まえ、国においては、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術、GX（グリーントランスフォーメーション）、DX（デジタル変革）といった成長分野への大胆な投資、少子化対策・子供政策の充実等や国土強靱化等をはじめとした重要な政策課題について必要な予算措置を行うことが示されております。こうした動きは、市民生活及び本市の行財政運営にも影響を及ぼすことから、引き続き的確な対応を図ってまいります。

そうした中、去る令和4年10月21日、令和2年から実施されてきました亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物及び公共施設の工事が完成を迎えました。さらには、先月26日、亀山駅前のにぎわい・交流の核となる新図書館の開館、そして銅像建立実行委員会から寄贈を受けましたヤマトタケル・オトタチバナヒメ像の建立など、検討段階から10年余の歳月を経て、亀山駅前は、本市の玄関口としての快適な都市空間に生まれ変わりました。今回の整備を機に、亀山駅周辺に新たなにぎわいが生まれることを期待するとともに、中心的都市拠点の強化に向け、さらなる取組を進めていきたいと考えております。

一方、本市では今、四半世紀以上にわたる誘致活動により、新たな局面を迎えたりニア中央新幹線の市内停車駅誘致、亀山インターチェンジ周辺への大型商業施設をはじめとする企業立地、鈴鹿亀山道路の事業化決定など、中長期的なまちづくりを展開する上で、かつてない千載一遇の好機を迎えています。

このような中、コロナ禍からの環境の変化として、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が、本年5月8日以降、現在の2類相当から5類に引き下げられることが決定されました。今後も国や県の動向を注視し、鈴鹿保健所等と連携した適切な対応に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種は、5類への移行後も当面の間、無料接種の方向で最終調整が行われておりますことから、今後示される国の方針等に従い、引き続き亀山医師会をはじめ関係機関との連携・協力の下、迅速かつ柔軟に対応してまいります。

こうした変化を見据え、本市における令和の時代のQOLを考えると、豊かな自然や歴史文化、交通拠点性を生かした若者定住へとつながる厚みある産業・雇用の創出、共生社会を支える市民力・地域力等の特性を生かしたまちづくりの一層の磨き上げ、さらには、コロナ禍で痛みを生じた社会活動や地域コミュニティの再生が求められております。これらの取組の推進を通じ、ヘルスプロモーションを中核とした健康都市政策と併せ、より発展的な成長に向けた地域社会の「快復」を加速させていかなければなりません。

これらを踏まえ、第2次総合計画後期基本計画の2年目となる令和5年度当初予算は、長引くコロナ禍や緊迫の国際社会情勢に直面する中、行政経営の重点方針として「快復の年」と位置づけ、4つの重点プロジェクトを積極果敢に展開いたします。

また、コロナ禍で痛みを生じた社会活動や地域コミュニティを快復させる施策・事業への重点配分を行い、持続可能な行財政運営を目指し予算編成を行いました。

そうした中、一般会計の歳出では、昨今の国際情勢などの影響によるエネルギー価格の高騰に伴い、各公共施設の光熱水費等や総合環境センターの溶融炉で使用するコークスの購入費等の施設管理費のほか、人事院勧告に伴う一般職員の人件費が増となるなど、これらの経常経費のみで約4億1,200万円の増となりました。

また、令和4年度までの継続事業であった亀山駅周辺整備事業及び新図書館整備事業が完了したこと等により、土木費や教育費で大きく減となりましたが、令和5年度においては、総務費において、地区コミュニティセンター充実事業等により増、衛生費において、滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業等により増となるなど、後期基本計画の実施計画に掲げる主要事業に積極的に予算計上するほか、亀山東小学校体育館の屋根改修工事費等を計上するとともに、亀山市納涼大会や大市の再開等に対する支援を行ってまいります。

また、歳入では、市税は増収を見込んでいる中、亀山駅周辺整備事業等の補助事業費の減による国県支出金や市債の減のほか、地方交付税の減等がございますが、財源調整のための財政調整基金繰入金は、前年度より減少いたしております。

なお、各会計別の予算額は、一般会計予算が前年度比3.1%減となる213億9,000万円といたしましたほか、国民健康保険事業特別会計は47億8,610万円、後期高齢者医療事業特別会計は11億3,420万円、水道事業会計は18億3,090万円、工業用水道事業会計は8,660万円、下水道事業会計は34億90万円、病院事業会計は21億9,460万円で、一般会計、特別会計、企業会計合わせまして、前年度比0.9%減の348億2,330万円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の大綱に沿ってご説明申し上げます。

まず「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、魅力的な都市空間の形成につきましては、引き続き新たな用途地域の指定やエリアプランの策定を進めるとともに、立地適正化計画の改定に向けた基礎調査を行い、都市マスタープランにおける戦略方針を具体的に推進してま

います。

また、活力ある市街地の形成に向けた取組といたしまして、昨年10月に完成した市街地再開発事業の整備効果を生かしたJR亀山駅周辺におけるにぎわいの創出に向け、亀山駅周辺まちづくり協議会と連携し整備計画の検討を継続するとともに、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合の解散に伴う組合清算への支援を進めてまいります。

一方、居住誘導区域への転入者等を対象に住宅取得を推進し、定住促進と既成市街地の活性化につなげてまいりますほか、関北裏地区及び東台洪倉地区において、計画的に地籍調査事業を実施してまいります。

また、安らぎのある都市形成に向けた取組といたしまして、景観重点地区の指定を含めた景観計画の改定を行うことで絵になるまちの都市形成を進めるとともに、亀山公園において、大型複合遊具等の改修を図り、公園利用者のさらなる利便性向上に努めてまいります。

次に、住環境の向上につきましては、老朽化した市営住宅から民間賃貸住宅の活用による住み替えを進めることにより、住宅確保要配慮者に必要な住宅を提供し、住宅セーフティネットの確保に努めてまいります。

また、木造住宅の耐震化や除去等の促進、狹隘道路沿線における住宅建築等に伴う道路後退や舗装等の支援により、安全で快適な住環境の整備を推進するとともに、空き家情報バンク制度による購入希望者と空き家所有者のマッチングや空き家の改修に対する支援を行い、空き家の有効活用を図ってまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、上水道事業につきましては、亀山市新水道ビジョンに基づき、安全でおいしい水の安定供給を図るため、基幹管路等の計画的な耐震化を進めてまいります。また、停電に対する対策として、辺法寺加圧ポンプ場に非常用発電機を設置し、危機管理体制の強化を図るとともに、国・県で策定されました洪水浸水想定区域図における浸水リスクが高い水道施設の浸水対策について、引き続き検討してまいります。

また、公共下水道事業につきましては、流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき、能褒野町、川崎町、阿野田町等で管渠布設工事及び舗装復旧工事等を行い、普及促進に向けて取り組んでまいります。このほか、亀山市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化の進むみどり町地内で管渠改築工事を行い、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

一方、農業集落排水事業につきましては、令和4年度に引き続き農業集落排水施設機能強化対策事業計画に基づき、白木地区処理場等において施設の更新工事等を行い適切な維持管理に努めてまいります。

さらに、近年多発しているゲリラ豪雨や台風の巨大化などによる浸水被害の軽減を図るため、東御幸地区において水路改修に取り組み、排水路の整備と既設排水路の適切な維持管理により、雨水排水の機能向上を進めてまいります。

次に、道路の保全・整備につきましては、産業振興と市民生活の根幹を担う市内環状道路の完成に向け、和賀白川線の整備を進めるとともに、都市拠点の利便性向上及び市街地の円滑な交通処理に向け、市道川合9号線の整備に新たに取り組んでまいります。また、国の交付金等を活用し、市道田村線や市道古厩関ヶ丘線における舗装の老朽化対策を行うとともに、忍山高架橋の橋梁長寿命化に取り組む、道路施設の安全性の確保を図ってまいります。

次いで、地域公共交通の充実につきましては、地域公共交通計画に基づき、鉄道、バス、乗合タクシーなど多様な交通サービスが連携するとともに、まちづくりとも連動した総合的な地域公共交通ネットワークの形成に取り組んでまいります。

中でも、乗合タクシー「のりかめさん」につきましては、新規登録者を対象とした無料体験乗車券の配布に加え、身近な移動手段として分かりやすい利用ガイドの作成等を通じ、一層の制度周知と利用促進を図ってまいります。

また、輸送量が低迷するJR関西本線（亀山ー加茂間）の利用促進につきましては、三重県をはじめ沿線関係自治体とJR西日本で組織する関西本線活性化利用促進三重県会議等による広域的な連携の下、通勤等利用者の裾野を広げる取組や他のエリアから人を呼び込む取組等により、鉄道の利用促進を図り、当該路線の維持・確保に取り組んでまいります。

次に、防災・減災対策の強化につきましては、危機管理体制の強化といたしまして、総合防災訓練等を通じ、三重県や陸上自衛隊等の関係機関との連携を深化させるとともに、災害時応援協定の充実・拡充を図ってまいります。

また、防災環境の充実につきましては、発生が危惧される南海トラフ地震や集中豪雨等の大規模自然災害への備えとして、被害情報の収集や災害廃棄物処理の能力向上を図り、早期に復旧活動へ移行できる体制づくりを行うため、ドローン等の機材の配備や防災倉庫の拡充を図る災害時応急活動充実・強化事業に新たに着手いたします。

さらに、東野公園体育館において、指定避難所としての機能強化を図るための空調機整備に着手し、新年度においては、スポーツ施設としての機能にも配慮しながら実施設計を進めてまいります。

一方、迅速かつ確かな災害情報の収集及び伝達を図るため、通信手段の重層化やデジタル化により総合的で実効性の高い防災情報伝達システムの構築に向けた基本的な整備方針を取りまとめたところであり、新年度においては、整備方針に基づき防災行政無線整備工事の実実施設計を進めてまいります。

ところで、自助・共助を基本とした防災対策の推進につきましては、防災出前講座や地域防災訓練を通じ、市民の防災意識の向上と知識の普及を図ってまいります。また、地域まちづくり協議会による地区防災計画の策定を支援するとともに、避難行動要支援者への支援体制づくりを進めてまいります。

また、災害に強いまちづくりの推進につきましては、木造住宅の耐震化の促進や橋梁の長寿命化等亀山市国土強靱化地域計画の総合的かつ計画的な推進を図り、都市レジリエンスの向上に取り組んでまいります。

なお、防災重点農業用ため池の劣化、豪雨調査につきましては、継続して調査を進めるとともに、その結果が出ましたらホームページにより情報提供いたしてまいります。

次いで、消防力・地域安全の充実のうち、現在、本市と津市及び鈴鹿市の3市消防本部で検討を進めております消防指令業務の共同運用につきましては、3市が共同で設置いたしました地方自治法に基づく事務執行機関において実務レベルの協議を進めており、新年度においては、新たな消防指令センターに係る実施設計を行うなど、共同運用に向けた準備を着実に進めてまいります。

また、防火対策の強化といたしまして、昨年12月に発生したアルミニウムリサイクル工場の爆発火災におきましては、三重県内消防相互応援協定に基づき、近隣消防本部に対して応援要請を行

うこととなりました。火災の原因につきましては、総務省消防庁消防研究センターへ技術的支援を依頼し調査中ですが、改めて防火対象物への立入検査を強化し、火災予防の推進を図るとともに、隣接消防本部との応援・受援訓練を通じて、安全で迅速・的確な消防活動を実施するための技術の向上、連携体制の強化に努めてまいります。

一方、防犯対策の推進につきましては、地域の体感治安の向上を図るため、引き続き防犯灯の設置助成を行うとともに、地域による防犯カメラの設置に対する支援制度の検討を進めるなど、地域の防犯環境の充実に努めてまいります。

また、犯罪に巻き込まれた被害者等が安心して暮らすことができるよう、警察やみえ犯罪被害者総合支援センターと連携しながら、支援窓口での相談をはじめ、カウンセリングや経済的負担の軽減など、寄り添った支援に努めてまいります。

一方、交通安全対策の推進といたしましては、亀山地区交通安全協会等と連携しながら、交通事故死傷者数の減少に向け街頭啓発活動等に取り組んでまいります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築につきましては、高度な低炭素社会の構築といたしまして、市の事業活動におけるCO₂排出量や施設の維持管理に係るコスト削減を図るため、本年度から3か年をかけリース方式による公共施設の照明のLED化を進めているところであり、令和5年度には、全小・中学校をはじめとする37施設の更新を行ってまいります。

また、ごみの減量化・リサイクルの推進につきましては、食品ロス削減に向けた昨年10月から試行的に実施しております「食品ロス削減マッチングサービスかめやまタバスケ」の本格運用を行うとともに、限りある資源を有効に活用するため、分別回収など4Rの周知・啓発に努めてまいります。また、引き続きごみ溶融処理施設から日々発生する溶融飛灰を山元還元方式により全量再資源化し、最終処分量ゼロを維持してまいります。

一方、廃棄物処理施設の適正管理につきましては、ごみ溶融処理施設の大規模整備工事を実施し、老朽化した設備・機器の計画的な更新により、施設の延命化を図ってまいります。また、し尿処理施設のさらなる延命化を図るため、主要設備・機器の機能診断や健全度の評価を実施し、現在の長寿命化計画を見直してまいります。

また、大規模災害時に備え、引き続き総合環境センター最終処分場に保管している固化飛灰を場外に搬出し、民間廃棄物処理施設で埋立て処理を行い、最終処分場の残余容量の確保に努めてまいります。

次いで、自然との共生につきましては、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動を支援することで、源流域への愛着と誇りの醸成につなげてまいります。

また、森林・里山・農地の保全といたしまして、水源涵養、土砂流出防止、地球温暖化防止など、森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、森林経営管理事業、森林環境創造事業を着実に進めるほか、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、森林環境教育、地域産材を使用した木製品を市内の幼稚園等に導入するなど、森林や木材が持つ魅力を発信してまいります。

一方、農地・農村が持つ多面的機能の発揮を図るため、農地、農道、水路など、地域資源の保全活動や耕作放棄地の発生防止とその解消、農地の持つ自然環境の保全活動を進めていただく農家や営農組織等の取組を支援してまいります。

また、多様な生態系の保全につきましては、引き続き市民団体や事業者と連携し、市内に生息す

る希少野生動植物の保護・増殖に取り組むとともに、市民の生物多様性への理解を進めるため、里山塾や里山イベント、出前講座を積極的に実施し、生物多様性の認知度向上と環境意識の向上を図ってまいります。

さらに、本市において生物多様性が保全されている区域を認定する市独自の認定制度、（仮称）亀山版OECM制度を構築し、生物多様性保全の機運を高めるとともに、亀山里山公園を国の認定制度である自然共生サイトの認定に向けて取り組んでまいります。

次に、歴史文化を生かしたまちづくりの推進につきましては、東海道を基軸とした歴史的風致の維持向上といたしまして、国の社会資本整備総合交付金を活用し、市内を通過する東海道全延長約19キロメートルのうち、関宿東海道、亀山宿東海道等の約4キロメートルの舗装の美装化を計画的に進めることとしており、本年度事業着手した関宿東海道の市道地蔵院小野線に引き続き、関神社線、古裏停車場線、地蔵院西ノ口線の舗装の美装化を順次進めてまいります。

また、鈴鹿関跡の文化財の保存と活用につきましては、学術的な調査研究を進めるとともに、国史跡に指定された場所の公有地化を進めてまいります。このほか、歴史博物館において、平成から令和の時代における本市の移り変わりをまちの記録書として編さんし、市制施行20周年に合わせた刊行に向け取組を進めるなど、歴史資料の公開・活用により市民に身近な歴史を知る機会を提供してまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」について、ご説明申し上げます。

まず健康づくりの推進と地域医療の充実のうち、WHO提唱の「健康都市」の推進につきましては、本年度策定を予定しております亀山市健康まちづくり計画に沿って、「みんなが生き生き元気に暮らせる緑の健都かめやま」に向けた取組を進め、市民の健康な暮らしにつなげてまいります。

また、健康都市大学創設・運営事業につきましては、市民のヘルスリテラシーの向上に向けた学びと実践の場として、本年10月の開校に向けて周知を含めた諸準備を進めてまいります。（仮称）健康都市大学においては、三重大学をはじめとする学術機関や民間事業者等と連携し、健康、運動、食及び健康都市の4つの分野における講座等を実施してまいります。

一方、市民の主体的な健康づくり活動への支援として取り組んでまいりました「かめやま健康マイレージ事業」をリニューアルし、アプリd e ウェルネス推進事業といたしまして、スマートフォンアプリの導入により幅広い年代が利用しやすい事業として実施してまいります。

また、疾病予防の推進を図るため、がん検診推進事業につきましては、引き続き各種がん検診を市内医療機関での個別検診とあいあい等での集団検診の2方式で実施してまいります。より利用いただきやすいよう、インターネットでの申込みについても導入に向けた検討を進めてまいります。

一方、地域医療体制の強化を図るため、これまでから取り組んでまいりました三重大学亀山地域医療学講座支援事業に加え、新たに来月6日に協定を締結いたします滋賀医科大学とのスポーツ・運動器科学共同研究講座により地域医療の核となる医療センターの医師確保への支援を行い、市民の安心・安全につなげてまいります。

また、感染症対策の推進といたしましては、予防接種推進事業につきましては、インフルエンザ、水痘、おたふく風邪等のワクチンについて、引き続き予防接種費用の一部助成を行ってまいります。さらに、発症すると長期にわたる神経痛など日常生活への影響の大きい帯状疱疹について、発症リスクの高まる50歳以上の方を対象とした予防接種費用の一部助成を開始いたします。

一方、定期予防接種につきましては、4月から新たに定期接種化の方針が示されている子宮頸がん9価ワクチンを含めて亀山医師会と連携しながら適切に進めてまいります。

また、医療センターにつきましては、令和4年4月から整形外科の常勤医師不在により診療を一部制限しておりましたが、滋賀医科大学との連携による常勤医師2名の配置により、入院受入れの再開等、診療体制の充実・強化を図ってまいります。

また、安定的な医療提供のため、引き続き医師等の人材確保に努めるとともに、老朽化した現病院総合情報システムを更新し、本年10月に新システムを稼働させるなど、機能強化と患者サービスの向上に努めてまいります。

次に、地域福祉力の向上につきましては、第2次亀山市地域福祉計画（後期）に基づき、「ともに支え合いともに暮らせるふくしのまちづくり」の実現に向け、世代や属性を問わない相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制の充実や、ひきこもり等の制度のはざまの課題に対し、地域の社会資源を活用した社会とのつながりづくり、また法律分野と福祉分野の連携を図りつつ、成年後見制度の利用促進など、喫緊の福祉的課題に係る取組を進めてまいります。

さらに、昨年12月に一斉改選された民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活発化を図るため、地域住民の相談支援に係る活動費や顕在化しているひきこもりの支援体制の強化に向け、資質向上や知識習得を目的とした研修費を増額し、地域福祉の拡充につなげてまいります。

また、生活困窮者自立支援事業により、引き続き、自立相談支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金支給事業の各事業を展開し、新型コロナウイルス感染症の長引く影響を受け、経済的困窮に陥った方々等の生活困窮者への支援を継続的に行い自立の促進を図るとともに、生活困窮者に対する包括的かつ伴走的な支援体制の強化に努めてまいります。

一方、生活保護法の一部改正により、令和6年3月から、生活保護の被保護者が医療機関や薬局においてマイナンバーカードを提示することにより受給の資格確認を受けることができることとなりました。そのため、本議会に関係条例の一部改正について提案いたしております。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、地域包括支援センターが核となり、医療センターをはじめとする地域の医療や介護を担う関係機関と連携し、ニーズに応じた医療・介護サービスを提供できるよう体制の強化を図り、地域包括ケアシステムのさらなる推進に努めてまいります。

また、人生100年時代を見据え、介護予防、認知症高齢者等対策の推進や高齢者の生活と生きがいづくりの支援強化に努め、高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくりの実現に向け、新年度に亀山市高齢者福祉計画の改定を行ってまいります。

一方、介護予防の推進といたしまして、高齢者の心身の多様な課題に対して、きめ細やかな支援を実現するため、庁内関係部署や関係団体と連携を図り、高齢者の生活習慣病等の重症化予防とフレイルに着目した保健事業を介護予防と一体的に実施し、健康寿命の延伸に向け取り組んでまいります。

一方、地域住民が互いに支え合う介護予防・生活支援サービス事業につきましては、新たな制度を構築し、地域まちづくり協議会に対して引き続き支援をしてまいります。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、第2次亀山市障がい者福祉計画に基づ

き、「障がい者が生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまちづくり」の実現に向け、障がい者の自立支援や必要な福祉サービスの充実を図りつつ、誰もが暮らしやすい環境整備に努めてまいります。

また、新年度において、国の基本方針に即し、障がい福祉サービスの確保に関する内容等を定める亀山市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定を進めてまいります。

次いで、文化芸術の推進につきましては、亀山市文化芸術推進基本計画に基づき、まちのにぎわいや魅力の創出につなげるための「かめやま文化年2024」の開催に向けて、実行委員会を立ち上げ準備を進めてまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、新たなスポーツを行う環境づくりといたしまして、若い世代の競技人口の増加が見られるスケートボードやBMX等のアーバンスポーツに取り組むことができる環境づくりに取り組んでまいります。そのため、市内の公共施設の遊休地等を活用し、競技環境を整えるため、地域や関係団体との協議を進めてまいります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」について、ご説明申し上げます。

まず企業活動の促進・働く場の充実につきましては、本市に進出決定をいただいた企業の早期操業に向け、産業振興奨励金の交付等を通じて継続した支援を行うとともに、開発主体や県と連携を図りながら、民間産業団地亀山・関テクノヒルズの残る区画へ積極的な企業誘致を展開してまいります。また、引き続き新たな産業団地の確保についても検討を進めてまいります。

一方、コストコホールセールジャパン株式会社による（仮称）亀山倉庫店の誘致につきましては、市内の亀山市コストコ誘致推進本部を中心に、県や事業者等と調整を図りながら早期開業に向け円滑な推進を図ってまいります。

また、市内企業の雇用の維持及び確保につきましては、亀山市雇用対策協議会、鈴鹿ハローワーク、亀山商工会議所等の関係機関と連携して進めるとともに、新図書館においても市内企業や雇用等に関する情報を発信してまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化につきましては、亀山商工会議所や市内商業団体と連携を図りながら、商業活性化に向けた取組を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格高騰の影響による市内事業者の負担軽減を図りながら、事業者の経営安定化や時代の変化に合った事業展開、事業継承等の取組を支援してまいります。また、創業セミナーの開催や空き店舗等活用支援事業補助制度の活用等により、新たな創業を支援することで、にぎわいのある商業地域の形成を進めてまいります。

また、亀山ブランドにつきましては、これまで認定した17事業者34品目を中心に、2025年大阪・関西万博に向けたPRイベントへの出展や、市内での亀山ブランド認定品の常設コーナーの設置など、亀山にしかない魅力を市内外に発信してまいります。今後も亀山ブランドのブランド力向上を目指し、観光戦略とも連動させながら、亀山の知名度、生産者の生産販売意欲を高め、産業振興と地域活性化につなげてまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、県やJA鈴鹿等と連携し、認定農業者や集落営農組織等の意欲ある農業経営体の取組を支援するほか、サステナブル農業奨励事業を通じ、持続的で高付加価値な農業経営に取り組む農業法人の奨励、若者や女性による新規就農の促進及び認定新規就農者等への積極的な支援を行い、農業生産力、経営力の向上につなげてまいります。

また、農業経営の安定化といたしまして、有害鳥獣による農作物等への被害防止を図るため、獣害対策用防止柵設置への補助、ニホンザルの位置情報の提供、追い払い用資材の支給等を通じて市民の被害防除への取組を支援してまいります。さらには、昨年6月に人的被害も発生いたしましたニホンザルへの対策といたしまして、生息調査を実施し、群れの加害レベルや遊動域を把握した上で、群れごとの管理計画を策定し、行政、地域、関係機関で組織するニホンザル対策チームを設置するなど、効果的な猿対策を推進してまいります。

このほか、家畜伝染病の豚熱（CSF）、鳥インフルエンザ等の感染対策につきましては、引き続き三重県や関係機関と連携し、対策を講じてまいります。

なお、この取組をより機動的に行うため、令和5年4月から、野生生物対策に特化した組織を設置いたします。

一方、林業の振興につきましては、林業経営の安定化に向け、林業事業者の木材生産の向上のため、引き続き林業事業者による施業集約化、利用間伐など林業生産活動を支援してまいります。

次に、まちづくり観光の活性化につきましては、地域資源を生かした持続可能な観光政策の推進を図るため、第2次亀山市観光振興ビジョンに基づき、関宿や亀山7座等、本市の特徴である歴史・文化・自然等の観光コンテンツを磨き上げるとともに、新たな観光スポットであるJR亀山駅前を組み合わせて回遊性を高めてまいります。また、本市が魅力ある観光地として選ばれるよう、SNSを活用した情報発信等、積極的にプロモーション活動を展開してまいります。

また、まちづくり観光を支える人材と組織の育成・確保を図るため、本市のまちづくり観光のコーディネーターである亀山市観光協会に対し、引き続き観光イベントの開催、ホームページでの観光情報発信等について支援を行ってまいります。

また、地域の観光資源を生かし、地域と協働しながら、選ばれる観光地づくりを行うため、亀山版DMOの確立に向け支援を行ってまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線市内停車駅誘致の推進につきましては、昨年11月、県及び県内全市町等で構成するリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会臨時総会において、リニア県内駅候補地等が決議され、その考え方等についてJR東海に対して要望が行われました。

こうした中、国の骨太方針2022における記載など、国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線の誘致が新たなステージを迎える中で、県等関係団体との連携を一層強め、早期開業と市内停車駅誘致に向けた機運醸成に取り組んでまいります。

また、産業振興や災害時の道路機能・高速道路ネットワーク網の強化を図る上で重要な路線である地域高規格道路「鈴鹿亀山道路」につきましては、令和3年2月に県において都市計画決定され、昨年4月に事業化されました。新年度は、道路計画地付近での土地境界確認が行われます。今後も関係市町等で組織する鈴鹿亀山道路建設促進期成同盟会を通じ、早期事業化の促進を一層図ってまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」について、ご説明申し上げます。

まず安心して子供を産み育てられる環境づくりの推進のうち、就学前教育・保育施設の受入れ機能の強化につきましては、新たに市内で保育所等を整備する意向を示されている民間の事業者が複数あり、これらの参入は、本市の就学前教育・保育施設の施設整備や既存施設の改修の考え方に大

大きく影響を及ぼすこととなります。そこで、現在、後期基本計画の実施計画に位置づける川崎南保育園保育室増設事業も含め、令和3年2月に策定いたしました就学前教育・保育施設の再編方針の見直しを早急に進めてまいります。

また、公立保育所等における使用済紙おむつにつきましては、現在、保護者の持ち帰りとなっておりますが、新年度から保育所等で処分することとし、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

一方、保育所、幼稚園及び認定こども園における保育のICT化につきましては、市内の全ての公立の保育所、幼稚園及び認定こども園において、保護者との連絡や登降園管理の業務等に活用するシステムの運用を開始し、さらなる保育の質の確保と向上を図ってまいります。

また、子育て世代が孤立しない環境づくりといたしまして、新図書館に地域子育て支援センターのサテライトを設置し、未就園児やその保護者にとってつながりを持てる場所の充実に努めてまいります。

一方、子育ての希望をつなぐ支援の充実といたしまして、今月から実施しております出産・子育て応援事業につきましては、新年度においても、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援と、妊娠の届出を行った妊婦及び出生の届出を行った子育て世帯に対する経済的支援とを一体的に実施し、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境の充実に努めてまいります。

また、本年4月からのこども家庭庁の設置に先駆け、本市では、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが一体的に機能する体制といたしており、専門スタッフにより子育て世帯に寄り添う相談支援を行うとともに、子ども・子育て支援体制「TEAM SUKU-SUKU」による関係部署・機関との連携を充実させながら、妊娠期から始まる切れ目のない包括的な支援に取り組んでまいります。さらに、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関となるこども家庭センターの令和6年4月設置に向けた準備につきましても進めてまいります。

一方、発達等に配慮を必要とする子供への支援につきましては、県立子ども心身発達医療センターにおける「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」育成研修に、令和5年4月から保育士1名を1年間派遣し、就学前教育・保育現場におきましても、切れ目のない適切な支援体制の推進を図ってまいります。

続きまして、「市民力、地域力の活性化」について、ご説明申し上げます。

まず自立した地域まちづくり活動の促進につきましては、自立した地域まちづくり活動の促進のため、地域まちづくり協議会の組織強化につながるよう、引き続き支援を行うとともに、市民活動・地域活動の快復に向け、地域の担い手の発掘・育成のため、会議ファシリテーションの研修等を開催するほか、地域担当職員やアドバイザー等の積極的な派遣を行ってまいります。また、引き続き地域予算制度による財政的支援を行い、地域まちづくり計画に基づく地域が主体となった活動を促進してまいります。

一方、地区コミュニティセンター等の整備につきましては、令和6年3月の完成に向けて、城東地区まちづくり協議会の新たな活動拠点施設を建設いたします。なお、旧城東地区コミュニティセンターにつきましては、建物を解体し、跡地を駐車場として整備してまいります。

次に、市民参画・交流活動の促進と協働の推進のうち、市民活動応援制度につきましては、今後

も引き続き市民活動応援券の活用促進を図りながら、市民活動の活性化につなげるとともに、制度の検証を行い、今後の方向性について検討してまいります。

また、協働事業提案制度につきましては、制度を活用した協働事業を進めるとともに、市民への周知や協働に関する職員研修等を行い、多様な主体との協働によるまちづくりを進めてまいります。

一方、市民協働センターにつきましては、外壁や屋上等の改修工事を実施して施設の長寿命化を図るとともに、中間支援機能を含めたセンターの在り方について調査・研究を行い、支援機能の充実につなげてまいります。

次いで、移住・定住の促進につきましては、全国的に地方への移住を促進する取組が進められる中、首都圏等において、本市への移住のPRに努めるとともに、移住フェアや県と連携した移住相談会、本市での生活体験、SNS等を活用した情報発信により、本市での暮らしの魅力を発信してまいりますほか、三重県と共同して行っております移住・就業マッチング支援事業を通じ、東京圏から本市への移住を促進してまいります。このほか、充実した子育て環境や豊かな自然環境など、本市の良質な都市イメージをシティプロモーションするなど、関係人口の創出に取り組んでまいります。

次に、人権の尊重とダイバーシティ社会の推進のうち、人権を尊重し合えるまちづくりの推進につきましては、市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権に関する市民意識調査を実施するほか、法務局等の関係機関と連携した相談支援体制の充実に取り組んでまいります。

続きまして、「行政経営」について、ご説明申し上げます。

まず組織力の強化と働き方改革の推進につきましては、昨年4月に第2次亀山市総合計画・後期基本計画の着実な推進を図るため、新たな組織・機構を編成し、健康都市政策の推進やDXへの対応など、本市の重要施策を着実に推進しているところでございます。令和5年度につきましては、人事異動等により最適な人員配置による組織強化を行い、重点施策の一層の推進や行政課題の解消を図ってまいります。

また、デジタル技術を活用した業務の効率化・迅速化や柔軟な働き方への取組を進め、長時間労働の是正や年次有給休暇取得拡大など、職員のワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図ってまいります。

さらに、これまでの産業医の相談窓口に加え、職員のメンタル不調等に対応するため、人事担当部署の相談機能の充実を図ってまいります。

次に、財産・情報の適正な管理・活用につきましては、行政情報の適切な管理といたしまして、デジタル技術を活用した公文書保存の最適化を進めるため、統合型内部情報システムの更新に併せて電子決裁の拡充を図ってまいります。

また、公有財産の効率的・効果的な活用といたしまして、旧図書館や用途廃止後の市営住宅等の跡地利用について、庁内検討委員会を設置し検討を進めており、引き続き公有財産の有効活用に努めてまいります。

一方、新庁舎整備の推進につきましては、ポストコロナ・DX時代における行政サービスの在り方も見据えながら、亀山市新庁舎整備基本計画の骨子案を作成したところでございます。この骨子案を基に計画案の策定作業を進め、新年度には、基本計画で示しております複数の建設候補地を多面的な観点から評価し建設地を決定してまいります。

次いで、行政DXの推進につきましては、行政DXの推進基盤の整備といたしまして、行政サービスの利用者の利便性向上と行政の効率化を図るため、令和7年度を目標時期とする地方公共団体情報システム標準化に向けた準備を開始いたしますとともに、AI・RPA等デジタル技術を活用した業務の効率化に努めてまいります。

また、行政DXによる市民サービスの向上につきましては、マイナンバーカードのさらなる普及促進に向け、地域に根差した郵便局と連携して、現在、約64%の交付率のさらなる向上を図るとともに、引き続きマイナンバーカードの利便性の向上と業務の効率化に努めてまいります。

次に、持続性を保つ健全な財政運営につきましては、現在、鋭意策定作業を進めております令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間とする第3次行財政改革大綱後期実施計画の着実な推進に努めてまいります。また、事務事業点検制度「ザ・点検」の復活等を通じて行財政改革の徹底を目指してまいります。

また、市税の適正な評価と公平・公正な課税に努めるとともに、4月から開始されます地方税統一QRコードを活用した多様な納付方法により、収納率の向上に努めてまいります。

また、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

なお、昨年11月11日から本年2月10日までにおける負担つきでない100万円以上の寄附受納の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

結びに、私たちは今、大きな変化の時代に生きております。確かに3年に及んだ未曾有の感染症や緊迫する国際情勢など、予期せぬストレスや社会の環境変化に直面しておりますが、他方で、私は、まちの新たな胎動や未来に向けた希望もまた多く生まれ始めていると感じております。

令和5年度、コロナ禍を早期に克服し、誰もがより健やかで心豊かに生活できる活力ある持続可能な「緑の健都 かめやま」の実現へ、全庁一丸となって進めてまいります。市議会並びに市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時04分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、令和5年度教育行政一般方針の説明を行います。

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

令和5年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず新型コロナウイルス感染症につきましては、本年5月に5類感染症への引下げが決定されました。マスクの着用等、学校教育活動に関する制約が少なくなり、対応方針が大きく変更されることが想定

されるため、今後の国や県の動向を注視しつつ適切に対応できるよう努めてまいります。

次に、教育に関する国の情勢であります。文部科学省は先月に新年度予算案を公表しました。小学校における学級定数の引下げの拡大や高学年における教科担任制の推進、学校における働き方改革を支援するスタッフの充実、教員免許状更新制度に代わる新たな教師の学びを支える研修体制の構築を行う見込みとなっています。

県の情勢につきましては、新年度予算案では、不登校やいじめ等の対応といたしまして、相談支援や心のケアを行うために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの担当時間を拡充するとともに、いじめの内容や対応状況等について、学校、市町及び県が情報を共有し、確実な対応ができるようICTを活用した新たな取組が進められることとなりました。

こうした国や県の動向・施策を見極めつつ、教育委員会といたしましては、亀山市教育大綱の基本理念等を念頭に置きつつ、亀山市学校教育ビジョン及び亀山市生涯学習計画の目標実現に向けた具体的な実践を着実に推進してまいります。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取組及び事業計画についてご説明申し上げます。まず初めに、学校教育関係についてご説明申し上げます。

学力の向上につきましては、児童・生徒一人一人の確かな学力の向上を目指して学びを高める授業改善、個を支える育ちの支援、絆をつなぐ連携と協働を取組の重点とした亀山市学力向上推進計画（第4版）に沿った実践を推進してまいります。

また、本市で作成する教材等につきましては、新年度は小学校の教科書が改訂される年度に当たることから、小学校社会科の副読本「わたしたちの亀山市」につきましても改訂を行います。

情報教育につきましては、教育の情報化をさらに推進し、デジタル教科書や家庭でのタブレット端末の活用をさらに進めるとともに、情報セキュリティや情報モラル等、情報を活用する上で必要な知識・技能についても学ぶ機会を充実します。

個別の学習支援につきましては、経済的理由等で家庭での学習環境が整いにくい中学生を対象に学習教室を開催しておりますが、対象を4年生以上の小学生に拡大するとともに、中学校の定期試験前の講座を開設する等、さらなる充実に努めてまいります。

体力の向上につきましては、先月に本年度の全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果がまとまり、本市は全国と比較して、「体育の授業が楽しい」「体を動かすことが好き」と答えた児童・生徒が多い結果となりました。引き続き体を動かすことが楽しいと感じられるよう、体育の授業改善等を進めるとともに、1学校（園）1運動プロジェクト等、日常における運動習慣づくりに取り組んでまいります。

次いで、新たに開館した市図書館との連携につきましては、図書ユニットや団体貸出しの利用を進めるとともに、校外学習や発表の場として市図書館を積極的に活用してまいります。

また、学校図書館活用アドバイザーや学校司書が中心となって学校での読書環境を整えるとともに、「かめやましファミリー読書リレー」や「かめやま読書チャレンジ」等の取組を通して、子供たちの読書習慣の定着を図ります。

次いで、特別支援教育の充実につきましては、個の学び支援事業において、一人一人の状況に応じた支援や医療的ケアが必要な子供に対する専門的なケアができるよう人的な配置をするとともに、学ぶ楽しさ、分かる喜びを実感できるよう、授業の工夫やICTの活用等を進めてまいります。

また、地域の特別支援教育の中心的機能を持つ県立杉の子特別支援学校において、対応する障がいの種別が拡大されることから、市内の小・中学校との交流や連携をさらに進めてまいります。

就学前教育の充実につきましては、小学校への接続を円滑に行い、学びと育ちの連続性・一貫性を図ることができるよう、亀山市保幼認共通カリキュラムと亀山市保幼認小接続カリキュラムの実践を推進します。

また、人権教育につきましては、子供の権利の主体者としての意識を高める学習の充実と、差別解消に向けた意欲と実践行動ができる力を育む協働的な学習活動の創出に取り組むことで、三重県子ども条例や人権教育啓発推進法等の趣旨の具現化を目指してまいります。

部活動につきましては、スポーツ庁と文化庁から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示され、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけております。本市においても、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、生徒、保護者、教員等の要望や意見を把握するとともに、市スポーツ推進部局やスポーツ関係団体等と連携し、部活動の地域移行について検討を進めてまいります。

次に、不登校児童・生徒の支援につきましては、児童生徒理解・教育支援シートを有効に活用し、学校内や小・中学校間における支援情報の共有を進めます。また、児童・生徒の支援や保護者相談等の場として、各学校やふれあい教室でのきめ細かな対応に加え、退職した教職員が中心となって設立したNPO団体と連携した居場所の提供、不登校研修会や進路相談会等の開催、福祉部局との連携等、不登校に関する対応の充実に努めてまいります。

また、いじめ問題につきましては、亀山市いじめ防止基本方針の下、今後もいじめの実態を確実に把握するとともに、チーム学校を機能させながら、未然防止や早期発見・早期対応に努め、各校でいじめを許さない仲間づくりを進めてまいります。また、亀山市いじめ問題対策連絡協議会や亀山市いじめ問題調査委員会等により、関係機関や専門家等との連携を積極的に行い、市内小・中学校で起こったいじめ事案の早期解決、いじめ事案に関する調査及び検証等迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

次に、教職員関係につきましては、まず研修関係につきましては、令和5年度亀山市教育関係職員の研修方針を定め、管理職のマネジメント能力の向上、個々の教職員の指導力向上等を図るため、教職員のニーズに合った研修ができるように研修講座の開催を進めてまいります。

また、小規模校における指導の充実につきましては、市独自の加配教員の配置を行うとともに、複式学級における授業方法の工夫や指導力向上のための研修等の充実を図ってまいります。

一方、35人を超える過密学級の解消や習熟度別指導等につきましては、少人数教育推進事業や教員加配等により、きめ細かな教育を推進してまいります。

次いで、教職員の働き方改革につきましては、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員や学校ボランティア等、外部人材の積極的な活用に加え、新年度から本格的に導入する統合型校務支援システムにより校務の効率化を進め、子供に向き合う時間の確保にも努めてまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

学校施設の計画的な環境整備を行うため、本年度から着手した学校施設等長寿命化計画を新年度中に策定するとともに、亀山東小学校屋内運動場屋根の全面改修を行うほか、各学校の施設の実情を見極め、必要に応じた工事・修繕を実施し、児童・生徒の学習環境の整備を進めてまいります。

また、通学路交通安全プログラムにつきましては、本市独自の取組として、市・県の道路関係部署や警察等による要望箇所の合同現地調査を行いつつ、PTAや地域住民の皆様のご協力を得ながら、通学路の安全確保に努めてまいります。

次に、中学校給食関係として、中学校全員喫食制給食実施事業につきましては、まずは亀山中学校及び中部中学校において栄養管理された安心・安全な献立を提供するデリバリー給食を継続しつつ、全員喫食制給食実施に向け引き続き必要な検討・協議を行い、早期の基本計画の策定に向け進めてまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず地域の学び推進事業につきましては、第2期となる「かめやま人キャンパス」において、地域の課題解決と活性化のためにグループ学習やフィールドワークを中心とした実践的な学びの機会を提供いたします。また、第1期において認定された「かめやま人」の活動を支援するため、フォローアップ講座を実施するとともに、関係部署や地域団体と連携することで地域で活躍する場の創出を進めてまいります。

中央公民館講座では、地域まちづくり協議会や市内で活動している団体と連携して、受講者の自発的な学びのきっかけとなるような地域のニーズに沿った多様な講座を実施してまいります。

次いで、家庭教育の支援につきましては、子供の基本的な生活習慣の確立や自己肯定感向上を図るため、保育所・幼稚園・認定こども園の保護者を対象とした家庭教育出前講座を開催し、支援に努めてまいります。また、子育て家庭に向けた応援メッセージである「かめやまお茶の間10選（実践）」のさらなる浸透・定着に向けた取組を継続して進めてまいります。

次に、放課後子ども教室推進事業につきましては、各小学校区に配置されたコーディネーターと連携して事業を進め、子供たちが様々な体験や地域交流ができる居場所づくりに努めてまいります。

最後に、平成29年度から市民参画・協働により進めてまいりました新図書館の整備でございますが、先月26日に無事開館の運びとなりました。開館当日は天候にも恵まれ、午前中は、ご来賓並びに関係者の皆様のご臨席を賜り、開館記念式典を開催いたしました。式典におきましては、開館を記念して貴重な絵画、図書館家具、図書資料をご寄贈いただきました皆様等に対して感謝状の贈呈をいたしましたところでございます。午後からは約1,000名の来館があり、幅広い年代の来館者が新図書館を楽しまれました。

また、4日間にわたるオープニングイベントでは、園児や小学生による合唱のほか、中学生による吹奏楽演奏会などを開催し、来館者からは、新鮮な工夫が詰まった図書館、居心地のよい図書館など、お声をいただいたところです。「学びの場からつながる場へ」を基本理念に、世代を超えて多くの市民の皆様が集い、学び、楽しむことができる、市民に愛される図書館を目指してまいります。

その中で、新図書館を核にした読書活動の推進につきましては、亀山市子どもの読書活動推進計画や亀山市図書館サービス実施計画に基づき、小・中学校への貸出しの実施拡充や、図書館職員による保育所等への読み聞かせ会の開催のほか、地域との連携による読書イベントの開催や、図書ユニットの作成による訪問、身近な読書環境づくりを創出してまいります。

また、あらゆる利用者層に向けたきめ細かな図書館サービスの提供に取り組む中で、来館に限定しない読書活動の展開として電子図書館の利用促進にも努めてまいります。

以上、令和5年度の教育行政の方針についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

教育長の教育行政一般方針の説明は終わりました。

次に日程第6、議案第2号から日程第39、報告第3号までの34件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ただいま上程をいただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第2号亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございますが、生活保護法に規定する被保護者の医療扶助につきましては、同法の一部が改正され、令和6年3月から、被保護者が医療機関や薬局でマイナンバーカードを提示することで受給の資格確認を受けることができることとなりました。

しかしながら、生活保護法に基づく保護に準じた保護を受けている外国人につきましても、同法の一部改正を受けて、マイナンバーカードの提示による医療扶助の受給の資格確認ができることとする必要がございます。これを可能とするためには、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、当該外国人に対する保護の措置に関する事務及びその利用範囲を条例で定める必要がありますことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、法第9条第2項の条例で定める事務に「生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの」を加え、当該事務を処理するために必要な限度で、保護の受給資格情報を利用することができることといたします。

次に、2つ目といたしまして、法の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第3号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、柔軟な働き方を推進するため、人事院規則15-14が改正され、国家公務員に係るフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化が行われました。このことから、市におきましても、働き方の柔軟化を図るため、市の職員に係る休憩時間制度につきまして、改正後の人事院規則の規定に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、国家公務員と同様に、これまで職務の特殊性または当該公署の特殊の必要がある場合において、一斉に与えないことができるとしていた休憩時間につきましては、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、または能率を甚だしく阻害するときや、職員の申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるときにおきましても、一斉に与えないことができるなどの見直しを行うことといたします。

なお、施行日は令和5年4月1日といたします。

次に、議案第4号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございますが、市議会の議員に支給する議員報酬及び期末手当の額につきまして、市民の意思を

十分に反映させるため、特別職報酬等審議会に諮問いたしましたところ、期末手当の支給月数につきましては、一般職の職員における勤勉手当の支給月数の引上げと同じ年0.1月の引上げが妥当であるとの答申を受けましたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、令和5年度から6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げることといたします。

なお、施行日は令和5年4月1日といたします。

次に、議案第5号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、市長及び副市長に支給する給与の額につきまして、市民の意思を十分に反映させるため、特別職報酬等審議会に諮問いたしましたところ、期末手当の支給月数につきましては、一般職の職員における勤勉手当の支給月数の引上げと同じ年0.1月の引上げが妥当であるとの答申を受けましたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、令和5年度から6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げることといたします。

なお、施行日は令和5年4月1日といたします。

次に、議案第6号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正され、低炭素認定及び省エネ消費性能向上計画認定につきまして通常の評価基準と比較して簡易な評価方法である誘導仕様基準が新設されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

また、建築基準法の一部が改正されましたことに伴い、併せて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、低炭素認定及び省エネ消費性能向上計画認定におきまして、簡易な評価方法である誘導仕様基準に係る手数料の額を定めることといたします。

次に、2つ目といたしまして、建築基準法の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。ただし、建築基準法の一部改正に伴う規定の整理を行う改正規定の施行日は、令和5年4月1日といたします。

次に、議案第7号亀山市歴史博物館条例の一部改正についてでございますが、博物館法の一部が改正され、本条例で引用している条項が削られることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している博物館法第18条の規定が削られることに伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は令和5年4月1日といたします。

次に、議案第8号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する基準が削除されました。市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、子ども・子育て支援法の規定により、府令基準に従い、または府令基準を参酌して条例で定めることとされておりますことから、改正後の府令基準に従い、当該懲戒に係る権限の濫用禁止に関する基準を削除するため、所要の改正を行うものでございます。

また、学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部が改正されましたことに伴い、併せて所要の

改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、改正された府令基準に従い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除いたします。

次に、2つ目といたしまして、学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は、公布の日といたします。ただし、学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴う規定の整理を行う改正規定の施行日は、令和5年4月1日といたします。

次に、議案第9号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、家庭的保育事業等を行う事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画の策定等に関する基準の新設等が行われました。

市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法の規定により、省令基準に従い、または省令基準を参酌して条例で定めることとされておりますことから、改正後の省令基準に従い、または省令基準を参酌し、当該安全計画の策定等に関する基準の新設等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、改正された省令基準に従い、家庭的保育事業等を行う者は、安全計画を策定しなければならないとする規定等を設けることといたします。

次に、2つ目といたしまして、改正された省令基準に従い、家庭的保育事業等を行う者が、利用乳幼児の通園、園外活動等のために自動車を運行するときは、乗降の際に乳幼児の所在を確認すること及び通園用の自動車を運行するときは、車内の乳幼児の見落としを防止する装置を装備しなければならないとする規定を設けることといたします。

次に、3つ目といたしまして、改正された省令基準に従い、家庭的保育事業等を行う者が他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、家庭的保育事業等を利用している乳幼児の保育に直接従事する職員は、利用乳幼児の保育に支障が生じない場合に限り、併設する施設の職員を兼ねることができることといたします。

次に、4つ目といたしまして、改正された省令基準に従い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除いたします。

次に、5つ目といたしまして、改正された省令基準を参酌し、家庭的保育事業等を行う事業所において講ずるよう努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないことといたします。

最後に、6つ目といたしまして、その他規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は、令和5年4月1日といたします。ただし、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除する改正規定及び規定の整理を行う改正規定の施行日は公布の日といたします。

次に、議案第10号亀山市待機児童館条例等の一部改正についてでございますが、子ども・子育て

て支援法の一部が改正されましたことに伴い、関係する3つの条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による改正としまして、亀山市待機児童館条例の一部を改正し、同条例で引用している法第19条から第2項が削られることに伴う規定の整理を行うことといたします。

次に、第2条による改正といたしまして、亀山市子ども・子育て会議条例の一部を改正し、同条例で引用している法第77条が第72条に繰り上げられることに伴う規定の整理を行うことといたします。

次に、第3条による改正といたしまして、亀山市認定こども園条例の一部を改正し、同条例で引用している法第19条から第2項が削られることに伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は、令和5年4月1日といたします。

次に、議案第11号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画の策定等に関する基準の新設等が行われました。

市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法の規定により、省令基準を参酌して条例で定めることとされていることから、改正後の省令基準を参酌し、当該安全計画の策定等に関する基準の新設等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、放課後児童健全育成事業者は、安全計画を策定しなければならないとする規定等を設けることといたします。

次に、2つ目といたしまして、放課後児童健全育成事業者が、利用者の移動のために自動車を運行するときは、乗降の際に利用者の所在を確認しなければならないとする規定を設けることといたします。

次に、3つ目といたしまして、放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するよう努めなければならないとする規定等を設けることといたします。

最後に、4つ目といたしまして、放課後児童健全育成事業所において講ずるよう努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないことといたします。

なお、施行日は、令和5年4月1日とし、施行日から令和6年3月31日までの間、放課後児童健全育成事業者は、安全計画を策定しなければならないとする規定等につきまして、これを努力義務とする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第12号亀山市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、健康保険法施行令の一部が改正され、被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金の金額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金のうち、ただし

書の規定により加算する額を除く支給額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げることといたします。

なお、施行日は、令和5年4月1日とし、施行日前における出産につきましては、なお従前の例によるとする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第13号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられましたことから所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の課税限度額を基礎課税額（医療分）にあつては63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額（後期分）にあつては19万円から20万円に引き上げることといたします。

なお、施行日は令和5年4月1日とし、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することといたします。

次に、議案第14号亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備についてでございますが、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の定年を段階的に引き上げる規定並びに管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する規定が令和5年4月1日から施行されること等から、関係する4つの条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、職員の定年が引き上げられ、管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に関する規定が設けられること等に伴い、関係する条例の規定につきまして整備を行うことといたします。

改正内容は、まず第1条による改正といたしまして、亀山市職員の定年等に関する条例の一部を改正し、医師の定年につきましては、段階的な引上げを行わないことといたします。

次に、第2条による改正でございますが、亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、1つ目といたしまして、定年の引上げに伴う特例措置を設けることといたします。

次に、2つ目といたしまして、地方公務員法の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

次に、第3条による改正といたしまして、亀山市職員給与条例の一部を改正し、地方公務員法の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

最後に、第4条による改正としまして、亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正し、暫定再任用職員には昇給の基準、扶養手当及び住居手当に係る規定を適用しないことといたします。

なお、施行日は、令和5年4月1日といたします。

○議長（森 美和子君）

説明の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時54分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き提案理由の説明をお願いいたします。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、休憩前に引き続き提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

続きまして、議案第15号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1億3,473万4,000円を減額し、補正後の予算総額を236億2,404万3,000円といたしております。

最初に、繰越明許費補正につきましては、農業支援対策事業など、年度内に完成が見込めない13事業について繰越明許費の追加をいたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、契約額の確定により、校務用サーバー等賃借料など2事業について限度額の変更をいたしております。

次に、地方債補正につきましては、国土強靱化緊急対策事業を追加し、公共施設等適正管理推進事業など5事業について、事業費の確定などに伴い変更をいたしております。

続きまして、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、一般職員の退職手当を増額し、民生費につきましては、生活保護費国庫負担金の過年度返還金を計上するほか、衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費について増額をいたしております。

農林水産業費につきましては、森林経営管理事業について決算見込みにより減額いたしております。

土木費につきましては、橋梁長寿命化修繕事業や公園施設長寿命化事業について、国の事業費の追加配分により増額し、下水道事業会計の補正予算に伴い繰出金を減額いたしております。

教育費につきましては、校務支援システム事業について、契約額の確定により減額をいたしております。

諸支出金につきましては、庁舎建設基金積立金及び森林環境整備基金積立金を増額いたしております。

続きまして、歳入の主な補正内容をご説明申し上げます。

国庫支出金につきましては、ワクチン接種事業費負担金について、事業費の決算見込みにより増額するほか、公園施設長寿命化事業について、国の事業費の追加配分により増額いたしております。

寄附金につきましては、社会福祉費寄附金を増額し、繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整として財政調整基金繰入金を減額し、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金を増額いたしております。

諸収入につきましては、広域連合委託金を減額し、市債につきましては、事業費の確定などにより減額いたしております。

次に、議案第16号令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ434万6,000円を追加し、補正後の予算総額を46億9,313万1,000円といたしております。

主な補正内容は、歳出において国民健康保険事業運営基金を増額し、歳入において一般会計繰入金を増額いたしております。

次に、議案第17号令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ2,919万7,000円を追加し、補正後の予算総額を11億1,421万6,000円といたしております。

主な補正内容は、令和3年度療養給付費市町負担金の精算に伴い、歳入において、三重県後期高齢者医療広域連合からの返還金を増額し、歳出において、一般会計への繰出金を増額いたしております。

次に、議案第18号令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費の工事請負費の確定などにより2,600万円を減額し、補正後の予定額を5億5,500万円といたしております。

次に、議案第19号令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主な補正内容は、収益的支出において、流域下水道維持管理負担金の精算等により、3,184万8,000円を減額し、補正後の予定額を16億1,495万2,000円といたしております。

また、資本的支出において、農業集落排水事業債の償還のため、基金積立金852万7,000円を増額し、補正後の予定額を18億1,332万7,000円といたしております。

次に、議案第20号令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費700万円を減額し、補正後の予定額を1億3,680万円といたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号令和5年度亀山市一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は213億9,000万円で、前年度当初予算に比べて6億8,700万円、3.1%の減といたしております。

初めに歳入でございますが、市税につきましては、個人市民税や法人市民税などの増収により、前年度比で3億9,030万円、3.9%増となる103億870万円を計上いたしました。

次に、国庫支出金につきましては、亀山駅周辺整備事業、図書館整備事業の減などにより、前年度比で22.0%減の24億8,083万8,000円を計上いたしました。

これらのことから、繰入金につきましては、財政調整基金から前年度比6,000万円減となる7億3,000万円などの繰入れを行い財源といたしております。

また、市債につきましては、普通交付税から振り替えられる臨時財政対策債2億8,000万円を計上するほか、亀山駅周辺整備事業に係る都市計画事業債の減などにより、前年度比で58.4%減の5億3,120万円を計上いたしました。

続きまして、歳出でございますが、昨今の国際情勢などの影響によるエネルギー価格の高騰に伴う各公共施設の光熱水費等、総合環境センターの施設管理費や人件費などの経常経費が増額となりました。費目別では、総務費では地区コミュニティセンター充実事業などにより6.4%増の22億6,507万2,000円、市民生活を支える民生費は、障がい者（児）自立支援事業や後期高齢者医療事業繰出金などにより1.5%増の過去最高額の75億8,539万7,000円、衛生費で

は、溶融処理施設管理費などにより11.5%増の28億3,712万4,000円となった一方で、土木費では、亀山駅周辺整備事業の減などにより前年度比21.5%減の19億6,771万3,000円、教育費では、図書館整備事業の減などにより前年度比23.1%減の24億1,708万円となっております。

また、令和5年度に取り組む主な事業について、第2次総合計画の施策大綱別にご説明申し上げます。

初めに、「快適さを支える生活基盤の向上」では、交通量が増加傾向にある市道川合9号線の拡幅に着手するとともに、防災資機材の充実を図ることで災害時の応急対策の充実強化を図ります。また、鈴鹿関跡の保存と活用を図るため、史跡指定地の公有地化を行います。

次に、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」では、滋賀医科大学との共同研究を通じて、医療センターに医師を配置することで地域医療体制の確保を図るとともに、アプリd e ウェルネス推進事業において、歩数計やポイント管理機能を有するアプリを導入し、市民の主体的な健康活動を促進するほか、健康に関する講座や実践活動を行う（仮称）健康都市大学を開校いたします。また、県下初となる带状疱疹ワクチンの予防接種に対する助成を行います。

次に、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」では、産業振興条例に基づき、市内事業所の新設・増設に対し奨励金を交付するほか、猿による農作物や人的被害防止に向けた対策に重点的に取り組みます。

次に、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」では、妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの機能を強化し、伴走型相談支援や出産・子育て応援ギフトの支給を行うとともに、公立保育所等で使用済紙おむつを処分することとし、子育て世帯の負担を軽減いたします。また、老朽化が進む亀山東小学校体育館の屋根の改修を行います。

次に、「市民力・地域力の活性化」では、自立した地域まちづくり活動の促進のため、地域まちづくり協議会の組織強化につながるよう、引き続き支援を行うとともに、城東地区コミュニティセンターを整備し、旧施設を解体いたします。また、市民活動の快復に向け、地域の担い手の発掘・育成として、会議ファシリテーションの研修等を開催するほか、亀山市納涼大会の再開に対する支援を行います。

次に、「行政経営」では、行政DXの推進のため、内部情報ネットワークの無線LAN化やAI・RPA導入業務の拡充を行います。

以上が一般会計の概要でございます。

次に、議案第22号令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出の予算の総額は47億8,610万円で、前年度比5.9%の増といたしております。これは、主に保険給付費の増によるものでございます。

次に、議案第23号令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は11億3,420万円で前年度比4.9%の増といたしております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

次に、議案第24号令和5年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は18億3,090万円で、前年度比2.0%の増といたしております。

主な事業としまして、資本的支出において、みどり町、井尻町で配水管改良工事を実施するほか、

亀山配水池で緊急遮断弁設置工事を実施いたします。

次に、議案第25号令和5年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は8,660万円で、前年度比34.1%の減といたしております。現在、3事業者に工業用水を供給しており、施設設備の適切な維持管理に努めます。

次に、議案第26号令和5年度亀山市下水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は34億90万円で、前年度比1.2%の減といたしております。

主な事業といたしまして、資本的支出において、川崎町、能褒野町、阿野田町などで管渠布設工事及び舗装復旧工事を実施いたします。

次に、議案第27号令和5年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は21億9,460万円で、前年度比4.1%の増といたしております。

主な事業といたしまして、病院総合情報システムのサーバー等の機器を購入いたします。

以上、簡単ではございますが、一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の令和5年度当初予算の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号から議案第30号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である樺世11号線、樺世12号線及び田村27号線の市道路線の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第31号及び議案第32号の市道路線の認定及び廃止についてでございますが、道路改良に伴い設置された新規路線である亀山市斎場線及び住山団地31号線の路線の認定並びにこれらに伴う亀山市斎場線、住山団地31号線及び住山団地32号線の路線の廃止につきまして、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第1号専決処分の報告についてでございますが、天神二丁目地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、令和5年2月6日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号専決処分の報告についてでございますが、津市芸濃町椋本地内において発生した庁用車両による人身事故に伴う物件損害分に係る損害賠償の額を定めることにつきまして、令和5年2月6日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号専決処分の報告についてでございますが、羽若町地内において発生した枝木伐採作業中における物損事項に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、令和5年2月13日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、本議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和4年度各会計補正予算及び令和5年度各会計予算の補足説明を求めます。
山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

それではまず初めに、本年度各会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第15号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について、補正予算書5ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費補正につきましては、農業支援対策事業など13事業について、事業進捗や国の事業費の追加配分により年度内完成が見込めないことから、やむを得ず翌年度へ繰越しを行うため、繰越明許費の追加を行うものであります。

次に、第3表 債務負担行為補正につきましては、校務用サーバー等賃借料及び校務支援システム管理事業について、契約額の確定により既に定めた債務負担行為限度額の変更を行うものでございます。

次に、第4表 地方債補正につきましては、国土強靱化緊急対策事業を追加するとともに、次の6ページにつきましては、公共施設等適正管理推進事業など5事業について、地方債の活用を取りやめたもの及び事業費の確定などに伴い限度額を変更するものでございます。

次に、予算に関する説明書からご説明申し上げますが、最終の補正でございますので、事業費の確定や決算見込みによる減額補正が多くなっておりますので、ご理解賜りたく存じます。

最初に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

23ページをご覧ください。

下段の第2款総務費、総務管理費、一般職員人件費3,448万2,000円につきましては、退職手当5名分を増額し、次の一般管理費1,633万円の減額につきましては、会計年度任用職員に係る職員社会保険料等の決算見込みにより減額いたしました。

27ページをご覧ください。

中段の地区コミュニティセンター充実事業500万円の減額につきましては、決算見込みにより減額いたしました。

次に、31ページをご覧ください。

上段の徴税费、市税還付金等1,544万1,000円の減額につきましては、過年度税過納還付金を決算見込みにより減額いたしました。

次に、35ページをご覧ください。

選挙費、市議会議員選挙費1,962万6,000円の減額につきましては、10月に実施をいたしました市議会議員選挙の事業費確定により減額をいたしました。

次に、37ページをご覧ください。

中段の第3款民生費、社会福祉費の住居確保給付金支給事業530万円の減額及び下段の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業1,500万円の減額につきましては、決算見込みにより減額をいたしました。

次に、39ページをご覧ください。

下段の老人福祉費の総合事業1,254万円の減額及び任意事業670万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により介護予防教室等が中止になったことなどにより減額

をいたしました。

次に、45ページをご覧ください。

上段の生活保護費の一般管理費4,054万円につきましては、令和3年度生活保護費国庫負担金の精算により、過年度国庫支出金返還金を増額いたしました。

下段の第4款衛生費、保健衛生費の特定健康診査事業1,319万8,000円の減額につきましては、受診者の減等により減額をいたしました。

次に、47ページをご覧ください。

上段の三重大学亀山地域医療学講座支援事業1,000万円の減額につきましては、三重大学との協定を変更したことに伴い減額し、次の子育て世代包括支援事業1,127万1,000円の減額につきましては、健康診査の受診者の減等により減額をいたしました。

下段の予防衛生事業6,518万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費について増額するほか、次ページの令和3年度国庫補助金等の精算により、過年度国庫支出金返還金を増額いたしました。

次に、下段の浄化槽整備事業700万円の減額につきましては、交付申請の減により減額いたしました。

次に、57ページをご覧ください。

中段の第6款農林水産業費の森林経営管理事業2,294万6,000円の減額につきましては、森林整備のできる範囲が当初予定より減少したため減額をいたしました。

次に、61ページをご覧ください。

中段の第8款土木費、道路橋梁費の小野白木線整備事業3,076万5,000円の減額につきましては、事業費の確定により減額をいたしました。

下段の道路舗装事業1,001万9,000円の減額及び次の舗装老朽化対策事業1,200万円の減額につきましては、事業費の確定などにより減額をいたしました。

次に、63ページをご覧ください。

上段の橋梁長寿命化修繕事業1,900万円につきましては、国の事業費の追加配分により増額し、中段の河川費、河川維持修繕費1,530万円の減額につきましては、事業費の確定などにより減額をいたしました。

下段の都市計画費、下水道事業6,875万2,000円の減額につきましては、下水道事業会計の補正予算に伴い減額いたしました。

次に、65ページをご覧ください。

中段の公園施設長寿命化事業3,000万円につきましては、国の事業費の追加配分により増額いたしました。

次に、67ページをご覧ください。

上段の住宅費、民間活用市営住宅事業840万円の減額につきましては、年度内での借り上げ型公営住宅の新規借り上げが見込めなくなったことにより減額をいたしました。

下段の第9款消防費の庁舎管理費520万円の減額につきましては、空調設備の整備手法を見直したことにより減額いたしました。

次に、71ページをご覧ください。

上段の第10款教育費、小学校費の個の学び支援事業560万円の減額につきましては、介助員の配置予定が変更などになったことにより減額をいたしました。

次に、79ページをご覧ください。

上段の教育研究費、校務支援システム事業1,250万円の減額につきましては、契約額の確定により減額をいたしました。

中段の第11款公債費、利子償還金1,000万円の減額につきましては、令和3年度の繰越明許に伴い借入額が減少したことにより減額いたしました。

次に、81ページをご覧ください。

中段の第12款諸支出金、基金費の地域福祉基金積立金3,649万6,000円につきましては、寄附を受けた有価証券を現金化し積み立てることとしたことなどにより増額をいたしました。

下段の庁舎建設基金積立事業4,849万7,000円につきましては、今回の補正予算における財源により本年度の積立額を5,000万円といたしました。

次に、83ページをご覧ください。

下段の森林環境整備基金積立金2,910万6,000円につきましては、森林経営管理事業の事業進捗により積立てを行い、翌年度での事業執行に当たるものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして、11ページをご覧ください。

中段の第14款使用料及び手数料、浴場使用料745万円の減額につきましては、総合保健福祉センターをワクチン接種会場として使用いたしましたことに伴い、白鳥の湯を休館したことにより減額いたしました。

下段の第15款国庫支出金、国庫負担金のワクチン接種事業費負担金5,018万2,000円につきましては、ワクチン接種の事業費の決算見込みにより増額いたしました。

次に、13ページをご覧ください。

中段の第15款国庫支出金、国庫補助金の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金1,500万円の減額及びセーフティネット強化等交付金570万円の減額につきましては、住民税非課税世帯や低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の決算見込みにより減額いたしました。

次のワクチン接種事業費補助金547万円の減額につきましては、ワクチン接種の事業費の決算見込みにより減額いたしました。

次の道路交通安全対策事業費補助金719万8,000円及び社会資本整備総合交付金1,500万円につきましては、橋梁長寿命化修繕事業及び公園施設長寿命化事業について、国の事業費の追加配分により増額いたしました。

次に、17ページをご覧ください。

下段の第18款寄附金、社会福祉費寄附金3,649万6,000円につきましては、匿名希望の方から保健福祉増進のためにとの寄附がございましたことなどから計上いたしました。

次に、19ページをご覧ください。

中段の第19款繰入金、基金繰入金の財政調整基金繰入金2億962万円の減額につきましては、今回の補正予算の財源調整により減額し、下段の特別会計繰入金の国民健康保険事業特別会計繰入金554万3,000円の減額につきましては、特定健診受診者数が見込みより少なかったことに

より減額をいたしました。

次に、21ページをご覧ください。

上段の後期高齢者医療事業特別会計繰入金2,919万7,000円につきましては、広域連合における令和3年度療養給付費市町負担金の精算に伴い返還金が生じたため、一般会計に繰り入れるものでございます。

中段の第21款諸収入、雑入の広域連合委託金2,024万円の減額につきましては、鈴鹿亀山地区広域連合から委託を受けている介護保険地域支援事業の総合事業などの決算見込みにより委託金を減額し、次の生活保護費返還金857万2,000円につきましては、受給者からの生活保護費の返還金が生じたことなどにより計上し、また県市町村振興協会交付金765万9,000円につきましては、少子化に係る事業に対して交付されるものであり、児童福祉費の給付事業の財源として計上いたしました。

下段の第22款市債につきましては、緊急自然災害防止対策事業債など事業費の確定により減額し、また国土強靱化緊急対策事業債850万円につきましては、国の事業費の追加配分により増額の財源として充当いたしました。

続きまして、議案第16号令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、98ページ上段をご覧ください。

歳出の第3款国民健康保険事業費納付金、一般被保険者療養給付費分から、下段の介護納付金分につきましては、財源を変更いたしました。

次に、101ページ中段の第5款保健事業費、特定健康診査等事業費554万3,000円の減額につきましては、本年度の支出実績を勘案して決算見込みにより減額いたしました。

次に、103ページ下段の第6款諸支出金の国民健康保険事業運営基金1,010万円につきましては、余剰金を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして96ページをご覧ください。

上段の第3款県支出金、保険給付費等交付金の特別交付金657万6,000円の減額につきましては、特定健康診査等負担金の交付決定などにより減額をいたしました。

下段の第5款繰入金の保険基盤安定繰入金1,212万6,000円につきましては、一般会計からの繰入金の確定によるものでございます。

続きまして、議案第17号令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、112ページの歳出をご覧ください。

第3款諸支出金、一般会計繰出金2,919万7,000円につきましては、令和3年度療養給付費市町負担金の精算に伴うものでございます。

戻りまして、110ページの歳入をご覧ください。

第4款諸収入、雑入2,919万7,000円につきましては、令和3年度療養給付費市町負担金の精算に伴う後期高齢者医療広域連合からの返還金を計上いたしました。

続きまして、議案第18号令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について、118ページをご覧ください。

資本的収入につきましては、工事費の確定により工事負担金2,835万6,000円を減額し、119ページの資本的支出につきましては、工事費の確定により2,600万円を減額いたしまし

た。

続きまして、議案第19号令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について、127ページをご覧ください。

上段の収益的収入につきましては、今回の補正に伴い、一般会計補助金3,190万6,000円を減額いたしました。

下段の収益的支出につきましては、執行見込みにより修繕費300万円、流域下水道維持管理負担金2,000万円、企業債利息800万円を減額いたしました。

次に、128ページ上段の資本的収入につきましては、受益者負担金9,800万円の増加を見込むことから、公共下水道事業債5,900万円を減額しました。また、今回の補正に伴い一般会計出資金3,600万円を減額いたしました。

下段の資本的支出につきましては、基金積立金852万7,000円を農業集落排水事業債償還基金積立金として増額いたしました。

議案第20号令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について、137ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、下段の資本的支出につきましては、入札差金が生じたことなどにより器械備品費700万円を減額いたしました。

上段の資本的収入につきましては、建設改良費の減額に伴い、その財源となる企業債660万円を減額いたしました。

以上で本年度各会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、新年度各会計予算について、新規事業や前年度と比較して大きく変わったものを中心に補足説明をさせていただきます。

まず議案第21号令和5年度亀山市一般会計予算についてでございますが、予算書の6ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為につきましては、市勢要覧作成業務委託料など新規17件を計上いたしました。

次に、第3表 地方債につきましては、臨時財政対策など7事業、限度額合計5億3,120万円を計上いたしました。

次に、歳入につきまして、予算に関する説明書からご説明をいたします。

10ページをご覧ください。

第1款市税のうち、市民税の個人につきましては、納税義務者数の増加などにより、前年度比8,770万円の増、26億9,690万円を計上いたしました。

次に、法人につきましては、主要事業所の決算見込み調査を基に、前年度比2億6,100万円増の8億6,900万円を計上いたしました。

次に、下段の固定資産税につきましては、土地については前年とほぼ同額を、また家屋は新築の増加を見込み増額、償却資産は大規模な設備投資が見込めないことから減額しており、12ページ上段の合計欄のとおり、前年度比790万円減の54億4,250万円を計上いたしました。

次に、下段の市たばこ税につきましては、売上げ本数の伸びを見込み、前年度比2,600万円

増の3億4,900万円を計上いたしました。

次に、16ページをご覧ください。

上段の第2款地方譲与税から22ページ中段までお進みいただきまして、第12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、地方財政計画や令和4年度決算見込額等を勘案し計上いたしました。

このうち、22ページ上段の第11款地方交付税につきましては、前年度比1億2,600万円減となる23億1,400万円で、内訳は普通交付税が19億1,400万円、特別交付税が前年度同額の4億円を計上いたしました。

次に、28ページをご覧ください。

下段の第15款国庫支出金、第1項国庫負担金につきましては、保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業費負担金の減などにより、合計欄のとおり、前年度比2,978万2,000円減の19億864万8,000円を計上いたしました。

次に、30ページの第2項国庫補助金につきましては、下段の都市計画費補助金の亀山駅周辺整備事業に係る社会資本整備総合交付金の減などにより、32ページ上段の合計欄のとおり、前年度比6億7,003万6,000円減の5億5,970万5,000円を計上いたしました。

次に、40ページをご覧ください。

下段の第19款繰入金、基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、令和5年度の予算の財源調整のため、前年度比6,000万円減の7億3,000万円を計上いたしました。

次に、50ページをご覧ください。

下段の第22款市債につきましては、臨時財政対策債では、地方交付税からの振替分として、前年度比1億5,000万円減の2億8,000万円を計上いたしました。

土木債では、川合9号線整備事業や舗装老朽化対策事業などに道路整備事業債などを充当することから8,290万円を計上いたし、市債合計で前年度比7億4,490万円減の5億3,120万円を計上いたしました。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

79ページをご覧ください。

下段の第2款総務費、総務管理費、移住交流促進事業838万円につきましては、定住支援員及び移住・交流促進アドバイザーの配置、移住体験会の開催のほか、東京圏からの移住者が企業に就職するなどし、市内に居住された場合の支援を行う移住・就業マッチング支援事業に要する費用を計上いたしました。

次に、85ページをご覧ください。

下段の地域まちづくり協議会支援事業2,754万円は、地域まちづくり協議会の活動を支援するための経費で、地域予算制度としての地域活性化支援事業補助金300万円と地域まちづくり交付金2,200万円のほか、地域まちづくりを推進するためのアドバイザー派遣や地域の担い手育成のための研修会開催に要する費用などを計上いたしました。

その下の地区コミュニティセンター充実事業1億680万円につきましては、城東地区まちづくり協議会の新たな活動拠点施設の確保に向け、城東地区コミュニティセンターを市民協働センター

敷地内に整備するとともに、旧城東地区コミュニティセンターを解体し、駐車場として整備する費用などを計上いたしました。

次に、８９ページをご覧ください。

中段の防災情報伝達システム整備事業８００万円につきましては、市民の安全を確保するための情報を迅速に発信し、確実に伝達するシステムの実施設計を行うための委託料を計上いたしました。

その下の災害時応急活動充実・強化事業２，４７７万２，０００円につきましては、公益財団法人Ｂ＆Ｇ財団と連携し防災資機材の充実等を図ることで、災害時における応急対策活動の充実・強化を進めるための費用などを計上いたしました。

次に、９１ページをご覧ください。

中段の住民情報系システム事業１億１，２５５万円につきましては、総合住民情報システム等の安定稼働を図るとともに、地方公共団体情報システム標準化に向けた比較分析のための費用などを計上いたしました。

次に、１０３ページをご覧ください。

上段の戸籍住民基本台帳費、マイナンバーカード交付事業２，８５７万円につきましては、マイナンバーカードの交付に関する経費で、市内４郵便局と連携し申請機会の拡充を図るなど、普及促進に向けた費用などを計上いたしました。

次に、１０７ページをご覧ください。

中段の選挙費、県議会議員選挙費２，１００万円につきましては、令和５年４月に執行予定の県議会議員選挙費用で、投票立会人報酬やポスター掲示場設置、選挙人名簿作成などの委託料等を計上いたしました。

次に、１１５ページをご覧ください。

下段の第３款民生費、社会福祉費、地域団体支援事業９，０４９万４，０００円のうち、民生委員児童委員協議会連合会補助金７２８万１，０００円につきましては、活動の活性化やひきこもりの支援体制の強化などを図るため、増額計上いたしました。

その下の地域福祉力向上重層的支援体制整備事業２，３３４万円につきましては、世帯における福祉課題を受け止め、子供、障がい、高齢、生活困窮といった分野を超えた重層的な支援体制の充実・強化を図るための費用などを計上いたしました。

次に、１２３ページをご覧ください。

中段の高齢者保健・介護予防一体的実施事業５５６万５，０００円につきましては、高齢者の疾病予防・重症化予防、生活機能の改善を図るため、健診・医療・介護に関するデータを活用・分析し、健康上のリスクが高い方への個別支援や、高齢者の集まる機会を活用して医療専門職による健康教育や健康相談を行うための費用などを計上いたしました。

次に、１４７ページをご覧ください。

上段の児童福祉費、ＩＣＴ化推進事業３６３万円につきましては、子供の登降園管理等を行うことのできる保育総合支援システムを保育所等に導入することに伴う使用料を計上いたしました。

次に、１６１ページをご覧ください。

上段の第４款衛生費、保健衛生費、子育て世代包括支援事業１億１，８７０万円につきましては、国の出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援、出産・子育て応援ギフトに取り組むなど、

子育て世代包括支援センターによる妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援の充実を図るための費用などを計上いたしました。

下段の滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業2,520万円につきましては、滋賀医科大学との共同研究を通じて、医療センターに整形外科常勤医師を配置することで地域医療体制を確保し、救急や手術・入院に対応できる安心の医療を提供するための費用などを計上いたしました。

次に、163ページをご覧ください。

中段の健康都市大学創設・運営事業600万円につきましては、市民の主体的な健康づくり活動の大切さや健康都市の考え方の浸透を図るため、健康に関する講座や実践活動を行う（仮称）健康都市大学を開校するための費用などを計上いたしました。

その下のアプリd e ウェルネス推進事業950万円につきましては、歩数計やポイント管理機能などを有するスマホアプリを導入し、市民の主体的な健康活動を促進するための費用などを計上いたしました。

次に、165ページをご覧ください。

下段の予防接種費用助成事業1,430万円につきましては、インフルエンザ、水痘、おたふく風邪等に加え、帯状疱疹予防接種委託料及び助成金を新たに追加し、市民のさらなる健康保持・増進を図るための費用などを計上いたしました。

次に、179ページをご覧ください。

上段の清掃費、溶融処理施設管理費の大規模整備事業1億4,590万円につきましては、ごみ溶融処理施設設備の水砕装置・水砕スラグ磁選装置更新などに係る工事請負費を計上いたしました。

次に、189ページをご覧ください。

下段の第6款農林水産業費、獣害対策事業3,540万円につきましては、猿による農作物被害の増加や人的被害の発生を受け、生息環境調査の実施など、被害防止に向けた対策を重点的に取り組むための費用などを計上いたしました。

次に、191ページをご覧ください。

下段のサステナブル農業奨励事業1,160万円につきましては、農業基盤の維持・発展を図るため、農業法人、認定農業者及び認定新規就農者を支援するための費用などを計上いたしました。

次に、199ページをご覧ください。

下段の森林経営管理事業6,180万円につきましては、森林経営管理法に基づき、森林所有者の意向確認や境界確認、間伐を行うものであり、坂下地区などで森林基盤調査、境界明確化、間伐に係る経費などを計上いたしました。

次に、205ページをご覧ください。

上段の第7款商工費、団体支援事業1,452万円につきましては、本市の伝統である亀山大市の復活に向け、商業団体連合会事業補助金などを計上いたしました。

その2つ下の地域ブランド推進事業322万円につきましては、本市の持つ様々な地域資源や優位性を発掘・磨き上げ、市内外に戦略的に情報を発信し、市のブランド力を向上させることで生産者の生産意欲や販売意欲を高めるとともに、シビックプライドの醸成につなげるための費用などを計上いたしました。

次に、209ページをご覧ください。

下段の観光プロモーション推進事業1,198万円につきましては、観光サイトの「観光三重」における特設ウェブサイトへの掲載や、メディアとのタイアップ、インフルエンサーによる情報発信など、積極的にプロモーション活動を展開するための費用などを計上いたしました。

次に、211ページをご覧ください。

下段の開発費、産業振興奨励事業8,087万円につきましては、産業振興条例に基づき、事業所の新設及び増設を行った奨励措置指定事業者4社に対する奨励金を計上いたしました。

次に、223ページをご覧ください。

中段の第8款土木費、道路橋梁費、川合9号線整備事業2,200万円につきましては、宅地開発等により交通量が増加傾向にある市道川合9号線の全線拡幅に着手することとし、設計等委託料を計上いたしました。

次に、225ページをご覧ください。

上段の舗装老朽化対策事業5,200万円、中段の橋梁長寿命化修繕事業7,600万円につきましては、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、道路や橋梁の整備等を行うため計上いたしました。

次に、229ページをご覧ください。

下段の都市計画費、景観づくり推進事業220万円につきましては、平成20年度に策定した亀山市景観計画を改定し、本市の特色である歴史的資産や自然景観と調和する景観づくりを進めるため委託料を計上いたしました。

その下の都市マスタープラン策定事業680万円につきましては、次期都市マスタープランや立地適正化計画の策定を見据え、都市が抱える防災上のリスクの調査等を行うための委託料を計上いたしました。

次に、233ページをご覧ください。

下段の公園施設長寿命化事業7,300万円につきましては、亀山公園の大型総合遊具を更新するとともに、インクルーシブ要素を取り入れた遊具を整備し、利用者の利便性と安全性を向上させるため、工事請負費を計上いたしました。

次に、247ページをご覧ください。

中段の第9款消防費、防災基盤整備事業の車両整備費1,740万円につきましては、消防団の小型動力ポンプ付軽積載車2台の更新、その2つ下の緊急防災事業の防火水槽整備事業1,690万円につきましては、市内に40トン級の防火水槽を設置するための工事請負費を計上いたしました。

その下の消防指令業務共同運用事業498万9,000円につきましては、津市、鈴鹿市、亀山市で消防指令センターを共同で整備し運用を図るための負担金を計上いたしました。

次に、251ページをご覧ください。

上段の第10款教育費、教育総務費、学校施設長寿命化計画策定事業499万円につきましては、学校施設の適正な管理と計画的な修繕、改築等の推進に向け、学校施設長寿命化計画の策定委託料を計上いたしました。

次に、255ページをご覧ください。

下段の小学校費、施設整備費3,491万円につきましては、亀山東小学校体育館の屋根を改修するための工事請負費などを計上いたしました。

次に、287ページをご覧ください。

上段の社会教育費、鈴鹿関跡学術調査事業3,170万円につきましては、令和3年3月に国の史跡指定を受けた鈴鹿関跡の保存と活用を図るため、史跡指定地の公有化を進めるため用地購入費などを計上いたしました。

次に、289ページをご覧ください。

下段のまちの記録編さん事業638万円につきましては、平成から令和にかけての亀山市の移り変わりを記録するまちの記録を編さんするための作成委託料を計上いたしました。

次に、291ページをご覧ください。

下段のかめやま文化年事業350万円につきましては、「かめやま文化年2024」の展開に向け、実行委員会を設置し、準備を進めるための費用などを計上いたしました。

次に、299ページをご覧ください。

中段の保健体育費、東野公園体育館改修事業880万円につきましては、指定避難所である東野公園体育館に空調設備と自家発電設備を整備し、災害時における避難所機能の強化を図るため、設計等委託料を計上いたしました。

次に、309ページをご覧ください。

上段の教育研究費、少人数教育推進事業2,624万円につきましては、少人数教育推進教員を配置し、過密学級の解消を図ることで、小・中学校におけるきめ細やかな指導に取り組むための費用などを計上いたしました。

次に、315ページをご覧ください。

上段の適応指導教室事業1,103万円につきましては、不登校児童・生徒の学習機会の確保を図るため、令和3年度から開設した「子どもの居場所」について、受入れ体制の充実を図るための費用などを計上いたしました。

次に、322ページをご覧ください。

人件費でございますが、各費目にわたっておりますので、ここでご説明を申し上げます。

まず上段の1. 特別職でございますが、前年度と比較しまして合計欄の最下段、645万4,000円の減額となりました。

主な要因といたしましては、その他の特別職につきまして、選挙の立会人報酬等の減額でございます。

また、その他の手当につきましては、退職手当の減額でございます。

続きまして下段の2. 一般職でございますが、合計欄下段、1億766万9,000円の増額といたしました。

主な要因といたしましては、職員手当について、期末・勤勉手当減額調整の戻り分の増額などによるものでございます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、各特別会計予算について補足説明を申し上げます。

最初に、議案第22号令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますが、

338ページの歳入をご覧ください。

第1款国民健康保険税につきましては、令和4年度の課税データから所得、被保険者数、世帯数を見込み、前年度比3,175万2,000円増の8億330万2,000円を計上いたしました。

次に、340ページ上段の第3款県支出金36億3,672万9,000円のうち、普通交付金35億3,498万5,000円は、市が支出する保険給付費に対して交付されるものであり、特別交付金1億174万4,000円は、市が実施する保健事業など、個別の事情に応じて交付されるものでございます。

次に、中段の第5款繰入金3億2,755万6,000円につきましては、一般会計からの繰入金であり、保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金など法定繰入れ分を計上いたしました。

続きまして、348ページの歳出をご覧ください。

中段の第2款保険給付費、療養諸費につきましては、被保険者の状況を考慮し医療費の実績から伸び率を見込み、下段の合計欄のとおり、前年度比2億214万4,000円増の31億196万6,000円を計上いたしました。

次に、350ページ上段の第2項高額療養費につきましても、被保険者の状況と医療費の伸び率を見込み、中段の合計欄のとおり、前年度比1,497万2,000円増の4億4,417万9,000円を計上いたしました。

次に、354ページ中段の第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営主体である県への納付金であり、医療給付費分は、下段の合計欄のとおり7億1,392万2,000円を、356ページ上段の後期高齢者支援金等分は、2億7,240万2,000円を、中段の介護納付金分は7,688万1,000円を計上いたしました。

次に、議案第23号令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、372ページの歳入をご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の積算資料から、前年度比130万8,000円増の5億119万8,000円を計上いたしました。

下段の第3款繰入金につきましては、一般会計繰入金として6億3,144万9,000円を計上いたしました。

次に、378ページの歳出をご覧ください。

中段の第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、療養給付費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金など、広域連合への負担金で、前年度比5,229万6,000円増の11億1,967万円を計上いたしました。

続きまして、各企業会計予算について補足説明を申し上げます。

まず議案第24号令和5年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、387ページをご覧ください。

収益的収入につきましては、給水収益は給水実績などを踏まえ9億円を、北勢水道給水収益は3億500万円を見込み計上するなど、水道事業収益を14億1,340万円としております。

次に、388ページ以降の収益的支出につきましては、北中勢水道に係る受水費2億9,562万円を計上するほか、人件費、減価償却費などを計上し、水道事業費用を12億9,580万円としております。

このうち、第2目配水及び給水費の389ページ上段の委託料につきましては、各施設の維持管理に伴う委託のほか、漏水修理業務委託など6,580万円を計上しております。

次に、391ページをご覧ください。

資本的収入につきましては、舗装復旧工事や公共下水道事業に伴う工事負担金8,575万1,000円などを計上し、合計で9,275万1,000円としております。

次に、392ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、配水管設計業務委託など委託料1,095万4,000円を計上するほか、水道施設耐震化工事・配水管改良工事など工事請負費3億8,770万円、企業債償還金1億2,936万4,000円などを計上し、合計で5億3,510万円としております。

次に、議案第25号令和5年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、409ページをご覧ください。

収益的収入につきましては、給水収益6,595万7,000円などを計上し、工業用水道事業収益を7,640万円としております。

410ページの収益的支出につきましては、動力費などの事業管理費や配水池等草刈り業務委託料、水源地施設の修繕費などを計上し、工業用水道事業費用5,999万2,000円としております。

次に、412ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、企業債償還金1,957万8,000円などを計上し、合計で2,660万8,000円としております。

次に、議案第26号令和5年度亀山市下水道事業会計予算についてでございますが、427ページをご覧ください。

収益的収入につきましては、営業収益で下水道使用料6億1,130万円などを計上し、営業外収益では、一般会計負担金4億3,517万7,000円、長期前受金戻入4億3,990万1,000円などを計上し、下水道事業収益を16億5,970万円としております。

次に、428ページ以降の収益的支出につきましては、営業費用でマンホールポンプのオーバーホールなどの修繕費2,000万円や、429ページの流域下水道維持管理負担金2億8,048万7,000円を計上するほか、430ページ中段の減価償却費7億9,444万2,000円などを計上しています。

また、営業外費用では、企業債利息1億5,845万7,000円などを計上し、下水道事業費用を16億5,970万円としております。

次に、431ページをご覧ください。

資本的収入につきましては、企業債6億9,870万円のほか、一般会計出資金3億905万9,000円、国庫補助金2億4,900万円などを計上し、合計で13億8,670万円としております。

次に、432ページからの資本的支出につきましては、下水管渠布設工事など工事請負費6億6,840万円、流域下水道建設負担金2億458万6,000円、433ページの企業債償還金6億6,360万円などを計上し、合計で17億4,120万円としております。

次に、議案第27号令和5年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、455ページ

をご覧ください。

収益的収入につきましては、医業収益で入院収益8億3,990万円、外来収益5億4,710万円、一般会計負担金1億720万円などを計上し、また医業外収益では、一般会計負担金1億4,130万5,000円、一般会計補助金149万5,000円などを計上し、病院事業収益を18億9,910万円としております。

次に、457ページ以降の収益的支出につきましては、給与費、薬品費などの材料費、減価償却費のほか病院管理運営に係る経費などを計上し、病院事業費用を18億9,910万円としております。

次に、461ページの資本的収入につきましては、企業債元金償還金に対する一般会計出資金2,532万8,000円、医療機器購入に係る企業債2億2,220万円などを計上し、合計で2億4,752万9,000円としております。

次に、462ページの資本的支出につきましては、工事請負費、器械備品費、リース資産購入費、企業債償還金など合計で2億9,550万円としております。

以上で新年度各会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 美和子君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

明日25日から3月7日までの11日間は、議案精査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

明日25日から3月7日までの11日間は、休会することに決定しました。

次の会議は3月8日午前10時から開き、令和5年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時08分 散会）

令和 5 年 3 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和5年3月8日（水）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 令和5年度施政及び予算編成方針に対する代表質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀渕輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	宇野勉君	教育委員会事務局参事	桜井伸仁君
監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君

選挙管理委員会
事務局 長

豊田昌子君

●事務局職員

事務局 長 渡邊靖文 書記 新山さおり
書記 西口幸伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書2件が提出され、会議システムに保存してありますのでご覧おきください。

次に日程第2、令和5年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

14番 岡本公秀議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

新和会の岡本公秀です。

3月議会の先鞭をつけて、代表質問を行わせていただきます。

コロナの災いによって社会は大きなダメージを受けましたが、新年度予算をてことして、このダメージを克服し、着実に前進する年になるように祈っております。

それでは通告に従い、施政方針、予算編成方針について代表質問を行います。

まず、令和5年度を快復の年と名づけた市長の思いと心構えとに関してお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

令和5年度予算、快復の年への市長の思いと心構えについてとのお尋ねでございますので、お答えをいたします。

長引くコロナ禍や緊迫の国際情勢に直面し、社会経済活動の縮小、萎縮が続いてまいりました。加えて、少子高齢社会やスマート社会の進展とも相まって、これら環境変化に適応した持続可能なまちづくりを行わなければなりません。このような中、私たち自治体は、このたびの感染症や自然

災害などのショック、経済不況などの環境変化やストレスに直面しても、素早く適応、復興し、さらに成長する強靱さが不可欠だと痛感いたしております。そのためには、レジリエンス、復元力、しなやかさを意味する言葉でありますけれど、この3年に及ぶコロナ禍という停滞を早期に克服をし、回復へとつなげたいと考えるものでございます。

一方、未曾有の感染症の脅威が長期に及んだ経験は、私たち一人一人の健康や人との関わり方への意識に大きな変化をもたらしました。新年度、本市は、新たに亀山市健康まちづくり計画をスタートさせますが、全ての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会にするために、ヘルシープロモーションを中核に捉えた健康都市政策や、市民のQOL向上、社会参加を充実・強化することで、緑の健都が実現できますよう取組を前進させてまいりたいと思います。

ここへ来て少しずつながらも地域行事や人の営みが動き出しつつございます。しかし、いまだ本物ではありません。したがって、令和5年度、長引くコロナ禍で痛みが生じた社会活動や市民活動が促進できる環境や、人と人がつながり、まちが輝き、暮らしが輝くための取組を優先させてまいりたいと考えているところであります。

私たちは、好むと好まざるとに関わらずこの変化の時代に生きております。強い風が吹いても、柳の木の枝はしなやかに揺れるけれど決して折れないように、大きな時代の変革の波に向かって、柔らかくも強靱な復元力、回復力を持ったしなやかな地域社会への転換を急いでまいりたいと考えるものであります。

以上、新年度の行政経営のスローガンを快復の年と名づけました思いの一端でございます。そして、心構えはいかがかということですが、私自身、令和5年度、本市の持続的成長へ、より創造的、発展的に、全庁一丸となって挑戦をいたしてまいりたいと決意をいたすものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

よく分かりました。今年の1年間は、いろんな萎縮した社会活動、そういったことを元に戻そう、そういうふうな意図があったと捉えますが、そうしますと令和5年度の予算は、コロナ以前の社会への復活というものを図る意図、それが大きくあったのか、予算編成にはそういうのが大きく作用したのかということをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和5年度は、先ほど申し上げました回復させるという意味合いを含んではおりますものの、コロナ禍以前の地域社会に戻すという意図ではございません。例えば、DXのように新たな変化を遂げていくものもあれば、先ほど申し上げました健やかで心豊かに生活できる都市環境や、人と人とのつながりや絆による地域社会の営みのように、変わりなく受け継がれなければならないものもございまして。どちらかといえば、不易流行、これを意図するものでございます。

こうした中で、長引くコロナ禍の経験も踏まえ、市民の主体的な健康づくり活動の促進や、地域医療提供体制の充実など、さらなる健康都市政策の推進を積極的に進めるとともに、コロナ禍以降の社会活動の縮小、萎縮によりまして、これは本市の強みでもあります人が紡ぐ地域力、文化力の

低下への問題意識や危機感を持つ中で、地域の行事、伝統行事の再開でありますとか、地域のまちづくり活動への支援など、コロナ禍で痛んだ社会活動の再生にしっかり取り組んでまいらなければならぬと、このように認識をいたしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

市長の答弁を聞きますと、かつての亀山を取り戻すというだけではなくて、新しい次元へまた進んでいきたい、そういうふうには受け取りました。

それでは、個別のことに関してお伺いいたしたいと思います。

まず、健康で生きがいを持てる暮らしの充実についてということでございますが、まず一つ、健康都市大学における各種の講座とか実践する活動、そういったことに関して、ちょっと実際的なことをお伺いいたしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

おはようございます。

健康都市大学創設運営事業につきましては、第2次総合計画後期基本計画の実施計画に位置づけたもので、健康都市の実現に向け、健康に関する知識習得と実践の場づくりを行うことで、市民が健康や医療に関する情報を探したり、また活用したりする能力、いわゆるヘルスリテラシーの向上を図り、市民の主體的な健康づくりや健康都市の考え方の浸透を目的として取り組んでまいります。

健康都市大学につきましては、令和5年10月に開設をし、健康、それから食、運動、健康都市、この4つのテーマに分類をし、それぞれ有識者の方などにもご参画をいただきながら講座などを実施してまいりたいと考えてございます。令和5年度におきましては、そのテーマごとに2回から3回程度の講座を実施する予定で進めておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

健康都市大学というものを亀山市が設置することによって、やはり市民の健康度を上げる、病気にならなきゃええんやと、そういうわけじゃないんですね。やっぱり積極的に健康というものを自分の身につけると。ただ病気にならんだらええと、そういうわけじゃないんですから、頑張っってこういうことも、やはり市民の啓発活動、そういったものも必要ですので、やってほしいと思います。

次に、がんのことですが、現在でも死亡の大きな原因というのは、がんとか循環器とか、脳血管のいろんなそういうのが大きなウエートを持っておりますけれども、がんの検診率が、なかなか三十何%ぐらいから、いろんながんがありますけど、上がらないんですね。これをもうちょっと上げるとかそういうことに関して、何か啓発活動について新しいアイデアとかそういったものはありますか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

がん検診の周知・啓発につきましては、従来から検診や健康の情報を一冊にまとめました「健康づくりのてびき」、こちらを全戸配付しつつ、広報やホームページ、ケーブルテレビなどでの周知を行っております。一方、個別での周知といたしましては、退職などで受診機会が途切れてしまうことのある62歳の方や、国の無償化の対象となる21歳の方の子宮頸がん検診について無料券を送付し、受診勧奨を行っておるところでございます。

また、過去2年間に受診歴のある方や、国保加入者には受診券の個人通知を行っておりまして、継続的な検診受診の促進にも取り組んでございます。さらに、検診期間中の11月には、年度内の未受診者を対象に、受診行動に誘導すると言われておりますナッジ理論を活用した受診勧奨はがきの送付にも取り組んでございます。

こうした周知のほかにも、集団検診につきましては、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんのがん検診と特定健康診査等が同日に受診できるように日程の設定を行ったり、乳がん、子宮がんの検診を同日で行える女性のための検診に令和3年度から大腸がん検診も加えるなど、受診者数の増加に努めてございます。

新年度におきましても、こうした周知や受診しやすい集団検診の工夫を行いますとともに、集団検診のインターネット予約の導入についても検討を行い、より受診しやすい環境づくりに努めることで受診率の向上につなげてまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

誰でも、現役で働いておる、例えば大きな会社へ行っておるとか、公務員をやっておるとか、そういった人は、会社におるとき、役所におるときはきちっとそういう案内が来ますけれども、自営業の人もそうなんですが、自発的に行こうという意思がないと退職してからなかなか健診にも行くことが少なくなる、それはもう確かな話で、そういったことを防ぐためにも、やはり例えば会社を退職した、役所を退職して1年、2年、3年の人には個別に案内を出すとか、そういうこともしてもらったほうがいいのか分かんいですね。

それからこの前新聞で見ましたけれども、全国健康保険協会三重県支部、要は協会けんぽ、ここと協定を結んで、亀山市がいろいろとアイデアをお借りするような話ですが、これに関してちょっと説明をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員のほうからご紹介いただきました協会けんぽ、こちらとの協定につきましては、新規事業のアプリd e ウェルネス推進事業、こちらにおける事業者の健康経営支援を展開していく中で、協会けんぽが行ってみえます健康事業所宣言、こちらの取組と連携をすることで、より効果的な事業推進ができるものと考えておるところでございます。

そうした連携のほかにも、この協定により、協会けんぽ加入者の40歳から74歳の方々への協

会による特定健康診査と、市が実施をいたします集団がん検診を同日に同じ場所で開催することなども検討しておりまして、がん検診等の受診率の向上にもつなげられるよう連携をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

こういう協会けんぽの力を借りることによって、少しでも市民の健康というものを向上させる、そういう取組をやっていただきたいと思います。

次に行きます。

その次、子育てと子どもの成長を支える環境の充実についてということでございますが、まず幼稚園と保育園の需要供給のバランスと、令和5年のそれぞれの申込状況についてお伺いいたします。利用者のご希望に沿えるような状況であるかということをお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

令和5年4月1日の入所に向けた2月28日現在の入所申込みの状況でございますが、まず、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等への入所希望につきましては、ゼロ、1、2歳児では、募集人数の約1.5倍の申込みがございます。3歳児以上の申込者数は、募集人数内に収まっている状況でございます。一方、幼稚園への入園希望につきましては、申込者数が募集人数の半数以下となっている状況でございます。

入園希望の希望に沿えているかどうかにつきましては、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所への入所を希望されている方のうち、ゼロ、1、2歳児につきましては、残念ながら全ての希望者のニーズを満たしている状況にはございませんが、3歳児以上の入所希望者につきましては全ての方が希望する園に入所することができる状況になっております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、ゼロ歳、1歳、2歳の子供さんに関しては募集人員の1.5倍と、幼稚園に関しては0.5倍というわけですね。去年も同じような状況があったと思うんですけどね。そうしますと、利用者のご希望には、このままではゼロ歳、1歳、2歳の子供さんのご父兄は希望に沿っていただけないということが十分考えられるわけですが、子供さんを預けることができなくて仕事に復帰できないとか、以前問題になりましたね、保育園落ちて。そういうふうなことにはならないように何とか手を打って、できるだけ多くの方のご希望に沿えるように何とかする、何とかするというのは非合理的な言い方ですが、そういうふうなことはどうにもならんことですか。何とかみんなに公共サービスを行き渡らすということが大切なんですよね。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

市内保育所等のゼロ、1、2歳児クラスにおきましては、入所者数がまだ定員に達しておらず、新規入所が可能な園も多少ございます。したがって、希望施設に入所ができなかった方には、ほかの入所可能な施設のご紹介をするなどの調整を行い、可能な限り多くの方の保育ニーズを満たしていけるようにいたしたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

施設というのはそれぞれ立地条件が違うわけですね。あんまり自分の自宅からかけ離れた場所ではやはり送り迎えも大変やし、だからできるだけ、前もこんな状況で、ゼロ、1、2歳というのは、確かに保育士さんの人手も余分にかかるし、なかなか大変な面があることは承知しておりますけれども、できるだけご希望に沿えるように努力をしてあげていただきたいと思います。

それで次に、認定こども園ですけれども、去年は認定こども園の話がうまいこといかなかったわけですけど、この必要性については現在もどう考えておられますか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

まず保育所、幼稚園と認定こども園の違いについてご説明申し上げますと、まず保育所は、就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設でありますことから、保護者の就労等の理由で保育を必要とする場合に利用できます。また、幼稚園は小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設でありますことから、保護者の就労や家庭の状況に関わらず満3歳から利用することができます。

一方、認定こども園につきましては、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に行う施設でございます。そのため、ゼロ、1、2歳児の乳児につきましては、保育所と同様に保護者の就労などで保育を必要とする場合のみ利用できることとなりますが、3歳以上の幼児につきましては、保護者の就労の有無に関わらず利用することができます。

この認定こども園には、3歳以上のお子さんで、在園途中で保護者の就労等の状況が変化し、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合でも、そのまま同じ園へ通い続けることができるというメリットがございます。したがって、本市におきましては、幼稚園へのニーズが急速に減少し、保育ニーズの増加が見込まれる状況でありますことから、今後は多様な保護者ニーズに柔軟に対応できる認定こども園の整備を検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうすると、認定こども園は保育所と幼稚園、両方とも併せ持ったような機能で、フレキシビリティがあるということで必要性を認識しておるということですね。

そこで、1つ伺いたいしますが、これはこれから先の話ですけれども、民間の新しい保育所を建設するとかいう計画があるそうですけれども、これに関する市の対応というものはどうするつもりかとか、そういったことが決まっておるかおらんのか知りませんが、ちょっと教えていただ

きたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

本市におきましては、令和3年2月に策定いたしました亀山市就学前教育・保育施設の再編方針にもございますとおり、待機児童の解消に向け、認定こども園等を整備する等の方策により保育ニーズの受入れ量の確保を図ることを検討しているところでございます。一方、市内における民間保育所等の新規開設につきまして、なのはな保育園が開設した平成25年以来、約10年ぶりに複数の民間事業者によりご相談をいただいているところでございます。各事業者が計画中の施設の形態につきましては、認定こども園、保育所、事業内保育所等がございます。中には、高齢者福祉施設や放課後デイサービス、児童発達支援センター等の併設も視野に入れている事業者もございます。また、その規模及び整備する位置の詳細につきましては、現在各事業者において検討中でございます。

この民間事業者等による認可保育所等の設置に当たりましては、まず職員数や施設の規模、防災管理、衛生管理のほか、運営方針などについて国が定めた基準や規定を満たし、都道府県の審査を経て認可を得ることが必要となります。ただし、都道府県が保育所の設置を認可しようとするときには、あらかじめその申請に係る保育所が所在する市町村との協議が必要となっております。本市において、新たな民間事業者による認可保育所等の設置につきましては、先ほども申し上げたとおり、なのはな保育園が開設された平成25年以来のこととなります。その際にも、市の人口動態や地域における保育需要を踏まえ、当該施設の開設が必要かどうかについて検討した上で、市の意向に沿った形での認可につながったという経緯がございます。

今回、複数の民間事業者から、約10年ぶりに新規保育所等の開設の計画についてご相談を寄せられておりますが、このことにつきましては、本市における今後の就学前教育・保育施設の整備や既存施設の改修の考え方に大変大きな影響が及ぶものであり、今回の状況を契機に、本市における既存施設の状況や今後の保育ニーズの動向に合わせた新規施設の整備の在り方を整理いたしまして、これまでの方針を再検討する必要があると考えております。したがいましては、今後につきましては、市の就学前教育・保育施設の再編方針を見直す中で、本市としての民間事業者への対応の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

新しい保育所の計画というのも、当然亀山市の意見というのが十分述べる場合が、機会があるわけですので、そういったことに関しては十分検討して、亀山市がどこまでやるとか、民間はどうするとか、きちっとやっていただきたいと思います。

次に行きます。

新型コロナウイルスの感染症の法的な位置づけが、第2類から第5類に変更になると言われていますね。そういうふうになった場合のことを伺うわけですが、まず1として、亀山市の医療センターの対応というものはどのように考えていくか、ご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

現在、新型コロナウイルス感染症は、先ほどご紹介いただきましたように感染症法上2類相当と位置づけられておりまして、当医療センターでは、国内で発生いたしました初期段階から地域医療を担う公立病院として積極的な取組を行ってまいりました。具体的には、県が運営する宿泊療養施設への看護師の派遣でありますとか、医師によるオンコール診療、またワクチン接種、抗体カクテル療法のほか、現在におきましても、一般診療とは動線を画した発熱外来でのPCR検査、県の入院調整によります陽性患者の入院受入れ、また経口薬の処方などに対応しているところでございます。

これが今回、2類相当から5類というのにつきましては、変更につきましては、国が去る1月に決定した方針では、5類移行後は季節性インフルエンザと同等になり、感染者や濃厚接触者の法的な待機期間はなくなることで、また、医療体制や医療費の自己負担についても、段階的に5類基準に移行していくといったことが示されております。その具体的な内容につきましては、今月10日に示される予定となっておりますが、現段階で得ている情報としましては、検査費用が全額負担から自己負担の生じる保険診療に切り替わる、あるいは高額な治療費のみ無料提供が続けられる、また、感染拡大に備え、事前に病床を確保する医療機関に対して現在支給されております病床確保料の単価を減額する方向で調整しているということの情報を得ておるといところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

今現在医療センターに行きますと、入り口のところに殺菌の液体と体温を測る機械があつて、そこに看護師さんが1人おられて、こういうふうな風邪の症状はありませんかとかそういったことを聞かれておるわけですね。そういうふうなことをずうっとやってきておったわけですがけれども、5類になったからというて、急に簡略化もできない、やはり皆さん病院へ来る人もコロナを警戒しておられますね。皆さんが警戒しておるからこそ、簡単に、はい、もう季節性インフルエンザと同等ですからというのも言うておれんと思うんですけれども、それなりの感染防止というのはおろそかにするわけにはいかんと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

では、5類になれば、医療機関である医療センターとしては具体的にどのような対応になっていくのかといったような考え方、対応としまして、私ども医療センターとしましては、先ほどご紹介いただきました入り口でのスクリーニング的な対応でありますとか、こういったことも含めて、しばらくの間は、現在の取組、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、発熱外来におけるPCR検査でありますとか、陽性患者の入院受入れ、または経口薬等の処方につきましては、継続する必要があるというふうに考えております。ただ、その手法については、国が示す内容にのっとって適切に対応していく必要があるというふうに考えております。

またワクチン接種、これについても、これまで個別接種の対応をしまいましたが、今後につきましても必要に応じて個別接種を行っていく予定でありますし、またマスクの着用、これも国は3月13日からは個人の判断を基本とすることというふうにしておりますが、医療センターにつきましては、医療機関ということもございますので、引き続き、職員の着用、それから来院者に対しましては着用の推奨を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

一応、医療センターは病院で、いろいろ体に異常のある人が来られるところですね、やはり当分の間はマスクなんかやはりつけておいていただきたいとか、今現在の状況をそれなりに延長してもええかと思っておるんですよ。

それで、2類から5類になったら国のいろんな援助なんか変わってくるわけですけども、経営的な面から見るとプラスになるのかマイナスになるのか、どういうふうに考えておられますか。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

経営面への影響ということでございますので、少し患者の動向見通しにも触れさせていただきながら答弁させていただきたいと思っております。

まず患者数につきましては、コロナによる受診控えからの回復でありますとか、あるいは診療体制、令和5年度新年度につきましては、整形外科の常勤医師配置などの充実などから、今年度の現在の状況よりも増加を見込んでおりますものの、先ほどのコロナに関連する補助金などにつきましては、対象期間を半期分、6か月分にとどめた収益算定をしておりますので、これについてはマイナス影響というふうに見込んでおります。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

新聞報道なんかによりますと、病院によっては、コロナ病床を確保して補助金をいただいておりますが、人手がないから誰も入れなかったとか、お金だけもらって放しとかいう病院もあるみたいですけども、やはりこういうふうな、全体として患者さんはやはり来やすくなるし、整形のお医者さんも増えるでそれはプラスですけども、補助金の面からいうとマイナスやし、これは1年間やってみないことには分からん面もあると思っておりますけれども、いろいろとご苦労をしたいと思います、頑張ってくださいと思います。

それから次に、2類から5類になるに当たっての学校の対応。この前というか昨日も今日もテレビでは卒業式のこと、高等学校の卒業式がずうっと映っていました。マスクは原則は着脱自由のようなことを言われておっても、10人中8人ぐらいまでは高校生、マスクしていましたね、テレビで見ると。そういう状況でそう簡単にマスクとさいならはできないようなことらしいんですが、この学校において、どういうふうに対応するのか。例えば昼食なんかのときもあるし、授業なんかもあるし、そういったことに関して、どういうふうに学校において対処をする心積もりであるかお伺

いたします。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

文部科学省が示しましたマスク等の方針を基に、本市におきましては、各学校に対し、2月13日付で、卒業式におけるマスクの取扱い等についてを通知し、生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席をすること、これを基本としたところであります。ただし、マスクの着用を希望する児童・生徒に対して、着脱を強いることがないように取り組んでいるところでございます。

これらの対応は、卒業式の教育的な意義を考慮した上で厚生労働省が発出いたしました3月13日以降のマスク着用の考え方についての中にある、屋内であってもマスク着用は不要という点を先取りしたものとなっているところでございます。これらの考え方をベースに、新年度当初からの対応ということについても引き続き日々の健康観察や、効果的な換気、手洗い、さらに手指衛生の励行などをお願いしていくということになりますが、学校行事をはじめとする教育活動において、特段の制限等を行う予定はございません。

また、マスクの着用に関しましては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としてまいりたいと考えているところでございます。特に、5月8日からは、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられます。その後につきましては、感染症としては、インフルエンザと同じ扱いとなり、学校の出欠席は、感染した児童・生徒本人のみが出席停止になるということになります。また、学校行事をはじめとする教育活動に特段の制限がかからなくなってまいります。先ほど申し上げましたように、基本的な感染症対策を励行しつつ、今後も国や県の通知等を参考にしながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

これだけ長い間マスクをつけておると、いざマスクを外すとと言われても何か心理的な抵抗があるといえますか、日本では昔からこの時期になったら花粉症でマスクをつけておる人がたくさんおられたわけで、それが今は全国民が花粉症みたいなもんなんですけれども、小学校、中学校でマスクは自由、任意になると。それでもやはり私はマスクしたいわ、心配やでという人もおるし、さっさと外したほうがもう気分がええという人もおるし、いろいろ交ざってくると思うんですよね。だからその辺だけ、いつまでもマスクをつけておると何やあの人という、その逆とか、そういったことがないように、やはり学校のほうも気をつけていただきたいと思うんですよ。マスクが原因で変にいじめなんかがあるような原因になったり、そういうことのないようにはしていただきたいということを要望しておきます。この質問はこれで終わります。

次に、和賀白川線についてお伺いいたします。

現在、住山の市営住宅の下で和賀白川線の工事を行っておると思うんですけれども、今の和賀白川線の現状と、その完成予定に関してお伺いします。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

市道和賀白川線につきましては、県道鈴鹿関線を起点に、国道1号亀山バイパスまでの区間を平成25年度までに完成し、国道1号亀山バイパスから起点の市道亀田小川線までの区間を平成26年度から着手をいたしております。

現在、国道1号亀山バイパス側道との交差点を起点に、北側へ約200メートルの工事を進めており、市営住山住宅南側の交差点までを年度内に完成する予定であります。また、全線の完成予定につきましては、残り約500メートルの区間の工事実施において、用地買収や建物補償等が生じることと、主な財源である社会資本整備総合交付金の配分、予算の状況にもよりますが、約7年ほどは必要と考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうすると、まだあと7年かかるということですね、完成までに。これはなぜ7年かかるかという、国からの予算の配分の金額に応じて、それが多ければ早く終わるし、少なけりゃ時間がかかるし、そういうふうに判断していいわけですか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

これから約7年かかる予定としているのは、それだけかかる要因としては、今議員言われるように、1つは社会資本整備交付金の配分状況もありますし、その前段で申し上げさせていただきましたけれども、用地買収、建物補償といった交渉の状況と相手の了解を得る期間、そういったところが要因で、今のところ約7年程度かかるというふうに想定をしております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

あそこまで来ておってあと7年もかかると言われると僕らもしっくりしないんですよ。というのは、和賀白川線というのは市にとっても重要な路線で、あそこが全部開通すると亀山市にとって環状線ができると。鉄道の踏切を通らなくても非常に行きやすい、そういうふうな状況になるわけですが、用地買収とかそういうのは相手のあることで、これはなかなか一筋縄にはいかんか、難しいことだと思いますけれども、道路の重要性というものを鑑みると、やはりできるだけ早く完成していただいて、亀山市の経済その他にええ影響を与えるようにやっていただきたいと思います。

和賀白川線の重要性というのはよう分かっていますけれども、その沿線に、例えば土地利用とかそういったことに関して何かアイデアが何かあるのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

議員言われますように重要性については、本路線の重要性であります、JR亀山駅を中心とす

る市街地を環状に包むということで、都市拠点の利便性の向上が図られ、市街地の円滑な交通処理が図れると、同じように考えております。

今質問がありましたところですが、なお沿道の土地利用計画についてですが、これについては今現在のところ具体的な計画というのは持っていません。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

分かりました。和賀白川線に関してはできるだけ早く完成をするように努力をしていただきたいとしか言いようがないですね。

では次に、最後の質問ですが、亀山駅周辺の2ブロックの再開発事業が終了いたしました。令和5年度も予算を見たら市民税は順調に推移しておりますし、駅前の再開発も一旦、一段落して、図書館も大変にぎわっております。私も最近ちょこちょこ図書館へ行くんですが、学生さんがたくさん勉強していますね。各フロアに椅子とテーブルが皆あって、そこにほとんど10席やったら8席までは塞がっておる、僕が行ったのは土曜・日曜日だからそうだと思いますけどね。そういう状況で本当によくはやっていますね。そして若いお母さんとか子供さん連れが多いんですよ。そういう状況を見るとああ、よかったなと私は思っておりますが、それでこの事業は一旦、一段落したところで、2ブロックのこの地域においての話ですが、この地域で大きなマンションが1棟売れたわけですね。あれは個人住宅が40件から50件あるのと同じようなお金が動いておるわけですが、その税金に関しては、この2ブロックに関してはどういうふうに推測をしているのかご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

亀山駅の周辺市街地再開発事業におきまして、当該事業区域にご案内のように新図書館、商業施設及び分譲マンションが備わった複合施設が昨年10月に完成をいたしております。これらのうち第2ブロックということでございますが、この複合施設を中心にご説明を申し上げますと、商業施設である3つの店舗やら、56戸から構成されます15階建て分譲マンションは、令和5年度から課税対象となります。マンションの住宅部分には、新築後5年間税額が軽減される特例が適用され、複合施設全体の家屋分といたしましては、固定資産税、都市計画税を合わせて、おおよそ約600万円の増収、この5年間の軽減が終了した後は、約1,000万円の増収が見込めるものと試算をいたしております。

また、土地につきましては、新図書館利用者の増加や店舗需要などにより、駅前のにぎわいも相乗効果をもたらし、周辺地域の地価の上昇が期待といたしますか、予測もされているところでございますが、複合施設の土地は市所有の図書館部分が非課税でありますし、マンション56戸分の住宅部分には土地の軽減特例が適用されるため、土地の税金は従前より減収となる見込みでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

駅前の2ブロックという限定された地域での税金収入ですので、それほど大きな金額ではないと思いますけど、だけど地価が上がるとかいろいろ波及効果というのもあると思いますので、私はやってよかったと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 草川卓也議員。

○4番（草川卓也君登壇）

おはようございます。

会派結の草川でございます。

代表質問をさせていただきます。

なお、通告の順番を少し変えまして、5番目の「未来へのトビラ」プロジェクトに関連する取組についての項目、これは後半に回していきますので、少し変動いたしますけれどもよろしく願いいたします。

では、まず初めに、市長に伺っていきたく思います。

令和5年度当初予算によりますと、長引くコロナ禍や不安定な国際情勢に伴う原油高騰、物価高騰など、不可避な外部環境の変化によりまして経常的経費は約4億1,200万円増加しております。これほど経常的経費が増加いたしますと、いわゆる政策的経費が圧迫されることになってくると思います。新しい行政サービスを始めたり、サービス水準を向上させていくということが難しくなってくるというところですが、令和5年度においては、コロナからの快復であったり、また健都実感という言葉もありましたけれども、これは市長の政策のある意味一丁目一番地の重要な政策だと思っております。

こういったことに着手されようとしておりますけれども、いかに経常的経費の節減を試みた上で、いかに政策的経費を確保して、どのように「健都実感・快復予算」というのを実現するビジョンをお持ちか確認したいと思っております。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

3年に及びますこのコロナ禍、そして緊迫の国際情勢に直面をいたしておりますけれども、この中でやはり社会経済の情勢が縮小したり、萎縮が続いてまいりました。加えて少子高齢社会やスマート社会の進展とも相まって、私たちは引き続いてこの環境変化にしっかり適応して、持続可能なま

ちづくりを進めていかななくてはならないという認識をいたしております。

そういう中で、令和5年度の一般会計予算の総額であります、213億9,000万円で前年度の予算と比較して6億8,700万円、率にして3.1%の減となりました。また議員ご案内の、今ご指摘いただきましたが、歳出におきましては、国際情勢等の影響によるエネルギー価格の高騰に伴う公共施設の光熱水費や総合環境センターで使用するコークスの購入費等の施設管理費のほか、人事院勧告に伴う人件費などが増加をいたしまして、これらの経常経費だけで約4億1,200万円の増加ということになりました。確かに大変厳しい予算編成を迫られたという状況下ではありますけれども、この10年余、リーマンショック以降の大変な激変を乗り越えてまいりました行財政運営を基盤といたしまして、現状の市民ニーズと未来をしっかりと見据えた上で、持続可能な予算編成を行ったものでございます。

一方で、この令和5年度行政経営の重点方針において、快復の年と位置づけまして、長期に及んだコロナ禍という停滞を克服して早期に快復へとつなぎたいと考えるものでございます。また、3年に及びました感染症の脅威のこの経験は、私たち一人一人の健康とか人との関わりの重要性を見詰める機会でもあったというふうに感じております。全ての市民が健やかに心豊かに生活できる、活力ある社会にするために、ヘルシープロモーションを中核と捉えた健康都市政策や、市民の皆さんのQOL向上や社会参画への取組を一層前進させたいと考えるものでございます。

これらを踏まえまして、今、経常的経費の4億増えたことによって政策的なものへの影響に対する取組ということのご趣旨でございますけれども、しっかり無駄なものを省く、そしてメリハリをつけて、必要なものは新規事業であっても予算措置をしていく。そういう思いの中で、特に令和5年度、健康都市政策の推進といたしまして、健康都市大学の創設、滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業のスタート、それから県下初となります带状疱疹ワクチンの接種に対します助成制度の創設、それからアプリ de ウェルネス推進事業など、後期基本計画に掲げました主要事業、政策事業に積極的な予算計上をさせていただいたものでございます。

さらに市民活動、停滞しておりますが、この快復に向けまして地域の担い手の発掘・育成として会議、ファシリテーションの研修等の開催や城東地区コミュニティセンターの整備を行うほか、民生委員・児童委員の皆さんの活動支援の拡充を行ってまいります。

さらに、商工費では、産業振興奨励事業を増として、産業雇用を創出するための取組を進めるほか、亀山市納涼大会や大市の再開などに向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、限られた予算の中でしっかり歳出をコントロールして入るをはかっていずるを制するではありませんけれど、そういう中で、令和5年度は3年に及んだコロナ禍を克服して、市民生活と地域社会を早期に快復させるとともに、より健やかで活力ある緑の健都かめやまの実現へ向けた機運をしっかりと進めようという思いから「健都実感・快復予算」と名づけさせていただいたものでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

まずは、市長の令和5年度の意気込み、しっかりと伺いました。

その中で、先ほどの発言にもありました無駄なものは省き、必要などころにはしっかりと予算を

充てていく。ただ、この予算が充てられる予算がどうしても経常的経費によって圧迫されてくるという中でどのように予算を充てていくか。つまり、どのように事業を実現していくかということが非常に重要になってくるのではないかと考えております。

その中で次の質問なんですけれども、ここでは稼げる自治体という書き方をしていますけれども、これまでも一般財源を確保するために、企業誘致であったり様々な取組、亀山市も行ってきました。こういった視点も踏まえつつ、または知恵と工夫によって特定財源を確保し、国からの予算であったりとか、また民間の活力をしっかりと生かし、貴重な一般財源の負担を軽減していく、減らしていくという必要があるというふうに考えております。

その最たる例として1つあえて挙げると、亀山駅前の2ブロックの再開発事業、ここでちょっと市長に質問をする前にまず確認したいんですけれども、この駅前整備において再開発という手法を使うことによって総事業費のうち一般財源は幾らになったのかというところを確認したいと思えます。

○議長（森 美和子君）

亀淵建設部次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地開発事業につきましては、組合施行により実施され、市においては、施設建築物整備等に対する補助金や道路等の公共施設に対する負担金、さらには図書館整備に向けた保留床購入及び家具工事に関する負担金を支出したところであります。

これら補助金及び負担金の支出につきましては、平成29年度の再開発準備会が実施いたしました基本設計等業務以降におきまして、図書館の整備を含めまして市街地再開発事業への市の負担は補助金等の市執行額69億円のうち、国の交付金や起債への普通交付税措置等を除いた市の実質負担額は約21億円となる見込みであります。

また、図書館整備に係る支出を除いた市街地再開発事業への補助金等の市の執行額約45億円のうち、市の実質負担額は約16億円となる見込みであります。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

再開発という手法を使うことによって、69億のうち21億円という、そういった概算であるということを確認しました。

さらに、先ほど岡本議員からもありましたけれども、税収という点も今後、それは決してめちゃくちゃ大きいという額ではなかったと思いますけれども、それでもこの先継続的に期待できるという税収のアップ、これは財政負担というものを今後、将来的にも軽減していくことができる手法だったと言えるのではないかと思います。

一般財源に余裕がないからこそ、今回培ったこのノウハウ、こういった手法というのを今後できる限り、亀山市の市政運営においても重要になってくるんじゃないかと思えますけれども、市長の考えを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まさにおっしゃるとおりというふうに思っておりますが、例えば今の駅前の再開発でも、再開発の手法ですが、私どもは権利変換方式、第一種的方式、それから国の諸制度をうまく活用して、先ほどの21億という実質負担で収まったということです。川崎小学校の改築で二十数億、実質の負担がございますけれど、それと比べると比較的賢くこれは適用できたというふうに考えております。

したがって、特定財源をいかに活用するのか、あるいは有利な国の諸制度等を上手に使うことで事業を展開していけるか、このことは当然問われるところでございます。したがって、この特定財源につきまして、例えば国・県の支出金、地方債、分担金、負担金などのうち財源の使途が特定されるものでございますが、令和5年度の一般会計の当初予算におきましては、昨今のエネルギー価格の高騰や人件費の増額などによる経常経費が先ほどの4億増えましたものですから、一般財源は前年度と比較して増加、その分を財政調整基金の残高で賄う。これに影響してきておるわけですので、特定財源を確保する重要性は従来にも増して大事だと、このように認識をいたしておるところでございます。

したがって、予算編成の方針におきましても、国の予算編成や税制改正等の動向を的確に把握するとともに、そういう補助事業でありますとか諸制度をうまく活用するように適切な対応を各課が行うように通知、徹底をしましてまいっておるところでございます。

また、行財政改革大綱を通じまして、この15の重点方針の中に歳入確保の推進やPPP、いわゆる官民連携の導入の促進などを掲げて改革に取り組んでまいってきておるところでございます。今後そういう創意工夫や取組をしっかりと徹底することによりまして、新たな産業団地の確保に向けた検討とか、企業版のふるさと納税の活用でありますとか、こういう取組をしっかりと一方を進めつつ、発想の転換によりまして既成概念から脱却をして、いわゆる官民連携を進めたり、スクラップ・アンド・ビルドをしっかりと徹底することが極めて今後の持続可能な行財政運営にとって重要だと、このように認識をいたしておるところであります。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ありがとうございました。

では、ちょっと次の項目へ行きたいと思っております。

今、政府も異次元の少子化対策というのを検討しているところでありますけれども、全国的にも各自治体においても、子ども支援に対する予算拡充というのが増えていると認識しております。最近では県内でも桑名市などが、それ以外にも複数の市町でも、例えば子ども医療費18歳までの無償化、こういったものを実現させました。

しかし、自治体によってやっぱり若干温度差があるというのを、まずはそういう印象として受けております。そこで、亀山市における市長の子ども予算編成方針について伺いたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在ご案内の、我が国の令和3年の合計特殊出生率が1.3まで低下したと、令和4年の出生数

自体が80万人を割ってきたという状況と認識をいたしております。これは政府機関の推計によると10年ほど早いペースで少子化が進んでいることを示しておりますので、この傾向が続くことは、今後の社会保障制度とか、国家とか地域社会にとって大きな影響を与えるものと非常に危惧をいたしておるところであります。

本市におきましては、総合計画の重点プロジェクト並びに子ども・子育て支援事業計画におきまして、今日まで県下の子育て支援教育政策を先導する形で、または多くの協働の力をお借りして子ども関連施策の重層的な展開を行ってまいりました。これら取組の結果、これだけではありませんけれど、本市の直近の合計特殊出生率が、県内14市では第2位となる1.55、県が1.42、国は1.33でございますが、国や県の数値を大きく上回る結果となっております。

ちょうど平成20年が1.23、県が1.38、国が1.37でございましたので、大変県下で非常に下のほうやった記憶がございますが、感慨深く、今感じております。

それから、年少人口比率につきまして13.9%と、これは県内14市中第1位を今7年連続更新中でございますが、こちら未来に明るい数字だと感じております。

しかし、これらの現状、数字に一喜一憂することなく、しっかり前へ進めてまいりたいと考えているところでもあります。

そういう背景の中、令和5年度の子ども関連事業につきましては、政策的予算として18事業、8億5,000万円、標準事業を加えますと77事業、約36億円を予算案の中に計上をさせていただきました。既に、本年2月から亀山市出産・子育て応援事業を開始いたしておりますが、今後も市内に在住される全ての妊婦、子育て家庭がより安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫したサポート体制を一体とした取組を実施してまいりたいと思っておりますし、これまでの本市の特徴でありました子育ての切れ目がない支援をさらに充実をさせていく取組を行っているところでもあります。

加えて、この予算の中では、懸案課題でございました保育所等における使用済み紙おむつの回収やICTによる保護者の支援など、新しい取組を始めるための新規の予算を計上させていただいたものでございます。

いずれにいたしましても、今議員ご指摘いただきました、この子育て支援に関する各自治体の取組につきましては、少し多少の差があることも事実でございます。

または今、国の異次元の少子化対策が示されておりますが、その中でこの自治体間格差が拡大しておりますことも大きな問題であり、一つの背景であろうというふうに考えております。しかし、それぞれの市町が単独に子育て施策の拡充を進めていくことには限界もございますので、本市としては、しっかり今後におきましても総合的な取組を展開していくとともに、県内の各市町と共に連携して、粘り強く国及び県の子育て関連施策の拡充に向けて、しっかりと提言や要望を行ってまいりたいというふうに考えているところであり、その思いで令和5年度の子育て関連予算の編成をさせていただいたところでもあります。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

先ほど上げていただきましたように、令和5年度の当初予算で子ども関係の施策、私も亀山市は

なかなかやっただいていただいていると思っております。

例えばこの紙おむつに関しても、何度か議会質問でも上げてまいりましたけれども実現をしていただくということで、かなり工夫をされ、またできる限り、そこも今使える一般財源や予算の状況も見ながら、できるところを手を加えていただいている、それによって36億円という積み上げが今行われているものだというふうにも認識します。

ただ、先ほど出生率に関してもありました1.55、確かにこれは三重県内でも高いほうですけど、いわゆる希望出生率というものもありまして、これは1.8と言われております。基本的に若者が希望どおり子供を産み育てることができた場合に1.8を実現する、これが目標とすべきで、出生率を引き合いに出すのであれば、やっぱり1.8を目指すべきであって1.55では満足すべきではないということが上げられると思いますし、先ほど市長がおっしゃったみたいに、県内でもやっぱり格差が出てきてしまっている。これは市長自身も望んでいないことやと思いますけれども、理想は当然、やっぱり国などが一律でやってくれることですが、その理想もいいんですけどもやっぱりまずは亀山市民に格差がある、そういった不平等な思いをさせないために市民のためにそれを拡充させていく。可能なところ、少なくとも今の18歳までの医療費、これが今格差が進んで今後も加速しかねないのではないかと思いますので、できることをまず手を加えていただくというのがまず必要なあとと思っています。なので一般財源は限りがありますけれども、その中でも優先的に充てていく分野というのが子育てだと、私の考えではそういう考えで質問をしております。

そこで、次の質問の経済的負担の軽減なんですけれども、代表的な経済負担の軽減というふうに上げられるのが子ども医療費の無償化、そして18歳までの無償化と、あと第2子以降の保育料の無償化、そして給食費の無償化のこの3つが代表的な軽減策だと思っております。

ここで、亀山市の場合、それぞれ実現した場合に必要な予算と、幾ら想定されるのかというところを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

それでは、まず私のほうから、子ども医療費の無償化及び窓口無料化の18歳年度末まで実施した場合の予算額について、ご説明させていただきます。

まず子ども医療費の助成の無償化につきましては、実は令和3年度に中学生を対象とした助成実績が約2,560万円で行いましたことから、高校生まで拡大した場合、同額程度の予算が必要になると考えているところでございます。

次に、未就学児を対象としております窓口無料化を18歳年度末まで拡大した場合、一般的に償還払いに比べて現物給付にすると医療費が増加すると言われておりますので、医療費が1.2倍に増加するというところで試算しますと約2,000万円の予算がさらに必要となり、仮に中学生までとしますと、約1,500万円が必要となるところでございます。

一方で、窓口負担の無料化を小学生以上で導入する場合は、国民健康保険の国庫負担金等について減額調整が別途行われるというところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

本市におきまして第2子以降の保育料を無償化した場合の財政負担でございますが、第2子以降の保育所等の利用者負担額及び副食費の無償化を実施した場合でございますが、市の財政負担額の試算といたしまして、年間で約3,500万円になると考えております。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在の学校給食費の金額で給食費の保護者負担を1年間無償化する場合、小学校11校分で約1億4,000万円、関中学校分が700万円、亀山中学校、中部中学校の牛乳代が約1,300万円、また両校の給食をデリバリー給食の単価で全員分を換算した場合の約6,000万円を合わせますと、一般財源として約2億2,000万円必要になると想定するものでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ちょっと追い切れないところもあったんで、詳細はまた資料で出していただければありがたいんですけども、それぞれの無償化に係る経費というものを試算として出させていただきました。

今の数字を基に、市長としてこの3つの無償化に取り組んでいくという方針があるのかどうか。それぞれの施策の優先度について、どのようなお考えがあるのかというところを確認したいと思えます。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げましたけれど、本市としては、子育て関連の分野の施策事業の取組をしっかりと前へ進めていきたいと考えております。そして限られた財源の中で、それは適切に判断をしていこうと思っております。

近年、子育て支援の分野におきまして、これも先ほど申し上げましたけれど、自治体間の競争が激化しております。少子化が進む中で、各自治体が保護者のこれは経済的負担を軽減するための政策競争、ゼロサムの競争だと感じておりますが、地域間格差の拡大や地方自治体の疲弊が指摘をされております。

地方創生の時代とは申せ、都道府県や市町村の規模や財政力によって、同じ日本国民として生まれたのに、あるいは同じ三重県民として生まれたのに、子どもに関する行政サービスの質が異なることでその格差がさらに広がるような政策制度や風潮や政策判断は少し賛同できないところがございます。

議員ご指摘の子ども医療費、保育料、それから給食費の無償化などにつきましては本来、全国一律の仕組みによって運営されるべきものというふうに考えております。また、今般政府が示しております異次元の少子化対策、子ども予算の倍増の中身に期待を寄せる一人でございますけれど、市町のみ多大な負担でこれを実施することには当然限界があるわけでございます。

これらの施策を展開するためには、先ほどご指摘がありましたけれど特定財源、市の財源って限

られておりますので、その中で特定財源の確保が不可欠だというふうに認識をいたしております。先ほどの保育料、それから給食費の無償化を全部やりますと3億円を超える予算が必要になる。これも一般財源から投入しようと思うと、3億円分の別の事業をやめるかスクラップするか、そういう判断をしなくてはならないということを考えますと、特定財源の確保を前提としながら、総合的な少子化対策、それから子育て関連だけではなくていろんな施策、福祉もあり、環境もあり、道路もあり、そういう他の施策との優先順位、財政の持続性の観点などから、全体を俯瞰して判断する必要があると考えるものでございます。

今後、子育て支援におけます経済的負担の軽減に関しては、ぜひとも地域間格差の解消とその財源について、国の責任において手当てをされますよう、引き続き全国市長会などを通じて提言・要望をしまいたいと考えておるものでございますし、賃金が30年上がってこなかった、こういう状況の中で、やっぱり子育て世代が将来に不安を持っておると。そういう中での経済的な全体の底上げを社会全体でやっていく必要が急がなければならないと、このように認識をいたしておるところであります。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

市長のおっしゃることはよく分かりますし、その理想は私も大いに賛同するところではありますが、先ほど私も申し上げましたけれども、やはり自治体間格差が既に出てしまっているところに関しては、やはり亀山市民のことをまず考え、対策をやっていくことも同時に必要ではないかと思えます。

先ほどの試算はちょっと給食費の試算が大きい、ちょっとそこの精査も必要な気がしますけれども、今子ども医療費に関して、やっぱり格差が出てきておりますので、こういった一応絞って、まず優先度をつけて、そこは亀山市民のために実現をしていただくということも、同時にぜひ検討していただきたいということをお願い申し上げて、次の項目に行きたいと思えます。

随分時間を取りました。行けるところまで行きます。

次が、JR亀山駅周辺におけるにぎわいの創出と新図書館整備に関する課題についてのところに行きたいと思えます。新図書館開館から1か月過ぎたところでありましてけれども、見えてきた課題であったり、今後必要なことは何かというところをテーマにしていきたいと思えます。

まず、駅前周辺に関することです。

今後の駅前周辺の亀山駅周辺のにぎわいづくりに必要なものは何かということで、私からは、3つあえて上げたいと思えます。

まず1つ、商業テナントでありますけれども、2ブロックのテナントは3店舗ともまだ決まっていないというふうに認識しておりますけれども、やっぱりそれ以外にも駅前通りにもその周辺にも店舗というのがなかなか、にぎわいというのが増えてまいりません。これをどうするかというのが1点で、2点目は駐車場であります。

駐車場だと、特に夕方のお迎えが集中する時間帯は、駐車場がないことによって車が行き場を失っているというような現状が見られます。送迎ゾーンに止まっている車がありますけど、本来駐車場ではないので、それすらも埋まり切って行き場を失っている車が路上駐車などを行っているところ

を私も確認しております。

なので、以前のような30分間止められる駐車場なんかも必要だと思いますし、また商業用テナントの駐車場がないと、なかなかその周辺ににぎわいというのも生まれてこないと思っております。

3つ目が、これは前からちょっとトイレばかり言っていますけど、亀山駅の、特に外のトイレであります。非常に使いにくい古い印象があるということと、亀山市の玄関口として、今新しくなっている周辺整備が進んでいる中でふさわしいものではないかなという声も、市民の方からも多数寄せられております。

こういった改善にも考慮していただいて、今後の取組をどのように進めていくとお考えか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵建設部次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

再開発ビルのテナントにつきましては、商業テナントの所有者や市街地再開発組合を中心に募集を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大等における飲食店や物販店の業績悪化等を受け、現在空き店舗となっております。一方、1月26日に図書館が開館したことによりまして、1日当たり1,000人から2,000人の利用者が訪れ、駅利用者と合わせ、これまでになかったにぎわいが生まれてきている状況でございます。そのようなことから、図書館を核としたにぎわいを商業テナント施設へもつなげ、さらには、図書館におけるにぎわいの創出を駅前全体のにぎわいつなげるため、テナントに興味を持っていただいている方々に現地を実際に見ていただくなどのリーディング活動も行う予定であると聞いております。テナントの決定に向け、所有者や組合と共に、今後さらなる積極的な活動を行っていくこととしているところであります。

次に、駐車場の確保につきましては、駅利用者や駅周辺を訪れる方々などの短時間の利用者のための公共駐車場を、来年度完成に向けまして、駅前広場西側の隣接地に約6台から8台程度整備することとしております。また、商業施設の利用者の駐車場につきましては、周辺の民間駐車場との連携や2ブロック以外での駐車場整備の可能性について、亀山駅周辺まちづくり協議会と連携し、検討していきたいと考えております。

さらに、トイレの整備につきましては、駅構外のトイレについて、利用状況やJR亀山駅舎の整備状況等を勘案いたしまして、整備の可能性について引き続き検討を行うとともに、短期的には図書館トイレとの連携した便益機能の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ちょっともう次に行きますね。

次ですけれども、次は図書館に関して伺っていきたくと思います。

亀山駅周辺まちづくりの拠点となる図書館には何が必要かということなんですけれども、細かいことを上げれば切りがないので、その辺は委員会でやりたいと思うんですけど、この場では2つ大きな変化を求めたいと思っています。

1つが、開館時間と閉館時間のことであります。

特に、朝は9時から図書館もロビーもオープンすると現状ではなっておりますけれども、図書館のロビーというのは、通勤・通学の電車待ちにも快適に過ごせますし、先ほどちょっと話がありましたけれども、お手洗いなんかも非常にきれいなので使いやすい。連携とおっしゃっていただけけれども、であれば、理想はできれば図書館も1時間前倒し、8時オープンが理想的だと思いますけれども、ロビーは7時からオープンぐらいできるんじゃないかなと思うんです。そういった検討、あと閉館時間に関しても、若い世代の方が非常に多いですので、かなり遅くまで勉強していたりとか自習に使ったり、利用されている方も多いというふうにも認識しております。閉館時間に関しても今20時ですけれども、21時まで延ばすとかそういったことを検討していただきたいということが、これがまず1点目であります。

2点目が蔵書であります。

蔵書数はこれは抜本的に、もう根本的に少ないなという印象を受けるんですけれども、それよりも古い本が多い。新しい本とかベストセラーの本とか漫画とか、そういった若い世代向けの本というのが、今の来場者数の年代層とかを見ても、もっと必要になってくるんじゃないかなと思うんです。蔵書計画というのを見ましたけれども、数字目標とかそういったものがほとんど掲げられておりませんので、詳しいそういった展望というところも確認したいと思います。

こういったことを考慮して、今後取組というのはどのようにお考えかということを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

まず開館時間でございますけれども、現行の開館時間につきましては、旧図書館の開館時間より拡大して9時から8時までというふうにいたしております。この開館時間につきましては、計画段階から市民ワークショップや亀山市立図書館整備推進委員会、それと教育委員会、さらには市議会における様々な議論を踏まえたものとなっております。そのため、開館時間の変更につきましては、利用者の状況などの実態把握を積み上げる中で、必要があれば検討していくものと認識をいたしております。

続きまして、蔵書についてのお尋ねでございますけれども、令和5年3月時点での蔵書冊数は約17万5,000冊となっております。亀山市立図書館整備基本計画におきましては、最終的な目標値として24万冊という冊数を想定はしております。

蔵書に関しましては、来館者のニーズを把握しながら、若者を中心とした幅広い年代層に対応した図書資料を亀山市図書館蔵書計画に基づき購入し、蔵書を充実することといたしております。これらを踏まえて、今後の展望といたしましては、公共図書館として郷土に関する資料や行政が発行する資料など、地域の資料の収集・保存の視点を大切にし、地域に根差した公共図書館を目指していく方針としております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

まだ1か月ということは当然あるんですけれども、その中でも、先ほど申し上げたお手洗いに關

しては、さっき連携という話もあったみたいに、ロビーの部分、図書館に関しては分かりました、延ばしてもらっていますと。それで今後も状況を見て積み上げ、検討していきます。ロビーだけでも何とかならないのかと思ったんですけども、そこはいかがですか。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

ロビーにつきましては、現行図書館の閉館時間が8時のところを9時まで、1時間延長しているところでございます。今現在のところ店舗等が入っていない状況ですので、また店舗が入ってくれば人の動き等があると思いますので、そういった状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

では、今のお話も踏まえて、ちょっと市長にも展望を伺っていきたいんですけど、具体的にちょっとテーマを上げると駐車場なんですけれども、先ほど周辺の民間駐車場とか2ブロック以外でのとか、可能性を探っていくという答弁がありましたけれども、やはりこれこそ商業テナントの今後誘致にも重要だと思います。にぎわい創出には、駐車場というのをまず非常に重要だと思います。

その点で、短時間の駐車場は令和5年度中に整備していただけるということだったので、送迎なんかはそこで一定は緩和されるかもしれないですけども、やっぱり今後のことを考えると、例えばその1ブロックにという話は以前から話は特別委員会なんかで出ていたと思いますけれども、1ブロックに例えば立体駐車場、土地の有効利用をして立体駐車場を設置したりとか、また短期的には図書館の今の外の駐車場、来場者数、結構いらっしゃいますけど、それでも満杯になっているところってほとんど見たことはありません。

なので、屋外の図書館の駐車場に関しては、一部そういった周辺の商業施設利用に関しても利用を緩和していくとか、そういった柔軟な対応が必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、市長の方針を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この市立図書館の駐車場で、いわゆる屋外の駐車場72台について有効活用ができないか、あるいはテナント等々商業の利用者が使えるようにできないかというご趣旨と理解をいたしました。

現在のところ、この地下駐車場、それから屋外駐車場は図書館利用者のための駐車場としてご利用をいただいております。そのため、図書館利用者以外の方のご利用はご遠慮いただいております。そして、駅前周辺における駐車場の整備につきましては、これは今後の亀山駅周辺での駐車場の需要等を勘案した上で、全体としてのバランスを考えていく必要があるんだろうというふうに、そういう検討はしてまいりたいと考えております。民間の、民業圧迫等々についても、しっかり考える必要があるかと思っておりますし、いわゆる需要と供給のバランスについて見極める必要があるかと思っております。

いずれにいたしましても1月26日にオープンをして、先ほどのいろいろご提言、ご要望もそうですが、しっかりその状況をもう少し時間の経過の中で実態を見極めていくようなことが、現時点では大切ではないかというふうに考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ということは、1ブロックに立体駐車場であるとかそういったものに関しても今のところ検討はできないということなんでしょうか。その辺りも、3ブロックだとかそういった駅前通りの商業施設、そういったものを今後進めていくということも大切なんですけど、やっぱり1ブロックに駐車場整備というのは同時に、同時にその検討を今後進めていくべきじゃないかなという思いがあるんですけども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀渕次長。

○建設部次長（亀渕輝男君登壇）

1ブロックにつきまして、公共駐車場の設置につきましては、当初私どもの計画の中でそういう位置づけをしてございます。その中で、やはり1ブロック、先ほど市長のほうからご答弁ありましたように、全体の需要と供給のバランスというのが非常に大事でございまして、この中で今現在、駅周辺の駐車場の利用状況を確認いたしますとまだ十分余裕もあるような状況でございまして、この状況が大きく変化して不足という状況になれば、そういう部分の公共駐車場の設置という部分を先に進めるようなことになるかなというふうに考えておまして、今の段階としては、この状況を注視しながら今後の検討を続けていくというところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

鳥が先か卵が先かみたいな話のような気がするんですけども、駐車場がないから商業施設が来ないということも考えられるんじゃないかなと思って、そういった問題意識で質問させていただきました。

もう一つ周辺のことで、市長に伺いたいんですけど、亀山駅の外のトイレの話をさせてもらいました。ロビーの朝のオープンの時間も早めてもらいたいという思いもあるんですけども、それ以上に、駅前のにぎわいづくりの力の源となるような亀山駅の駅舎について、考えを伺いたいんですけども、例えばJRとの協力体制をしいて、亀山市とJRが共同で駅舎の建て替えなんかも含めて更新を検討して、駅前の再開発にふさわしい駅舎、それを新たな展開というものを模索していただきたいと思っております。

私はもうそれこそ、駅舎の上に新庁舎ということも含めて今後考えられるんじゃないかと、私はそう思っているんですけども、とにかくその駅舎の建て替えを前提にJRと協力して、亀山駅前のにぎわいづくりというものを進めていく方針はないのかということ伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず駅のトイレでありますけど、その件についてはこれは市が無償貸与を受けて整備し、管理をさせていただいておりますので、現在の状況についても多くの市民の方から様々なお声をいただいております。それから私自身も現状を承知いたしておりますので、しっかり修繕などを行って、トイレの利用状況やJR亀山駅舎改修等の整備状況等を勘案しながら整備の可能性について引き続き検討を行ってまいりたいと思ひ、短期的には図書館とのトイレの連携というのもあろうかと思ひますが、そのように認識をいたしております。

それから、駅舎自体の建て替え等々について、市が協力をして動かしていったらいかかというご趣旨でございました。従来からJR東海さんのほうには要望してまいりました様々な案件がございます。駅舎の整備自体も古くから提案をさせていただいてきております。トイレもしっかりであります。中のトイレはきれいにさせていただいたところではあります。現在のところ、JR東海より駅舎の整備を行う旨の予定はお伺いをいたしていない状況でございます。早期での整備ということについては難しい状況であろうというふうに現時点では考えておるところであります。

しかし、いずれにいたしましても、この亀山駅の存在や今回の駅前の再生でこのエリアをどのようににぎわいをつくっていくのか、JR東海の亀山駅の存在、これは大きな要素の一つというふうに考えておりますので、今後もJR東海さんのほうにはしっかり亀山市としての要望、それから考え方をお伝えさせていただいて、連携を努めてまいりたいというふうに現時点で考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

JR、これは東海じゃなくて西ですかね。でも加太駅の事例もありますし、今後ぜひJR東海、亀山駅ともしっかりと議論を前向きに進めていただきたい。亀山市としても、ぜひ前向きにJRに対して交渉を進めていただきたいと思っております。

では、続きまして旧図書館跡地の活用についてですけれども、施政方針にもありました庁内検討委員会を設置して検討を進めているということですのでけれども、具体的にどのように検討していらっしゃるのかというところを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

旧図書館の検討状況ということでございますが、市の財産ということですので私のほうからご答弁を申し上げますが、現在、副市長を委員長として、関係部長で構成する公共施設跡地等活用検討委員会におきまして検討いたしておりますが、現時点におきましては具体的な活用方法までは決定いたしておりません。ただ、検討に当たりましては、旧図書館につきましては亀山公園内に設けられた施設でありますことから、都市公園法において施設の用途が限定されております。そうした要件も踏まえた上で、亀山公園内の他の施設と併せた活用なども含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

これに関して私、以前令和2年9月の議会で、当時教育長だった服部教育長に対して、今その段階では図書館って多分教育委員会の持ち物やったので質問させてもらったんですけど、例えばいじめとか不登校とかひきこもりとか、それこそ子供の発達だとか、そういった子供に関するあらゆる福祉であったり教育のそういった課題に関して総合的に支援することができる、総合的な子供支援センターのような設置が望ましいのではないかという話をしたことがあります。こういった検討というのは、今先ほどちょっと、そういった都市公園法の絡みでいろいろと配慮しなければならないということがありましたけど、そういったものというのは可能なのかどうか。

それこそ、以前からなかなか方針は示しているものの実現しない児童発達支援センターとか、そういったものも含めて、そんなものも可能なのかどうかということ、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

教育委員会のほうで協議をいただいております図書館整備基本構想の中では、先ほど議員ご紹介いただいたような施設、あるいは総合教育研究センター、そういったものというふうな協議もなされていることは承知をしております。

ただ、私先ほど申し上げましたように、亀山公園内ということは都市公園法の規制というか、そういったものがございますので、その中では植物園、動物園、野外劇場その他の供用施設で、そういう政令で定めるものとか、あるいは占用を許可できる工作物として、保育所その他の社会福祉施設で政令で定められるものというふうな規制がございますので、使用方法によりまして、先ほどの内容のものが適合できるかどうかというのは、さらにその使用方法について検討しないと答えは出せないところでありますが、そういったものも含めまして、市の庁内の公共施設跡地等活用検討委員会で十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

検討をお願いします。またその情報もぜひ、どういった検討をされているかということも適宜出せる範囲でまたぜひ情報としてもいただきたいなと思います。

それでは次へ行きます。

次は、新庁舎の整備の方針について。これが最後になるような気がしますけれども、これに移らせていただきます。

時間がないので2項目をまとめて伺います。

5つの候補地が一応中間案ということで、議会のほうにも示されました。それぞれ、特徴だとか新庁舎を建設するに当たってのメリット・デメリットであるとか、周辺の将来的なまちづくりにおける発展性とか、こういったところがどのように考慮されて、検討されて、候補地として選定されたのか。この辺りがよく分からない内容でしたのでその辺りを確認したいのと、あと総事業費約95億円で一般財源の負担は約15億円というふうにも示されておりました。これはもう当然場所に

もよってくるんだとは思いますが、市の財政には多大な影響があると思います。この新しい庁舎を建設することによって、周辺のにぎわいも生み出すことができるという視点もまた重要ではないかというふうにも思っております。

そういう点では、先ほどからずっと、今回の代表質問でも一貫していろいろと申し上げてきましたけれども、特定財源の確保であったり民間活力の導入、例えば再開発事業であったり土地区画整理事業であったりだとか、または税収の増加も見込めるような手法、こういったものも併せて検討すべきではないかと思うんですけれども、そういった検討をされているのかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず最初に、新庁舎整備基本計画の骨子案で5か所の建設候補地をお示ししておりますが、その内容につきましては、検討の方向としましては、まちづくりと整合が図られているかという計画性や住民サービスの向上が図られているかという利便性、さらには安全性、実現性、経済性といった5つの選定基準に沿って評価を行い総合的に判断をいたしまして、5か所を選定いたしましたところでございます。

この骨子案においてお示ししました候補地は、あくまでも地域としてエリアを特定したものでございますが公有地が大半を占め、経済性には優れているものの駅や市街地からは若干距離がありますとか、利便性や市街地活性化という点においては優位性が劣るエリアであったり、隣接する公共施設との一体的な利用が可能なエリア、また駅や市街地に近接するもの、建設に当たっては防災面での対策も必要となってくるもの、いろんなエリアによって特徴がございます。

いずれの候補地エリアにつきましても、建設地としてのプラス面・マイナス面の両面を持ち合わせておりますが、同一のエリア内でもございまして、場所によっては評価が変わる場合もございます。

現時点では骨子案をお示しした段階でございしますので、エリア単位での大まかな特徴につきましては、今後策定いたします基本計画本案の中でお示しをしまいたいと考えております。

それともう一点、いろんな総事業費の抑制の関係でございしますが、新庁舎整備の事業費につきましては、現在庁舎建設費等用地取得や、そのほかにもシステム導入とか機器類とか、そういったものに要する建物建設費以外の経費を含めて、総事業費は基本計画の骨子案で95億円と試算はいたしております。現段階では建設地が決定しておりませんので、不確定要素が多いものの、建設コストのさらなる高騰を踏まえすと相当な額ですので、市の財政負担につきましても非常に大きいものというふうに考えております。

そういった中で、総事業費や一般財源の負担をできる限り抑制する必要が当然ございますけれども、その手法といたしましては、まずは今後の庁舎の在り方を見据えた上で可能な限りシンプルでコンパクトな庁舎とするなど建設費を抑制するための創意工夫も考えられます。

また、公有地を含むエリアへの庁舎整備によっては用地取得費は縮減が可能となることや、民間ノウハウを活用した整備手法を選択することにより、工期の短縮による事業費の抑制や財政負担の平準化を図ることができるケースもございます。

ただ、事業を進めるに当たりましてはいろんな、確かに民間とか建設に当たりまして、骨子案でも記載しておりますが、設計、建設に当たってはPFI方式とかECI、DB方式とかいろんな方式もありますし、いろんな複合施設というふうなことも考えられますが、現時点におきましてはそこまでの具体的なものまでは、骨子案ではお示しはしていません。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

簡潔に。

○4番（草川卓也君登壇）

ありがとうございました。

残りは委員会で全て質問できますので、委員会で質問していきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時00分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、令和5年度施政及び予算編成方針について質問します。

まず、遅れている公共施設の更新についてです。

全国の自治体で、高度経済成長期にたくさん建てられた公共施設が一斉に更新の時期を迎え、この公共施設の更新は、全国の自治体の一番の政策課題になっています。

令和2年度財政状況資料集というのがあります。これは、毎年全国の自治体が総務省に報告するもので、全国の自治体との比較ができるものとなっています。この中に有形固定資産減価償却率というのがあります。減価償却率が高いほど公共施設の老朽化が進んでいるということを示しています。亀山市と類似団体、つまり人口や産業構造が似た自治体の比較を見ると、類似団体が61.8%であるのに対し、亀山市は70.1%になっており、約9%亀山市のほうが老朽化が進んでおります。78の類似団体中亀山市より老朽化率が高い自治体というのは3つしかない、非常に恥ずかしい状況であります。

次に、ちょっとグラフを出していただけますか。

このグラフは平成26年度につくられた公共施設白書から作成をいたしました。例えば、既に更新された川崎小学校、それから図書館は除いてありますし、それからこれから先28年、29年度に建設予定の市庁舎については、2026年から30年度にまとめて更新費用を95億として入れております。だから、本来ですと2025年以前に含まれる数字なんですけれども、そこは抜いております。

グラフは大きく3つに分かれておりまして、一つは2025年以前のものでですね。それから、一番集中しているのがこの2026から30年という、この5年間なんです。そして、2030年以降もこれ5年刻みで入っております。まず、その2025年以前ですけれども、これは107億円という額になっています。主なものとしては、亀山中学校の校舎体育館、それから保育園、こういうものがあります。次に、2026から30ですけれども、白書に載っているのが109億円あります。そこに、最近出てきた新庁舎95億円、それからごみ処理施設がちょうど2029年に稼働を終えますので、これもこの時期に更新が出てまいります。それから、4つ目は給食センター、最近出されましたが、これもこの時期に入っております。

こういうものを入れていくと本当に大変な額になるということですね。この更新費用というのがどういうふうに出されているかということ、2014年の時点での床面積に平米単価を掛けて出しているという、非常に簡易なものです。例えば、もう既に更新された川崎小学校を例にとると24億かかっているんですね。その白書によると合計しても11億3,000万にしかありません。だから、白書によるその更新費用というのは非常に実態とかけ離れているということがまずあるんだろうと思います。それから、さらにこれからですと資材の高騰というようなこともありますので、そうすると、このグラフにある100億だとか95億だとかこういう新庁舎はある程度考慮されているんだと思いますけれども、この白書にある100億という数字が150億にも200億にもなるのではないかなという数字だということでもあります。

そして、まず最初にお聞きしたいのは、こういう現状、これをどのように認識してみえるのかまづ聞きたいと思います。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほどご紹介いただきましたが、公共施設白書につきましては、平成26年に作成をいたしております。これは当時いろんな公共施設が更新とかを迎える中で、全体像を明らかにするために作成されたものというふうに考えておりますが、その中では、2026年度、令和8年度からでございますが、の5年間には複数の小学校の校舎をはじめとする各施設の類型、学校教育系施設のほか文化施設や子育て支援施設など、多くの施設が更新時期に入ることとして資料を作成いたしております。

この公共施設白書における更新時期及び費用につきましては、税法上の減価償却年数により機械的に試算しておりますことから、これを計画する建物は必ずこの時期に更新が必要というわけではございません。これまでから、耐用年数を超えても支障なく施設が使用できるように、必要に応じて大規模整備等により施設の長寿命化を図り、将来費用の削減に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、同期間には新庁舎や給食センターの整備、さらには溶融処理施設の更新など大規模な施設の整備事業が控えておりますことから、いずれにしましても多額の予算が必要ということには変わりはないので、今後限られた財源において事業を計画的に実施していく必要があるかというふうに存じております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

多額の費用が今後必要になるという実態の認識は共通のものがあるんだろうと思います。これは本当に数字を見ているだけでも大変な数字ですよ、これ。本当に私気が遠くなると表現しますけれども、本当にそんな数字なんですよ。

なぜこういうことになってきたのかという要因をちょっと私なりに探ってみました。やっぱり大きいのは起債、つまり借金を抑制するという方針を長く取ってきたということがあるのではないかと思います。要するに、公共施設で学校や保育園なんかはほとんど補助金がありませんので、もう起債でやらなければなかなか建てられないという事情があるんですよ。だからそれを起債を抑えてしまうとそういうことができなくなるという、こういう問題があるんですよ。私やっぱりこの起債を抑制する、必要な面もありますけれども、あまりにもこれを抑制し過ぎたんじゃないか。

例えば、この財政状況資料集で市が分析をしているコメントがあるんです。こういうことがある、今後についても借入れを行う場合には交付税措置のある有利な起債の借入れを行い、財政の健全化を図りますとあるんですよ。つまり交付税措置のある有利なものをするんだという。裏返すと、交付税措置のない一般の起債はあまり使わないんだということになるわけですよ。これでいくと、もう更新が進まない。この辺に私は原因があるのではないかというふうに思っています。

交付税措置って何かというと、要するに地方交付税に借金の元利償還分を計算を入れて交付税の中に交付してもらおうという、そういう措置なんですけど、非常に市にとってはありがたいことなんですけれども、こういう交付税措置のあるものは大いに活用するけれども、そういう交付税措置がないものについてはもう丸々借金となるので返済をしなきゃならぬので大変だと。今亀山市の借金の状況はどんなふうになっているかという、一つは、これはまた財政状況資料集なんですけれども、ここに公債費及び公債費に準ずる費用の分析というのがあるんです。ここには住民1人当たりの公債費及び公債費に準ずる費用の負担額が出ています、住民1人当たりです。類似団体というのは、2万703円、2万円ぐらい、類似団体で。亀山市はどれだけかという、4,645円なんです、5分の1ぐらいに抑えられているんです。それは確かにありがたいんですけども、この水準があるからこそ、私は更新が進まない、こういうところにあるんじゃないかというふうに思うんですね。やっぱりこういう点でいうと、類似団体は住民1人当たり2万円まではいっていますので、それぐらいの規模までは当面亀山市も借金してもいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

同じく財政状況資料集の将来負担比率というのがありますね。これも84の類似団体のうちでトップですよ、一番健全なんです。それから実質公債費比率も3位なんですよ、トップスリー。だから圧倒的に借金が少ない、いわゆる市がよく言う健全な財政というもの。しかし、それがために更新が図られないという問題が私は出ているんじゃないかというふうに思います。

そこで2問目ですけども、やっぱりこういう公共施設の更新を進めようと思えば、財政調整基金が少ない中では起債を活用するということがどうしても必要になるんじゃないか。これなしではやれないんじゃないか。その場合に、この起債を交付税措置のある有利なものに限定するという、こういう考え方そのものの見直しをしなきゃならぬ。いわゆる一般の起債も活用しますよというス

タンスに変えないともう財源が確保できないとこのように思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

起債につきましては、一般的には施設の整備などのハード事業は起債の対象となりますけれども、施設の修繕や改修については活用することができないというのが大前提でございますけれども、これまで有利な起債として施設の整備に活用してまいりました合併特例債ですとか緊急防災・減災事業債などを活用してまいりましたものでございますけれども、こういった起債は、前提条件が限定的なものであるために一般的な公共施設の更新に対しては活用することができないということであります。

しかしながら、公共施設の更新に際しましては亀山市公共施設等総合管理計画に基づきまして、集約化ですとか複合化をしていく施設であれば、公共施設等適正管理推進事業債の活用も可能というふうにも考えております。いずれにしましても、このように施設の更新の財源につきましては、国庫補助金等の特定財源の確保を優先しつつ、少しでも交付税措置のある起債を活用できるように公共施設の更新を計画的に図っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

納得いかないですね。

例えば、最近建て替えた川崎小学校ですね。これを見ますと24億なんですよ、総事業費がね。そのうちで、国・県の支出金、いわゆる補助金というこれが1割なんです、1割弱ですよ。あとの9割はもうとにかく借金と自己資金で賄わないといけないんですね。だから学校一つ建て替えるにしてもこういう状態なんですよ。だから交付税措置をやっぱり大事にしていくということを方針している以上、こういうところの建て替えが進まないということなの。だからやっぱり、この交付税措置のある有利な起債にこだわってはい駄目だということなんですよ。

その点、もう一度お聞きします。果たして交付税措置、今答弁にあったようにこれにこだわって、進むんですか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

公共施設の更新の起債の活用につきましては、特定財源確保を優先しつつ、少しでも交付税措置のある起債を活用できるように更新を図っていかねばならないこととございますけれども、交付税の措置のない起債の活用につきましては最小限に抑えていかねばならないというふうに認識をいたしております。

なお、起債の活用につきましては、将来世代への後年度負担が増加することから慎重に対応していかなければならないと考えておりますが、本庁舎のような市の中心的な位置づけの施設でありますとか、そういった施設につきましては、将来世代も含めまして今後何十年間と活用されていく施

設の整備につきましては財源状況を考慮した上で必要に応じた起債を活用し、段階的に償還していくということで、世代間の公平を確保するといった観点も必要であるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

言われるとおりになんですよ。起債の一つの活用する理由として、世代間に公平に負担してもらう。つまり、建てた年度だけどかんと何億と出したら、そのときの市民だけが負担する形になる。ところが20年、30年かかって借金は返していきますので、そうすると借金を借りて建てたものについては、20年、30年かかって市民が負担をしていく形になる。だからそういう意味で、起債は交付税措置があろうがなかろうが意味があるんですよ、そういう意味では。世代間に公平に負担してもらう。だから私は、交付税措置にこだわらず起債でやったらいいじゃないですか。それも類似都市との比較で見ても決して亀山市はそんなに多く借金している状態じゃない、少なくとも類似都市ぐらいはできるだろうということを言っているわけですね。これはもう考えていただきたいと思います。

次に移りますけれども、基金の問題に入りたいと思います。

先日新聞報道で三重県が、築59年の本庁に加えて、築60年ほど経過する県立校11校も基金による建て替えを想定して公共施設等総合管理推進基金を設置する、こういうふうに明らかにしました。つまり、県は県庁舎の建て替えと学校の建て替えを同列に見て財源確保をしようという姿勢なんですよ。

亀山市はどうか、これは令和3年12月議会で私一般質問しました。このときにリニアと庁舎の建設基金をもうなくして、一本にして公共施設整備基金として、どんな公共施設の建て替えやそんなものにも使えるようにしたらどうやと提案したんですね。そうしたら、学校やとか保育園の建て替えにも財源が確保できるじゃないかこう言ったんですね。そうしたら、市長はどう言ったかという、様々な分野の総合政策を展開している、限られた財源で最大限応える。つまりもう何か両方ともできるような答弁しましたけど、これ現実にはできません。先ほどグラフで見ていただいたように、あれだけのものをできるわけではないんですよ、両方ね。だから、私はもう当面必要なものを優先順位をつけて必要な公共施設に充てていく、そのために、柔軟にリニアと庁舎の基金も結合して、そしてもう公共施設、リニアにしてもそれから庁舎もちろんそうですけど、公共施設が含まれるわけですよ、整備の中には当然。だから、公共施設のそういう基金であれば十分にリニアにも庁舎にもそれから学校や保育園にも使えるような基金になるわけですから、やっぱりそういう基金にすべきだと思います。そうすると、もう三十何億の、財調とは別にいわゆる公共施設の建て替えのための基金が今すぐにでもできるわけですね。そしてその中から優先的に建て替えの必要なものに充てていくということができると思うんですが、そういうお考えはありませんか。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

議員ご紹介ありました公共施設整備基金でございますが、県では令和4年度の補正予算において、県庁舎や県立高校などの建て替えを想定した基金を創設されるということでございますが、市にお

いても、既存の基金の組替えにより同様の基金を設ける考えはないのかということでございますけれども、リニア中央新幹線亀山駅整備基金、それから庁舎建設基金など基金を組み替えて、公共施設全般の整備に充てるということにつきましては、現在のところは想定しておりません。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

じゃあ市長にお伺いします。

リニアの基金、それから庁舎の基金はもう手をつけない、財調は20億程度しか残りが無い。学校、保育園なんかのコミュニティも将来的にはもうかなり建て替えが必要になってきますけれども、本当にいろんな公共施設の建て替えが必要になってくる。この財源はどうするんですか。私は、もう財源がめどが立たないから起債を使いましょうということと、それから現在ある、こういうリニアや庁舎の基金ももっと臨機応変に使えるようにしましょうという提案をしているの。

市長の中、市長に、これを別建てにしておいてちゃんとそれが進みますよ、学校や保育園やコミュニティの建て替えが進みますよというのであれば、お示しいただきたい。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成29年、公共施設等総合管理計画を策定させていただきました。その中で、今後60年間に於いて、総額としては約2,700億の更新、あるいはそれから修繕、これが必要であると、このようにお示しをさせていただきました。その中には公共施設1,133億、それから道路とか下水道の老朽インフラがありますので、これが約689億。これは公営企業会計を抜いていますので、公営企業会計を入れますとこれが800億前後あると。こういうのを入れると本当に2,700億、3,000億近いお金が60年間の間に必要だと。ただ、その試算は議員もおっしゃっていただいた税法上のいわゆる耐用年数に基づく試算で非常に数値的な試算であるということと、当時更新の時期を60年、改修は30年、それから木造だと20年、そういう設定の仕方をさせていただきました。

しかし、今後におきまして、これは私どもだけではなくて地方自治体が抱える、非常に直近であり中長期の行政経営課題というふうに認識をさせていただいておるところであります。今日までに非常に様々な工夫をしながら、そして議員、これもご紹介いただきましたが、減価償却の類似団体の固定資産償却率、これは亀山は高いほうだということですが、本市の場合は何を考えてきたかというのは非常に大変早い段階からいわゆる公共施設のアセットマネジメントといいますか、老朽化するものを手を入れて長寿命化させるという取組を一方で進めてまいりました。あわせて、今もお話ありましたが、起債の抑制を行って今日に至りました。しかし、必要である公共施設、学校等々の手を入れることについては、全体の中でやりくりをしながら今日まで適切に対応してきたと思っております。

今後、今の起債をどう適用していくのか、有利な起債は当然活用すべきではありますが、一般の起債も今後の公共施設の更新や改修において、改修は適用が限定的だと思いますけど、そういうものに対しては適切に判断をしていく必要があるかと思っております。

それと平成3年に議員のほうからもご指摘をいただきましたリニアの基金、庁舎の基金を統合…
…。

(「平成じゃなくて令和3年」の声あり)

○市長（櫻井義之君登壇）

令和3年12月の議会で提案というかご指摘いただきましたが、あのときにもお答えをさせていただきましたように、もしこれを仮に統合した場合、リニア亀山駅や新庁舎整備に係る財源の確保が、今度はそちらが困難となることが想定をされます。実際に整備事業を行う段階で、財源不足を招いて、ひいてはさらに市債が増加する、あるいは財調とか一般財源に影響がある、このことを考えますと将来世代への後年度負担についても大きな影響が出てまいりますことから、基本的には現時点では、リニア基金、庁舎基金と公共施設全般の基金として財調を一つにするという考え方については、現時点でそのような考えを持っていないという状況であります。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長の考え方は変わっていません。要するに、もう庁舎とリニアは絶対に、これはもういらえないんだとね。ない中でやるということですよ。そうすると、どうしてもできないですよ、そんなには、公共施設の更新というものはね。

だから、私が言っているのはもうとにかく限られた財源の中でどうするかを考えなきゃならん状態に来ている。だからリニアだ、庁舎だといって、縛っておいて使えない状態にしておくことが本当にいいのかどうか。いや、進めばいいですよ、そうやって縛っておいても公共施設の建て替えが、ほかの財源が確保できてやれるならいいですよ、やれないから言っているんですよ。これもぜひ真面目に考えていただきたいと思う。

次に移っていきます。

次は、施政方針の中でリニア亀山です。

ちょっと1つ言っておかないといけない。この1の項目の中で2番目に財政調整基金残高20億の維持というのを上げましたけれども、これは庁舎まで質問させていただいた後で触れたいと思いますので、よろしく願いいたします。

リニア亀山駅誘致を将来のまちづくりの核に考えてええのかとこういう問題であります。この施政及び予算編成方針というところを見ますと、リニア亀山駅の誘致、それからコストコの進出、鈴亀道路、こういうような国や県、大手企業が進める大型事業がばんと出て、これが千載一遇の好機というね。だから長期的なまちづくりをこれでしょう、こういう方向なんですよ。

でも、私は違うと思うんですよ。

都市計画の専門家で、奈良女子大の中山 徹先生という方がお見えになる。この方がこう言われている。都市計画というとビルを造ったり道路を通したりを連想するでしょうが、我々都市計画をやっているものが最終的に目指しているのは、人づくりなんです。地域に関心を持ち、地域をよくするために頑張ろうという人をどれだけつくれるか、それが我々の最終目標、都市計画の最終目標は人づくりだと、こう言うんです。私も、そのとおりだと思うんですね。

その点、亀山はどうか。駅前の再開発、午前中にも質問がありました。確かに建物は建ちました。

でも、地域に関心を持ち、地域をよくするために頑張ろうという人をどれだけつくれたんでしょうか、この事業で。人をつくるどころか、今までこの地域に住んでいて商売をしておいた人を大半、もう再開発事業というのはみんな追い出したわけですよ、地域外に。今本当に僅かな人しかもう残っていませんよ、人づくりやないですよ、できていないんですよ。建物はできたけれども人づくりはできていない、これが再開発事業の実態なんですよ。

私は、こういう市民が置き去りにされたというのか、もう市民がいないようなこんなことで、国や県や大手企業が進めるような事業に乗かっていったら亀山のまちづくりが進みます。こういう方向でいいのかどうか。

私は、市民参画できちっと市民が入って議論をして、そういう中で生まれたものが方針として出てくる、これが本来の市民参画、本来だと思いますが、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今リニアでありますとか、今亀山市は未来に向けて様々な胎動が起こってきておりますが、これは産業立地もそうでしょうし、都市の環境を磨き、高めるということについては着実に都市成長を図っていくことが大切であろうというふうに考えておるところであります。

大手企業なんかと組んで、それはいかがかとおっしゃられましたけれど、やっぱりまちの暮らしの質を高めたり、あるいは今言われたまちづくりは人づくりであると、それは当然のことでありませうけれど、地域を愛して、そしてこの地域にそこで潤いや意欲を持って学んだり働く、暮らす、そういうことを環境を整えていくのは当然のことであります。そういう中であっていろんな暮らしの質を高める、あるいはまちの持続的な成長を進めるためにはやはりしっかりとした財政基盤であったり人口の基盤であったり、そういうものが高まっていく必要が前提であります。したがって、産業立地もしかりでありますし、まちの都市環境を高めていくことについては、議員の考え方、ご所見は承っておきますけれど、本市としてはしっかりとそういうものを目指して進めていくことは意義深いというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、リニアが一定の視野に入ってまいりました。さらに、新しい都市基盤となります鈴鹿亀山道路の事業化決定、これは亀山市にとりましても、306のバイパスの整備とか、新しい亀山市北部のインターチェンジの設置でありますとか、新たなやっぱり人流を、あるいは市民の利便性を生み出していくことにつながるものと確信をいたしておりますので、これはしっかりと手当てをしながら着実に施工をさせていく使命が当然あると思います。

いずれにいたしましても、行政が進める取組に対して、市民参加、これは当然私どものまちづくり基本条例の一番の原点にある原則であります。そして、その協働の精神につきましても同様の思いで進めてきておるところでありますので、今後におきましても、本市の市民力、あるいは地域力としっかりと行政がパートナーとして、本当に市民参画のまちづくりを協働のまちづくりを進めていくということについては決して、今後においても現在もそうですが、今後も全ての原点にある考え方とこのように思っておるところであります。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長がどれだけ言われても、もう現実に駅前の再開発で市民参加がなかったんですよ。あったのは、あのエリアの1から4ブロックの人にはいろいろ話しましたよ。亀山市全体の玄関口じゃないすか。亀山市民全体にいろいろ問う、意見を聞く、そんなスタンスはありましたか、なかったでしょう。だから、同じことが繰り返されるんじゃないかと私言っているわけです。

リニアの駅ですけれども、今3か所候補地が出て、最終的にJR東海が決めるんでしょうけれども、今言ったように再開発で亀山の中心市街地の活性化といって一生懸命やったわけですよ、大きなお金を入れて。ところがもう亀山駅周辺は候補地から外れたわけですよ。そうするとまた中心市街地の活性化をやって、そして終わったと思ったらまた全然違うところにリニアの駅ができて、またそこでまちづくりをする。もうこんなやり方が本当にいいのかどうかですよ。

ましてや、リニアの駅ができてその周辺が潤うような見通しがあるんじゃないですよ。どうも今見ておると通過点ぐらいにしかならない。いわゆる目的地は伊勢志摩で、亀山で降りてそれで高速道路で走るとか来線線に乗り換えるとかいうことで、亀山は通過点にしかならない。そんなことも考えられるわけです。だからやっぱり、ここは市民の意見も入れて本当に何がいいのかという議論をしなきゃならん。それをもう自分たちの頭だけでこの物事をする、これはやっぱりやめていただきたいというふうに思います。

時間がないから、次へ行きます。

次は、コロナ禍で痛んだ市民生活、商店などへの支援という、これも市政及び予算編成方針で書いています。コロナ禍で痛みを生じた社会活動や地域コミュニティの再生と。重点的に配分しました、こう書いてあります。

しかし市長、考えてほしい。コロナ禍で痛みを生じたものとして真っ先に上げなきゃならないのは市民生活、それから中小の商店、中小企業ではないですか。

このコロナ禍の中で異常な物価高が続いています。先ほど市長も言われました。働く人の賃金、20年間増えない、物価上昇に追いつかない。だから、実質賃金はこの10年間で24万円減っているというんです。年金も減額が続いています。ようやく今度は上がるというふうに思ったら、物価高騰に追いつかない、こういう状態なんですよ。

この安倍、菅、岸田3政権の11年間で年金は実質、物価上昇との比較で7%削減、こんな事態になっているんですよ。だからこれだけ懐が寒くなると結局もう需要に回らない、消費に回らない、こういうことですよ。特に物価高騰で大きなダメージを受けているのは、これは国の総務省の調査ですけれども、食料品が4.5%の増、それから光熱水道費は14.8%増というふうに家計支出が、特に食料品と光熱水費、ここに負担がかぶっているわけです。特にこの比重の重い大きいのは高齢者世帯、ここに対するやっぱり手当ても要る。それから、先ほど言いましたように、消費が低迷しているから、商店、中小企業の経営も厳しいものになっている。ここに対しても、例えば中小企業に対して、コロナ禍の中でゼロゼロ融資ということを盛んに亀山市もやられました。つまり融資はするんですよ。だけど、返済はしなきゃならん、こういう問題がある。その返済がこれからピークを迎えようとしている、だから大変なんですよ。つまりコロナ禍の中で事業を続けるために、返せる当てはないかも分からんけれども取りあえず借金をしたんです。ところが、なかなか景気が上向いてこない、消費が増えてこない。そういう中で返済だけ迫ってくる。大変ですよ、これ

は中小企業、こういう問題。

だから、こういうことを考えていくと、本当にコロナ禍で社会活動とかコミュニティがどうというのが大きな問題になるのかということですよ。だから、私はやっぱりまず第一に考えるべきは、市民の生活、それから中小の商店、中小企業、こういうところにこそやるべきだというふうに思います。質問をしたいのは、今度の予算でこういうところにどんな予算が組まれているのか、この点をお聞きしたいです。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、施政及び予算編成方針におきまして、コロナ禍で痛みが生じた中に市民生活や中小企業者等の記載がない、予算が組まれていないではないかというご質問でございますが、当然社会活動という大きなくりの中には、市民生活、そして人の営み、そして今お話のありました中小企業者等の活動も入っておりますし、それに対する予算、これも組み入れております。213億の中には当然、よくご覧いただきたいと思っております。

本市におきましては、これまで緊急政策、あるいは総合対策パッケージの中で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や電力、食料品などの物価高騰による家計負担を軽減する価格高騰緊急支援給付金の支給や、これは2月末で終わりましたが、亀山プレミアム付商品券事業（Ver.2）、いわゆる地域の経済の循環、活性化を目指したり、エネルギー価格高騰対策中小企業者等助成金などによりまして、市民生活や中小企業者等に対し、国の支援措置に加えまして本市独自の対策を講じてまいっているところであります。

また新年度におきましても、住まいを失われる、失うおそれのある生活困窮者に対する住居確保給付金につきましても、コロナ禍における特例的な対応の一部恒久化や複合的な福祉課題を抱えた世帯をその実情に応じてオーダーメイド型で支援する地域福祉力向上の重層的支援体制整備事業、これは本市の力を入れてきておる施策でございますが、この充実、強化し、全庁的な取組として展開をして、市民生活を支えてまいりたいと思っております。

また、経済活動におきましても、株式会社日本政策金融公庫が行う融資につきましても、5年間実質無利子となりますよう利息相当額の全額補給も株主として継続して行ってまいりますし、産業振興奨励金やアシスト、創業支援など商工業振興に関わります事業も引き続き実施をしております。

いずれにいたしましても、その時々状況によりまして、必要かつ有効な対策が異なっておりますので、国や県の支援制度にも常に注視をしながら、それらでカバーできない状況に対して、必要に応じて亀山市独自の支援策を新年度も展開してまいりたいと考えているところであります。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

結局市長が言ったのは、国の予算がついたやつですよ。私が言ったのは、市独自のものがいないから私はこれ質問したんですよ。具体的ななかったですよ、市独自の予算ではね。

例えば具体的にいいますと北海道、ここは市独自ですよ、自治体独自ですよ。8割の自治体が福祉灯油を実施している。だから、福祉灯油のほかにもガス、電気、石炭、まきなどの購入に引換

券、現金、現物支給を北海道はやっています。

それから、石川県小松市では中小企業の電気代値上がりの半額を補助する制度を新たにつくっています。それから、島根県は農業施設の電気代を一部補助する制度をつくっています。こういうことなんですよ、国の制度をいろいろ並べられても答えにならないです。亀山市は独自にこういうことをやりました、こういうことを予算に入れました、そういう答弁を聞きたかったんです。ないですよ、ここにはね。本当にそういう点では、この予算、私は不十分だというふうに言っておきます。

では次に、新庁舎整備の推進という問題であります。骨子案が先日明らかになった。概要的には95億で5つの候補地、場所は5年度中に決める。今後のスケジュールですけれども、24年、25年度に用地交渉をして、26年に基本設計、27年に実施設計、28、29年度に建築工事、2030年に新庁舎開庁と。

ちょっともう一度グラフを出していただけますか。

先ほど言いましたように、新庁舎の時期が問題なんですよ。28、29ですよ。これは、まさにこの26年から30年の更新が集中する時期に、わざわざここへはめ込んであるんですよ。この耐用年数というのは、先ほど市長も言われましたようにもうあらかじめ決まっているんです。これ30年にしようが50年にしようが、それはいろいろありますよ。ただ耐用年数が決まっているので、もういつ頃更新をしなきゃならないかというのは自動的に決まってくるわけですよ。だから、わざわざこの時期に、何でこんな更新の多い時期に新庁舎を持ってくる必要があったのかということですよ。この点について分かるように説明をしてください。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の更新時期でございますが、さきに議員からのご質問で、この5年間には多くの公共施設が更新時期を迎えているというご紹介がございましたが、これにつきましては、先ほどもご答弁させていただきましたように、公共白書では機械的に耐用年数に応じてしているんですが、ただこの期間に何十億円ということを経営で要るかといいますと、これまで必要に応じて施設の長寿命化を図り、将来費用の削減に取り組んでおりまして、必ず要するというふうなことではございません。

一方、現庁舎につきましては、築60年以上が経過する本庁舎の南棟をはじめ、建物の老朽化が全体的に進んでおりまして、修理や更新に多額の費用を要しております。また、庁舎の狭隘化や機能分散も大きな課題であり、市民からも駐車場が不足している、建物が複雑な構造で担当部署が分かりにくい、庁舎が分散しているため本庁だけで用事が済まないのが不便といったご意見もいただいているところです。

さらには、建物の老朽化や狭隘化に伴い、セキュリティーや防災面、ユニバーサルデザインへの対応や事務の効率化、高度情報化への対応など関連して多くの課題がございます。こうしたことから、行政サービスや防災の拠点となる新庁舎整備の必要性、重要性は高いものと考えておりまして、また庁舎開庁予定の令和12年度以降には、資料にあるような施設が全部更新になるかというのは別としましても、ほかの施設も当然更新といった大規模な整備事業が控えているというふうなことが想定をされておりますことから、財政負担の面でもそれまでに庁舎整備を終える必要があるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

午前中の答弁もそうでしたけど、聞かれたことに答えてくださいよ。あなたが答えた3分の2が要らんですよ。何でこんな更新の多い時期に庁舎を持ってきたのか、そのことだけですよ。

それでね、言われました、この更新時期は長寿命化したり、修理をしたらもっとずれる、ずれるのはこの2025年以降の部分もずれてくるんですよ、これ。今一応2020年以前になっています、107億、これが皆、長寿命化したらずれてくるんですよ、だから一緒のことなんですよ。減らないんですよ、そんなことしたって。

やっぱりこういう時期にわざわざ何で持ってきたと、結局市長が先送りしたからですよ、これの原因は。もっと早い時期に合併特例債もあり、その時期にやっておけばこんなことにならなかったんですよ。だから、その辺の政策判断が私は間違っていたんではないかということだけ指摘しておきたい。

次に、財政調整基金20億の維持という問題に移ります。

これもずうっと今まで質問してきましたけど、やっぱり今度の予算を見ると市民生活、中小企業、零細企業への支援が本当はないんですよ。こういうところ、それから学校、保育園の公共施設の更新もありません、こういう予算編成になったこれは何でかということを考えてんですけど、結局、私はもう財調基金20億の維持が大前提にあって、予算編成をする場合、予算を編成した後に20億残るような予算を組んだんじゃないか。だから事業はできるだけもう少なくした、こういうことじゃないかと思うんですよ。先に20億残があった、必要な事業でも先送りした、こういうことじゃなかったんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

20億ありきの予算編成ではないのかということでございますけれども、第3次行財政改革大綱におきまして、20億を目標と定めておりまして、基金のほう、20億を目指しております。

令和5年度の予算編成におきましては、コロナ禍におけます外部環境変化におきまして、エネルギー価格高騰などの経費が見込みよりも4億1,200万円増となったということを以前もご紹介させていただきましたけれども、この増額に対しまして、財政調整基金からの繰入れを7億3,000万円繰り入れて、その結果として、令和5年度末の財政調整基金残高は20億900万円となったということでございます。20億ありきという予算編成を行ったわけではございません。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そういう答弁ですよ、市がいうのは。私はやっぱり20億を維持するために削ったんじゃないかというふうに思っています。

最後に、健康都市の推進という問題であります。

これも施政及び予算編成の方針で、健康都市の推進というのを考えられた。やっぱり私は健康と

いうことを言うのであれば安心して医療にかかれる、このことがやっぱり基本やというふうに思うんですね。ところが、現実はどうですかね。高く払えない国保税、滞納をすれば保険証が取り上げられる、後期高齢者の医療保険も窓口の自己負担がどんどん高くなっています。だんだんと医療から遠くされるようなことが起こっています。

それから、午前中も出ましたけど医療費の助成制度、これの充実、拡充も必要なんですよ。今の窓口無料ですと、未就学の子供しか窓口無料はないわけですよ。だからこういうことの年齢の引上げ、それから拡充、これも必要なんですよ。こういう医療にかかりやすい体制をいかにつくるかということ抜きに健康大学や何やとといったって、健康維持は進みませんよ、これ。だからやっぱり根本にあるそういうかかりにくさを何とか解決するということが必要だと思うんですが、そういうものが予算にあるのかどうか、端的にあるのかないのかをお聞きしたいんです。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今議員言われる国政の議論として存在するようなことも当然問題意識をさせていただくところがありますが、本市といたしましては、当然市民の皆さんがこのコロナ禍を経て今までもそうですが、健やかな、そして心豊かな暮らしを送れるためのその環境を整えていこう、健康都市を整えていこうという取組を進めてきました。

今回、その学びの拠点になる健康都市大学の創設を秋に準備をいたしておるところでありますけど、午前中もお答えをさせていただきました。健康都市、健康に関わる重点施策を新年度、医療センターへの、例えば滋賀医科大との連携ですとかそういうことを踏まえて取り組んでまいりますので、国政の議論をしっかりと今後も、私どもは地方自治体の立場から申し上げてまいりますし、本市としてできることについては、当然プライマリーケアや医療、保健、福祉のネットワークをしっかりと高めていくことは市民生活の安心・安全につながると思っていますので、その取組はこの令和5年度も重層的に展開をいたしてまいりたいと思います。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

午前中もありましたけど、市長が就任されてすぐにやったのは医療費の無料化を中学校卒業までやったんですよ。国がやらないのに市が独自にやったんですよ。それをじゃあどう説明するんですか、今の答弁で。草川議員に対する答弁もそうですよ。国がやらないあかんでどうのこうのというんですよ。じゃあ中学校卒業までの医療費の無料化はなぜやったんですか、それだけ言っておきます。

最後に、一般質問が残っておりますので、これだけやらせていただきます。

市道川崎白木線（フラワー道路）、このフラワー道路というのは四日市を起点に鈴鹿亀山の道路です。県のホームページを読みますと広域営農団地整備計画で、基幹的な農道として整備された県の道路なんですよ、これはね。いわゆる県道としてあるべき道路、これが市道に現在はなつて市が管理しているということですよ。今走っているのを見ると、そんな農道でトラクターが走っているという状況やないですよ。トラックがばんばん走りますよ、産業道路なんですよ。そ

うすると舗装面が傷んで、担当課に調べてもらいましたが、2013年から2020年、この間に舗装工事費が亀山市は5億7,000万つぎ込んでいるんですね。こういうのを本来の県の道路に移管すれば、これは負担がなくなるんですよ。こういうことをやるのが私は行政改革だというふうに思います。

そこで、質問ですけれども、フラワー道路の県への移管を関係市と連携して県と協議すべきだと考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

市道川崎白木線につきましては、一部区間を市が市道として整備しながら県の広域農道、通称フラワー道路として整備をされてきました。平成19年に全線が開通したことから、県から移管を受け、市道認定をして管理をしています。県道への移管につきましては、県道認定は県道と県道、あるいは県道と国道といった幹線道路を結ぶ路線を基本としていることから、当初のフラワー道路の起点から終点までを1路線として協議する必要があるとございます。したがって、フラワー道路沿線の鈴鹿市、四日市の意向を踏まえながら、県への移管を検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

県への移管を3市と共同でやっていきたいと。これは先日3月2日に、鈴鹿市議会で石田議員、日本共産党の石田議員が質問したときに、土木部長が県による管理が望ましい。それから関係市と連携し県と協議するというような答弁をいただいておりますので、ぜひ、鈴鹿市、亀山市、四日市市、連携して県と協議していただき、県の移管がされるように努力をいただきたいということを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時53分 休憩）

（午後 2時03分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 新 秀隆議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

公明党、新でございます。代表質問ということで、通告書に従って進めたいと思います。

今回は、令和5年度の施政及び予算編成方針についてお伺いということになります。

まず初めに、予算編成方針でございますが、今朝ほど来市長のほうからもございました。今回の快復の年ということで、去年は改進黨の年というところから、4年度ですけど、これにつきまして市長は答弁の中で、今までとは、元に戻すということではなく何か変革の、不易流行ということと

にかく進める中で、時代の流れに応じていろいろ変革をしていくというふうにおっしゃられたと理解しております。

そういう中におきまして、今回当初予算が出されまして、一般会計としましては、前年に対して3.1%減ということで、そしてまた様々な事業会計もございまして、こちらを全部入れると全部で348億2,330万円の当初予算ということで、前年に比べると、一般会計は3.1でしたが、全体では0.9%の減というふうに示されております。

こういう中におきまして、やはりどの点につきまして予算が多くなり少なくなったか、そういう点につきまして、これを踏まえた上で今回の市長の快復の年で目指すもの、そういう中で施政方針の中でもございましたんですけど、やはり今回の税収は若干増えているとか、ちょっと明るい兆しもあるんですけど、そういう中におきまして、市長として、今回の重要な内容の4つの重点プロジェクト、こちらの中でもありますしなやかな田園都市という、やっぱりこういうふうなしなやかなと、時代に沿ってそれにマッチしていくような、そういうことを中心にこの4つの重点プロジェクト。そしてまた令和5年度に取り組む主要な事業、これは政策分野ですので、また後で伺いますんですけど、そういうところにつきまして、市長の快復の年、これについてどのような形で対応を取っていくのか。午前中もお伺いした点は省いていただいて結構でございますが、また新たにこのプロジェクトとの方向性、これをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和5年度予算の「健都実感・快復予算」の市長の思いや具体的な対応はと、午前中の分は省いてということでしたので、ちょっと省かせていただきます。

令和5年度の一般会計予算はもう省きますが、総額は、いずれにせよ大変厳しい予算編成を迫られた状況下ではございましたけど、現状の市民ニーズと将来を見据えた上で持続可能な予算編成を行わせていただきました。

そして、令和5年度は本当に快復の年と位置づけて、長期に及んだコロナ禍という停滞を克服、早期に回復へとつなげたいと考えるものでございますし、この3年の感染症の脅威の経験を、私たち一人一人の健康とか、人との関わり方をやっぱりもう一回再生させる、その意味で大事な新年度というふうに考えております。全ての市民が健やかに、心豊かに生活できる活力ある社会にするために、健康都市政策、市民のQOL向上、社会参画の取組を一層前進させたいと考えるものであります。

これらを踏まえまして、特に健康都市政策の推進として、健康に関する学びや交流実践活動を行う健康都市大学の創設、国立大学法人滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座の協定を先般締結いたしました。これに対する事業の展開、それから県下初となります带状疱疹ワクチン接種に対する助成制度の創設、それからアプリd e ウェルネス推進事業など、後期基本計画に掲げてまいりました主要事業に積極的な予算計上をさせていただいたところであります。

また、市民活動の快復におきまして、地域の担い手の発掘・育成として、会議、ファシリテーションの研修等の開催や、城東地区のコミュニティセンターの整備を行うほか、民生委員、児童委員の皆さんの活動支援、この予算の拡充を行おうとするものでございます。

さらに、商工費におきまして産業振興奨励事業を増といたします中、産業雇用を創出するための取組を進めるなど、そして亀山市納涼大会とか、大市の再開などに対する支援を行って地域の活動の復活をぜひ後押しをしてまいりたいと考えているところでございます。

健康都市の政策、そして地域が元気にもう一回再生いただくような取組、そして先ほどありました子ども関連に係る予算等々、特に政策的予算としては18事業、8億5,000万を子ども関連予算として投入をしてまいります。

いずれにいたしましても、こういう取組を踏まえまして、令和5年度を3年に及びましたコロナ禍を克服、市民生活と地域社会を早期に快復させられるよう全庁一丸となってしっかり取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

やはり今回の中でも、非常に市民の方からもお声をいただいておったのが、带状疱疹のワクチンの補助というのが、三重県下初というところは本当に絶賛の声をいただいております、これは高く評価させていただきたいと思えます。

また、やはり収入を上げるためにも、商工業の発展ということでも力を入れているということも理解できました。また子供に対する18事業、そして8億円という金額をかけて、それとあと亀山市が元気になるような納涼祭とか、そういうのも実施するというふうに市長のほうがおっしゃっていました。

そういう中におきまして、今回の、先ほど申し上げましたが、5年度に取り組む主な事業ということで、今回は快適さを支える生活基盤の向上、健康で生きがいを持てる暮らしの充実等々、6分野になっておりますが、こちらについての主要な中でも、また今回力を入れていただくところをご説明させていただきたいと思えますが、よろしくをお願いします。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

第2次総合計画施策の大綱に沿って令和5年度に取り組む主な事業を申し上げますと、まず、快適さを支える生活基盤の向上につきましては、道路新設改良事業といたしまして、宅地開発等により交通量が増加傾向にございます市道川合9号線の全線拡幅に着手をいたしてまいります。また、公益財団法人B&G財団と連携した災害時応援活動充実強化事業でございますとか、防災総合システムを構築し、情報伝達の重層化等を図る防災情報伝達システム整備事業などに取り組みまして、災害リスクに対するしなやかさを備える都市レジリエンスを高めてまいります。

次に、健康で生きがいを持てる暮らしの充実につきましては、アプリd e ウェルネス推進事業といたしまして、スマートフォンアプリの導入により市民の主体的な健康活動の促進を図りますとともに、健康都市大学創設・運営事業といたしまして、健康に関する講座や実践活動を行う（仮称）健康都市大学を開校いたしてまいります。

さらには、滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業といたしまして、滋賀医科

大学との共同研究を通じまして、市立医療センターの整形外科常勤医師の配置による地域医療体制の確保を図るなど、健康都市政策の一層の推進を図ってまいります。

続いて、交通拠点性を生かした都市活力の向上につきましては、産業振興奨励事業により多様な産業集積を図ってまいりますほか、コロナ禍でやむなく開催自粛が図られておりました市の伝統行事、亀山大市の復活に向けその支援を行ってまいります。

また、ニホンザル等獣害対策事業といたしまして、サル対策チームを設置し、被害防止に向けた対策に地域と連携の下、重点的に取り組んでもまいります。

続きまして、子育てと子どもの成長を支える環境の充実につきましては、子育て世代包括支援事業といたしまして、子育て世代包括支援センターによる妊娠期から幼児期までの切れ目のない子育て支援を充実してまいりますほか、公立保育園等における使用済み紙おむつの回収・処理を行い、保育サービスの向上等を図ってまいります。

また、老朽化が進む亀山東小学校体育館の屋根の修繕等を行うなど、安全快適な学校生活を送ることのできる環境づくりも進めてまいります。

最後に、市民力・地域力の活性化につきましては、地区コミュニティセンター充実事業といたしまして、城東地区まちづくり協議会の新たな活動拠点施設の整備を行いますほか、地域予算制度による財政的支援や、地域で活躍できる人材の発掘・育成の支援等を通じまして、地域まちづくり協議会による自立した地域まちづくり活動を促進いたしてまいります。また、コロナ禍で開催自粛が図られておりました市の夏の風物詩、亀山市納涼大会の復活に向けその支援を行ってまいります。

こうしたこれらの事業をはじめ、各分野におけます様々な事業や取組を展開することによりまして、新年度におきましても第2次総合計画後期基本計画に掲げます施策の着実な推進につなげてまいりますと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

様々な主要な事業をご説明いただきましたが、そういう中におきましても、やはり健康という面で、健康で生きがいの持てる暮らしという中では、健康都市、市長もおっしゃっていましたが、健康都市大学の運営、また先日新聞にも出ておりましたが、滋賀大学の方で2名ですか、迎え入れられることになりましたというふうなこともありました。

そういうところにつきまして、健康都市大学のところですけど、周知というかどうかという形で進めるのか、ここだけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

午前中の答弁でもさせていただきましたけれども、一応開校が10月というところで、具体的な中身について検討を進めておるところでございまして、当然それが固まりましたら市民の方に向けて、その募集を含めてホームページや今の健康ナビ、アプリもございしますが、そういったものをフル活用して周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

とにかく健康というのは私も人ごとではいられない、あんまり体の健康数値はよくないんですけど、しっかりとこういう面で勉学できる場面があれば参加していきたいなと思います。

さて、それでは長期財政見通しとの整合性についてでございますが、やはり今までもずっとありました、先ほど服部議員からもありましたが、財政調整基金、こちらがちょっと、29年から見ましても35億あったのが20億そこそこになってきているという状況。今そういう中におきまして、非常に上がってくるのが扶助費の推移が右肩上がり。これはどうしても団塊の世代の方もたくさんお見えになっているということもあって致し方ないのかも分かりませんが、こういうところにつきまして今回の5年度を見ますと、長期財政見通しの整合性をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

長期財政見通しにおきましては、財源調整のための財政調整基金の繰入金を除きました令和5年度の歳入を、長期財政見通しでは203億9,000万円と見込んでおりました。そうしましたところ、市税の増収や地方消費税交付金の増などによりまして、見込んでおりました額よりも2億7,000万円の増というふうになったところでございます。一方で、歳出におきましては、昨今の国際情勢などの影響によりまして、エネルギー価格の高騰に伴う光熱費等や、総合環境センターの溶融炉で使用しますコークスの購入費の増、人事院勧告に伴います一般職員の人件費の増などにより、それらの経常経費などで約4億の額が増となっております。

また、後期高齢者医療事業の繰出金の増や、亀山東小学校体育館の屋根改修に係る増などによりまして、長期財政見通しでは206億8,000万円と見込んでおりましたところ、それに比べて7億1,000万円の増というふうになったところでございます。

これらのことから、令和4年度の3月補正の予算額を反映しました令和4年度末の財政調整基金残高見込みでは、長期財政見通しよりも1億2,800万円上振れした21億3,900万円となったものの、エネルギー価格の高騰に伴う経費等の増などの要因によりまして、令和5年度の財政調整基金繰入金につきましては、長期財政見通しよりも4億4,000万円増の7億3,000万円を繰り入れるということになりまして、令和5年度末の財政調整基金残高見込みは、長期財政見通しよりも3億1,200万円下振れをした約20億900万円となったところでございます。

なお、今回の歳出の増となった大きな要因である国際情勢などの影響の予測等は見込みにくいものがございますけれども、歳入につきましては市税等は増加傾向であるため、今後におきましても引き続き持続可能な行財政運営の確立を目指してまいりたいというふうには考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに昨今の国際事情の影響、先ほど参事もおっしゃっておられましたけど、やっぱり光熱費で約1億3,200万、そうしてから総合環境センターの溶融炉で使用するコークス、これは4年度でも補正が出てきておりましたが、1億6,000万円が増となるというふうな、非常にこういう

資源が高くなってきているというところがございますけれど、こういう面の少しでも安くという努力は今回の5年度では何か施策は、こういうものを安くところで買うとかそういう単純なものではないんですけど、そういう政策的なことは何かお考えはお持ちなんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

コークスにつきましては、以前答弁させていただきましたが1社しか提供する業者がないということございまして、なかなか安く手に入れることができないということだったんですけども、最近もう一社提供ができる業者もあるということございまして、今後はそういった業者も含めて、入札とかそういった形式で購入していきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

そうですね、以前は1か所ということだったんですけども、努力していただいてもう一か所見つけて、その後、業者が高かったら問題もあるんですけど、そういう比べられるというのがやっぱりいいと思いますので、そういう努力をしていただいたというのは結構なことだと思っております。

さて、そういう中につきまして、最終的には長期財政見通しもちよっと3億ぐらい下振れるというふうなご報告をいただきました。この部分で最後ですけど、今後の新型コロナウイルス感染症への対応についてという、感染症自体というのにも確かにあるんですけど、やっぱり非常にこの5年度の中では低所得者の方とか、そしてまた生活困窮者の方へ、コロナのおかげで会社へ行けなくなってしまったりとか、またそういう形でコロナウイルスにかかってしまって心まで病んでしまって仕事に行けないとか、そういう方のお声もたくさんお伺いします。そういう中におきまして、どうしても病院とか、そして医療器具を買わなくてはいけないということで非常に厳しい、もう命に関わる方も中には見えます。そういう中で、民生費の中でも社会福祉費とか、もうそういうものが今回5年度においても、地域生活支援事業が若干ちよっと低くなっておるんですけど、そういう方に対する、お子様を持っている方とか、大変ご苦労されているというふうにお伺いします。この点につきまして、どのようなお考えをお持ちか、5年度の対応をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本市におきまして長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、生活困窮者、どういった状況にあるのかということで少し説明させていただきますと、端的に分かるもので言えば生活保護に係る新規申請につきまして、やはり令和3年度と比べますと、令和4年度は、少し多くなってきている状況がございます。その中には、経済的な困窮も含めて様々な課題を抱えておるというようなことも想定されるわけでございますが、その中で令和4年度におきましては、国の支援措置でございます住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、こういったものを支給することによって生活や暮ら

しの支援を行ってまいったところもございますし、社会福祉協議会等々の貸付けというような制度も活用して支援をしてきたところでございます。

新年度につきましては、先ほどの市長答弁と重複するところがございますが、生活困窮者に対する住宅確保給付金につきまして、国の通知に即してコロナ禍における特例的な対応の一部を恒久化し、住宅確保給付金の機能強化に対応することとしてございます。

また、世代や属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に展開いたします地域福祉力向上重層的支援体制整備事業、これを2,334万円計上させていただいておりますが、この中におきまして、就労継続支援B型事業所、これも障がい分野でございますけれども、こういった事業所など既存の社会資源を活用した中間的な就労支援体制づくりの構築に本格的に着手することとしてございます。複合的な福祉課題を抱えました生活困窮者世帯を必要な支援へ適切につなげられるよう、社会福祉協議会をはじめとする多機関との協働の下、重層的な支援体制づくりの充実強化に、新年度にはこちらにも取り組んでまいりたいと存じてございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

今、小林部長のほうから、確かに亀山市は結構温かくこの寄り添いという形で対応していただいております。ただ、この5年度につきましては、現時点では国からの補正、補助とかいうのが明確にはなっておりません。そういう中におきましても、6日の参議院の予算委員会につきまして、公明党の山本香苗氏が、困窮に対する子供・子育ての家庭支援について、物価高騰の中で先ほど言われた厳しい状況であると、低所得者のお子さんとか、家庭に対する特別給付金の再支援をやるべきではないかというふうな訴えに対しまして、岸田総理は、与党と調整し、新たな対応策を速やかにまとめたいということで、やっぱり期待も持てるところもあると思うんですが、実際にそのような支援策が出てきたときに迅速に対応が取れるようなそういう心積もり、またアンテナをしっかりと高く持っていていただきたいと、これだけはちょっと思っていておきたいと思っております。

それでは、次の快適さを支える生活基盤の向上についてということで、私、12月にもりかめさんのタクシーについて言って、もうまた3月に言うのかというふうなお声もあるんですけど、それほど今回の、今年の改選以来ずっと私の耳のほうにたくさんのご婦人の方からお声をいただいております。そういう中で、それは何かというとやはり停留所制度になって、家から停留所まで行くのがもう本当に大変だと、そういうふうな身体的な問題、また、ちょっと目がご不自由な方とか、そういう方にも配慮が本当にできていないなということを非常に苦言いただいております。そういう中で、亀山市のほうに要望なり、苦情なりは過去にございましたでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

まず乗合タクシーの地域停留所の新設または変更につきましては、これは地域まちづくり協議会におきまして設置場所を取りまとめていただいた上で、そのご要望に基づきまして設置を行っているところでございます。そうした中で、これまでからも市民の方から直接市のほうへ地域停留所の

設置についてお問合せをいただくということもございましたが、地域まちづくり協議会を通じてご要望いただきたい旨のご説明を申し上げて対応を図ってまいったところでございます。

平成30年10月の制度開始以降、お電話でございますとか、窓口対応での問合せ、これは複数件ございました。いずれのお問合せも既存の地域停留所との関係でございますとか、その停留所の必要性、妥当性等につきまして地域で調整いただく必要もございますので、地域まちづくり協議会からのご要望として対応させていただいて、さらには亀山市地域公共交通会議において協議を行った上で設置をさせていただいておるという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

そのような形でシステム的には運営されているというふうにお伺いしております。

やはりその点につきまして、以前はもうドア・ツー・ドアやなかったんですけど、それはタクシー券というもので、もう限られた金額で行きますので、遠方の方なんかは、やはりのりかめさんは好評でございましてそういうもの、こんな金額でここまで行けるというふうなよいお声もいただいております。やはりタクシーを使うというのは使わにゃならんという理由もありまして、そういう面でいきますと、福祉的な考え、またタクシー券をどのような形で障がいの方に配られているのか、その点について説明いただけるものがあればお願いしたいです。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

タクシー券のことでございます。

地域停留所へ行くことが困難な方などへは、福祉的な配慮、対応としまして、従来からタクシー料金助成事業の中で、満75歳以上の高齢者のうち、心身等の事情により乗合タクシーに乗車することが困難である方を対象に年額1万円分のタクシー券を交付、これを継続して行っておるところでございまして、このタクシー券の交付につきましては、具体的に健康状態等により地域停留所へ行くことができなかつたり、また、乗合タクシーに乗車することが困難な方を対象としてございまして、本人の申請に基づいて、介護度を勘案しながら職員が本人や家族、それから関係しておりますケアマネジャー、こういった方などへの聞き取りや、地域停留所までの道のりなどを丁寧に確認をし、地域福祉課において慎重に協議を行った上で、乗合タクシーに乗車することが困難な方と判定した場合にタクシー券のほうを交付しておるという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ただいまの説明では面談とか、ちょっと確認ということだったんですけど、それは障害者手帳をお持ちではない方でもその対象になるとお伺いしているんですけど、その点はちょっと確認だけさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本市では亀山市タクシー料金助成事業実施要綱というのを整備してございまして、その中には障がい者に向けたタクシー券、並びに従来からの高齢者のタクシー券のほうは、先ほど説明させていただいたとおり一部の方を限定してこれまでどおり継続して発行させていただいておるというところでございますので、障がい者の方向けのタクシー券と、障害者手帳をお持ちでない、乗合タクシーに乗れない方用の高齢者へのタクシー券と2通りという形で交付させていただいておる状況でございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

その点は理解いたしました。

最後のところなんですけど、制度の見直しということで、なかなかタクシーの停留所体制を変更するのは難しいかも分かりませんが、ただ家の前で、目の前をタクシーが行って、そのタクシーを追っかけていけなくちゃいけない停留所という、そういうのも何か配慮としてそのぐらいは乗せてやったらいいじゃないかというちょっと単純な発想ではございますが、制度の改正、何かこの5年度でまた考えはないんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合タクシー制度は、昨年6月に策定をいたしました亀山市地域公共交通計画におきまして、鉄道やバスで対応し切れない公共交通不便地域の対策や、運転免許証返納者への対策を補完する公共交通として位置づけております。そのため、タクシー事業者の空き車両を活用しながら、一般のタクシーと定時定路線の運行を行うバスとの中間程度の利便性と料金設定とするサービス水準として整理をいたしております。また、ドア・ツー・ドアのサービスを提供する民間タクシー事業と市が行います乗合タクシーとはすみ分けを図る必要もございましてことから、本市の乗合タクシー制度は、満75歳以上で事前に利用者登録された方などを対象に、利用対象者と限定した上で安全・安心に乗降いただける停留所方式といたしております。

そうした中で、議員ご質問の乗合タクシー制度の福祉的な対応の考え方についてでございますけれども、乗合タクシー制度は、あらかじめ定められた停留所におきまして、運行車両への乗降に介助等の必要がない方を対象としたものとして制度構築を図っております。そうした中ではございますが、乗合タクシーの停留所まで移動することが困難な方などから移手段に対しますご要望等がございましたら、福祉担当部署との連携を図りながら、まずは実態の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

なかなか制度というのはそう簡単にはいきませんが、やはり福祉的な考えも含めると、先ほど小林部長もおっしゃられたように、細やかな配慮という形で、やっぱり対面式でしっかりと伺うとい

うことが大事かなと思います。

それでは最後のところでございますが、健康で生きがいを持てる暮らしの充実についてでございますが、今回はちょっと電力関係とか、脱炭素というか、そういう面についてのお伺いとなります。

まず1つ目に、医療センターにおける非常時の電力供給についてでございますが、せんだつてもニュースや新聞等でもありましたが、やっぱり発電することについて、長期にわたって発電というのは非常に難しいと思うんですけど、取りあえず緊急事態のときの対応、病院では本当に命に関わるということがあると思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

現在の状況ということでございますが、医療センターでは、災害などによります停電に対応するため、非常用電源設備として自家発電装置を設置しております。その手法とか性能でございますが、エンジン式、ガスタービン式になりまして、燃料は灯油を使用しており、地下タンク容量で3万リットルでございます、連続稼働可能時間は3日間以上、燃料が満タンであるならば約7日間程度稼働をするものでございます。この設備によりまして、医療センターの平均的な電気の使用量の約6割を賄うことができ、透析室の透析監視装置、あるいは手術用機器など、医療上必要な設備へ電力供給される仕組みとなっております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

それでは今お伺いしましたが、豊田部長のほうから最高で7日間、その間に3万リットルがなくなってしまうときの対応というか、また恒久的な考え、今のところは、発電はエンジンによる発電ではございますが、今後、ほかの形で考えはございますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

まず燃料式でございますので、議員ご指摘のとおり燃料がなくなった場合、あるいは燃料の供給が途絶えた場合については、発電装置、エンジン式でございますが、稼働はいたしません。そうなりますと電力供給としては途絶えるということになります。ですので、この3日間、あるいはマックスの7日間のうちに次の手だてに移る必要があると。これは災害の規模等によっても変わると思っています。ただ、過去の大きな災害、東北での震災、あるいは阪神の震災など、想定以上のもので長期間にわたって電力供給が途絶える場合ということになってまいりますと、自力での発電というのが有用ではないかというふうに考えております。

その手法の一つではございますが、太陽光によるソーラー発電といったものもでございます。この手法は燃料不要で、環境に優しい、温室効果ガスを排出せずといったところで、また長期間の供給が可能といったメリットがある。その一方で、医療施設でございますので、それを維持するための安定供給の面において、天候の部分、それから夜間の部分、そういった課題もあろうかというふうに感じておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

そうですね、確かにそのような大きな災害というのは今までなかったんですけど、やはり最近またNHKなんかでも南海トラフのことを、かなりコマーシャルというか、上映しております。そういうことを考えると、やはりもう少し先のことも考えて、お金のかかることではございますが、特に透析の方とかは本当に命に関わってくると思いますのでその点をしっかりと、そして、あと、ちょっとお時間もございませんので、新旧庁舎のことについて、まとめてお願いしたいと思います。

今現在、庁舎もLED化ということで、非常に私の会派室もまぶしいぐらいに電気を替えていただいたんですけど、そういうことについて、今現在の現庁舎にできる環境負荷軽減の対策、そして今度の新庁舎に求める環境負荷軽減の対策、こういうことについてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず本庁舎を含みます全庁的、ほかにも支所でありますとか、消防庁舎、あいあいとか様々ございますが、全庁的な環境負荷低減の取組につきましては、亀山市地球温暖化防止対策実行計画に基づきまして、省エネ、省資源化、CO₂排出量の削減などに取り組んでおり、本庁舎の施設設備に係るものとしたしましては、現在更新作業を行っております、先ほどご紹介もいただきましたがLED化がございます。この取組は、今年度から3か年をかけて取替え、更新を行いまして、10年間のリースといった公共施設全般のLED化の推進事業ということで進めておりますが、今月末までに庁舎の全照明をLED照明に更新をいたします。なお、これによりまして、照明に係るCO₂排出量は、従来の約4分の1に低減されることとなります。また、このほかにも電気自動車の導入や、全庁的な取組といたしまして、ノー残業デーの実施、不要な照明の消灯など、市の事務事業における省エネの取組を実施しているところでございまして、これらにつきましては、一方では電気料金の抑制というふうなことにもつながっているものと考えております。

また、新庁舎における環境負荷の低減関係でございますが、現時点では具体的には決まっておりますけれども、環境負荷の低減を図る手法等といたしまして、自然エネルギーの活用や省エネルギー設備の導入などが考えられます。例を挙げますと、自然エネルギーの活用といたしましては、太陽光発電設備や地中熱を利用した空調システムの設置、自然採光の取り入れや雨水利用などがございます。

また、省エネルギー設備の導入といたしまして、建物の高断熱化や高効率な空調システムの導入のほか、エネルギー管理システムを導入することにより、エネルギーの使用を見える化し、室内環境とエネルギー利用の最適化を図るなど、様々な省エネ技術が現在ではございます。

なお、現在策定を進めております新庁舎整備基本計画におきましても、新庁舎整備の基本方針案の一つに、人と環境に優しい庁舎を掲げ、環境負荷の低減に配慮した脱炭素型庁舎を目指すこととしており、新庁舎における環境負荷低減につきましては、費用対効果を見極めつつ積極的に導入を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

いろいろ今部長のほうから、確かに太陽光はオーソドックスなことなんですけど、やっぱり天窓で、俗に言うルーフウインドーとかこういうのもあって、先ほどもあった地熱ヒートポンプ、こういうのもやっぱり環境に優しいということ。そして、旧庁舎につきましてはLEDを交換しているということなんですけど、太陽光も再利用ができるのかちょっとよく分からないんですけど、先日の中日新聞にも出ておりましたが、三重県の新年度で、伊賀の庁舎でこの辺の太陽光パネルを追加で設置して、そしてまたソーラーカーポートとあって、電気自動車にも供給をすとかそういうふうなことを、確かに金額的には関連で2億3,500万ぐらいかかるというふうなことではあるんですけど、そういうことでやはり県の地球温暖化対策課の担当の方も言っているんですけど、これはもっともだと思うんです、県も事業者の一つとして脱炭素化を求められていると。達成に向けてしっかりと取り組み、地域の啓発にもつなげたいと。これは亀山市もやっぱり同じように企業の一つという形で脱炭素を目指すべきものであるということで、旧庁舎につけたものが新庁舎に使えるかといったらそういうものでもないと思うんですけど、やはりそういうことの心がけの一つで、今回は高額ではございますけれども、LED化ということで現庁舎も今やっていただいております。そういうところにつきまして、今後、常にそういうことを念頭に置いていただいて、新庁舎の建設に向けてのすり合わせも、今後私たちも加わっていきいたいなと思っております。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

9番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

続いてお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き令和5年度施政及び予算編成方針に対する代表質問と、午後からは上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 2時51分 散会）

令和 5 年 3 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

令和5年3月9日（木）午前10時 開議

- 第 1 令和5年度施政及び予算編成方針に対する代表質問
- 第 2 上程各案に対する質疑
- 議案第 2号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 3号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 5号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 6号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 7号 亀山市歴史博物館条例の一部改正について
- 議案第 8号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 9号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市待機児童館条例等の一部改正について
- 議案第11号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第14号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について
- 議案第15号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第16号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第17号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第18号 令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第19号 令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第20号 令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第21号 令和5年度亀山市一般会計予算について
- 議案第22号 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第23号 令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第24号 令和5年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第25号 令和5年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第26号 令和5年度亀山市下水道事業会計予算について
- 議案第27号 令和5年度亀山市病院事業会計予算について
- 議案第28号 市道路線の認定について

- 議案第29号 市道路線の認定について
 議案第30号 市道路線の認定について
 議案第31号 市道路線の認定及び廃止について
 議案第32号 市道路線の認定及び廃止について
 報告第1号 専決処分の報告について
 報告第2号 専決処分の報告について
 報告第3号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀渕輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君

教育委員会事務局参事	宇野勉君	教育委員会事務局参事	桜井伸仁君
監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会	豊田昌子君		
事務局 長			

●事務局職員

事務局 長	渡邊靖文	書 記	新山 さおり
書 記	稲富正充	書 記	西口幸伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、令和5年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、おはようございます。

朝一番にするのは、ちょっと大分緊張しますもんで、質問内容に対して的確な、簡単にご答弁をよろしく願います。

代表質問ということで勇政からさせていただきます。今回、令和5年度の施政及び予算編成方針についてということでお尋ねさせていただきたいと思います。

基本的には令和4年度は継続事業等もあって、亀山駅周辺整備事業及び図書館整備事業の完了した中で、土木と教育で大きく減額になっているにもかかわらず、当初予算額が213億9,000万円と、前年度比3.1%減となっており、多分その減額が少ない中で令和5年度の目玉事業、それを教えていただきたい。

というのは、令和4年度図書館事業、それから今の再開発事業、それぞれ二十二、三%の事業費がもう減額になっておる中で、どうも3.1%って、他の市町によっていろいろありますけれども、12%増額とか、いろんなのをやっているんですけども、駅前の事業で令和4年度以前の財政運営は、かなり駅前事業、図書館事業が他の事業にかなり予算配分が精査された中でやっているにもかかわらず今回の減額。令和4年度は222億でしたかな、当初。それが今回213億9,000万円と、3.1%減となっておりという中で、なぜこんな減額はこれだけになったのか。その理由についてお尋ねしたいと思います。できましたら市長にお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和5年度の一般会計予算の総額は213億9,000万円で、前年度比の当初予算と比較しまして6億8,700万円、率にして3.1%の減額となったところでございます。歳出におきまして、令和4年度までの継続的な事業でありました亀山駅周辺整備事業において7億6,000万円の減、図書館整備事業において9億2,400万円の減となり、この2事業で16億6,400万円の減となったものでございます。前年度当初予算と比較しまして、全体では6億8,700万円の減額となり、率にして3.1%の減にとどまったところではあります。

その要因としましては、昨今の国際情勢などの影響によるエネルギー価格の高騰に伴い、各施設の光熱水費等において約1億3,200万円の増、それから総合環境センターの溶融炉で使用するコークスの購入費など施設管理費で約1億6,200万円の増、また人件費におきまして1億1,800万円の増となっており、これらの申し上げました経常経費のみで4億1,200万円の増となったものでございます。

また、経常経費以外におきまして、地区コミュニティセンター充実事業で約1億700万円の増、それから後期高齢者医療事業繰出金で約5,100万円の増、障がい者・児自立支援事業で約3,600万円の増、また子育て世代包括支援事業で約4,700万円の増があったことや、新たに実施します滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業で約2,500万円を計上したことなどから、亀山駅周辺整備事業などにおいて大きく減額となっておりますものの、昨年度と比較しまして3.1%の減にとどまったところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今、杉本参事から何やら国際情勢で云々で、分かりました。確かに、コミュニティセンターとか、要するに新規事業としてではなく、ただ、国際情勢、それからエネルギー高騰、これは当然のことですわな。値が上がったら当然それを払わなならんのは。それで、コミュニティセンターとか、障がい者と、子育てとこれを寄せても2億四、五千万ですよ。そうすると、この減額が6億8,700万となった中に、駅前再開発事業に7億6,000万、それから図書館に9億2,400万等々で16億6,400万、これがやっぱり前年度の予算の中で222億から16億6,000万を引いたら、基本的に当初予算額は駅前の再開発事業がなかった場合に、昨日市長が答弁されたように、うまいことこれはやったつもりですわという答弁でしたわな、駅前再開発事業は。駅前再開発事業に64億、市の財源は21億、図書館事業は46億で17億という答弁がありましたわな、うまいことやったと。あのときにもそういうふうには答えられておりました。だけど、今言うたのは、後で言うた2億だけですやんか、主要事業というのは。それではないでしょう。

やはり特化事業というのは、予算というのは市民に平等にやっていかんならんと。市の行政財産ですからね。行政財産イコール市民一人一人に対して平等に支出をしていくと、配分をしていくと。地域格差のない予算配分の方法というのが、当初予算の本来の条件やと思う。それなら今回、その予算編成の折に各課が上げてきた予算規模、今回213億9,000万に抑えてあるんですけども、予算査定の段階で上がってきた金額は大体どんなぐらいあったんですかな。これを聞いておる

とき、わし言うてないもんで、今の答弁を聞いていると、それならこの当初予算を組むときの各課からの予算要求、どんなぐらいあったんですかな、それを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

先ほどご質問がございました予算査定段階での各課の要求額の金額については、持ち合わせてございません、今のところ。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

通告の聞き取りで聞かんだで、そのことは分からんでは、こっちが分からんわけですから。例えば建設、福祉、市民部、教育委員会もそうですけれども、各部局から当然予算査定の要求額があったはずですよ。その数字が答えられんじゃおかしいですよんか。大体総額は頭の中に入れておいて、そして財調はどれだけ崩して、交付金がどれだけ、合併特例債の7割の交付金措置があると。そういうような入り用の金を勘定した中で、そして出るをこうやってしてこの213億9,000万円の予算を組んだわけですよんか。その各課からの予算要求額がどれだけあったと聞いたら、それは手持ちにないということではあかんやないかな、こんなの。そんなことは頭に入っておって財政というのは動かしていかなあかんのやでね。

ないものはないのやでこうやってするんだけど、さっき言ったようにエネルギー高騰とか、コークスがなかったとか、それに4億かかったと、それではあかんですよん。答えられませんか、これは。その各課の予算査定、最終的な市長査定というのか、市長の裁定があると思う、予算査定のときに。それで優先順位を決めていくわけですよ。

ちなみに主要事業で絵みたいに書いてありますわな。城東コミュニティセンターの解体工事費及びその駐車場整備で1億2,000万何ぼと。それから带状疱疹ワクチン接種が547万と、これはいろんなことがありましたよ。そういうような中で、元の各課の要求額、一般会計ですよ。一般会計の数字ぐらい、やっぱり頭に入った中でこの議会に臨んでくださいよ。どうですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今、手持ちの資料は持ち合わせてないので、当然公の場でのお答えをさせていただくというのでは正確性が問われますのでまたこれは、そういう意味で申し上げたんですが、この予算編成の過程におきまして、各課から当初出てくる要求規模というのは、今の最終の予算の大体で申し訳ありませんけど、プラス10億弱ぐらいのイメージでございます。それを様々な市民ニーズ、それから将来的な展開、財政の状況、これを総合的に検証しながら予算編成を行って、最終213億という形で予算案として提案をさせていただいておるものでございます。令和5年度予算編成におきましては、大体10億弱ぐらいの要望が当初の段階であったというふうに認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、予算査定の段階で10億の各部局からの予算を次年度送りにしたという認識を持たしてもよろしいかな。

それなら南伊勢町ですけれども、予算規模を12%増やしておるんですよ、当初よりも。よその市町でもそうです。せやで、その10億の事業を翌年度に振り替えたというように理解させてもよろしいかな。せやけど、市長の施政及び予算編成方針、これ、いろんな立派なことが書いてありますよ。これもします、あれもする、これもあれすると。そうやけど、10億はどういうようなところが消えたんですかな、そうすると。それをちょっと聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

今、市長がご答弁申し上げましたように、10億の査定をさせていただいた中には、例えば給食センターでありますとか川崎南保育園のように、当初事業化をさせていただき段階で少し検討を要する事業で、検討を遅らせていただいたものも含めて10億弱という形でご答弁させていただいておりますので、その中には、例えば半年後とか、1年後に実施する部分も含めて10億というような形でご答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

副市長が答弁してもよろうたんやけれども、給食センター、それから南保育園の建て替え、増築ですかな。けど、それ以外もあるでしょう。今、給食センターと、それから川崎保育園で2課ですやんか、1課かこれは……、教育委員会と福祉かな。すると土木関係とか市民部とか、そこら辺の中で、まさかこれは2つで10億じゃないわけでしょう。

市民はいかに自分の足元をよろしくしてくださいと。ただ、それについてきちっと税も払うていただいておりますよ、生活環境を充実するために。

例えばもう完了したんかどうか知らんけれども、東海道、19キロの舗装工事で、地蔵院から木崎まで舗装工事をやりました。ここにも書いてあるんです。次は古裏停車場線及び地蔵院西ノ口線とみんなここに書いてありますよ。そういうような形で、やっぱりこれは長年の地域の要望ですよ。長年地域が要望したことを先送りせんとやっぱり、別に減額する必要もないわけですよ、10億。

昨日、服部さんの質問でもそうです。借金してでも市民ニーズに合うた事業をやって、住みよい亀山市、住みよいまちづくり、若者定住の今東京の何とかをやっていますやんか。東京から引っ越ししたら、新規入居したらあれしますよとか、それから新店舗を開設したら補助金を出しますよと。いろんなことをやっていますやんか、施策を。その実績がないわけですから、何人入ってきたという数字、何人入居されたんやと。

今、亀山市の人口は4万9,500人前後ですよ。そのために今施策をやっている中で、別に、減額したで、予算を減額したでと言うのは、果たしてその市民ニーズに合うた減額なのかどうかと

というのが、そこが分らないのですよ。今副市長が言われた給食センター、これを今設計して建てるのに3年はかかりますよ、用地確保から、場所すらも決まってないのやから。それから南保育園も、進入道路の兼ね合いでこれもできるわけがないわけですよ。それが減額理由だと、10億の中の、ではないと思う。もっとほかにあるでしょう、どうですか、市長。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

誤解があるとあきませんが、その10億の要望があったものが、10億それぞれの要望がどこかへ消えたということではなくて、それぞれの事業の中でも、あるいは市民要望もあり、あるいは必要な緊急を要するものもありますので、それからこれは議会、市民の皆さんにお示しをしております後期の基本計画、それから実施計画に各単年度の事業計画案をお示しさせていただいておりますので、それと現実の歳入の見込みと併せて、しっかり精査していくのがこの予算編成の過程でございますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

特に4億円の経常経費が上がったというのもございますけれど、しかし、そういう中にありまして、例えば5年度に取り組む政策的な予算は、一般会計で92事業、約31億1,900万円を当初予算に計上させていただいております。このうち、令和5年度から新たに取り組む主要事業は10の事業、1億3,500万を新たに5年度から取組をさせていただきます。

それから、それとは別に既存の事業を拡充して取り組む主要事業8事業、約4億8,500万円となっております、それは例えば要望段階ではもっとさらに多いものがあったかも分かりませんが、しかし、そのやり方を工夫したり、あるいはいろんな手法を組み込むことで、最終的に予算額を抑えながら従来の事業を拡充させていただいておるものがございます。

例えば、これは議員がご提案いただいております公園施設の長寿命化事業、従来計画の中では5,800万でございましたが、新たに様々な視点を入れまして7,300万ということで1,500万円分の充実分を組み込ませていただいております。

あるいは獣害対策におきましては、従来、2,700万円レベルでございましたけれど、最終的にはニホンザル等々の取組を入れまして3,500万、約770万円の充実をいたしております。

そうしますと、拡充して取り組む事業は8事業ございましたが、ほかにも子育て世代包括支援事業におきましては、4,700万円の拡充を行わせていただいております、そういう意味では8事業で約4億8,500万円ですけど、従来ですとこの8事業で3億1,000万でございますから、これだけでも約1億7,000万円の既存事業の充実分として、今議員お話がありました各課の要望を工夫しながら予算化をさせていただいたということでもあります。

いずれにいたしましても限られた財源、それから、先ほどのエネルギー高騰に対する経常経費の4億分、こういうこともかなり大きなウエートでございましたので、それらを総合的に編成の過程で整理をさせていただいて、それからいろんな工夫を凝らして踏み込んで対応させていただいたものでございますので、その点はぜひご理解をいただきたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ちょっとお尋ねしたいんだけど、僕も聞いていなかったけれども、都市計画税、総額幾らですか。予算額で、都市計画税。旧関町は8,000万とかと頭に入れてあるんだけど、都市計画税、幾らだったかな、今回のあれで。ちょっと予算書を見ていないもんでな。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和5年度の都市計画税でございますが、7億5,760万円で、1.84%の増ということとなっております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。都市計画税が7億5,000万ですよ。都市計画税というのは、これは起債返済のためにほとんど埋まっておるんですよ、今、都市計画税が。科目の中では振り分けになるんですけども、大体このぐらいの金を都市計画税で市民の皆さんから徴収して、徴収していない地域もありますよ、都市計画税を。例えば関でいうと、関のこの町筋は皆都市計画税を払っています。だけど、加太、坂下周辺部は都市計画税がかかっていません。亀山市でもそうだけど、じゃあ7億5,000万の都市計画税については将来の亀山市のための資金として、そこで有効に使わないかん。

減債基金というのは、かねて十何億積んだときがありますけれども、それは、3億4,000万ぐらいが適正価格と違うんかというような形で言うておるんですけども、やっぱりこの都市計画税を借金返済のために使うておったらあかんですよ。ただ、こういうようなことをやっていると、財政的にやっぱりですな。

やはりこういうのは、減額補正を組むべきであって、市長は4期目で2年目の本当に主導する年ですよ。第2次の後期基本計画、後半のあなたがこれから亀山市を住みよいまちづくりをするためには予算、交付金、それを増額してでも市民要望に応える中で、減額していたらあかんとは思うんですよ、これ。

せやで、服部議員も言われたやんか、借金するのを怖がるなど。そういうような考えを持っておったら、まだ借金する余裕は十分亀山市にあるというようなことだけど、答弁は何やら訳の分からん、私はよう理解せんなんですけれども、都市計画税の7億5,000万をもっと有効に市民に使うたら、もっとすごいことができるんですよ。今はいろいろ述べられましたけどな。

今後とも、1次補正も2次補正も出てくると思いますけれども、要するに何とか減額で10億をやった中で、どうしても先行せんならん予算をもう少し考えて、今後、市民の税、市民の財産を市民に平等に使っていただきたいということを申し上げておきます。

これをやっておったらもう時間が過ぎますので、あと24分しかないもんで。今日も通告させてもろうたところ、ちょっと一部抜けるか分かりませんが、それはこらえておくんははれ。

次に移りたいと思います。

公共交通の在り方についてということで通告をさせてもろうています。

コミュニティバスの利便性について、バス路線の空白地域の今後の対応について改善を、野登・白川自主運行バスについてと、この3項目を上げてあります。

この中で、昨日も議会が終わってから職員に追いかけて回されたんですけれども、何を言うのやな
とってね。もう家へ帰って早うもう一遍勉強したかったのに、それがあって、それでできやんだ
もんで、6時前まで引っ張られましたわ。

そして、皆さんにお渡しすればよかったんですけれども、資料として各ルートがあるんですけれ
ども、これが市内の主要ルートの各路線の配置図。これを見させてもろうておって、さきの選挙の
ときに太岡寺に私ちょっと街宣で行きましたんや。それで、畑仕事をしておったお母さんが、「君、
櫻井清蔵かな、気張ってやってくれ」「気張りますわ」と、こうやっておったんですけれども、
「ところで、うちの地区は何でバスが来んの」とこうなったんですよ。確かに太岡寺は旧国道1号
線の裾にはバスは走っていますよ。中にはないんですよ、太岡寺には。これを改めて見せてもろう
たら、能褒野地区の入り口にはバスの路線がありますけど、中まで来ていないんですよ、空白地区
ですやん。それから太田、ここも空白地区ですやん。こういうようなことを市長はご存じですか、
この路線を見て、路線図、市長、これをご存じですやろう。

そして、各バスの最終のダイヤが載っておるんですよ。ところが大体これが18時に最終ですわ、
18時、最終便が。たまたま私、この携帯の中に写真を撮ってあるんですけれども、2月の下旬に
亀山バイパスの交差点で信号待ちをやっておったんですよ。それならこれで白川ルートですよ。1
9時52分にこっち側の白川地区乗合タクシーというのが、19時52分に走っておったんですよ。
これはおかしいと違いますの。これは白川・野登地区ですよ。このルート、総額3,600万の予
算がつけてあるんですよ、公共交通として。

それで、ほかのは、西部ルート以下廃止路線等々を見せてもろうたら、大体一千二、三百万前後
ですよ。これ、どうなっておるんですか。最終が18時やのに、なぜ白川地区乗合バス……、乗
合タクシーですか、は19時52分に走っておるんですか、ちょっと教えてください。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

野登・白川地区自主運行バスの中の運行時間が19時台にあるというようなご質問かと存じます
けれども、野登・白川地区自主運行バスにつきましては、令和3年4月に路線再編を行いまして、
その際に利用状況や乗降調査、まちづくり協議会等へのヒアリングを行いまして、野登ルートと白
川ルートが一体的にそれまで路線編成をしておりましたが、野登ルートと白川ルートを基本的に分
離をいたしまして、様々な利用需要にお応えをしていくということで再編をいたしております。

そんな中で、特に亀山駅からの帰りの時間帯でありますとか、新図書館の利用等々の需要を考え
まして、19時台の亀山発のダイヤを設定したものでございまして、これにつきましては、昨年6
月に策定をいたしました地域公共交通計画の中でのサービス水準、これにも合致をしておるもの
でございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、私がお尋ねしておるのは、これも見ましたが、2月17日、19時53分ですよ。このよ
うに走っておるんですよ。これ、ここにルートのその時刻表があるんですけれども、ありますか、

ないでしょう、ほかの地区は。

そして市長にお伺いしたいんですけども、今言うた能褒野地区の団地の中、住居地域の中は空白地域ですわ。太田もそうですよ、太岡寺もそうですよ、ご存じですか。そんなことはご存じじゃなかった。ちょっと確認させてください、空白地区。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今事例に出されました場所は、確かに交通空白ということであろうと、そういう認識をさせていただいておりますが、この例えば太岡寺においては、西部のルート、なかなか従来ですと鈴鹿川の右岸であります山下、木下、ここが全くの空白地区でございましたので、西部ルートが亀山の医療センターへという中で、山下、木下を経由して、そして野尻へ上がって医療センターへというルートの設定をさせていただいたのが数年前でございます。

多分そのおっしゃられる意味は、太岡寺の地内を従来經由しておったものが、いわゆる鈴鹿川南部を經由して野尻へルートを変えましたから、そういう意味で太岡寺の真ん中が通らなくなったと。しかし、亀山駅から工業団地への営業路線が1号線で經由しておりますので、それで何とか補完をしていただくというような議論を重ねて地域公共交通会議の中で検討をいただき、決定をさせていただいたものでございます。

したがって、その。

（「知っているのか知らないのかだけでいいんだよ、もう時間がないんやで」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

認識をさせていただいておりますが、経過があるということで、そういう中での現状の運用になっておると、そのように承知をいたしております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そういうふうにごやっておるんやで致し方ないと、今の現状で市民の皆さんが辛抱してくださいと。あかんだらのりかめさんに乗ってくださいというご判断ということに理解させていただきますけれども、ほんならちょっと一つの例を言うけど、これは南伊勢町のバス停12か所、これは2月6日の伊勢新聞を見ていたら、集落をくまなく回る町営バス、南伊勢町おむかえバス実証運行が始まったと。町営バスはこれまで国道260号線を中心に巡回、道路の狭い集落内に入るのが困難になったため、約10年前から予約制のデマンドバス4台を町内全域に走らせてきたが、1台当たりの運行エリアが広く、電話予約が苦手な高齢者がいるなど課題も多かったと。その中で使用車両を小型化し、定員12名のワゴン車を購入して三重交通とやっておると。このように、そして最後に、年齢や住所などを問わず誰でも乗車でき、運賃は無料であると、これは南伊勢町ですわ。

もう一つ、今度は鈴鹿市ですよ。これは鈴鹿市、お出かけ支援がスタートと。

外出困難な高齢者を対象に、免許返納男性「ありがたい」という声が出ておる。これが鈴鹿市の一ノ宮の地区でデイサービスセンターが、そのデイサービスの空き時間にバスを利用して、そして空き時間を活用して利用会員の自宅から地区内の高木病院、オークワ鈴鹿高岡店の間を送迎すると。

利用者の自宅から自宅までの送迎支援は全国的にも珍しいということ。利用者は同協議会に登録をし、利用回数に応じた年会費1,200円から4,800円を納めておる。当日はガソリン代のみ支払う仕組みで現在の会員は7人であると、こういうようなことをやっておる。公共交通会議じゃないんですよね。各市町はこんな工夫をしておるんですよ、空白地区に。

当亀山市も、公共交通会議って難しい長ったらしい名前を言わんと、市長自らこういうようなことを考えたらあきませんか。ほかの市町はやっておるんですから、そういうようなお考えはないですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私どもとしても段階的に、この地域公共交通計画に基づいて、そして幾つかののりかめもそうですし、様々な工夫を凝らして今展開をしてきております。しっかりこの計画を前へ進めていくんですが、持続可能な地域公共交通を構築していくという考え方であります。

今、議員ご紹介いただきました南伊勢、それから鈴鹿市さんの事例などにつきましては、それぞれ背景もあろうかと思ひますし、特徴もあろうかと思ひますので、導入自治体の状況をしっかり参考にさせていただきながら、研究をいたしてまいりたいというふうに考えております。

ちょうど今の鈴鹿市さんの場合ですと、地域づくりの協議会と民間のデイサービスセンターが連携をした高齢者を対象としたお出かけ支援、これは非常に、有償運行ではない、道路運送法上の許可・登録を要しない輸送に相当するものであるという形態でございますので、私どもとして少し本当に研究をさせていただきたいと思ひますが、そういう可能性を否定するものではございませんし、当然タクシー事業者を軸にした、あるいはバス運行事業者を軸にした私どもの考え方に新たな可能性をとということについては、しっかり他市事例も検証していく必要があるかというふうには考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あのね、他市の事例はどうでもええの。市長は亀山市民のことだけ思っておって。市民の皆さんの代表やから。

（「思っています」の声あり）

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、そこは思っておるとやじられたらかなわんがな。

やじやぞ、これ、私に対する。

思うておるんやったら、他市の事例を研究してとかって、そんなことはないんや。だから、带状疱疹でもどうやなと言うたら、それをしたんやないかな。ここに書いてあるのは、全国で初めてのですわという。全国じゃない、三重県か。県下で初めての制度をやりましてここでやってみえるんでなあ。1番やなけなあかんのかな、あんたは。わしは1番でも100番でもええの。人生は太く短く生きるか、長くぶらぶらと生きるのか、違うねん、行政は違うねん。ずうっと継続していくねん。

(発言する者あり)

○18番(櫻井清蔵君登壇)

やじらんといて、頼むわ。やりにくくてしょうがないわ。

だから、別に他市の事例から見るとこういうふうな方法をやっているんや。やって、市民の特に免許返納者や移動困難者の高齢者のための施設だってやっているんやから、これは研究する余地もない。そうやで、公共交通会議にかける必要もない。市長はこれをやるぞと言うたら、それは協力してくれるんや。市内に介護施設はようけあるんですよ。それもそうやけど、やっぱりやっていかないかんわ。

時間がないもんで、狭隘道路は次の議会にしますわ。ちょっとだんだん、これ、遅れていくでな。えらいすみませんな。

次に、最後に庁舎の問題をちょっと聞かせてもらいたい。

これ、庁舎整備の骨子案が出ました。昨日もいろんな方が聞かれたけど、訳の分からん答弁を聞かせてもうて、恐らくこの中継を見てござる市民の人はもっと分からんだと思う。私もよう理解せんもん。だけど、基本的に総事業費95億、起債60億、基金20億、一般財源15億、これが出てきたと。そうして、だけど、本来なら庁内でこの予算書を見せてもろうたら、委託料70万強ですよ。何やら何やらで予算が新庁舎整備事業として百四、五十万しかないですな。本来、亀山市として駅前やとか図書館以上のでっかいプロジェクトなんですよ。

平成十五、六年かな、合併協議、16年に合併協議が15年から始まってきて、それで合併協議の中で、主要事業として合併特例債の活用支援として、斎場建設、和賀白川線、野村布気線、それから関中学校の改築工事及び新庁舎建設というのが当初の96億の活用指針やったんですよ。そして4事業は随時進んでいますわね。まだ和賀白川線は完成しておりませんが。その中で26億四、五千万の残があったと思うんですよ。それを衛生公苑、山車会館、それから北東分署、もろもろの事業にそれを全部使うていったんですよ。そして、特に大きいのが駅前再開発事業と、それから図書館事業に16億強と思うんですけども、数字が間違うておったら申し訳ないけれども、それを投入しておるんですよ。

これは、庁舎を建てる時に合併当時に庁舎建設準備室というのがあったと思う。担当課長さんや室長さんも見えて。あなたが市長を就任してその準備室は解体されました。今どういような、これは骨子案で本案は5月ですか、出すのは。どんなメンバーでこの本案は協議するんですか。簡単に教えてください。

○議長(森 美和子君)

原田総務財政部長。

○総務財政部長(原田和伸君登壇)

まず骨子案につきましては、2月にご提示をさせていただいたところでございますが、当然これの骨子案に対しまして議会からもご意見もいただきながら本案を策定し、またその際には外部の会議、あるいは庁内の会議のご意見もいただきながら本案を策定していくわけでございますが、完成としましては、当初は本年度を予定しておりましたが、来年度にかかるということで、5月から6月ぐらいかなというふうなことで、ただ、いろんな手続的なことがございますので、その期間になろうかなというふうに現在のところは思っております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

むにゃむにゃと言われても訳が分からんのだわ。

要は凍結をお題目にあなたは市長になられたんですよね。公約として、マニフェストで。そのときは45億やったんですよ。そのとき合併特例債が25億充当すると。そのときにあなたがなぜ凍結をしたんやと私ここで聞きましたよ、おかしいじゃないかと。そうしたら、あなたが言われたのは、合併特例債はあくまでも借金でございます。次世代にそういうようなことを残すのは好ましくないと思いますので、私は凍結をやるということですよ。それをここで言われたと思う。覚えてみえますやろう。忘れたとは言いません。

そうしたら、今度は4期目になったときに今度庁舎を建てますよと、令和12年に、体制はどうなっておるんやと聞いた、体制もつくっておらん、僅かなワーキンググループでやっておると。コストコができたときは推進何やらグループというのをつくりました。おかしいですよんか、そうでしょう。どうですか。

やっぱり60億の借金をしていかならん。これ、庁舎建設には補助金がないんですよ。15億の一般財源、これもないんですよ。よっぽど今回3.1%減して、それなら庁舎の基金はそのまま5,000万ずつ毎年利息込みで積んでいるんですけども、どうするんですか、これ。あなたは後世に借金を残すと困ると言ったもんで、それで借金は返してやる、返してやるというて、こういうふうにやっていますやんか。

これもう一遍、また次にも言いますけれども、5月にできるんやったら、恐らく6月議会には当然決定案が出ていると思うんですけども、これ、何せ60億の借金をする度量は持っていますんやろうな。それだけは確認させてもらいたい。それで15億の財源確保はできるかという考え方、それから基金が20億で足りるのか、基金の再編をやるのか、基金をもっと増額して1億から2億ぐらいを積んでいくという気持ちがあるのか、その3点、もう時間が過ぎて申し訳ないですけども、お聞かせ願いたい。

○議長（森 美和子君）

簡潔に。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

簡潔にということですので、今検討させていただいておる中間案、そして今3つとおっしゃりましたが、そういうことも含めて骨子案を本案として取りまとめをさせていただいて、5月、6月の段階でお示しをさせていただけるように。

（「5月やろう」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

5月の段階でお示しをさせていただくように準備をいたしたいと思います。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

えらい長うなってますみませんでした。

○議長（森 美和子君）

櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが10分間休憩します。

(午前10時54分 休憩)

(午前11時04分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

代表質問を新生みらいから小坂でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、令和5年度施政及び予算編成方針について、行政経営の重点方針についてまずお聞きしたいと思います。

本年度につきましては、快復の年として4つの重点プロジェクトを積極的に展開するといったその4つのプロジェクトは、この予算にどのように反映されて、いかなる4項目であって、それがどのような施策で予算に反映されておるのかということについて、まずお聞かせ願います。

○議長（森 美和子君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

昨年6月に策定をいたしました第2次総合計画後期基本計画では、重点的かつ分野横断的に取り組む4つの重点プロジェクトを位置づけまして、行政の経営資源の重点化等により関連施策を推進し、後期基本計画の実効性の向上を図ることといたしております。

こうした観点から、後期基本計画の2年目となります令和5年度は、行政経営の重点方針の一つといたしまして4つの重点プロジェクトの積極、果敢な展開が位置づけられたものであり、各プロジェクトの推進を図るための事務事業を当初予算に計上いたしております。

なお、主要事業につきましては、実施計画におきまして重点プロジェクト関連事業を明確化いたしております。

これら4つの重点プロジェクトの関係事業につきましては、令和5年一般会計当初予算に計上いたしました主要事業で申し上げますと、まず「健都さぶり+（プラス）」プロジェクトでは、健康都市大学創設・運営事業、アプリd e ウェルネス推進事業など6事業、2億1,910万円を計上いたしております。

次に、「まち紡ぎ」プロジェクトでは、地域まちづくり協議会支援事業、地域福祉力向上重層的支援体制整備事業など8事業で2億5,685万円を計上いたしております。

次いで、都市レジリエンスの向上や環境と調和する産業振興を図る「しなやか田園都市」プロジェクトでは、防災情報伝達システム整備事業、亀山サステナブル農業奨励事業など17事業で3億2,776万1,000円を計上いたしております。

最後に、子育て、環境教育の充実や子供たちが未来へチャレンジできる環境の充実を図る「未来

へのトビラ」プロジェクトでございますが、それでは子育て世代包括支援事業、GIGAスクール構想推進事業など14事業で8億2,972万円を計上いたしております。

重点プロジェクトに関連いたします主要事業の合計は、したがって、一般会計で45事業、16億3,343万1,000円を予算計上いたしております。

このほか重点プロジェクトの推進に資する標準事業も含め、経営資源の重点化によりまして、優先性と効果を発揮させながら、4つの重点プロジェクトの一層の推進を図ることといたしております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今の4プロジェクトなんですけれど、健都さぷりと掲げたり、まち紡ぎとか、未来へのトビラと言われてもなかなか市民には分からないわけです、そんなことは。もうちょっと分かりやすく、もう少し具体的に16億の45事業ですけど、この重点プロジェクトと令和5年度の主要事業、私に出してみえた資料によると、35事業で約8億7,000万、プラスこの45事業、16億なのか。この令和5年度の主要事業、「快適さ」から「行政経営」までの6項目でしますと、示されたのは35項目で8億7,551万円なんですけど、この重点プロジェクトと、もう少し今言われたのを詳しく、これとの整合ができていない説明をしていただかないと、なかなか重点プロジェクトの中身が分からない、一般市民は特に。そこらをもう少し丁寧に説明をしていただきたいんです。

一般市民につきましては、主な事業についても報道関係では8事業あるとだけなんです、報道関係者では。5年度の主要事業、重点事業としては8項目が上がっているんです。実際は5年度に出された成果指標でされたのは45事業、約8億どれだけなんですけど、報道関係で出ているのは8事業、約3億5,000万ぐらいしか出ておらんです。その辺の主要事業、せっかくこの施策のプロジェクトをつくって総合計画に基づくにしても、報道関係でされておると今説明されたのと、示されておる本年度事業とはなかなか整合が図れていない。我々ですら分からないので、もう少し市民に分かりやすいプロジェクトの中身の、それがどのように施策として予算が反映されて市民のための予算がついておるかということの説明を、もう少し具体的にしていきたいと思うんですけど、それについてのお考えを伺います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

昨日も質問にご答弁をさせていただきましたが、令和5年度に取り組む主な主要事業、これと先ほどご答弁申し上げました重点プロジェクトの関連につきましては、取りまとめの仕方が異なっておりまして、基本的に後期基本計画の施策の大綱に基づいて整理したものが令和5年度に取り組む主要事業でございます。これは主要事業もございまして、標準予算の事業も入ってございます。

一方で、先ほど申しました4つの重点プロジェクト、これは後期基本計画の施策大綱をまたいで横断的に取り組むようなプロジェクトでございますので、そうした横断的に取り組むプロジェクトが4つございまして、それごとに整理をさせていただきましたのが、先ほどご答弁させていただきました事業数と事業費ということでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

横断的にと言われても、それは市民に分らんわけですね。それではこれは後期基本計画に基づく横断的な全体の予算と。令和5年度施政方針に基づいて今審議をしておるわけですが、5年度の施政方針とそれに基づく予算についてを審議するのであって、後期基本計画の全体横断的な予算まで、それは総合計画の範囲内で審議するのであって、今審議するのは令和5年度の施政方針に基づく事業と予算についてを質問しておるのやで、もう少し分かりやすい、一貫性のある説明をしていただければと思います。できたら、また委員会等で説明していただければ結構だと思います。

それでは、予算編成についてでございますが、市長の施政方針では、予算編成につきましては、社会活動や地域コミュニティを快復させる施策、それから事業への重点的配分を行う、それから持続可能な行財政運営を目指すというふうに、今3項目が施政方針にうたわれておりますけど、この件について、今の本年度の重点事業等を含めて、より具体的な施策と予算案について、分かる範囲内でご答弁願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

令和5年度につきましては、市道川合9号線の拡幅や防災資機材の充実、滋賀医科大学との共同研究講座の支援や健康都市大学の創設、また猿等の獣害対策や子育て世代包括支援センターの機能強化など、重点的に予算配分をいたしたものでございます。

このほかコロナ禍で痛みを生じました社会活動や地域コミュニティを快復させる事業としましては、城東地区のコミュニティセンターの整備事業に1億680万円を計上するほか、民生委員児童委員協議会連合会の活動の活性化のための補助金を増額するほか、関宿納涼花火大会や亀山大市などの復活に向けて補助金などを増額しているものでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その内容については、今の5か年計画の中に全て反映されておるんだろうというふうに思うんですけど、特に予算編成については、先ほども櫻井さんから言われたんですけど、歳入をもって歳出をすると、歳出ありきで予算はなかなか組めないと思うので、歳出を確実な自主財源、依存財源を含めて、そして予算を組んで、それで歳出の状況を見て不足ところを財政調整基金というのが、これが予算の作成の手順になると思うんです。

それにおいて、今年度は前年度より3%減、事業が減ったということなんですけど、私としては、やはり依存財源が若干減って、自主財源が大分減ってきておるのではなかろうかというふうに思いますので、その辺について、今から歳入について若干5点ほど質問させていただきたいと思いますが、まず財政の指標についてなんですけど、地方団体の基礎となるのがやっぱり人口なんですわね。人口が地方行政の大きな要になるかと思うんですけど、前年度全国的に人口が減り、出生率が減っておる中でも、亀山市においては横ばいプラス18名なんですわね、私が今持っておる。この1

8名増ということは、これは大きな各自治体で人口増ということは、非常にいいことであろうと思うんですけど、5万人を切っておるとはいうものの、このミニ開発等が大きく左右しておるんだろうと思うんですけど、中山間地域は現状減っておりますけど、亀山の人口は18名増えております。けれど、今後の見通しをどのように捉えてみえるか、まずお聞かせ願いたいです。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

人口につきましては、令和5年2月1日現在の住民基本台帳人口は4万9,459人でございます。前年同月に比べまして28人増となっております。また、平成27年度以降、現時点までの8年間におきまして、大きく減少することなく4万9,500人前後で推移しておることから、令和5年度以降も同様に4万9,500人前後あたりを保持できる傾向が続くものというふうに見込んでおります。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

やはり地方団体は人口が大きく、全て交付税から何かにつけて基礎数値というのがあるんで、そういう意味では非常に恵まれておる状況であろうかと思いますが、その中でも人口が28名増えたとはいえ中山間では減っておるので、やっぱり中山間に人口が定住する方法を踏まえて、亀山の人口が安定して5万人に少しでも近づけるように努力をしていただきたいというふうに思います。

その次に、財政力指数なんですけれど、単年度と3か年平均ともに年々低下しておるわけです。合併当時は1.0ということで不交付団体ということで、それからずっと0.9だったんですけど、今はここ3年、0.9から0.816です、単年度で。それから3か年平均を見ましても0.911から0.843と年々低下をしております。

これについて、まだ県下を見れば決して悪いほうではないんです。けれど、やはりその当時はシャープの関係で税収が140億という時代のときとは大幅に今の状況は変わっておるとはいえ、やはり地方の財政力指数を見ると、やっぱり財政力指数が大きく左右すると思うんですけど、これが年々低下しておるんです、3か年平均、単年度も。これについての考えと、今後の財政力指数をどのように考えてみえるかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

財政力指数につきましては、令和5年度の見込みといたしましては、基準財政需要額におきまして、学校、保育所などの施設の光熱費の高騰分などを踏まえた包括算定経費の増や、和賀白川線の償還終了に伴う公債費の減、それから臨時財政対策債の国による抑制に伴う減などによりまして、臨時財政対策債控除後で約1億8,100万円増となるものと見込んでおります。

基準財政収入額につきましては、市税の法人市民税における法人税割の増や、地方消費税交付金の増などによりまして、約3億700万円増となったことから、令和5年度の単年度の数値につきましては、令和4年度の単年度の数値よりも好転しました0.821となると見込んでおります。

3か年平均でも0.825となるというふうに見込んでおります。

財政力指数の今後の見通しでございますが、長期財政見直しにおきましては、令和5年度から7年度までの市税収入を令和4年度と比較して横ばい傾向というふうに見込んでいたものの、令和5年度においては増額となったことから、この傾向が続く場合、財政力指数も好転するものと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

やはり財政力指数を上げるには、基準財政需要額が急に大幅に上がる要因はないと思うんです。税収をいかにして上げることが財政力指数を大きく左右すると思うんで、やっぱり基準財政需要額はその公共投資ということがなければ、税収を上げる以外ないと思うんですよ。だから、税収をいかに増やしていくか。だから、テクノヒルズに企業団地が集っても、税収を見ると償却資産が減っておるんですね。そんなことを含めて、やはりもう少し法人税等が収入として、それに続く従業員の給与等が上がらなければ、なかなか改善はできないだろうと思うんです。だから、いずれにしても歳入、自主財源を確保することが喫緊の課題だろうというふうに思います。

それと併せて経常収支比率、これについては経常収支比率は70から80が好ましいと言われておるんですけど、今亀山市は80.2かな。辛うじて前々から見ると八十五、六から、今80.2ぐらいに来ておるんで、結構寄っては来ておるんですけど、一方、経常的一般財源比率、これが100を超えておることについて、今のところは100を超えたのは初めてだろうと思うんですけど、経常収支は70から80なんですけど、80を若干超えておるということで、財政としてそこまで悪くないんですけど、経常一般財源比率が100を超えてきておることについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

経常一般財源比率につきましては、歳入構造を分析するための比率でありまして、市税ですとか、地方譲与税、地方消費税交付金などの交付金、それから、地方交付税や経常的に収入される使用料及び手数料などの用途を特定されない経常的な一般財源の収入の標準財政規模に対する割合でございます。この比率が100を超えると余裕があるということを示しておるものでございます。

一般的に、経常一般財源比率等の各財政指標は決算値によりまして示すものではありませんけれども、令和3年度決算では93.0%、令和4年度見込みでは100.9%となると見込んでおりました。令和5年度当初予算では105.9%を見込んでおるところでございます。

この比率につきましては、市税や地方消費税交付金、普通交付税と臨時財政対策債の額が大きく影響するものでありまして、令和5年度におきましては、普通交付税が前年度比1億2,600万円の減、臨時的な一般財源となる臨時財政対策債が1億5,000万円減となったものの、市税が3億9,030万円増となっております。また、地方消費税交付金につきましても1億円増や配当割交付金5,800万円、それから株式等譲渡所得割交付金7,500万円の増など、国からの交付金がおおむね増額傾向にあるために、経常一般財源比率につきましても、好転する見込みであると

いうふうに見込んでおるところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今の歳入の中で配当割交付金が大体5,800万円の増、倍額以上です。146%。株式譲渡所得割交付金、それから法人事業税交付金、こちらでかなりの増額をした、これが大きく響いておるんだと思うんですけど、それがひいては税収も増えておることから、地方税と臨時財政対策債で調整をされておるということで、決してプラス・マイナスしたらさほど大きくなっておるわけじゃないんですけど、この配当割交付金とか株式譲渡所得割交付金、法人事業税交付金が大幅に増えておるんです、100%から160%。これは次年度以降も見込めるものなのか、今年だけなのか。去年からすると160%以上の増額をしておるわけです。これが交付税やとか臨時財政対策債に大きく影響を及ぼしておるんですけど、これが来年度以降もこの歳入が見込めるのかについてお聞かせ願います。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

まず、先ほどの配当割交付金、それから株式等譲渡所得割交付金、それから法人事業税交付金などにつきましては、不透明なところはございますが、配当割交付金につきましては、上場企業の業績等における配当割収入額を税源としております。これを県民税の徴収実績によりまして各市町へ交付するものでありまして、増加傾向であるというふうに見込んでおります。令和5年度当初予算におきましては8,500万円増の9,500万円を計上させていただいております。

また、株式等譲渡所得割交付金につきましては、株式等の譲渡による株式等譲渡所得割収入を財源にしておりまして、県民税の徴収実績によりまして、各市町へこれも交付されるものであって、これも増加傾向というふうに見込んでおります。

令和5年度当初予算におきましては、7,500万円増の1億2,000万円を計上させていただいております。法人事業税交付金につきましては、大都市に税収が集中する構造的な課題に対応するため令和2年度に創設されたものでありまして、法人事業税を財源にしまして、各市町に経済センサスによる従業員数によって案分して交付されるものであります。これも増加傾向であるというふうに見込んでおります。令和5年度につきましては、4,400万円増の2億円を計上させていただいております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

前年度より大幅に増えておることは結構なことなんですけど、これがこれからの自主財源の中で大きく左右することがないということであればいいんですけど、これが大きく左右すると、同じく交付税を大きく左右してくる。それから今度は公債比率も影響してくるということの根幹でありますので、このように去年から今年に大幅に増えているのが、来年も続くのか続かないのかによっては、基準財政収入額が大きく変わってくると思うんで、もう少し慎重に今後もしていただきたいという

ふうに思います。

それと市税については、個人については今度も、平均所得割も非常に伸びたということなんですけれど、その要因については、高齢者の方再雇用で源泉徴収増えておるんだらうと思うんですけど、法人についても2億6,000万、これは65社の決算見込みということなんですけど、これについて、時間もないんですが、これはいいことだと思うんですけど、固定資産税を土地についてはいいんですけど、家屋はミニ開発なんかで当然増えておると思うんです。償却資産がゼロなんです。主要法人もゼロというか、6,900万円の減なんです。土地と家屋で合わせた以上に償却資産が全然、減というこの要因についてまずお聞かせ願いたいと思います。

それと併せて、都市計画税について、今櫻井さんが言われたんですけど、これが大体1,370万で7億5,600万円なんですけど、今も歳出で都市計画関係の歳出を見ますと、総務費と都市計画税、街路事業とかしていますけど、人件費に1億5,000万、それから償還金に下水道事業の出資金として2億3,000万、繰出金として3億5,500万という事業になっておるんですけども、その中で職員人件費が19名分、都市計画事業に19名も職員がおるんですか。1億5,000万の人件費が上がっておるんです。

それでやっておるのは都市計画総務費で7億6,000万、これもほとんど税収を使って、本来の公園事業、それから公園管理費を見ても2,900万、公園管理費に1億9,000万、あとは全部償還金なんです。これは目的税なんです。これは。

この資料の中に都市計画は目的税として、公共下水道、公園に1億5,000万、公園に1億5,000万円使こうてないですよ、これ。人件費ですやん。そういう意味においても、都市計画税で19名の職員と人件費1億5,000万、償還金を充てたらもうほとんど都市計画税はないんです。本来の街路事業は一切やってない、都市計画は。それでいいのか。都市計画税は、固定資産税と合わせて納付しておるんやけど街路事業は一銭もなし。今防犯灯とかいろんなことが、除却費があらうかと思うんですけど、そういう施設に何も回っていない。ほとんどが人件費と償還金だけですやん。それでこの都市計画税の目的税の用途には合わない。今の櫻井さんが言ったのもそうなんですけど、本来の都市計画事業はゼロなんです、街路事業は今年ゼロです、去年は500万です。これでは本来の都市計画税の目的を達成していないと思うんです。その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず固定資産税の関係の償却資産でございますが、確かに固定資産税全体では780万円の減、これは大きく土地・家屋それぞれ増になっておりますが、減の要因も増の要因もございまして、結果的に増となっております。ただ、償却資産につきましては6,900万円の減ということで、これにつきましては、令和4年度の税額が1,000万円以上の主要法人22社に対して令和5年度の見込み調査を行い、その調査結果に基づき予算額を算出しております。調査結果におきましては、一部企業で設備投資による資産の増加はあるものの、主要法人全体における資産の減少及び減価償却分による減収が設備投資による資産の増加を上回ることから、前年度比6,900万円減の20億500万円となったものでございます。業種によっても違いますが、電気機械器具等製造販売や、

自動車、電線製造業などで減となったところがございます。

それともう一点、都市計画税のご質問でございますが、都市計画税につきましては、都市計画事業、市街地再開発事業だとか街路事業、公園整備事業や土地区画整理事業等に要する費用に充てるため、おっしゃいますように目的税でございまして、都市計画区域内の土地または家屋の所有者に対して課税される税でございます。

本市におきましては、全市的な都市計画に視点を置いて土木費、都市計画費の中で街路事業、公園管理費、下水道事業、繰出金などのほか、都市計画事業を実施するために借り入れた地方債の償還に、今おっしゃいますように都市計画税を充てております。

今後につきましても、令和4年度までの継続的な事業でありました亀山駅周辺整備事業に係る地方債償還額が増となる見込みでございます。この都市計画事業として認可を受けた形で街路事業として都市計画道路事業の整備等を進めるのであれば、これは都市計画税を充てることも可能というふうには考えてございますが、市全体の都市計画に対して充てていく税というようなことで考えております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

都市計画の使い道、これからも問題があるかと思うんですけど、ここに書いてある目的税の使途状況については、これとも整合しておるところもあるんですけど、整合していない。これは都市計画対象事業としては8億6,000万なんですけど、予算としては10億あるんです。その中に都市計画総務費の中で償還金に充てておるんですけど、下水道に3,900万、公園管理1億9,000万、公園整備費に2,700万なんです、実際は。

本来ここと街路事業、ここらを充当するのが、最優先するのがこの都市計画事業なんですよ。それについて、都市計画税の使い方については、もう少し慎重に目的に合う事業にさせていただきたいなど、今、回答をいただけなかったのは19人の人件費、それから管理費、会計年度任用職員を入れると20人も都市計画事業に関わっておるのか、人件費が。今人件費を見たら19名、総務費の中で。それから一般でまた1人、それから指定管理のほうで、そんなに20名の予算の中で人件費が、正職員が入っておるのかという、これは改めてまた委員会等で聞かせていただきますので、その辺についてもう少し詳しくお知らせ願いたいというふうに思います。

それから次に、時間がないので、主な新規事業については、今四十何個も上げてあるんですけど、それぞれ今まで施政方針等と言われておる市道の川合9号線、東小学校があるんですけど、予防接種、それからおむつの問題もあるんですけど、鈴鹿関の保存・活用3,170万、これについて新規にあるんですけど、学術調査を行うために公有地の拡大をやるという、これについてかいつまんでどのような事業なのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松村市民文化部長。

○市民文化部長兼関支所長（松村 大君登壇）

主要事業に位置づけております鈴鹿関跡学術調査事業につきましてご答弁申し上げます。

令和5年度の当初予算に計上いたしております鈴鹿関跡学術調査事業費3,170万円のうち、

史跡指定地の公有地化に係る予算は2,670万円でございます。その内訳につきましては、土地開発公社事務手数料、土地鑑定手数料、測量等委託料及び用地購入費でございます。このうち用地購入費が大半を占めておりまして2,400万円でございます。

なお、財源といたしまして、国の5分の4の補助と一部県の補助がございまして、歳入の国庫支出金及び県支出金におきまして、合わせて用地の購入費補助金1,921万5,000円を計上しております。

一方で、公有地化する土地の面積は2,644.28平方メートルであり、その地目は山林5筆、畑3筆の合計8筆でございます。

また、土地の価格につきましては、土地開発公社からの助言によりまして、路線価を基に1平方メートル単価で約9,000円で算出しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

これは前々から、国の指定を受けた地域で、亀山周辺なんですけれど、全体がなかなか解明ができていない。指定を受けたんですけど、今この公有地を買うということは、平米9,000円というのは非常に高い。それほど価値のある土地なのかということなんですけど、平米9,000円といたら1反900万なんですよ。1反900万で、今田んぼは1反高くても50万ですよ。山は10万ですよ、単価が。立木が立っておっても。そのような状況の中で、私も見てきたけど雑木が生えておるだけです、急傾斜に。それを9,000円という、坪にすると3万円ですよ。

圃場整備した田んぼですら50万が相場ですよ。山については10万から20万ですよ、立木があっても。そういう相場の中で土地開発公社が示したかとか言うけど、あまりにも高過ぎて、今後の公有地を買うに当たって大きく影響を及ぼすと思えるんですが、その辺についてのお考えはありますか。

○議長（森 美和子君）

松村次長。

○市民文化部長兼関支所長（松村 大君登壇）

国の史跡の指定地に認められた土地ということもございまして、またこの予算をお認めいただきましたら、新年度に入り土地鑑定を行いますので、1平方メートル単価で9,000円と申し上げましたが、それより若干は、推測ですけれども安価になる予想をしておきまして、単価が決定次第、地権者と用地交渉を行い、購入につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

結局購入されて、それだけ価値がある土地だろうというふうに解釈をするということなんですけど、やはり今後それをどのように生かして亀山の宝として、施設としてどうして生かすかということが、そのほうが大事だと思うので、その方向性はできるだけ早く、早急に計画を立てていただきたいというふうに思います。

それと、性質別歳出の予算なんですけど、213億9,000万のうち義務的経費、これが10

2億5,000万、それからその他の経費が100億と、これでほとんど残り10億が投資的経費なんですよね。去年は25億あったものが10億で、半分以上ということなんですけど、かなり硬直化しておると思うんですよ。義務的経費とその他経費で約200億円、ほぼ、投資的経費が、今服部孝規議員が言われたように公共施設を改修する予算がほとんど出てこないわけですよ。義務的経費とその他経費だけで202億も入っておると、もうほとんど公共施設が整備できないということ。

これについて、どのように今後財政運営をしていくのかということなんですけど、税収以外にそれ以外の税外収入を入れる以外にないと思うんですけど、特にその中のその他の経費の中、その他経費のその他の項目で、これが修繕費とかあれが入っておるんですけど、これが、一昨年度は4億5,000万、昨年度が7億で、今年は10億に近いんです。これが大きくその他経費を占めておると思うんですけど、ここらについての性質別の予算をもう少し検討して、本来の市民が求める投資的経費に少しでもですね。住民の要望に応えるためには投資的経費が非常に必要であろうかと思うんです。その辺についてどのようにお考えかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

投資的経費につきましては、普通建設事業ですとか、災害復旧事業などがこれに当たるものでございまして、令和5年度は10億9,278万4,000円、前年度比で10億4,832万円減となったものでございます。

この要因につきましては、4年度までの継続事業でありました亀山駅周辺整備事業及び新図書館整備事業が完了したことなどによりまして、令和5年度の投資的経費につきましては、平成17年の市町合併以後、最も抑制されたものとなっております。

その他経費につきましてはでございますけれども、その他経費と申しますと、義務的経費、投資的経費以外のものはその他経費でありますけれども、令和5年度は100億3,919万4,000円となっております、前年度比で1億8,213万3,000円の増となっております。

この要因といたしましては、エネルギー価格高騰に伴います各施設の光熱水費等の増でありますとか、環境センター溶融炉で使用するコークス等の購入費の増などで、物件費が1億2,500万円の増となっております。また、その他経費のうちその他につきましては、維持修繕費が約1億9,500万円増となっておりますことから、その他経費のうちその他が増額となっております。これは環境センターの保守点検の経費ですとか、橋梁長寿命化修繕事業の増、それから東小学校の体育館の屋根の修繕に係る増などが主な要因となっております。

議員ご指摘のとおり、その他経費のその他は10億円と増大をしたものの、亀山駅の周辺整備事業の完了によりまして投資的経費は抑制されたものとなっております。例年に比べて少しバランスが偏ったものとなっているという認識をしております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その他のことなんですけど、投資的経費はそれは分かるんですけど、その他のほうの維持修繕、

溶融炉とか、それから東小学校、これは投資に入れやんとここのその他に入れたんじゃ分らんわけですわ。これは投資の範囲内ですよ、入れるとするならば。ここを今修繕料と言われたけど、溶融炉の修繕料もここへ入っておるので、これは投資やと思うんですけども、その辺をもう少し、投資とその他経費のその他の項目の入れ方について、その他じゃ分らんわけですよ。それで10億円もあるということはなかなか見にくい。その性質別の財源をもう少し明確にしてほしいなというふうに思います。

それと、もう時間がありませんので、次のその他の歳出についてはもう省略させていただきます。

その次に、道路維持管理についてご質問させていただきたいと思います。

道路の市道の管理につきましては、管理者、それから公社等で、管理で回ってみえると思うんですけど、台風等を含めて風倒木、支障木等についてどのように対処されておるのか。それから土地所有者の管理責任の範囲についてどのように取り組んでみえるか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

道路において、車両等を安全に通行させるために必要な空間を確保するための規定としまして建築限界の設定がされており、路面から4.5メートル、歩道でしたら2.5メートルまでの高さを確保しなければなりません。沿道の私有地からのこの建築限界に侵入してきた枝木等に関しましては、個人の財産でありますことから、原則として土地所有者の伐採をお願いしているところであります。しかしながら、災害等により木が倒れ、枝が折れたり、道路敷に侵入し道路の安全が確保できず、早急に伐採しなければ危険と判断した場合には、道路管理者として市が伐採をしているところであります。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今の建築限界を守って定期的な剪定とか伐採を個人で行いなさいというのは確かに基本であろうとは思いますが、これも限界があると思うんです、やっぱり。市街化区域と違って中山間地域においては、もともとの市道は細い市道を拡幅して行って市道になっておる。また、農道から市道に昇格した道路もある、側溝もあれば側溝がないところもある。それとまた中山間においては、それを管理するのも範囲があると思うんですよ。

それを今市長名で一般住民に、自治会長からの要望によって、市長はその地権者に対して適正な管理をなささいという文書が発送されております。担当部長になると、まず市長から地権者に対して、住民からの要望によって、だから適正に管理されていないから管理なささいと。管理ができていなければ、これはそれによって起こった交通事故等については地権者の自己責任で負ってもらいますと、こういう言い方を市長は地権者にしておる、市長名で文書が出ておるわけだ。

これはあくまでも、市民に対して脅しみたいなもんですね、これは。風倒、台風でも倒木があつて枝が入ってそれによって事故が起こったら、それは地権者の責任で自己責任を地権者が負うんやと。道路管理者は負わないんだということですよ。その辺についてどのように考えてみえるの

か。

枝が出ておる範囲内は、ある程度のことは刈れると思いますが、高齢者の場合ですと刈れないですよ、そんな4メートルも5メートルもよう切れないです。

それと併せて、市は通常パトロールする範囲内でこれは危険ですと、危険な樹木においては地権者に断りもなしに勝手に切ることができると書いてあるんです。本来は断ってしたら市が刈っているんですけど、その辺は矛盾しておるんですよ。地権者は地権者で全部やりなさいと。もし事故が起こったら地権者の責任ですよと言っておきながら、市は道路管理者として交通に支障が起きる場合は地権者に無断で切ることができると、この判断についてどのように考えてみえるのか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

道路に民地の木が入っている場合の責任とか、そういうところについてですけども、市道に張り出した木の所有者の管理責任でございますが、当該樹木に接触して自動車に損傷した事故について民事訴訟が提起され、木の所有者に賠償が命じられた判例もございますことから、状況にもよりますが、事故が起こった場合、土地所有者が管理責任を問われる可能性があると考えています。また、一方で、この事故では市の責任の有無についても判決が出ており、市にも責任があったと判決が出ております。

したがって、民有地の木により道路交通事故が発生した際には、土地所有者、道路管理者双方が管理責任を問われる可能性があると考えております。

災害等で樹木が道路の建築限界内にあるとか、通常は災害がなくても、民地の木が建築限界、道路敷内にあるといった場合には緊急的に処理しないと通行車両に、例えば人とか、そういったところにも影響が出ると思われまますので、市においても、早急にそういった箇所は伐採をしていくというのが市の役目かなというふうに判断をしております。

○議長（森 美和子君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

よう分からん、どういう意味。何、そんな例は亀山にあったの、裁判になるようなことがあったんですか。道路管理者が、道路交通に支障を来したら市は地権者の了解なしに伐採することができるというんですよ。

今回、私が聞いておるのは、地元住民から要望が出たからやりなさいと。やらなければ事故が起こったらあんたが裁判の加害者になりますよという言い方を市長名で本人に渡しておるわけです。今パトロールで回っておるなら、支障を来すんやったら、市は道路管理上やればいいじゃないですか。道路に支障を来す、危険を伴うと。それは地元が判断するのか市が判断するのか、今日の場合は地元の判断によって市長はそのような説明をしておるんですよ。市独自は、安全な道路管理をするよう市がやればいいじゃないですか。市独自の判断で、毎日パトロールするんだったら。

今回、私が聞いておるのは、地元の人、自治会で要望が上がってきたことについて市長は管理しないと自分のところで管理しなさいという。もし事故があったらあんたの責任ですよと言うときながら、交通上支障を来すことについては、市は地権者の了解を取らず伐採できますという矛盾して

おるんやないかと思うんですが、市はどのように今後それを管理していくのか。

中山間地域の北在家中津川線とかああいうのは、もうほとんどかぶっていますよ、もう。林道から昇格した市道、農道から昇格した市道はほとんどかぶってますよ。国・県も25号をやっています、やっぱり。その辺についての考えをもう少し統一してほしい。地元については確かにやりたいけど、高所作業までしておったら膨大な経費がかかるんですよ、そして危険も伴います。

それについて、それなら道路に支障を来すから高齢者の方がはしごをかけていってこけたと。それは誰の責任、それは個人ですか。市に言われたから刈ったらそれによって事故を起こしたと、枝を払うために。なら、それは本人の責任なのか、市の責任なのか。その辺についてどのようにこの風倒木、それから支障木の考え方を再度、市長、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市内の私有地の木が道路交通に支障を及ぼすおそれのあるケース、これは過去にもたくさん起こってきておるわけでありましたが、道路管理者としては、道路法によって所有者に対し、まずは除去を命ずることができますことから、まず土地所有者に伐採をお願いすることといたしております。その一方で所有者の諸事情によりまして伐採ができない場合、危険な状況を放置することができないケースにつきましては、早急に対応が必要だという判断をした枝木に関しては、市が伐採することといたしております。

また、中電さんと停電等々を事前に防止するという意味では、いわゆる倒木による停電防止のため、中部電力と協定を締結して電線付近の枝の伐採等の仕組みが構築をされておるわけでありましたが、いずれにいたしましても、私有地の木によりまして道路交通事故が発生した際には、これは土地所有者、道路管理者双方が管理責任を問われる可能性もございますので、土地所有者のご理解を得ながら、道路法に基づいて安心・安全な道路管理に努めてまいりたいと、これも基本的な方針でございますので、そのように丁寧に対応させていただく必要があると思っております。

○17番（小坂直親君登壇）

ありがとうございました。また、残りは委員会等で述べさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた令和5年度施政及び予算編成方針に対する代表質問を終結します。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時59分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求め

るものでございます。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意をいただくとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 草川卓也議員。

○4番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

議案質疑をさせていただきます。

少しすみません、今日も通告から少し順番を変えまして、4番目の市の公式LINEに関する項目を最後に持っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、带状疱疹予防接種委託料について、いわゆる带状疱疹ワクチン助成事業に関して内容を伺っていききたいと思います。

まずこの事業の概要なんですけど、たしか議会では、森 美和子議長が以前テーマに上げていらっやっしたのをよく覚えております。こういったものにもワクチンがあるんだなということその場で思ったのを、よく覚えておるんですけど、それ以降、確かに市民の方からもこういった带状疱疹で非常に困ったと、そういったワクチンが必要じゃないかという声を聞く機会も増えてきたところで、一度方針を市のほうにも確認したいなと思っていた矢先に今回当初予算で上がってきたという、こういったスピード感のある対応は非常に評価するところであります。これは本当によかったと思います。

なので、この内容をしっかりと確認して、概要と予算の積算根拠について伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず、带状疱疹につきましては、体の一部に痛みを伴う赤い発疹が現れるものでございまして、50歳代以降に発症率が高まり、罹患した場合に带状疱疹後神経痛やそのほかに角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症につながることもであるとされているところでございます。こうした高い罹患リスクを踏まえ、令和5年4月から県下他市町に先駆け、带状疱疹ワクチンの予防接種について接種費用の一部助成をスタートさせることとしたところでございます。

費用助成の概要につきましては、带状疱疹の発症率が高くなると言われています50歳以上の方を対象として、接種費用のおおむね2分の1程度の接種費用を助成するものでございます。

また、带状疱疹のワクチンには生ワクチンと不活化ワクチン、こういった2種類がございまして、接種前に本人が接種医と相談をし、選択したいいずれか一方が助成対象となっております。

助成額と接種回数の上限につきましては、生ワクチンは4,000円で1回接種、不活化ワクチンは1万1,000円で2回接種としてございます。

また、接種者数につきましては、先進事例などを参考に対象となる50歳以上の2%程度となる450人を見込んでおるところでございます。

令和5年度の当初予算につきましては、市内医療機関での接種分として、予防接種委託料592万円、市外医療機関での接種分として、助成金74万円、合計666万円を計上してございます。

なお、この新しい制度を市民の皆様にも早期に知っていただきますよう、本年4月1日から広報紙や市ホームページ、「かめやま健康なび」などを活用し広く周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

おおむねしっかり答えていただいたと思います。

50歳以上の方が重症化しやすいという情報も私も耳にしておりましたし、50歳以上で大体、先進事例を参考にして450名ほど、割合にして算出して450名ほどに助成していくと。

ただ、こうした助成事業というのは早い者順ということになってはいけないと思うんですけども、仮に450名を超す方々、多くの方々にワクチン接種を希望していただいた場合に、その方々に対して足りなくなった予算に関しては補正で見ていくことを想定されているのかどうか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

制度初年度でございますので、接種数の予想は難しいことから、万が一、議員おっしゃいましたとおり、当初予算の想定を上回るような場合がございましたら、その際には追加補正等も検討しながら、できましたら積極的にこの新しい制度をご活用いただきたいというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今日この場でもPRすることができておりますし、これが可決された場合は、これをPRして市民の方々にも使っていただきたい。これを使うことによって、本当に苦しい思いをしたという方の声も聞いておりますので、一人でも多く、そういった带状疱疹にかかって苦しむ方を減らすためにぜひ告知PR、今後予算が可決した場合にはぜひ積極的をお願いしたいと思います。

では、次の項目に行きます。

川合9号線拡幅事業についてでございます。

まず、この事業の概要について伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

最初に、事業化に至った経緯でございますが、周辺におけます近年の宅地開発の増加に伴い、当路線の交通量が増加傾向にある中、現道の幅員が狭いことから道路を拡幅し、通行者の安全を確保する必要が生じてきたため、今回、川合9号の事業を行うというものであります。

事業の概要としましては、川合町地内である国道306号との交差点を起点とし、市道和田のぼの線との交差点までの約1キロメートルの道路拡幅事業を計画しております。道路構成や道路幅員などの計画や必要な道路用地に関しましては、測量や設計により決定するため、現時点では決まっ

ておりません。

なお、令和5年度予算にて、測量及び設計委託料を予算計上しております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今回のこの事業の何ですか、すみません、先ほどの内容がちょっと思ったよりも少なかったなと思ったんですけれども、川合9号線というのが、今回具体的にどこからどこまで拡幅していくのかということと、あとは幅員であるとか用地幅、そういったところまで、どこまで今のところ想定されているのかということもちょっと確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

まず1点目のどこからどこまでというところですが、ちょっと先ほども言わせていただいたかと思いますが、川合町地内である国道306号との交差点を起点としまして、市道和田のぼの線との交差点までの約1キロ区間になります。幅員ということですが、今現在これから、来年度に設計業務等で幅員等詳細なものが決まっていきますが、想定としては片側歩道の片側1車線ずつの車道、そういったところで設計をかけて幅員を決めていくということになりますので、現在のところはちょっと詳細は決まっておりません。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

それ以上の詳細は今のところ答弁としては出てこないということで、次に行きたいと思います。

これ設計をこれから進めていくということなんですけれども、例えばその周辺の自治会、周辺住民の方であったり、営農者の方とかが影響を受けると思うんですけれども、いろんな声が出てくるかなと思うんですけれども、そういった声をどういうふうに設計に、今後の事業に反映していくかということなんですけれども、例えばどんな意見があって、今の川合9号線も市で草刈りをしてもらっておりますけれども、市が関与しないところに関しては、地権者の方が草刈りをしているんですけど、そういったところは交通量が非常に多いので危険だ、できれば草刈りをしなくてもいいように整備をしてほしいとか、あと川合9号線に沿って水路が南側にあるので拡幅するなら北側にしてほしいとか、そんな意見、私が聞いている範囲でもいろんな意見があるんですけれども、ほかにもいろんな意見が今後出てくるかなと思います。そういった声をどういうふうに反映していくのかということを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

地域とのまず連携につきましては、今後、測量設計の実施段階での地元説明会を実施していく予定であります。その中で、過去からの要望も含めて、改めてご意見を聞きながら設計業務に反映していきたいというふうに考えています。

また除草について、例えば除草とか水路についてということですがけれども、除草についていきますと、地元の方々には気苦労されているとお聞きしているところでもあります。のり面などの除草対策について、ほかの地域でも同じような地域の方々にお世話になっているところ、道路管理者としても認識しておりますので、今後設計の際には、防草シートとか張りコンクリートとか、そういった工法によって最適な対策を考え、維持管理費の今後の削減に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます、すみません。草刈りのところまで答えていただいております。確かにおっしゃるとおり、維持管理費という面でも、また地域の負担という面でも非常にそのほうがいいかなと思いますので、整備の段階でぜひ反映していただきたいなと思います。

次なんですけれども、今回のこの事業、川合9号線を拡幅することによって、どういった波及効果を期待できると考えていらっしゃるかを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今回の整備による効果ということですが、拡幅後の整備効果につきましては、現状の課題として、近年の宅地開発の増加に伴う当路線の交通量が増加していることから、現在のセンターラインがない狭い幅員を拡幅することで、通行車両や自転車、歩行者の安全性が保たれ、周辺地域への移動や生活の利便性が図られると考えています。

また、西側の市道亀田川合線を含めた環状道路としての機能を有することから、当該路線の沿線や周辺の土地利用も図られると考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

住宅団地が増えているという周辺の環境もあると思いますし、人口増加や交通量の増加、これに対して必要な整備を行っていくということと周辺の土地利用も図られるということ、この辺りは非常に大きい、本当に事業としては今後期待の持てる事業だと思います。

ただ、1点だけ少し心配していることもあるんですけれども、川合9号線拡幅による川合28号線への影響です。これはちょっと資料をお願いします。地図を見ていただいたら分かるように、川合9号線から東、右側へ先に続いているのが川合28号線です。川合9号線を拡幅して交通量が増えた場合に、ここへの、28号線への影響はどのように考えているのかというところが問題意識なんです。

1号線へのアクセスの利便性を考えますと、川合28号線についても、9号線からその先の交通量が増えるということは推測できるんですけれども、ただ川合28号線は非常に狭い道路でして、かつ一部は通学路にもなっております。影響があるということであれば、今後何らかの対策、それこそそちらも拡幅を今後検討するだとか、そういったことも必要になってくると思いますけれども、

そういった影響に関してどのように認識されているのか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

本路線の通行車は、みずほ台や川合町地内の住宅団地からの利用者が多数であり、市道和田のぼの線へ分散されることから、川合9号線の通過交通が川合28号線に全て流入する予測とはなっておりません。

議員ご指摘の川合28号線の国道1号までの拡幅については、市道和田のぼの線までの区間が事業完了後、交通状況を把握しながら検討していきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

交通状況は、いざそれが整備されてからの状況を見ながらということですが、一定予測できるところもあると思いますので、そこ、特に子供の安全に関しては、それぞれ地域からの声も上がってくるかもしれませんが、先ほどの話じゃないですけども、そういったところはしっかりと同時に対策というところをお願いをしたい。周辺交通への影響というのを最大限考慮して事業を進めていただければと思います。

じゃあ、こちらの項目はこちらで以上にいたしまして、次に行きます。

保育所の一般廃棄物処理収集運搬委託料、いわゆる公立保育園等での使用済み紙おむつの回収処分について、こちらの項目、事業に関して伺っていききたいと思います。

これも本当に昨日も代表質問の中でも話に上がってまいりましたけれども、これもよく今回から始めていただく決断をしていただいたと、本当に大いに評価をするところであります。もう何度も一般質問でも、また委員会の質問でも上げてきたことですので、これに関してしっかりと伺っていききたいと思います。

まず、この事業の概要に関して伺います。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

市内の公立の保育所及び認定こども園におきましては、現在、保護者がお子さんが使用するおむつを持参し、使用済みのおむつを持ち帰っていただいておりますが、令和5年度より、保護者及び保育士等の負担を軽減するため、公立保育所等で生じた使用済みの紙おむつを回収し、一括して処分したいと考え、その経費を令和5年度当初予算に計上させていただいたところでございます。

計上させていただきました一般廃棄物処理収集運搬委託料につきましては、公立保育所等の一般ごみの収集に合わせ、週二、三回程度使用済みの紙おむつの回収を行うための委託料として250万8,000円を計上しております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

これによって、今まで紙おむつを保育園で使ったもの、保育士の方々が園児一人一人それぞれ仕分をして、最後袋詰めをして、最後に荷物と一緒に保護者の方に渡すという、この作業がなくなるというのと保護者の方もそれを持って帰らなくていいという、そういった効果があるという、非常に大きいと思います。

ここまでよく言われていますけれども、あと朝も、週の初め月曜日とかにおむつのバケツとかも持っていかなくてよくなるんですよね。だから荷物の軽減にもこれはなと思います。これは本当に負担が重かったです、私自身も実際のところ。これを持っていくにしても週の初め、特に子供が小さいと午睡もあるので布団も持っていくんですよね。布団も持って行って、それにバケツも持って行って、バケツの中にはビニール袋を入れるんですけれども、今レジ袋をくれないので、袋をストックしておくのもえらい大変な思いをしました。

だから、こういったことを軽減できる、そういったいろんな効果があるということで、今回のこのおむつの持ち帰りを廃止、つまり回収から処分まで保育所のほうでやっていただくというような、これは言葉で聞いたら何だ、それだけかと思うかもしれないですけども、子育て世帯にとっては非常に大きいことだと、そのように考えております。

ただ、そんなすばらしい事業だからこそ、あと2点だけ伺いたいですけれども、これは民間保育施設の使用済み紙おむつの回収、処分というのは事業に含まれていないのかというところを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

今回計上させていただいております予算には、公立保育所等のみの紙おむつの回収に係る費用のみ計上しております。市内の民間保育所等での使用済みの紙おむつの持ち帰りについてでございますが、既に自園において処理を行っている園もございます。また、保護者に子供の健康状態を確認してもらうため、今後も保護者による使用済みの持ち帰りを続けたいとの意向を示している園もございます。

したがって、今後、民間保育所等に対する使用済み紙おむつの処分費用に対する支援につきましては、各施設の意向や状況等について確認を行った上で検討してまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

もちろん私立ですし、それぞれの意向があると思いますので、意向に応じてという形で私もいいかなと思います。ただ、何でこんなことを聞くかといいますと、公立保育園を希望したものの定員に入れずにそれで私立に入っているという方も中にはいらっしゃるということで、今回公立でこういったことをやるということが非常に羨ましいという、そういった声も今回の一つ声として上がってまいりましたので、今後検討していただけるということですので、ぜひ前向きにお願いいたします。

もう一点なんですけれども、先ほど民間保育所の状況も確認していただいているみたいですが、民間の保育所でも一部回収、処分までやっているところもございます。そこは、同時に月額

制でおむつ使い放題という民間サービスも導入されているんです。一般的に、この回収、処分と月額制って結構セットでやっていることが一般的に多いという認識なんですけれども、今回の事業にはそういった定額制というものは含まれていないのか、想定されていないのかということを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

議員がご指摘の制度につきましては、紙おむつのいわゆるサブスクリプションと呼ばれるもので、毎月定額の利用料を業者に支払うことで紙おむつ等が保育所に届き、そこから必要な枚数を使うことができるというような仕組みでございます。今回、市のほうではそちらの制度は導入しておりません。

ただ、この紙おむつのサブスクリプションを導入することで、保護者は紙おむつへの記名や保育所への紙おむつ等の持参が不要になります。また、保育所等におきましても、園児ごとに紙おむつを分けるなどの管理を行う必要がなくなりますことから、保育士等が子供たちと向き合う時間を増やすことができるなどのメリットもございます。

ただ一方、利用できる紙おむつのメーカーが限られるということや、それから代金がかえって割高になる場合があるなどのデメリットもございますことから、今後、このサービスに対する保護者のニーズを調査するなど、その導入につきまして慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

これも何でもこういったことを言うかということ、この事業の中にいろいろと入れておいてもよかつたんじゃないかなと思うんですよ。

これは実際、行政に財政的な負担というのは基本的に発生しないんですよ。基本的には利用者が、希望する方が民間事業者とやり取りをしてお金を支払って、園に対しておむつを配送するという。そういった形で、現場の対応は一時的に必要になりますけれども、それも慣れていただければ負担軽減の効果のほうが大きいという話も聞いていますので、こういったことはぜひ年度途中からでも可能ではないかなと思います。慣らし保育が終わる5月、7月ぐらいから導入されると非常にいいのではないかということだけ申し上げて、次の項目に行きたいと思います。

次、新たに公共施設の遊休スペース等を活用したアーバンスポーツを実施できる環境整備に関する事業、この予算に関して伺っていききたいと思います。

これもまた予算計上をしていただいたこと、大変ありがたいと思っております。これも何よりもきっかけは、やっぱり東京オリンピックで日本人スケーターの活躍、これによって競技人口が大きく増えたということが、まず大きいかなと思っております。昨年から市内のスケボー施設整備を求める動きというのも大きく加速してまいりました。

私自身としましても、昨年6月議会の一般質問で、市内中高生のプレーヤー増加に対して、練習場が市内にないという状況を問題視して、市内の都市公園や公共施設内にスケートパーク、こういったものの設置を求め、また昨年9月から、市内の愛好家グループが、亀山にスケートパークを

つくろう会という会を発足して、2か月間で1,748人分の署名を集めました。

今回、令和5年度当初予算にスケートボード施設の整備費として380万円が計上と、これも亀山市として非常によいスピード感で対応していただいたのではないかなと思っております。そんな事業のこれも内容をしっかり確認していきたいと思えます。

まず、この事業実施の背景と概要、また期待できる効果についても同時に伺っていききたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

アーバンスポーツを実施できる環境の整備につきましては、議員に少し触れていただきましたが、この東京オリンピック2020、こちらでも注目されて、スポーツ振興という側面もありながら、子供の居場所づくりとしましても非常に効果が期待できるものと考えてございます。また、以前から愛好者の方からの相談もありましたことから、一定のニーズがあり、今後も増加をすると考えられますことから、新年度において環境整備に取り組むこととしたところでございます。

整備する場所につきましては、公共施設の遊休スペースなどで舗装された場所を想定し、今現在検討しているところでございます。今後、地域の方などの意向も伺いながら、整備地や規模についても決定をしてみたいと考えてございます。

次に、予算の内訳といたしましては、施設整備に係る工事請負費として180万円、物置や競技用備品に係る備品購入費として80万円、施設管理費に係る委託料として110万円、管理人待機所の電気料金として10万円、合計380万円を計上しておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ちょっと概要に関して何点か追加で伺いたいんですけど、備品購入費というものも含まれるということでしたけれども、どういったものを購入することを想定されていらっしゃるのか。いわゆる競技に必要なものなのか、それともベンチとかそういった休憩するためのスペースをつくるのか、そういったものも含めての備品購入費なのか、ちょっとこの辺りを確認させてください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

詳しいところについては今後決定していくところもあるとは思いますが、現時点で考えておりますのは、ベンチ等含まずに、当然その場所には物置等が必要であろうという想定と競技に使うような備品、こちらを想定してございます。この競技用の備品につきましても、愛好者の方等との協議も踏まえて詳細を決めていく必要があるというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

分かりました。

もう一つ、先ほどの説明だと、まだどこにどういった規模で造るのかというところがまだ非常に定まり切っていないのかなという印象を受けましたけど、それであれば今後どのようにそれを決めていくのかということと、あと設置、完成するまでのスケジュールとしてはどのような計画でいるのか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

場所等につきましては、公共施設の遊休スペースで、舗装されておるというところを市内である程度絞り込みながら、今後決定していきたいというふうに考えてございます。

それで、スケジュールでございますけれども、現在、施設整備が可能な候補地、これを検討しておる中で、今後、地域の方などのご意見も伺いながら位置を決定し、その後管理施設などの整備を進めてまいりたいと考えてございます。現在の見込みとしましては10月頃をめどに利用いただけるよう進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

10月頃をめどにということまで出させていただきました。当然ながらこれは慎重に、周辺住民の方々にとってはここで一つ環境の変化、スケートボードは音も出ますし、そういった丁寧な説明、この辺りはまず欠かせないと思いますので、急げばいいということではないと思いますけれども、期待も大きいので、できる限りスムーズな進行をお願いしたいなと思います。

では、続きまして、今回管理費が含まれておりますけれども、管理体制というのはどのような想定をされているのかということを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

施設管理の体制といたしましては、当然安全面を考慮して、市民の方等々の利用時には最低1人の管理人が現場に常駐することが必要と考えてございます。そのため、当初予算におきましては、6か月分の施設管理委託費を計上しておるというところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

管理者を置くということで、造ってそれでおしまいではなくて管理者もしっかりと置いてということ、かなりそういう意味ではしっかりとした予算立てをしていただいているんだろうという印象を受けます。

ちょっと細かい話なんですけれども、管理者がいるということは、やっぱり利用に関しては自由に使える公園のスペースとかいう感覚ではなく例えば予約が必要とか、そういった運営の仕方に関してはどのような方向性で考えていらっしゃるのか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

施設利用を予約制とするのかどうかというところでございます。現時点におきましては、施設運用の効率を考えますと、予約制が望ましいのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

その中で、今回こういったアーバンスポーツ、そしてスケートボードに関して、公共の施設として整備をされるという、ある意味初めてといたしますか、非常に大きな一歩目だと思いますので、ここでやっぱりまだまだ市内でプレーヤーの方々もいろんな方がいらっちゃって、それはマナー違反だなと思うようなことを目撃することもありますので、そういったマナーアップなんかも今後期待して、その場所がやっぱりマナーをしっかりと守ることができる市内のプレーヤーが集まって、周辺の住民の方々にも理解をしていただいて、これがまたさらに今後に展開していくことができる、発展的な展開が見られるようなそういった施設運営、管理体制というのをぜひ期待したいなと思っております。

その中で重要になってくるのは、市内のプレーヤー団体との連携だと思います。先ほどちょっと冒頭でも申し上げましたけれども、亀山にスケートパークをつくろう会という団体が、このスケボーに関する団体、初めての団体ではないかと思えます。こういった団体との連携に関してはどのように考えていらっしゃるのか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

先月24日に、亀山にスケートパークをつくろう会から要望書をいただいております。

その内容につきましては、大人まで自由に伸び伸びと楽しめる施設、路面材、フェンスなどの安全対策、施設整備の際にプレーヤーの意見を取り入れること、地域住民から理解を得られること、利用アクセス、それから商業施設が間近にあることなど、利用者の視点から利便性が高く魅力的な場所への設置をご要望いただいたところでございます。施設の整備に当たりましては、こうした意見も参考にしながら位置を決定し、10月頃をめどに利用開始できるよう準備を進めてまいりたいと存じます。

また、整備後の連携につきましても、要望をいただいた亀山にスケートパークをつくろう会など、競技者や団体とも連携をし、競技環境を生かした普及啓発やアーバンスポーツの魅力発信につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

その要望書の内容もできる限り、ただこれはあくまで一歩目だと思いますので、今後の展開にも、その要望の内容をしっかりと踏まえた上での対応をぜひお願いしたいと思います。

1点だけ上げると、舗装材の話もありましたけれども、スケボーパークというのはアスファルト舗装ではなくてコンクリート舗装でないといふ子供が転んだときにけがをしてしまうというふうな、そういった側面もあるというふう聞いております。まだ場所が決まっていないので、こういった舗装の場所かは分からないですけれども、そういった意見も踏まえて、より、できる限り一歩目とはいえ、多くのプレーヤーにとって使いやすい、安全に利用できる場所をぜひ選定、また整備をお願いしたいなと思います。

この項目の最後に、今回これが一つの大きな一歩目となると何度も申し上げてはいますが、アーバンスポーツの環境整備において、この今回の予算立てというのが、私が今もずっと一歩目、一歩目と言っていますけれども、今後その先についてどのように考えているのか、この予算の位置づけ、今後こういった環境の整備をこれに続けて行っていくという方向性があるのかどうかというところだけ、最後に確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この事業によりまして、市内で初めて公式にアーバンスポーツを楽しんでいただける場を整備することとなります。このことにより、利用者数や年齢層など、これまでアーバンスポーツの関係、把握できなかった様々なニーズを得られることとなりまして、また競技者とのつながりも生まれてまいります。こうしたニーズや競技者とのつながりを生かして、アーバンスポーツの普及にもつなげてまいりたいというふう考えてございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

初めて施設ができることによって、それで見えてくる実態、プレーヤーの人数だとかそういったこともあると思いますので、そういったことを踏まえて、今後の展開に期待をしたいと思います。

それでは最後に、亀山市の公式LINE導入のための委託料及びシステム使用料に関して伺っていききたいと思います。

まず、この事業の概要を確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

伝わる広報の推進と行政サービスのDXによる情報発信の多様化を図ってまいりますため、議会総務委員会からの所管事務調査報告のご提言も踏まえまして、新年度におきまして、総合的な市政情報を発信していくため、国内ユーザーのユーザー数の多いソーシャルネットワークワーキングサービスであるLINEの自治体公式アカウントを新たに開設し、その運用を図っていくものでございます。

そのサービス内容でございますが、現時点におきましては、市からのお知らせなどを配信するプッシュ通知機能や、いわゆるチャットボットと言われる自動応答機能なども利用しながら、防災やごみの出し方、子育て、健康づくりなどの市政情報の提供が行えるようシステム構築を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

それ以上詳細な部分というのは、まだこれから精査していくということなのかと思いますけれども、ただ先ほど答弁の中にもありましたけど、令和4年度に亀山市議会総務委員会の所管事務調査で市の情報発信の在り方というところで提言した内容、ここも踏まえた事業だというふうに私も認識しております。

その中には、1つ提言の中の項目で、こういった項目が入っております。

平常時、災害時間問わず、市民にリアルタイムな情報提供が行えるように、即時性のあるSNSを幅広く有効に活用する、これは今回まさにLINEのことだと思います。また、千葉市が行っているようなLINEのプッシュ通知機能、これはいわゆる住民の方の属性、年齢であったりだとか、子供さんがいらっしゃるだとか、家族構成だとか一部そういった個人情報のなところは本人の許可を得た上で、その人に合った、その人だから使うことができる市のサービスだとかそういったものを直接その方にプッシュして情報を伝えるという、そういったサービスをLINEを使ってやっているのが千葉市であるといったこともぜひ検討してもらいたい。こういった内容の提言がなされております。

こういったことは、先ほどチャットボットというのも入れてあったので、それはやっていただけということですが、先ほど私が申し上げたような提言内容に関しても実現するという、そういった内容でよかったのかどうか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

配信情報でありますとかその頻度を含めまして、その具体につきましては、予算をお認めいただきましたら庁内関係部署との調整を行いながら、さらに検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

先ほど議員お触れいただきました、自治体公式LINEを公開している自治体の中には、LINE登録者からの道路の損傷等の通報をはじめとした活用機能やサービスがあること、これは承知をいたしております。こうした双方向性を生かしたサービス内容は、システム構築のみならず、その前提として情報を受ける自治体側の体制等の課題もございますので、それらサービスの拡張可能性につきましては、今後さらに検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

双方向という視点も踏まえてということも言うていただきました。市民からの情報提供もそうですし、例えば今子育てLINEとかをやっているんですけども、そういった子育て世帯、若年層の悩みを相談する機会で使いたいとか、こういったSNSを使うということは、即時性もそうですけど、双方向というところも非常に重要なツールとなってくると思いますので、ぜひ今後の展開に期待をしまして議案質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

今日の議案質疑は、いずれも条例の一部改正について、通告に従い伺っていきたくと思います。

まず1点目です。議案第2号亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

これは条例名を聞いているだけでは何のことなのかよく分からないんですけども、ぜひ改正内容について分かりやすくご説明願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず、この改正の内容は、生活保護に関する条例の改正となるところでございます。

現在、生活保護を受給する被保護者の方が医療機関等を受診等される場合、生活保護を受給しておるかという確認につきましては、被保護者から事前に亀山市の福祉事務所のほうへ連絡をいただいた後、当該被保護者の受給資格があることを市福祉事務所から今度は医療機関等へ連絡をして、確認をいただいております。

今般、生活保護法の一部が改正をされ、令和6年3月から被保護者が医療機関や薬局でマイナンバーカードを提示することで、生活保護法による医療扶助の受給資格確認ができることとなります。

この実施に向けまして、生活保護法に準じ、保護を受けている外国人の方についても同様の資格確認を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、当該外国人に対する保護の措置に関する事務及びその利用範囲を条例で定める必要があることから、所要の改正を提案させていただくものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

生活保護の方が、特にこの条例については外国人の方に限った条例であるということなんですね。

お医者さんに行くときにマイナンバーカードを活用してということなんですけれども、すみませんが、なぜ、これは外国人だけの条例となっているのか、もう一度分かりやすく聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

生活保護を受ける外国人の方は日本国籍を有する方を対象とした生活保護法による保護の適用ではなくて、厚生労働省社会局長通知に基づき、生活保護法に準じた同様の保護の適用を受けることとなっております。また、当該保護を受けてみえる外国人の人数につきましては、令和5年3月1日現在で、亀山市の生活保護被保護者197人のうち17人、およそ8.6%でございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

保護法に準じた保護であるということで、特にこの外国人についての条例が必要であるということが分かりました。

人数も伺いましたが、外国人は生活が苦しかったら、日本人のように全て保護ができるかというところではなくて、やはり在留資格があって3か月以上でちゃんと登録がされた人ではないとできないのでね。多分、本当にお困りの方より少ないのかなと思いましたがけれども、それでも8.6%と多い割合の方が受けておられることが分かりました。

それで、これからは改正によってどういう影響が出てくるのかお伺いしたいんですけども、これからお伺いするのは、生活保護の方、外国人だけでなく、ほかの日本人の生活保護の方も同じような内容として聞いていただけるし、マイナンバーカードを使った医療のかかり方という意味では一般の方にも参考になる話となりますので、ぜひ分かりやすくご説明願いたいと思います。

この改正によって、社会福祉事務所にも対象となる外国人の方にも影響が出てくるわけですが、どのように影響が出てくるのか、具体的にどのように受診していくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今般の改正によりまして、マイナンバーカードを取得されている被保護者の方につきましては、この医療扶助の資格確認のための市福祉事務所への連絡、これが不要になります。被保護者の負担軽減につながりますとともに、医療機関等においても写真つきのマイナンバーカードにより、確実な本人確認、それから資格確認ができること、それから緊急時の救急対応がスムーズにできることなどの効果があるものと考えてございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

一々福祉事務所に連絡しなくても、簡単にお医者さんにかかれるということですが、今までこの医療券を発行するという手続によって、どうしたのということで暮らしの様子も聞いてもらったり、体の様子も聞いてもらったり、あと、行ってもらうお医者さんの場所、どこに行ってもいいわけじゃなくて、やはり県指定の医療機関かどうかを確認してあげないといけませんしそういう、福祉事務所がこれから誰々さんが行きますよという連携ということもあったと思うんですけども、それが全くなしになってしまうのか、オールフリーでどこでもお医者さんへ行けるようになるのか、あと交通費の申請なんかもありましたしね。そこら辺も本当にこの制度によってどうなっていくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この制度に関わらず、被保護者の方とは福祉事務所のほうで、日常からどういう生活形態を送っておるのかとか、困り事がないかということは、ケースワーカーが当然そこは熟知をしておるということになってございます。

その中で、病院にかかる際でございますけれども、従来から病院にかかる前に、本当にその病状があつて、その医療機関にかかる必要があるのかということを医療可否意見書というもので医療機関に確認をする業務がございます。

こちらの業務につきましては、今後国から具体的な指示もあると思いますが、これは変わらず当然医療可否意見書をいただいた上で医療機関にかかるという行為は必要にならうかと思ひます。

その中で、一度医療可否意見書である程度の期間この受診が必要ということが分かりましたら、その後はマイナンバーカードで確認をすれば連絡をしなくてもかかれるというふうになるものというふうな今のところは考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

勝手に自由に行くということではなくて、可否意見書に係る手続、連絡あたりはまだ残るということですね。今後あと1年あるわけですけども、また具体的に決まってくるんだらうなと思ひます。

あと、マイナンバーカードに対応できる医療施設などの機器ですが、これは全て今整っている状況なのか。特に、今回は生活保護の条例ですので、生活保護に係る県指定医療施設、亀山市内にどれだけあつて、いろいろ病院とか歯科とか、具体的にその施設数ときちんと整えられている箇所数、そして今後どのように整えられていくのかということについて伺いたいと思ひます。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

マイナンバーカードによる資格確認が可能な市内の生活保護法指定医療機関でございますが、令和5年1月末現在、病院、診療所、33軒のうち17軒が可能となっております。歯科医院については8軒のうち6軒、それから調剤薬局23軒のうち19軒となっております。いまだ導入されていない医療機関につきましても、令和5年3月末、今月でございますが、導入を原則義務づけられているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

義務づけられるんですね。全て、小さなお医者さんも、小さな薬局も、歯科も、全ての医療機関にマイナンバーカードが読み取れる機械を義務づけられるということなんですね。

私は、例えば停電であるとか、いろんな状況でマイナンバーカードを読み取れないであるとか、行っても機械がないとか、あるいは、100%本当にマイナンバーカードを取るか分からないという状況であるとか、いろんなことを鑑みて、医療券というものが一定残るのかなということをやっと確認したかったんですけど、そこはどうですか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

当然、医療機関でマイナンバーカードを読み込む機械、そういうハードの設備が必要ですが、そもそも、かかる被保護者の方がマイナンバーカードを取得されていないとそれが使えないわけでございまして、現在当市で把握する被保護者の方につきましては、197名お見えになる中で103名の方が今マイナンバーカード取得ということで、保護人員の中では52.3%ということでございます。

それから考えますと、これが100%マイナンバーカードを取得されるかどうかというところは非常に厳しいところがあるのかなと考えますと、従来の医療券についても並行して実施する必要性があるものだというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

分かりました。

次の議案に移りたいと思います。議案第9号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第11号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、2つ併せて書かせていただきました。

内容は共通していることが多いので、対象は違うんですけども併せさせていただきますので、今から改正内容を伺ってまいります、すみません、事業名ってなかなか一般市民には分かりづらいので、対象の事業がどういうところなのか、市内にある事業なのかとか、あとその違いですね。2つ併せましたので、一緒のところと違うところというところら辺を分かるようにご説明いただきたいのと、特に、中に難しい言葉が1つありまして、懲戒に係る権限の濫用禁止を削除するという言葉がちょっと何回読んでも分かりづらいので、その説明も含めて、この改正の内容を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

まずお尋ねの2つの条例におきまして、その対象となる施設についてご説明させていただきます。

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、本来、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が対象となりますが、亀山市では現在、小規模保育事業のみがございます。

また、亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、市内全ての放課後児童クラブが対象となります。

次に、今回提案させていただいておりますこれらの条例の改正内容につきましては、共通している内容、それからそれぞれに改正している内容がございます。

まず、共通した内容といたしましては3点ございます。

1点目は、安全計画の策定を義務づけるなどの規定の新設でございます。

2点目が、利用乳幼児等の移動のためにバスなどの自動車を運行するときの乗降時の所在確認を義務づけるなどの規定の新設でございます。なお、この規定におきましては、家庭的保育事業等に対しましては、さらに送迎用の自動車に見落としを防止する装置の設置義務を規定しております。

3点目が衛生管理について、感染症及び食中毒の防止のための研修や訓練の定期的な実施の努力義務を規定しております。

一方、両条例で異なる内容となっておりますもののうち、まず家庭的保育事業等に対する条例のみで改正している事項が2点ございます。

1点目は、家庭的保育事業等を行う者がほかの社会福祉施設等を併せて設置する場合、利用乳幼児の保育に直接従事する職員は、その保育に支障が生じない場合に限り、併設する施設の職員を兼ねることができることとするものでございます。

2点目が、先ほど議員がおっしゃいました懲戒権のことでございます。これは、民法において、子の監護教育を目的に認められておりました懲戒権が体罰の禁止を明確にするために削除されたことから、それに合わせ、この条例におきましても、利用乳幼児への懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するものでございます。

次に、放課後児童クラブに対する条例のみで改正しておりますのが、業務継続計画の策定や当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるなどの努力義務の規定でございます。

なお、安全計画の策定を義務づけるなどの規定につきましては、家庭的保育事業者等につきましては、令和5年4月1日から義務化されますが、放課後児童健全育成事業者につきましては、令和6年3月31日までは努力義務とする経過措置を設けております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

2つの違いも共通点も分かりやすくご説明いただきました。

やはり、バスの乗降の見落としでお子さんが亡くなった事件がありましたし、また保育園の虐待などもありましたので、そういうことを鑑みた条例改正なのかなということがよく分かりました。

次に、この安全計画というのが、努力義務であったり義務であったりしますが、内容についてこれはどんなものなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業者が定める安全計画につきましては、安全確保に関する取組を計画的に実施するために、施設の設備等の安全点検の実施に関する事、施設外活動等を含む活動や取組等における安全確保のために、職員や利用者等に対して行う指導に関する事、策定した安全計画の周知や定期的な研修や訓練の実施に関する事などを定めることとなっております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

これは当然注意しなければいけない大事な点だと思うんですけども、今までそういう計画がなかったのか、今までの間はどのように対応されていたのかについてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

家庭的保育事業等におきましては、これまでも保育所保育指針に準じ、また法令やこれまでに発出された児童の安全の確保に関するマニュアル等に基づき、定期的な避難訓練や消火訓練の実施、遊具の定期点検の実施、ヒヤリハットの事例の共有など様々な取組を行っていただいているところでございます。

また、放課後児童健全育成事業におきましても、同様に、法令や放課後児童クラブ運営指針等に基づき、利用児童等の安全確保についてマニュアルの作成や避難訓練の実施などの取組を行っていただいております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今までもいろんな場面でされていた安全確認、されていた計画もそれぞれにあったということを確認しましたが、今回の条例によりまして、これらの安全性が高まると。同じような基準であったりというふうに考えていいのかどうかということが一つと、あと、この条例制定後はどのようにその内容を確認して指導していくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

この安全計画の策定によりまして、これまでそれぞれにおいてマニュアル等でやっておいただいております安全に関する取組について、ある程度一定の項目において統一するというようなことになっておりますので、それにおきまして統一した取組が実施されるものと考えております。

安全計画の策定状況につきましては、家庭的保育事業者においては、児童福祉法に基づく指導監査において毎年度行っておりますので、その中で確認を行ってまいりたいと考えております。

放課後児童健全育成事業者のうち、指定管理者については、基本協定に基づく実施状況の調査であるモニタリングを毎年度行っておりますので、その実施時に確認を行い、また民間事業者につきましては、補助金の交付申請時に安全計画の提出を求めるとともに、必要に応じてモニタリング等を行うなどして、現場の状況を確認していきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

現場は大変でしょうけど、これが通った暁には丁寧に対応していただきたいなと思います。

次の質疑に移ります。

議案第13号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

賦課限度額が上がるということで、新たな内容についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

今回の改正内容でございますが、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額の引上げが行われましたことから、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の基礎課税額、医療分及び後期高齢者支援金等課税額、後期分の課税限度額を政令で定める課税限度額、つまり基礎課税額医療分を現在の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額、後期分を現在の19万円から20万円に改正するものでございます。

このことによりまして、今回改正が行われない介護納付金課税額（介護分）の17万円を合わせますと、全体の税限度額は現行の99万円から102万円になります。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

この改正による影響の人数と額についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

今回の改正によります影響でございますが、令和5年2月末現在で65万円となる医療分の対象となる世帯につきましては45世帯で、影響額は約84万円でございます。

また、20万円となる後期分の対象となる世帯につきましては58世帯で、影響額は約53万円でございますことから、税収は合計で約137万円の増となる見込みでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

この大きく引き上がる世帯ですね。具体的にどの程度の世帯が対象となってくるのか、ちょっといろいろ条件が違うので分かりづらいと思いますけれども、具体的に分かりやすくご説明願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

具体的に今、年収とか世帯で申し上げますと、全国的にも亀山市におきましても、国保の加入世帯につきましては、1人世帯及び2人世帯で全体の約9割程度を占めている状況でございます。

まず、医療分の対象となる世帯につきましては、1人世帯で申し上げますと、所得といたしましては約965万円、例えば給与収入で申し上げますと約1,160万円。2人世帯の場合で申し上げますと、所得といたしましては約970万円、給与収入で約1,165万円の世帯が限度額の対象となります。

また、支援分の対象となる世帯につきましては、1人世帯で申し上げますと、所得といたしましては約874万円、給与収入で申し上げますと約1,069万円。2人世帯の場合で申し上げますと、所得といたしましては約900万円、給与収入で約1,095万円の世帯が限度額の対象ということになります。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

これ国保の条例なんですけれども、ほかの保険との比較が分かれば伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

例えば、全国健康保険協会三重支部、略称協会けんぽの健康保険料の場合と比較いたしますと、報酬月額で社会保険料は決まっておりますので、限度額は、報酬月額が約135万5,000円以上の被保険者につきましては、介護保険第2号被保険者に該当する場合、月16万1,657円のところ、事業主が折半しまして、実際の保険料は月約8万8,000円となります。このことから、年間の保険料に換算いたしますと、限度額は約97万円ということでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

102万と97万で何かあんまり変わらないかなというような気はしますけれども、私ちょっと調べさせていただいたのでは、協会けんぽ、大阪のほうの方で、調べさせていただいたんですけれども、年間の保険料がこのように102万を超えてくるのは、年収としては1,687万を超える人たちだということですね。国保の場合だと、先ほども言われましたけれども、965万と970万と、これは別々で言うてもらいましたので、なかなか比較がしにくいんですけれども、かなりやっぱり国保は高いなということが分かると思うんです。

そして、これは初めてなんです、100万を超えるの、賦課限度額が。今まで、ここ10年間ぐらいでちょっと見てほしいとお願いしてあったんですけれども、この経過の中で一体何回上がってきて、幾ら引上げになったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

ご答弁の前に、先ほど私がお答弁いたしました協会けんぽの実際の保険料は月約8万8,000円というご答弁をいたしました、実際のところ8万800円でございますので、申し訳ございません、訂正をよろしく願いいたします。

それでは次、10年ぐらい前からの経緯につきましてご説明させていただきますと、国民健康保険税の課税限度額につきましては、これまでから段階的に引上げが行われておりまして、今回の改正を含め、過去10年間で7回の引上げが行われ、課税限度額は25万円の引上げを行うこととなります。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私は10年ぐらいで調べてと言ったところなんですけど、7回。これ、後期高齢者医療制度が創設されてからの計算でいきますと、2008年以降ですね。14年間で全部合わせると19回、細々と合わせると19回です。10回になりますね、全部で。上がった年が10回あって、そして34万円引き上がったということですので、68万から今回の102万まで引き上がるとすると限度額が1.5倍になったということなんです、この後期高齢者から1.5倍。

それでそのとき、私たちも所得の高い人に負担してもらうことで低所得者の負担を少しでも軽減するという説明だったんで仕方がないのかなという思いがしていましたが、これだけ上がって、すみません、低所得者の負担が下がったことってありますか。

低所得者というと、大体無職が4割を超えていますし、非正規の労働者が3割を超えていますので、全体の8割ぐらいが低所得者になるんですね。その方たちの税負担が下がったことってありますか、分かりましたら。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まず、今行われております、今回の改正で行います賦課限度額の軽減につきましては、これは一定のルール、法で定めるルールがございまして、課税限度額をオーバーする全体の被保険者の数を0.5から1.5%に置くという一定のルールがございまして、その中に毎年どのような状況であるかというのを前提に、この限度額、言わば1.5%に近づけるために段階的に引上げを行ってきたという経緯がございまして、それはなぜかと申しますと、やはり高額所得者の限度額を上げることによりまして、全体のバランスの中で中間層の所得の方のバランスを抑える、抑えるというか一気に税率を改正するんじゃなくて、そこの時点で抑えられるということでバランスを図られておるということで、特に低所得者につきましては、これまでから、軽減の中で限度額というか、対象の金額が引上げが行われたりとか、そういった形で軽減は行われているというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

上げずに済んだということはあるかもしれませんが、私たち、これは後期高齢者が始まってから、下がりましたよとお知らせをした覚えがないんですね。

本当に国保は高いという中で、もうこれは仕方がないんですね。いつも言っていますけど、国が悪い、国の政治が悪いんですね。1984年に自民党が本当に国の出し分を減らしたのを皮切りに、どんどん減らしてきたのでこういうことが起こっているわけですけども、やっぱり構造的な問題がずっと残っていて、それを変えなければ無理なんだなということが、今の質疑で私もよく分かりました。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 2時17分 休憩)

(午後 2時27分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告にしたがいまして、議案質疑をさせていただきます。

今回、議案第15号、議案第21号、議案第31号という3つの議案について通告させていただいておりますけれども、ちょっと議案第21号と議案第31号を入れ替えまして、先に議案第15号の後に第31号を持っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず議案第15号の令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）についてなんですけれども、この中で、三重大学亀山地域医療学講座支援事業の寄附金の減額についてお聞きしたいと思ひます。

この寄附金の減額につきまして、提案理由の説明の中では協定の内容の変更があったということであつたんですけれども、この変更は一体どういう変更であつたのか、まずその点をお聞きしたいと思ひます。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員ご質問の減額補正につきましては、三重大学亀山地域医療学講座による三重大学からの医師派遣が縮小されることとなつたことに伴ひ、協定の見直しを行いましたことによるものでございまして、具体的には、三重大学整形外科の医局員の減少から、令和4年4月以降、市立医療センターへ派遣される整形外科医1名が派遣いただくことができなくなりましたため、寄附講座の協定金額につきましても、当初の年額3,120万円から2,120万円に減額をしたところでございまして。

なお、令和4年4月以降も、三重大学の総合診療医1名につきましてはこれまでどおり医療センターにおいて常勤で勤務いただひており、令和5年度につきましても同様の体制となつておるところでございまして。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

派遣医師の減少に伴うものということを確認させていただきました。縮小ですかね。

これにつきましては、そもそもこの寄附講座というものの在り方というのがどういうものかというのとはちょっと別にしましても、市としての最大の目的は医師確保ということでしたもので、やはりこういつたこともあるのかなというふうなことで、やっぱり妥当なことなんやろうなと思ひます。

その中で、今回は1人ということやったんですけど、今後もまたさらに減ってしまうとか、あるいは状況が変わって増加する、増やしてもらえる可能性もあるわけですがけれども、こういったケースでも今後も増減するものというふうに考えていいものか、その点をもう一回確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

医師の増減につきましては各大学の状況もあろうかと思っておりますので、健康福祉部としましては、この医師の増減に伴ってこの寄附講座の金額というのは、その都度大学と協議の上で変更していくことは可能性としてはあるものというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

可能性という言葉を使われまして、多分、絶対ではないという意味なんだろうなとは思いますが。一応こういうふうな感じの話の中で、やはりちょっと私が聞いた話では、ちょっと懸念として、三重大との関係はどうなるんやろうなあというふうな部分もあったことはあったと思います。

ただそんな中で、やっぱりこういった部分はある程度僕はシビアになってもええと思うんですね。三重大も別に好きで減らしているわけでもなくてやむを得ないという中で、お互いにやっぱりやむを得ない事情というのは分かっている中での話ですので、やはりその点も実際の実情に合わせた対応をすればええと思うんですけど、私がちょっと、1点気になるのが、今回その減額したということで、本来かかるお金やったんが少なくて済んだということになっているわけですね。やっぱり安くなったわけなんですけれども、一般的にお金が払う分が少なくて済んだということは安くなってよかったというふうな印象にもなりかねない部分があって、ただ本来は、1,000万払ってでも医師確保したかったというのが本筋やと思います。

そういう意味で、今回この1,000万減ったわけなんですけれども、この減った分の1,000万、やはりこれをどういうふうに使っていくのか、既に使われておるのかどうかは知りませんが、1,000万減ったからこの1,000万はそのままいいわけじゃなくて、何らかの違う用途に使うていかなあかんという部分もあると思うんですね。来年度も含めて、一応井なら話があると思うんですけども、その辺どういうふうな考え方なのか、もしそういうのがあるんやったら聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本議会で補正をさせていただいておりますので、その1,000万をどこかに使ったということではないところでございますが、新年度におきまして、今新たに滋賀医科大学との共同研究講座を始めまして、こちらが単年度で2,520万円ということで新たな支出が発生するというところでございますので、この今年度の1,000万の減額というものは、基本的に次の年の滋賀医科大学とのそういった事業の中にもつながっていらっしゃるものというふうに理解しておるところでございます。

ます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

今回も再三言われていますけど、滋賀医科大学の話とかもありまして、その中でそういうふうなのにも使われていくんやと。

市長も、今回の健康都市とかの絡みで、かなりそれに関する予算は計上してもうておると思います。昨日でしたかね。新議員か草川議員とか、その辺の質問の中でも、医師を確保するということがただじゃなくて、医師に頼らなくてもいいような政策をとというようなことで、確かにそういうふうな考え方はもっともやと私も思ったんですけども、それでもやはり医師の確保というのは非常に重大なことですもんで、引き続き医師確保に向けてはしっかりやっていただきたいとは思っております。

それでは、次の議案第31号のほうに移らせていただきます。

今回、その市道路線の認定及び廃止ということで、今回その認定だけでなく廃止ということがついてきています。これに関しましては齋場へ行く市道亀山市齋場線ですね。この話なんですけれども、今回認定及び廃止が周辺に与える影響についてということで通告させていただいております。

この市営齋場への進入道なんですけれども、たしかあれはもうほんまに十何年以上前かな。この齋場が設置される時にかなりいろんな議論があったと思うんですけどね。その際にも、より、今回、今非常に曲がりくねった道を真っすぐにするというので、非常に入りやすくなっていいなというふうに私は思うんですけども、ただ当時からやっぱりこういうふうな真っすぐな道をもっと造るべきなんじゃないのかと、和賀白川線も、もっとちゃんと進めてというような話もあったと思います。

そんな中で、やはり今回その市営齋場へ行く道としては非常にストレートで行きやすくなるんですけども、住山住宅にある程度近づく部分もあって、交通量も増えるというのはあると思います。そういった部分で、付近への影響ですね。こういったものが懸念されるとかはないのか、この点をまず聞かせていただきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

認定及び廃止が周辺に与える影響ということにつきましてですが、周辺、隣接地である市道、住山団地及びJ A鈴鹿会館への道路接道については、現在の市道住山団地29号線と今回できました和賀白川線が接道しておりますので、廃道によって地域に与える影響というのはないというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

特にないだろうということで、そんな中で、もう一点ちょっと非常に気になるところがありまし

て、たしかこの議論の中で、曲がりくねった道でいいのかという話を当時あったと思うんですけども、その曲がりくねった道に関しまして、当時の環境の木下部長やったかな。が、この曲がりくねった道、この道をゆっくり上がっていくことで故人をしのんだりとか、そういうふうなこともできるんだぐらいのことを言われていたと思うんですね。私は正直その話を聞いてなるほどと思った部分もありまして、それ以来、斎場でご葬儀とかがあるときは、故人の方を思いながら上がらせてはもろうておるんですけども、ただ、現時点ではその曲がりくねりというのが非常に減ることにはなるんですけども、だからどうやということはないんですけども、そういうふうなことも含めまして、そういう話というのはもうクリアされているのかどうか。この辺は、ちょっと当時からおられる幹部という副市長ぐらいなのかなと思います。たしか田中市長のときの話だと思います。正直そういった当時の思いというその辺に関してはどうなっておるのか、この辺ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

旧斎場線設置時には、確かにご遺族の感情に配慮してスピードの出にくい構造にしたという、そういうことも実際記憶をいたしているところでございます。

しかしながら、今回の新斎場設置につきましては、そういうことも考慮される中ではございますが、やはり道路の安全性を最優先に考えるべきというふうなところで、今の構造を選択させていただいたというところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

スピードの問題とかその辺の話もあったんやろうと思います。それがだからどうこうということではなくて、やはり当時そういうふうな話もあったもんで、ちょっとその辺は確認をさせていただいたという感じです。

もう一点、これに関しまして私ももう一個気になっているのが、今回の市道が廃止になることによって昔の道は一体どうなるのか。そのままほったらかしておくのかどうか。先ほど、ちょっとスケートボードとかいう話がありましたけれども、よくその道路が廃止になってそのまま残っている場合、そういうローラースポーツとかの格好のプレー場所というか、そういうふうになることが結構都会とかではあるみたいなんですね。

亀山やからその辺でというような雰囲気もあるかもしれませんが、当然マナー云々の話ではあると思うんですけども、まずやはり非常にローラースポーツとかもしやすいような道が、しかも公の土地やしということで、そんな話もちょっと懸念されたんですけども、その辺の今後の管理はどういうふうになっていくのかだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

まず廃道にした後の今後の取扱いというところでございますけれども、今回議決をいただいた後に市道の

道路区域を廃止して2か月の管理期間を経た後、普通財産へ引き継ぐ予定をしております。

また、管理についてということですが、現在、アスファルト舗装になっていてということで、これを残すことで防草対策、そういうことにもなるというふうに思われますので、ここはそのまま存置したいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

防草対策と言われましたけど、ほんまにこの辺の草刈りとかの管理も大変やと思いますんで、そのまま残しておくことに関して私は異論はないんですけども、和賀白川線という非常に重要な道沿いでもあって、ただそんな中で先ほど言うたような、そこに遊びに来られるような方もいらっしゃるかもしれないということで、今後の管理はその辺に気をつけておいてくださいということだけは申し上げておきます。

それでは、最後の議案第21号の令和5年度亀山市一般会計予算について3点通告させていただいておりますので、その点を聞かせていただきたいと思っております。

まず1番目としまして、物価及びエネルギー価格の上昇が予算にどのような影響を与えているのかということで通告させていただいておりますけれども、今非常に物価高騰とかで非常にスーパーの物も高くなっているとか、そんな話がいろいろとあります。

そんな中で今回、経済対策云々というのは当然ほかにあると思うんですけど、行政運営における価格高騰、それがどういうふうな影響を与えているのか、それが見えてきているんか、あるいはこの辺、特にその高騰しているということで、これに対する国の手だてですね。標準財政需要額が増額されたりとかはあるのか。この点について全体的な印象を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

物価高騰等による影響ということでございますけれども、令和5年度予算の一般会計予算の総額は213億9,000万円で、前年度と比べて6億8,700万円の減、3.1%の減となっているところでございます。

歳出におきまして、昨今の国際情勢などの影響による物価及びエネルギー価格の高騰は、各施設の光熱水費等において約、一般会計で1億3,200万円の増というふうなことになっております。そのほかにも、総合環境センターの溶融炉で使用しますコークスの購入費、コークスだけの購入費だけでも6,000万円というふうな増となっております。

これらの予算が増額となるということでございますけれども、それによって市民サービスに直接影響する予算を減額したりとか、そういったことはいたしていないところでございます。

物価高騰による物価及びエネルギー価格の高騰に伴います歳出予算の増額分につきましては、財政調整基金の繰入金により対応をさせていただいておりますことから、令和5年度末の財政調整基金残高見込みが長期財政見通しよりも約3億1,200万円下振れをして約20億900万円となったところでございます。

国の手だてということでございますけれども、普通交付税において令和5年度の学校、保育所等

の施設における光熱費高騰分といたしましては、基準財政需要額の包括算定経費の増額が国により示されておりますことから、基準財政需要額の算定におきまして約8,400万円の増を見込んでおります。

しかしながら、普通交付税につきましては、基準財政需要額から収入額を差し引いた額を基に交付されるものでありますことから、この基準財政需要額で8,400万円増となっておりますけれども、令和5年度の普通交付税は前年度と比べて1億2,600万円の減額というふうになっております。

価格高騰に伴います公共施設の歳出の高騰分につきましては、国からの直接的な手だてがあるものではないです。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

標準財政需要額の増額とか、それではないと。財調を取り崩すような形のイメージなのかなとは思いますが、単年度に関してはやっぱり、今年度の予算ということでそれはそれでというふうには思いますが、今回その物価高騰が結構続いているというか、実はこれインフレ状態にあるのかなというふうな。長いこと価格低迷をずっと日本経済、ずっと不景気とか言っていたんですが、実はこの価格が高くなっているというよりもどンドンどンドン、デフレ傾向にあったのが本来の価格に戻ってきたんじゃないのかなというふうな見方もできるとは思いますが。

そういう意味で、今後こういったことも、ずっとこれが定常的になってきたら当然人件費が増加とかによって、人件費が増加するということが何かというと、これはすみません、一般の社会の人件費というか給与が上がるとかそういう話ですけど、そうなってくると税収も上がってくるという部分もありますんで、日本の税金とかそういった財政そのものの構造が変わってくるのかなかと思っております。この辺はちょっと今年度の予算とは無関係なので、またその辺も引き続き見ていただきたいと思います。

その点でちょっとこの点をまず指摘させていただいたんですが、その上で次の項目なんですけれども、商工費の観光プロモーション推進事業についてということで、この事業の内容についてというふうに通告させていただいておるんですが、この観光プロモーション推進事業、インフルエンサーとかホームページとか、これ、昨年度の補正でたしか上がっていた内容やと思います。昨年度一応やってもうて、それが今年度にもう一回つなげていこうということやと思うんですけど、その昨年度はどんな感じやったのか、その辺の手応えとかはどうなのか、この点につきまして確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

観光プロモーションにつきまして、令和4年度の事業内容につきまして取り組んできた内容、大きく3点ございます。

まず1点目が、特設ウェブサイトの制作・構築でございます。観光三重ホームページで3月末公開を予定しており、併せて観光三重公式フェイスブック、公式ツイッターを活用した情報発信も行

っております。

2点目が、インフルエンサーの活用とメディアタイアップによる情報発信でございます。インフルエンサーとして女優でモデルの菊池亜希子氏を招きまして、現地取材や市長対談を通じて本市の魅力を発信するため、全国の書店で取り扱ってございます。今月6日発売のディスカバー・ジャパン誌に特集記事を掲載したところでございます。

3点目が、近隣自治体等との広域連携による情報発信でございます。四日市市や鈴鹿市など10市町で構成する北伊勢広域観光推進協議会や、伊賀市と甲賀市とのいこか連携プロジェクト等と連携しまして取り組んでおります。今月18日には、名古屋市の金山総合駅にて北伊勢広域観光推進協議会主催の物産展も企画されておるところでございます。さらに、現在著名なカメラマン及びモデルを起用して観光PRポスターも製作しており、3月に完成を予定しております。

これらの事業につきましては、これまで個々に情報発信をしておりました観光資源を、市独自に戦略的かつ意図的に創造しましたコンセプトに沿いまして、一貫したストーリー性を持たせたプロモーション活動として展開してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

3月という言葉が相次ぎましたけど、これからという感じですね、本年度のことじゃなくて。

非常に、何となくイメージ的にはこんな感じなのかなというのはあったんですけども、あまりその辺のあれが聞こえてこないという部分がありましたもので、どうなっているんだろうということも含めまして確認をさせていただきました。

この観光につきましては、また一般質問でもちょっと聞かせていただきますもので、これはこの辺にとどめさせていただきます、次の項目に移らせていただきます。

3番目で、教育費の中で鈴鹿関跡学術調査事業について通告させていただいておりますけれども、公有化する土地の範囲についてということで聞かせていただいております。

やっぱり今回は非常に国史跡ということで、こういったものを市が購入していくというのは、これはやっぱり大事なことやなとは思っておるんですけども、ただやっぱりこの購入に当たっては、ほんまにちゃんと買えるのかどうかというのは、私はいつもこれは気になるところではあるんですけども、その中でちょっとその視点で幾つか確認したいんですけども、まずは、今回提出資料を出しておりますのでちょっと映していただけますでしょうか。

観音山、関の観音山ですね、その近くというか鈴鹿関跡のところの過去の、これまでの公有財産以外の部分で私有地を買うということではあるんですけども、よくこういうふうな土地を買うときに、全部買ってくれるんやったらええんやけれども、その一部を切り取られるだけならかなわんでみたいな話があります。こういった話ですね。要は分筆したりする必要があるのか、その指定された土地というか範囲というのは、これはもう筆ごとというかそうなのか、その辺まず確認させていただきますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松村市民文化部次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

まず、鈴鹿関跡の全体の概要を申し上げますと、令和3年3月26日に国の史跡に指定されました鈴鹿関跡の範囲につきましては遺跡全体の北西端の一部でございまして、関町新所に所在する観音山の南西麓に当たる位置でございます。

国の史跡指定地の全体の総面積は5,453.41平方メートルとなっております、亀山市関町新所字西町北1511番地をはじめ9筆が登記されております。

地目の内訳でございますが、山林が6筆、畑が3筆でありまして、これらのうち山林5筆、畑3筆の合計8筆の2,644.28平方メートルが今回の公有地化の対象でございまして、この8筆の対象の土地は全て1筆そのものでございまして、分筆したり区分した土地ではございません。全て、全体1筆分を合計8筆を公有地化しようというものでございまして、なお、これらの対象となる土地の地権者でございますが、総勢5名お見えになりまして、その内訳につきましては、最大面積となる2,087平方メートルを1名の方が所有し、残りの557.28平方メートルのうち557平方メートルを1名の方が所有、残り僅か0.28平方メートルを3名の方が共有でお持ちいただいているという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほどどういう状況か説明していただいたんですけども、先ほども言いましたように、やはり一番気になるのは買えるのかどうかという部分やと思います。そういう分筆したりとか、そういう手間は無いやということ、その点は買やすそうやなというふうには思ったんですけどもね。

先ほどちょっと小坂議員のほうからも、その価格やったらちょっと高いんじゃないかという言葉はありました。高いか安いかわからないのは、これはちょっと私はよく分からないんですけども、ただ高いか安いかは別にしまして、その5人の方ですかね。所有者。その方がこれに関して理解をしていただけるのかどうかというのが一番気になるんですね。

これに関して、購入できそうなのかどうか、その辺の見込みは今立っているのか、ちょっとその辺だけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

公有地化の対象となる土地につきましては、遺物が露出する箇所が見られるなど、指定範囲の中でも特に重要な遺構が確認されている地域でもございますことから、歴史的環境保護の必要性を地権者の皆様に丁寧に説明を行いまして、土地開発公社との連携または協力もいただきながら、地権者の皆様にご理解をいただけるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

ご理解いただけるように努めていただくということで、やっぱりこればかりは相手さんのあることですので、金を積めばいいというものではないとは思いますが、やはり、まず粘り強いという言い方はおかしいですけども誠意ある交渉が必要なんだろうなと思いますので、やはりこうい

った史跡の公有地化、これは国の指定とかもあるとは思いますが、やはりこういった考え方が非常に大事だと私は思いますので、しっかりやっていただきたいということを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

本日の最後でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは、まず議案第3号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてをお尋ねしたいと思います。

まず初めに、改正の背景と趣旨及びこの改正の具体的な内容についてお伺ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、今回の条例改正の背景、趣旨につきましては、国におきましては柔軟な働き方を推進するため、人事院規則15の14、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規定でございますが、これが改正されまして、国家公務員に係るフレックスタイム制及び休暇時間制度の柔軟化が行われました。本市におきましては、これまで給与関係のみならず勤務時間等につきましても国家公務員準拠を基本といたしております。

このようなことから、今回、本市においても働き方の柔軟化を図るため、市の職員に係る休憩時間制度について改正後の人事院規則の規定に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

その内容でございますが、国家公務員と同様に、これまで職務の特殊性または当該公署の特殊の必要がある場合において一斉に与えることができるとしていた休憩時間について、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、または能率を甚だしく阻害するときや、職員の申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるときにおいても、別段の定めにより一斉に与えないことができるとする見直しを行うものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

今のご答弁の中で、休憩時間を一斉に与えないことができるという、ちょっとすぐにぴんとこない文言なんですけど、裏を返せば休憩時間を個々に与えることができるという意味で、解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

そのとおりでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

その休憩を取得できる条件として、職務の特殊性だとか職員の健康及び福祉に重大な影響というふうな言葉があるんですが、具体的にどのような状況でしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の職員の休憩時間について、先ほどおっしゃいました、一斉に与えなければならないのを裏を返すと個々にということですが、まずこれにつきましては、労働基準法で休憩時間は一斉に与えなければならないとあることから、亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第5条第1項におきまして、休憩時間を本市では午後0時から午後1時までという規定をしております。

そういった中で、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす場合には個々にというか別に設定ができるんですが、そういった場合ということの状況は、想定をいたしますに、勤務時間が長時間になることにより疲労が蓄積し、職員の健康面に重大な影響があるということでございます。長時間勤務になる可能性がある勤務につきましては、例えば現在、亀山市勤務時間の弾力化制度に関する規程におきまして、21種類の1日の勤務時間型を定めているところでございます。その勤務時間型の中には1日9時間45分、通常ですと7時間45分でございますが、2時間長い勤務時間の型もございます。そういった場合にも休憩時間が午後0時から午後1までに定められております。この勤務時間型では午後の勤務時間が午後1時から午後7時15分、6時間15分の勤務に連続してまいりますので、長時間勤務になる可能性がございます。当然、長時間勤務になりますと疲労が蓄積し、職員の健康面に重大な影響がある可能性があることから、例えばこの休憩時間を原則とした時間から午後2時から午後3時とずらすといった変更をすることにより連続勤務時間を4時間30分にして、疲労の軽減を図ることができるということでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。ありがとうございます。

それで、この制度の改正によりまして、市民の皆さんにとって、あるいは職員にとって、どのような影響が及ぼされるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市民への影響はどうかということですが、今回の改正につきましてはあくまでも職員に係るものでございます。所属長は公務の運営に支障が生じると認める場合は、職員の申告した休憩

時間を変更することができることから、これにつきましては市民サービスへの影響はないものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

職員の働き方改革にも通じるものがあると思いますが、この制度が職員に理解されるように、あるいは管理職を通じて研修等を行って市役所全体で理解を深め、あるいはまた市民の皆さん方にも周知をして、うまくこの制度が運用できるようにお願いをしたいと思います。

次に、議案第11号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことについては、さきの福沢議員のご質問でもありましたが、相当する事業が放課後児童クラブということで、放課後児童クラブと申させていただきますと思います。

それで、今回の改正の具体的な内容についてですが、安全計画についてはさきの福沢議員の質問でご答弁がありましたが、私からは非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画についてをお伺いしたいと思います。非常時とはどのような場面を想定しているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

議員がご指摘の非常時の計画につきましては、業務継続計画と申しまして、いわゆるBCPと呼ばれるものでございます。

感染症の蔓延や地震等の自然災害など不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことでございます。

この業務継続計画に定める内容といたしましては、想定するリスクに対する事前対策として防災組織の体制構築や人員確保に関することなどを、それからBCP発動時の対策といたしましては、災害や感染症が発生したときの対応や通常業務の再開に関することなどがございます。

なお、お尋ねのこの業務継続計画における非常時といたしましては、感染症の蔓延や地震等の自然災害など不測の事態が発生したときのことを想定しております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

それで、この非常時体制の計画の策定でありますけれども、例えば市内には多くの放課後児童クラブの事業所さんがございます。それぞれ全ての事業所におきまして一律の項目を備えた計画なのか、また必ず入れなければならない項目はあるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

業務継続計画につきましては、非常時に事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための計画でございますので、基本的な項目はどの施設も同じものになると考えております。国からも業務継続計画の策定の参考としてひな形が示されているところでございます。

しかしながら、その項目ごとに記入する内容につきましては、個々の施設の状況等に応じて異なることもあるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

放課後児童クラブを運営する事業所の形態も様々であると思います。大きい事業所もあれば小さい事業所もあると思うんですが、今回の計画策定によりまして事業者の皆さんに負担感を感じることはないよう、計画策定に向けての支援策はあるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

この条例をお認めいただきましたら、速やかに市内の放課後児童クラブに対しましてこの条例の改正内容を周知し、国から示されております業務継続計画ガイドラインやひな形、業務継続計画についての研修動画などの情報提供を行ってまいりたいと考えております。

また、地震等の災害に対するリスクにつきましては放課後児童クラブごとに異なる場合もありますので、市の関係部局と連携し情報提供等を行うことなどにより、それぞれの放課後児童クラブの状況に対応した業務継続計画を策定できるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

次に、最後の質問になるんですが、この改定項目の中にあります、職員に対し感染症の予防及び蔓延防止のため、研修ならびに訓練を定期的実施するということが記載されております。

この具体的な内容についてお伺いするんですが、例えばその訓練内容や訓練対象者は誰で、訓練を指導する方はいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

感染症の予防及び蔓延防止のための訓練といたしましては、施設内で感染症と疑われる利用者等が発生した場合を想定いたしまして、職員の役割分担や関係機関への連絡体制の確認、感染拡大防止のための対応などを実際に行ってみるといようなことが想定されるものでございます。

したがって、対象は施設内の職員、そして指導を行うという者は各施設長が中心になって行うものと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

放課後児童クラブの運営をうまく進めることで計画の策定をしっかりとし、児童が安心して放課後の生活が送れるようにするためのものであると思います。

この計画策定に向けて、やっぱり放課後児童クラブの運営事業主体のしっかりとした支援、あるいは計画策定後のその内容遵守についてのきちっとフォローをしっかりとさせていただきたいと思います。

続きまして、議案第21号令和5年度亀山市一般会計予算についてのうち、第2款総務費、第1項総務管理費、第11目自治振興費、地区コミュニティセンター事業についてお伺いしたいと思います。

この事業は、令和5年度予算の編成方針におきまして、快復の年に向けての重点予算に位置づけられた一つでもあると思います。

長年、城東地区まちづくり協議会の皆さん方が懸念されておりました新しい城東地区コミュニティセンターの建築、あるいは耐震不良であります旧城東地区コミュニティセンターの解体。これまで地域住民の皆様方の熱い要望、長年の懸案事項であり、ここに来てようやくそれが成就されたということは喜ばしいことかなと思います。

それで、まず初めにこの事業の工事費も含めた内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

城東地区まちづくり協議会の活動拠点施設として、このたび市民協働センターの北側の駐車場部分に、会議室、事務室、調理室、倉庫を備えた鉄骨造り平家建ての建物を建設するもので、建設工事費として6,880万円を計上させていただいているところでございます。また、それに併せまして、旧城東地区コミュニティセンターの解体と跡地を駐車場として整備する費用を含めて、2,930万円を計上させていただいたところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

まず事業費なんですが、具体的に建築工事と解体工事なんですが、解体工事は、以前、三、四年前でしたか、その当初、アスベストが含有されている建物ということで4,000万近い工事費がかかるということで、すぐには解体できないというお話があったかと思います。

今回、解体工事費が、駐車場も合わせて2,900万円というふうなことで、大分金額が当初の見積りよりも下がってきておるんですが、これ、しっかりとアスベスト対策を含めた工事内容になっていると思うんですが、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

今回計上させていただきました旧城東地区コミュニティセンター解体工事費の中にアスベスト対

策の費用は含まれてございます。

これまで城東地区コミュニティセンターの解体につきましては、石綿含有仕上げの塗りが使用されており、その対策に多額な費用がかかることから、これまでアスベスト対策の規制などの動向を注視してまいりました。そのような中、近年の法改正により規制が見直されたことや、施工業者の実績が積み重なったことなどにより、数年前に比べ工事費は大きく減少しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

それで、新城東地区コミュニティセンターでございますが、その設置場所が市民活動拠点施設であります市民協働センターに建築するというところでございますが、現存するその公共施設の中に新たにまた建てるということでございますので、他の地区コミュニティセンターと異なる特徴的なことがあれば伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

ご指摘のとおり、非常に限られたスペースでございますことから、いかに有効活用を図るかということで、これまでから城東地区まちづくり協議会などにおいて、地域の意見も聞きながら設計も進めてきたところでございます。

そんな中、様々なレイアウトで施設が使用できるよう各教室の間仕切りを可動のものにするなど、限られたスペースの中で施設をより有効に活用できるよう様々な工夫を凝らしているところでございます。

また、市民協働センターと接続していることから、多目的ホールやトイレなどを共用しての活用を考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

確認なんです、市民協働センターのトイレ、それから多目的ホール、それから駐車場ですね。それについては新城東地区コミュニティセンターの利用者の方がそこを利用すると、共有するというところでよろしいでしょうか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

基本的に、多目的ホール、またトイレにつきましては、確実に共用した活用となります。一方で、駐車場も限られておりますことから、今回新たに別途、旧城東地区コミュニティセンターの跡地に駐車場を整備するものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

その共有施設について、今後、維持管理あるいは使用方法について、片や市民協働センターみらいがありまして、片や新城東地区コミュニティセンターがある。それぞれの目的が違った対象施設を利用する方が1つの施設を使うというふうなところで、その使用方法や維持管理についての課題等はないのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

今回整備いたします城東地区のコミュニティセンターにつきましては、先ほどもご説明いたしましたが、限られたスペースの中で間仕切りを可動的にするということで、かなりオープンスペースができます。そこでかなり大きな事業もできるわけでございますけれども、やはり多目的ホールを活用するといったときも当然あるかと思えます。

なお、利用に当たりましては、当然市民協働センターの利用者の調整は必要になることもあろうかと考えますので、そういったときには市がきっちりとその調整に入ってまいりたいというふうに考えております。

また、共用部分につきましては管理ですけれども、これにつきましては市民協働センターの通常の施設管理の業務の範囲の中でやっていきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。市民協働センターの建物は市民協働センターで行うということで理解をしました。

ただ、市民協働センターは6か月前から予約をできるんです。例えば、その地域まちづくり協議会のまちづくり活動をする上で、6か月前の事業をするところもあれば、なかなか地域の事情によって2か月前、3か月前でその事業が決定されるというところがあります。

そうしたときに、例えばみらいで多目的ホールを使いたいときに、既にもう市民活動団体の方が予約を入れているというふうなところもございます。そこら辺の調整が今後課題になってきておりますし、地域の方も心配をされることとございますが、そこら辺についてどのようなお考えでしょうか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

そのような課題が発生することも想定できます。これからしばらくまだお時間もございますので、しっかり活用する団体様等との調整であったりとか、当然優先する事業もあろうかと思えますし、市民協働センターも市の建物でございます、当然市の行事とか、そういう市が後援する行事、様々な事業にも活用いたしておりますもので、まず市の持ち物ですので、お互いがやはり連携を図りながらスムーズに活用できるよう、市のほうでしっかりと調整をしてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

トラブルにならないように、よろしく調整をお願いしたいと思います。

次に、城東地区コミュニティセンターの解体についてなんですが、解体した跡地は駐車場にするということでございますが、その駐車場の目的と何台駐車できるかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

旧城東地区コミュニティセンターの解体後につきましては、城東地区コミュニティセンターの駐車場として整備するもので、現段階では約13台程度の駐車台数を想定しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

13台で、城東地区コミュニティセンターの駐車場ということでよろしいんですね。

それで、この駐車場から市民協働センターの中に建つ新城東地区コミュニティセンターへ行く場合は、今、現状ですと、旧城東地区コミュニティセンターから行くと、ぐるっと江ヶ室の交番所から回っていくという動線なんですけど、実はその市民協働センターの北側に鉄の門扉、扉があります。そしてそれが通常扉が固くて開けられないというふうな状況の中で、その外側には危ない鉄の階段が実はあるんですね。できたらその旧城東地区の跡地の駐車場から北側の門扉を通過して入ると、その地域の方々がスムーズに施設を利用できると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

旧城東地区コミュニティセンター解体後の跡地に駐車場を整備することとなりますことから、動線といたしましては市民協働センター北側からの入り口から新たなコミュニティセンターへ入っていただくことになろうかと考えております。そのほうが利便性が高まるものというふうにも考えているところでございます。

そのようなことから、現在、市民協働センター北側の入り口には、先ほどご紹介ありましたが、比較的段差の大きい階段が設置もされておりますが、バリアフリーに配慮しスロープを設置するなど、整備してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

スムーズに入れるように、間口がちょっと狭くなっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、新城東地区コミュニティセンターは、市民協働センターの施設の一部を共用となります

ので、もう重ねて、利用する方がトラブルのないように、安心して利用できるように調整をよろしくお願ひしたいのと、解体工事は、その道路、市道東町1号線でしたかね、道路が狭いですし住宅が密集しておりますので、騒音や粉じん対策を十分配慮しながら万全の工事監理をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、第10款教育費、第6項保健体育費、第1目社会体育費、一般事業、施設管理等委託料及び工事請負費についてでございます。

これはさきに、草川議員からご質問がありましたのでちょっと再度重複するかも分かりませんが、質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、今回のアーバンスポーツということなんですが、アーバンスポーツをちょっと調べますと、私もあまり聞き慣れない言葉で申し訳ないんですが、アーバンスポーツってどんなスポーツやろうというふうなところで調べましたら、スケートボード、BMX、パルクール、ブレイクダンス、イン……、ちょっと分かりませんがそういう都市型のスポーツということで、そういう町なかでにぎわいを創出するスポーツやというふうなところなんですが、今回、市が計画しているこのスポーツの種目、それからそれを選定した理由についてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

アーバンスポーツというのは今議員のほうからご紹介いただいたとおり、必ずしもスタジアムとかアリーナなどの専用施設を必要とせず、都市の中の小さなスペースでも始められる都市型スポーツというふうに言われてございます。

今回、環境整備できる種目はどのようなものかというところでございますが、環境整備をする場所といたしましては、公共施設等の遊休スペースを活用する方向で検討しており、中でも舗装された場所を想定してございます。そのため、そういった場所で実施できる種目を想定してございまして、具体的にはスケートボードやBMX、インラインスケートなどを想定しておりますが、実施場所の決定に合わせて、ほかの種目についても実施可能な種目は幅広く利用できるようにしたいと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

インラインスケートですね。すみませんでした。

それで今回、市が実施する施設なんですが、何人ぐらいの利用者を見込んでおり、またこうしたアーバンスポーツを利用したいという潜在的な方がどれぐらいおられるのか、想定されておるのか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

現時点において、正確な数値の把握は非常に難しいところでございますんですが、この事業によりまして、市内で初めて公式にアーバンスポーツを楽しんでいただける場を整備することになり、

これまで把握の難しかった競技人口や利用者数、利用者の年代層など、様々なニーズについても貴重な情報を得る機会になるものと考えてございます。

また、これまでなかなか接点のなかった競技者とのつながりも生じますことから、競技者や利用者の立場からのご意見なども聞く機会も増えると考えており、今後のアーバンスポーツの普及促進にもつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

最後に、先ほども言いましたように、アーバンスポーツについては町なかでにぎわいの創出を目的とした都市型のスポーツと一般に言われているわけなんですけど、今回の施設整備によりまして、どのようににぎわいにつなげていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

現在、場所につきましては検討段階でございますため、具体的なその効果というか影響について申し上げにくい部分もございますけれども、今回の事業によりまして新たにこのアーバンスポーツを行う人がその施設に訪れることとなります。そうした人の流れをその地域の一つのにぎわい、交流にもつなげられるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今回この施設については亀山市で唯一の施設ということでもございますので、施設の管理方法もしっかりと検討していただきまして、他市の状況も十分調査して安全に使用できるようにお願いしたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いてお諮りします。

質疑はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時34分 散会）

令和5年3月10日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

令和5年3月10日（金）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 2号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 3号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 5号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 6号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 7号 亀山市歴史博物館条例の一部改正について
- 議案第 8号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 9号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市待機児童館条例等の一部改正について
- 議案第11号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第14号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について
- 議案第15号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第16号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第17号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第18号 令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第19号 令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第20号 令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第21号 令和5年度亀山市一般会計予算について
- 議案第22号 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第23号 令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第24号 令和5年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第25号 令和5年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第26号 令和5年度亀山市下水道事業会計予算について
- 議案第27号 令和5年度亀山市病院事業会計予算について
- 議案第28号 市道路線の認定について
- 議案第29号 市道路線の認定について

- 議案第30号 市道路線の認定について
 議案第31号 市道路線の認定及び廃止について
 議案第32号 市道路線の認定及び廃止について
 報告第1号 専決処分の報告について
 報告第2号 専決処分の報告について
 報告第3号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀淵輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	宇野勉君	教育委員会事務局参事	桜井伸仁君

選挙管理委員会
事務局 長

豊田昌子君

監査委員事務局 長

高嶋美季君

●事務局職員

事務局 長 渡邊靖文 書記 新山さおり
書記 稲富正充

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(森美和子君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、国分代表監査委員は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

初めに、昨日の福沢議員の議案質疑に対する答弁について、辻村市民文化部長から訂正の発言の申出がありましたので許可します。

辻村市民文化部長。

○市民文化部長(辻村俊孝君登壇)

おはようございます。

昨日の福沢議員の議案質疑におきまして、答弁に誤りがございましたので訂正をさせていただきます。

お手元に正誤表を配付させていただいておりますが、議案第13号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、改正の対象となる具体的な世帯とその金額の答弁におきまして、医療分の対象となる2人世帯の場合で、所得として「約970万円」を「約963万円」に、給与収入で「約1,165万円」を「約1,158万円」に、続いて、支援分の対象となる1人世帯の場合で、所得として「約874万円」を「約871万円」に、給与収入で「約1,069万円」を「1,066万円」に、2人世帯の場合で、所得として「約900万円」を「約866万円」に、給与収入で「約1,095万円」を「約1,061万円」にそれぞれ訂正をお願いいたします。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長(森美和子君)

ただいまの辻村市民文化部長からの発言の訂正の申出につきましては、議長において許可します。それでは、本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第4号により取り進めます。

これより、日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番(櫻井清蔵君登壇)

おはようございます。

連日、朝一番でちょっと大変なんですけれども、昨日、大谷君の本当にすごいバッティングを見せてもろうて、本当に最後まで見入りました。そういうような感じで、皆さんも日本が勝ったことで大変喜んでみえる中で、今から質問させてもらいますけれども、明確なしっかりしたクリーンヒットを出してください。

それでは、質疑に入りたいと思います。

通告させていただきました議案第15号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）、各科目あるんですけれども、何千万単位の部分について、ひとつ確認をさせていただきたいもんで質疑させていただきました。

まず第2款総務費、第6款農林水産業費、第8款土木費及び第9款消防費の減額理由について、簡潔にお答え願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

おはようございます。

1,000万単位ということでございますので、まず私のほうから第2款総務費、第2項の徴税費におきまして、市税還付金等で1,544万1,000円の減額をいたしております。これは税額の変更決定に伴い、既に納付済みである過年度税額の還付において該当が少なかったため、決算見込みにより減額するものでございます。納税義務者の申告に基づく法人市民税などにつきましては税額の予測が困難であり、また金額も大きいことから補正額が多額となっておりますのでございます。

内訳でございますが、法人市民税などに対する過年度税過納還付金につきましては1,527万4,000円、それと固定資産税、都市計画税等の返還金に対するものが16万7,000円、以上で合わせて1,544万1,000円の減額といたしております。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

おはようございます。

減額でございますけれども、まず第6款農林水産業費のうち、第6目林業振興費でございます。

こちらのほうは2,744万7,000円の減額としておりますけれども、そのうち森林経営管理事業につきましては2,294万6,000円の減額となっております。森林経営管理事業につきましては、60ヘクタールの森林整備を計画しておりましたが、その前段となる経営管理権の取得に必要となる地役権等を含む権利者全員の同意を得るために想定以上の期間を要したことから、森林整備の実施が遅れ整備面積が約16ヘクタールにとどまったことから業務委託料を減額するものでございます。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

おはようございます。

建設部の主な減額理由についてになりますが、第2項道路橋梁費のうち、減額補正を行いました道路舗装事業費1,001万9,000円につきましては、上下水道部施工による舗装復旧工事負担金の確定により減額するものでございます。

次に、舗装老朽化対策事業1,200万円につきましては、入札により工事請負費が安価となったため減額するものでございます。

次に、第2項道路橋梁費のうち減額補正を行った小野白木線整備事業3,076万5,000円につきましては、工事請負費及び補償費等の確定により減額するものでございます。

次に、河川維持修繕費1,530万円の減額につきましては、工事請負費等の確定により減額するものでございます。

建設部からは以上です。

○議長（森 美和子君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

消防費の減額の理由につきまして、説明申し上げます。

消防費につきましては、合計1,117万1,000円の減額となっておりますが、その内訳といたしましては、第1目常備消防費につきまして、県防災行政無線運営協議会負担金24万4,000円と、工事請負費520万円を減額したもので、県防災行政無線運営協議会負担金につきましては、事業の見直しを行ったことで各市町や各消防本部等の負担金が減額となったことによるもので、工事請負費につきましては空調機の随時更新工事を予定しておりましたが、新年度にリース更新とする見直しを行ったことから減額いたすものでございます。

次に、第2目の非常備消防費につきましては、消防団員退職報償費484万3,000円を減額いたしますが、例年と比較して退団される団員が少なかったことによるものでございます。

第3目の消防施設費につきましては、負担金16万7,000円と備品購入費271万円、工事請負費277万1,000円を減額いたしますが、負担金につきましては、昨年設置いたしました津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会設置に伴う事務機器整備に当たって入札差金が生じたことと、三重県の補助金を活用することができたことから減額いたすものでございます。

また、備品購入費と工事請負費は、それぞれ消防ポンプ自動車1台の更新と、耐震性防火水槽1基の整備に要した費用でございますが、いずれも入札差金が生じたことで減額することになったものでございます。

○議長（森 美和子君）

田中上下水道部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

土木費の下水道事業6,875万2,000円の減額につきましては、本議会に提案しております下水道事業会計補正予算（第2号）に伴い、一般会計からの出資金及び繰出金を減額するものでございます。

主な内容は、公共下水道事業において、収益的支出のうち流域下水道維持管理負担金及び企業債利息の減額に伴い、収入の一般会計補助金を減額し、また資本的収入において、受益者負担金の増

により一般会計出資金及び一般会計補助金を減額するものでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（豊田昌子君登壇）

第2款総務費のうち、第4項選挙費2,385万円の減額につきましては、事業費確定によるものでございます。

その内訳としまして、第1目選挙管理委員会費102万3,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国市区選挙管理委員会連合会の総会及び研修会等が中止となったことから、不用となった旅費及び負担金などを減額するものでございます。

次に、第3目参議院議員選挙費320万1,000円と第4目市議会議員選挙費1,962万6,000円の減額につきましては、それぞれの選挙における時間外勤務手当の執行残や、ポスター掲示場設置等委託料の入札差金といったものによる減額でございます。

加えまして、市議会議員選挙費におきましては選挙運動用のはがき郵送料、自動車の使用に関する費用、ポスターやビラの作成費といった選挙公営負担金1,401万円の減額が主な要因でございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

余分に上下水道、選管も言うてもろうたんですけれども、私は通告にこうやって出させてもろうたもんで、4課にまたいでやってもらおうと思っておったんですけれども、まあそれでよろしいわ。市民の皆さんもこれ聞いてみえたら分かるもんで。

それで、総務、それから上下水道、それから選管、消防についてはやむを得ん減額であるというように理解をさせてもらいました。

そして1点、農林水産業費の森林整備事業で60ヘクタールを予定しておったけど16ヘクタールしかできやんだと。これは地権者の同意が得られやんだと。これは予算をつくる段階において、請負というか施工業者が見えるんですから、これは基本的に環境林の水資源等々の整備事業でやってきておるんですよ。それできちっと森林計画でやっていかんことには、水資源というのはやっぱり山が荒廃したら水の保水力がなくなって、そして下へ流れる水が少なくなると。そうすると、渇水期の時期には市民の水を確保するのに困難が起こるもんで、あまりにも、60ヘクタール計画しておって、同意が得られやんだで16ヘクタールしかなかったというのはちょっとおかしいと私は思う。もう少し、やるべきならせめて7割、六七、四十二ヘクタール、これを整備に資する事業を進めていく必要があると私はそう思う、今聞かせてもろうておって。60ヘクタール計画しておって、同意が得られやんだもんで16ヘクタールしかできやんでは、これは済まんと。恐らくこれは10ヘクタール単位で区切っていると思うんですよ。私もちょっと猫の額ぐらい山を持っていますけれども、その整備をちゃんと組合なり、そういうようなことをやる方に依頼して、ほとんどその補助金、私の手持ちの支出がなく国や県など助成金で山の管理をしてもろうています。というのは、昔は山守制度というのがあって、そこら辺できちっと親方と、山主と、そして山世話という人が年間契約をして、こういうような事業をやっておったんです。間伐、枝打ち、除伐、植栽等々も、下

刈り等もやっておりました。それで山というのは、鈴鹿川が清流が流れておった。安楽川もそうやと。だから、こういうような事業はやっぱりきちっとやっていていただきたいと思います。これは苦言として聞いておいてください。

次に、土木費ですけれども、今これ一番聞きたかったのは、入札差金で合計額が、減額の額が全体で道路橋梁費等で3,900万、都市計画費についても4,300万、こういうふうに出てきますけれども、小野白木線、このことについてちょっと聞きたい。

これは令和4年の6月補正で、小野白木線で8,300万の補正があったと。これは手数料から土地鑑定、図面、工事請負費、それから用地購入費込みで8,300万の、裏面に補償費440万、こういうことでトータル8,300万ですよ。その中で工事請負費が6,990万という数字が出ておると。

そこで、ここに入札結果調書を持っています。この入札結果調書を見ると、その元の予算が、工事請負費ですよ。工事請負費が6,990万に、入札結果が、予定価格が6,292万7,000円です。工事請負費の減額なんですけど697万3,000円ですよ。697万3,000円ですな、予定価格と。これ予定価格が10%、その元の補正予算に上げられた6,990万に対して予定価格が6,292万7,000円になっておるんですよ。それで予定価格が予算より10%切ってあるんですよ、予定価格が。それで入札をやっておると。これは恐らく郵便入札やと思うんですよ。

公示が令和4年9月2日金曜日、そして入札手段は郵便入札、それから持込みもいいと。条件付一般競争入札で事後審査型と、これですよ。それでもうこれ開札して、開札結果、入札をしたと。これ落札者が3,800万ですよ。元予算が6,990万、予定価格が6,200万にもかかわらず落札が3,800万で、これ一般競争入札ですから、条件付きの事後審査型の。これどういような形で、一般競争入札ですから誰でもいけるわけですよ、この9月2日に公示されておるんですから。それでこれが9者が応札しています。応札した中で候補者として上げられるのが9者のうち8者ですよ。というのは、1者は予定価格より大きくオーバーした7,300万の入札しておると。それでこれ候補者に上がらんと。だけど、ほかの1から8までは一応候補者として上がっています。

この入札審査、私も議会で入札制度調査特別委員会の設置で委員長もさせていただいて、そのときには安田君が副市長をやってみえたと思うんですけども、どういような形でこの予定価格、予算額、予定額、入札予定額からほとんど、2,400万ですか、引くと。62から38引いたら24かな。そこら辺の、こういうような事業でどんな入札をしておるのか。落札決定者、安けりやええというものやないんですよ。やっぱりこの品質管理、工事の完成度合いによって、正規の工事をした場合には6,990万要するというにもかかわらず、入札したら3,800万で落ちておるんですよ。落札しておるんですよ。果たして、これが正当な入札であったんかどうか。

恐らく指名審査会の会長は副市長やと思うんですけども、やっぱりその成果品、物を買うときにも100万の物を買うのに50万でいいわと。その代わり、あと故障しても知りませんよと、こんなものやないと思うんですよ。

過去にもありましたよ。市文化会館の改修工事、前市長のときに、田中亮太さんが市長のときに、予算額1億8,000万、落札価格8,000万と。そのときに何をしたかという、その設計監理、監理をする業者に追加を450万ぐらいしておるんですよ、後に。やっぱり心配やったんですわな。というのは、文化会館の外装、塗装、それを1億8,000万で予算計上して入札の結果、落札者

が8,000万やったと。1億の差が出たんですよ。そのときに田中市長さんに聞かせてもらった。どうやな、あれ、安過ぎるやないかと。へへへと笑っておったですわ、安う済んだわと言うて。ただ、後々にその四百何十万が出てきたと。なぜやと聞いたら、ちょっと心配やったと。その金はどこから出てきたんと言うたら、入札差金から出てきましたと、こういうような経緯やったんです。

果たしてこの入札、正当な入札であったのか。やっぱり入札というのは、予定価格も1割切って予定価格を設定しています。それより下の、そこら辺どうなっておるんですか、この入札は。亀山市の入札は。何でも、やっぱりこれ工事ですからな。安けりゃいいというもんやない。当初見積もった事業費がきちっと執行されてこそ予算やと思っています。

またこれ、まさにコストコのために上げた技の補正ですよ。このときに、補正が上がったときに服部議員が、民間でもビッグは自分のところでやっておるやんか、なぜコストコのためにこんな補正を組むのやと言うていろいろ反対討論もされましたよ。その結果がこれですよ。この予算は一体何やったと。入札をしておる。その審査会、これを妥当な数字と見ておるのか、それをちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず適正な入札がなされて競争性が発揮をされたと。その結果、減額補正に至ったという、これはそのようにご理解いただきたいと思ひますし、予算で6,900万であったものが予定価格で6,290万と、10%減であるということなんですが、これももう釈迦に説法、ご案内のとおりであります。予定価格は税を抜いておりますので当然その10%分はその予算の範囲内で、ちょうど消費税の分が10%、予算の中での予定価格の設定というふうにご理解をいただきたいと思ひます。

あと今、多分議員のご心配の、例えば20年、30年前の入札に関わる様々な不透明さとか、あるいは不適正な、競争性が発揮できないような、そういう時代から、あるいは行政による予定価格が当時歩切りという言い方もされましたけれど10%、20%、30%切っていくような、そういう入札の時代がありましたけれど、本市におきましては平成21年度の入札制度改革をはじめ数度の改革を通じながら現在に至っておるものでございます。

ただ、昨年度から一部これは品質と競争性、行き過ぎた競争性のバランスということも当然品確法の視点というのは必要でありますので、最低制限価格の一部導入を土木工事等々に導入させていただいてきておりますし、その部分は今後、新年度におきましてもさらにその対象を拡張していくような方向で考えておるところでございますので、今多分議員ご懸念の部分というのは、そういう方向の中で実行されていくものと思っております。

ただ今回の議案で補正予算の減額につきましては、適正な入札、そして工事の最終の結果、事業の確定によりまして当初予算から減額補正をお願いさせていただいておるものでございますので、そこはご理解をいただきたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、これはあくまでも入札には何の不備もなかったという見解ですな、市長の。消費税

分がどうのこうのとか、そうすると消費税というのは、入札落札者が契約段階で消費税というのは含まれるもんですな。そうすると、2番札の企業は市内企業ですけれども、81%ですよ、予定価格より。今回落とした市外業者は60%なんですよ。こんなことが続いておったら、この差金が出てくるというのは、それは喜ばしいことやと。次年度の予算するのに喜ばしいことやというけれども、補正予算まで組んで、その入札がこんな結果で、こんな落札額で事業が正当性があるのかと私は疑いたいの。それがやっぱりもう一度、本市として入札制度の在り方、それを見ていかんことには、こういうようなことが度々起こる可能性がある。それを私は懸念して、今回上げさせてもらうたんですよ。

そこら辺は、市長はそんな見解やけれども、副市長、どういうふうな見解で、これからこういうふうな大幅な補正までやった事業がこんな60%の落札の結果になると。それでこうやって減額をせんならんという中では、それならいいのかと。これはほかにもありましたやんか、消防でも差金があった、あっちでも差金があった。教育委員会、選管でも選挙の費用があれやったもんで、これは正当な減額ですよ。

これはあまりにも減額補正としての意味合いはないと私は思う。意味が分からん、これは。一遍ちょっと今後の、こんな補正予算で、年度末、3月の、新年度予算をしよう中で次年度送りの方向、財源してあると思うんですけども、この財源をね、繰越して。やっぱりその1億3,000万、これ減額補正額が全体で1億3,473万4,000円ですよ、この補正第9号は。その中の3,000万ですよ。これはやっぱり、ほかの科目はそれなりに説明を受けた中で、商工はちょっともう少し気張ってもらわなあかんけれども、ほかの科目の総務につけ、それから消防、それから選管、上下水道、これは正当な減額補正やと思う。土木も一部はそれは正当なところもある。商工もそれなりの理解ができてくる。これは私はよう理解できやん。一遍、今後の、こういうような減額補正が出てくるのは、私は減額補正は、事業が入札が終わったら速やかに減額補正して、それで昨日の審議やないけれども、令和5年度の予算を組むときに10億の圧縮をやったというようなこと、後から答弁聞きましたけれども、そういうふうになったら10億圧縮したやつを。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員に申し上げます。

質疑をしていただきたいと思っておりますので、質疑の範囲を少し超えておりますのでご注意をお願いします。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、補正は正当な補正の理由を述べてください、一遍。そのためには、この入札が今後どうなるのか。余分なこの補正をせんならんの。6月に審議しておるのやから、それを一遍ちょっとお考えを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

まず今回、一定の入札差金が出たことについては工事の執行上、今回だけじゃなくて一定の差金が出ることについてはやむを得ないものだろうというふうに思っていますが、今回の工事について

は舗装工事ということでございまして、今、最低制限価格を設けているのは土木工事一式でございますので、今回は最低制限価格を設けていなかったというところでございます。

さきに市長が答弁いたしましたように、適正な入札執行、品質管理において、やはりこの最低制限価格の拡充というのは必要というふうに認識をしております。令和5年度に向けて、そういったことも含めて見直しを行ってまいりたいというふうに考えておりますので、こういった問題もそういったところで解消してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ちょっともう一問あったんですけども、聞き取りもしてもろうて申し訳ないんですけども、要は政治というのはやっぱりみんなに平等にやって、そして不便のない亀山市をつくるように政治をやってください。

補正もやっぱりきちっとした理解できる補正、それを執行するようにお願いして終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木でございます。

まだまだ私は直球しか投げられませんので、直球勝負で行きたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、議案第15号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）及び議案第21号令和5年度亀山市一般会計予算について、質疑させていただきます。

まず初めに、議案第15号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）、第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、民間活用市営住宅事業の減額補正についてを伺いたいと思っております。

今回の補正予算840万円の減額に至った経緯として、予定価格を下回ったのか、あるいはその他の理由によるものなのか。この後期基本計画実施計画、令和4年度から7年度、指標、民間賃貸住宅の借上数、令和4年度実施計画100件に対して、実績戸数の確認を含めご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

住宅借上料の減額ということで、まず計画ですけれども、市営住宅につきましては、亀山市公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐震・耐火構造を有しているものについては修繕や設備の入替えなどにより継続して使用し、老朽化が著しいものについては入居者の安全確保の観点から市の市営住宅などに住み替えていただくとともに、これらの解体、除去に伴う戸数の不足については民間賃貸住宅を借り上げ、市営住宅として供給することとしています。

そのため2019年策定の亀山市生活基本計画におきましては、市営住宅の空きに対する入居応

募状況を考慮しつつ、入居者の住み替え用として2028年までに154戸の民間賃貸住宅を借り上げる目標値を設定し、これまでに90戸を確保しています。この実績を踏まえまして、第2次亀山市総合計画後期基本計画の実施計画におきましては、令和4年度における計画値をおおむね100戸としているところでございます。

次の予算を減額した経緯というところでございますが、民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げるに当たりましては、本事業の趣旨をご理解いただいた上、アパートや空き部屋などの物件をご提供いただける事業者を募集しています。

また、ご提供いただく物件を市営住宅とするためには、公営住宅法の基準や本市が設けた立地、構造など様々な採用基準をクリアするとともに、亀山市借上型市営住宅選定委員会の審議を得た上で亀山市営住宅条例改正を伴う審議会の決議をもって正式な決定となります。

令和4年度中におきましても、事業者から物件提供のお申出はいただいておりますが、調整に時間を要しており決定には至らない見通しとなったため、やむを得ず減額をするものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど質疑させていただいたように、令和4年度が100戸に対して90件ということで間違いはないですね、10件マイナスということで。

ということは、その中で今回その業者との借り上げの交渉を行ったということで、借り上げがなくてそのまま引き下がったのか、またそれらの業者に対してペナルティーはないのかということをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

予定しておりました業者との対応ですけれども、継続して来年度契約できるように話は調整をしています。ペナルティーというのは、ないというふうに認識をしております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ペナルティーがないというのはちょっとどうかなあとと思いますが、それでは今回のこの10戸マイナスになったことによって、市民の方が市営住宅に応募して、残念なことに入居できなかった方はいないのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

市営住宅の入居になりますが、募集をかけて、その後応募によって多数あるところにはどうしても抽せんという結果になりますので、そういったところで抽せんに外れた方にはどうしても入っていただけないというご不便というんですかね、そういったものをかけるという事実は発生することになります。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

入居の申込みがある中、計画戸数に足りない中で需要があるにもかかわらず供給ができず、入居希望者が満足できないというのは、そこで減額するというのは非常にちょっと理解できません。

例えば、亀山・関テクノヒルズの工業団地周辺にたくさん空き住宅がありますが、そういうところをまとめて借り上げてそこを市営住宅にするだとか、そういう案というのはないのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

一般の空いているところを借りられないかというご質問かと思いますが、市営住宅としまして借り上げる民間賃貸住宅につきましては、新設か既設かは問わないため、現在、本市が借り上げている市営住宅10件のうち、野村団地住宅と井田川駅前住宅の2物件は既設共同住宅の借り上げとなっています。

市営住宅につきましては、低額所得者、高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者が入居されるため、立地条件として、公共交通の利便性が高く、通勤・通学、日用品の購買、その他入居者が日常生活をする上で最低限必要な利便施設が周辺に整った位置にあることを原則としており、また入居者の生活の安定を確保するため、既設の民間賃貸住宅については建築基準法の耐震・耐火基準を満たすことや、最長30年になりますが、10年以上の長期契約に耐え得る物件とするほか、部屋タイプ、附帯施設などに多くの採用基準がありますが、これらに適合すれば既設の民間賃貸住宅を借り上げることは可能です。

しかしながら、現在市からお声をおかけできるような既設の物件は見当たらず、事業者からのご相談もないことから、採用基準に適合するような既設の物件はあまりないものと考えてところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

いろんな制約があって、なかなか一般の住宅は賃貸できないということは取りあえず分かりました。

今回、この10戸を今年度できなかった分に関しては早く挽回しながら、今後市民の皆さんに安心・安全な住環境の適切な確保と、入居希望者の誰一人取り残さない手厚い看護をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、議案第21号令和5年度亀山一般会計予算について、質疑させていただきます。

まず第8款土木費、第4項都市計画費、第3目公園管理費、公園施設長寿命化事業について、今回7,300万の予算を計上されています。

その中で、亀山公園の大型総合遊具の更新とお聞きしております。工期、期間中の規制など含めて、ちょっと概要をご説明申し上げます。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

亀山公園の工事概要と開始時期とかそういったことになりますが、公園施設長寿命化事業につきましては、平成30年度に策定いたしました亀山市公園施設長寿命化計画に基づき公園遊具の更新を行うものであり、国の防災・安全交付金を活用し随時工事を実施しており、本年度においては西野公園において複合遊具の更新を行ったところであります。

そのような中、令和5年度におきましては、本年度から繰越明許費と併せまして亀山公園におけるローラースライダーや複合遊具を一体的に更新することとしており、インクルーシブ等の一定の使用を提示した上で、遊具の選定や配置等を提案いただき工事を実施するプロポーザル方式での施工を予定しているところであります。

遊具更新に当たってのスケジュールとしましては、4月より公告を実施し、夏頃に工事契約を行い、令和5年度内での完成を予定しているところです。

工事中の閉鎖を伴うというところですが、亀山公園における遊具の更新につきましては、ローラースライダーや複合遊具を一体的に改修することから、当該遊具が設置されておりますわんぱく広場全体及びローラースライダー上部を閉鎖し施工することとなります。

一方、工事に当たっては資材の搬入等において工事車両が園内を通行することとなりますが、これらの通行に当たりまして、公園利用者への影響を最小限とするよう交通誘導員を配置する等、公園利用者の安全確保に向けた対策を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

4月から早々に開始されるということで認識させていただきます。

その工事に関してなんですが、先月、2月の10日から24日、にわかなアンケートが行われたと思うんですけど、今回実施されたアンケート、当然ですけど、これは市民の意見を反映するというのでこういうアンケートが取られていると思うんですけど、実際もう4月から始まるに当たって今日はもう3月10日でございます。回答された件数、集計結果だとか、あとその反映できる範囲などをちょっと教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

取り組んだアンケートについての結果とその反映ということで、遊具の更新に当たっては多くの方の意見を反映したものとする必要のあることから、本年2月10日から24日までの期間において、ウェブ方式と公園での記述方式によりアンケート調査を実施し、更新に当たって希望する遊具の聞き取りを行ったところであり、319名の方からご回答をいただきました。

また、遊具更新に当たり導入を予定しておりますインクルーシブ遊具につきましては、導入に当たって必要となる機能等の聞き取り等を行うため、放課後デイサービスや児童発達支援の事業を行っている事業者や保護者の皆様との懇談会を実施したところであります。

これらのアンケート調査などのご意見につきましては、調査結果を整理し、4月より実施を予定

しているプロポーザル方式により発注を予定している業務に提案を反映させることとしております。
なお、プロポーザルの実施中にあっても、提案のあった遊具について子供たちの意見を反映する手法も考えているところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

できるだけアンケートの結果を反映させていただきたいと思います。また、アンケートの結果ということで、透明性ということで、ぜひそういうなんも公開をしながら、このように皆さんの意見を基にこういう公園ができたということアピールしていただきたいなと思います。

ちょっと心配していた大型のローラースライダー、あそこのシンボルなんですけど、それはそのまま継続されるということをお聞きしました。その中で、今回、更新に当たって何かコンセプト、これを重点的にやろうというところがもしございましたら説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

亀山公園に設置されているローラースライダーについては、県内でも最大級の施設であり、亀山公園におけるシンボリックな遊具であります。また、2月に実施しましたアンケート調査においても、最も導入の希望者が多い施設であることから、遊具の更新に当たっても現在の長さなどを確保した上で、新たなローラースライダーに更新するよう考えているところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ということは、今回、目新しいコンセプトというのはないということによろしいですか。

冒頭に、インクルーシブというような要素を取り入れるということで今回ありましたので、その辺がちょっとした今回の更新に当たった目玉かなあというふうになんかちょっと質問させていただいたんですけど、今回そのインクルーシブという言葉が発せられましたので、この考え方が教育、環境、防災、福祉、あらゆるところに亀山市の中で発展していけばいいかなあというふうに思っていて、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費、児童手当給付事業の中で、出生祝金について質問させていただきたいと思います。

国では、異次元の少子化対策の検討が進められる中、亀山市においては出生祝金を支給する先進的な子育ての支援策が、過去すったもんだあったという情報もありますけど、それから持続されているということで非常に亀山市として特例であるかなあというふうに思います。

この制度について、概要と申請方法について、簡単に説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

亀山市子どもの出生祝金につきましては、次代を担う子供たちの出生を祝うとともに、その健や

かな成長を願い、第3子以降の子供の出生に対して、子供1人につき3万円の祝い金を養育している保護者に支給することを目的といたしまして、平成19年度より市単独事業として開始し、令和5年度には60名分の180万円を予算計上いたしておるところでございます。

手続の方法につきましては、お子様の出生に伴い住民票のお手続をされた際に、第3子以降のお子様であればその場で申請書をご記入いただき、翌月以降に市長のお祝いメッセージの送付と併せお祝い金をご指定の口座にお振込をさせていただいている状況でございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

住民票の登録と同時に申請ということで、申請漏れがないということで理解をさせていただきました。

ちょっとフリップをよろしくお願いします。

この図は、今回、先月末に国のほうで80万人、子供の出生数が落ちたということで、亀山市はどうなっているんだということでちょっと調べてみました。今回調べた中でいきますと、やはり人口減少、もう亀山市には当然ですけど訪れております。2014年のピークに比べて117人の減少ということで、率にすると24.2%の減少となっております。

今回、亀山市特有のお祝い金ということであるんですが、これは非常にいいなというふうに思っておりますが、今回の予算が180万ということは60名を予定されているという計算になるのかと思うんですけど、その根拠として、今現在妊娠されている人数プラス見込みなのか、それとも過去からの数字で算定されたということをちょっと伺います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

第3子以降の出生数を推移していくわけですけれども、出生祝金のこれまでの実績が、平成27年度に80名に支給した以降、平成28年度から令和3年度まではおおむね60名前後の推移となっております。こういったこれまでの状況を踏まえた上での予算要求をいたしたところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

そういうことは、推移からすると横ばいということになるかと思えます。

そうすると、この第1子、第2子、もしくは子供が生まれていないということを察すると、これから今後の20年、30年先の亀山市の将来を考えると、全ての子供に対して亀山市全体でこの出生のお祝いをする。その他の自治体と格差をつけて、差別化をして人口減少につなげて、魅力ある亀山市にするような、こういうきっかけになればいいかなと思っておりますので、ぜひこれからちょっと検討してみてください。

それでは、続きまして第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、マイナンバーカード交付事業及び証明書等コンビニ交付事業について、お伺いしたいと思います。

まずはこの2月の駆け込み交付の申請で、市民サービスとして窓口を7時半まで延長するなり、日曜日の対応をするなり、大変ご苦勞なさったと思いますので本当にお疲れさまでございました。

その中で、今回、マイナンバーカードの交付事業について予算計上された委託料235万9,000円、郵便局で交付できると伺っておりますが、契約された経緯等をご説明ください。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

今回、郵便局と今後契約をするわけでございますが、その経緯でございますが、まず総務省よりマイナンバーカードの普及促進に向け郵便局を活用した積極的な取組を検討するよう通知があったことや、地域に根差した郵便局を活用することで、市役所までの距離が遠い等の理由でこれまで申請ができなかった方々につきましても申請機会の拡充が図られることなど、郵便局からのご提案もあり実施する運びとなったところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

近いところということで、実際その郵便局というのはどこに当たるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まず郵便局の中でも簡易郵便局ではできないということでございましたので、簡易郵便局を除きまして、また郵便局の立地場所や駐車場の確保、それと郵便局の利用者数等、郵便局の意向も踏まえた上で、今回、野登、川崎、井田川、亀山の4郵便局といたしたところでございます。

さらに、この時期もあろうかと思うんですが、今後、契約後郵便局における職員研修も必要になってくると。また備品調達もありますことから、来年度、5月の月上旬に拡充できるのではないかなというふうに考えております。

一方で、これまで本庁と関支所に加えまして、加太出張所におきましても郵便局の拡充と併せまして申請の受付を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ありがとうございます。

もっと身近な地区のコミュニティに出張交付するなど、また検討をしてください。

次に、証明書等コンビニ交付事業について、今回996万円計上されております。その中で、やはりこれだけの投資をしますので、住民票の写しとか印鑑登録証明書などの交付を促す対応は取られているのか。また、コンビニでの発行件数は、一体全体今どれぐらいに推移しているのかということをお教えください。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まず証明書等のコンビニ交付事業の概要でございますけれども、令和2年度より亀山市ではマイナンバーカードを利用し全国のコンビニエンスストアで住民票や印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本及び税証明を取得することができるようになりました。

コンビニを利用されますと、これまで住民票等の証明が必要な場合は仕事を休むなどして市役所に来庁していただいておりますが、自宅や職場近くのコンビニで土・日、祝日を問わず、また朝の6時半から夜の23時、11時まで証明書を取得していただくことができるところでございます。

こういったこともございまして、交付の件数につきましては、事業開始年度の令和2年度が年間で2,742件、月平均228件で、証明書の交付件数に占めるコンビニの交付割合は約5%でした。令和3年度は年間で6,186件、月平均で515件、全体の割合では約15%、令和4年度は令和5年1月末現在でございますが10か月で7,403件、月平均では740件、割合にいたしまして約20%の方がコンビニをご利用されておるといことで、年々利用率が増加しております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ありがとうございます。

やっぱり年々利用件数が増えるということで、マイナンバーカードの目的ですね。マイナポイントを取得するだけに終わらず、このコンビニの発行の利便性だとか行政の手のオンライン申請など、来庁者の減少につながるように促進活動を重点的に取り組んでいただきたいと思っています。

あと窓口業務のホスピタリティーを向上させて、市民とコミュニケーションを活発に、よりよいまちづくりにつなげていただくことを願ってこの質問は終わらせていただきます。

続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、アプリd e ウェルネス推進事業950万円について、健康マイレージとの違い、新しく追加される機能について簡単にご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

アプリd e ウェルネス推進事業とかめやま健康マイレージの違いというご質問でございます。

この事業におきましては、これまで取り組んでまいりました健康マイレージ事業におきましては多くの高齢者の方にご参加をいただいていた半面、子育て世代や働き盛りの世代などの若年層の参加が少ないのが現状となってございました。

今後、市民一人一人の健康づくり活動をさらに推し進めるためには、幅広い年代の方にとってより参加しやすい事業構築が必要と考えますことから、現在の紙媒体による健康マイレージ事業ではなく、スマートフォンアプリを活用した事業へと転換するためアプリd e ウェルネス推進事業を計上させていただいたところでございます。

具体的な違いといたしましては、これまでが紙媒体での実績把握であったものから、アプリを利用したデータでの実績把握となることから、市民にとっても、それから市にとっても見やすく情報

活用がしやすくなってまいります。

また、歩くことを基本としたアプリとなりますため、スマートフォンを所持するだけで日々の活動が記録できたり、体重や健康に関する情報を登録することでグラフ化された情報を見やすくなるなど、自分の健康状態の把握もより分かりやすくなるものと考えてございます。

なお、令和5年度当初予算に計上いたしました950万円の主な内容といたしましては、アプリ構築に係る委託料が802万5,000円、事業周知に要する啓発物の作成に係る印刷製本費等が36万3,000円、ポイント交換による景品等の購入に要する費用が100万円などを計上したものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

まずは分かりました。紙媒体から電子になるというところですが、私もこの携帯電話を使って、今携帯電話会社及び、ちょっと私継続をしておりますので、健康保険組合のアプリを使っております。その違いですね。そういうような一般にあるものとの違い、亀山市ならではの活用というところがちょっと説明していただきたいなと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今回、市が導入するアプリの仕様と一般的に公開されている健康管理アプリの機能とでは大きく3つの違いがあると考えてございます。

まず1点目は、市が委託契約により構築することで参加者の健康情報が一元的に管理できることでございます。

次に2点目は、景品などが当たる抽せんにアプリ内から申込みが行えることでございます。

最後に3点目ですが、事業者の健康経営支援を展開していくに当たりまして、事業者登録を可能とすることでございます。事業者登録を可能にすることで、事業者は従業員の健康状況の管理や健康受診情報などを共有できるようになり、健康経営の積極的な実践が可能となるものでございます。

市においては、アプリの導入は初の試みであることから、慎重に検討を進め、市全体で健康な自治体に近づけるような環境が構築できるよう鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは、この事業はどのように周知されていくのか。また、対象人数はどれぐらいを想定されているのかということをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

事業の周知につきましては、令和5年9月にアプリの公開を予定しておりますことから、市広報9月1日号と併せた事業啓発チラシの全戸配付を行いますとともに、かめやま健康ナビでのメッセ

ージ配信やケーブルテレビの放映など、多様な媒体を活用した周知啓発を行いたいと考えてございます。

また、地域まちづくり協議会に対しましても、代表者会議などにおいて事業説明を行いますとともに、各地域まちづくり協議会への個別での説明会を実施したいと考えているところでございます。本事業は、市民の皆さんにアプリをインストールしていただき、幅広い世代への事業参画を推進できるよう事業の周知を鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

対象人数ということでございますが、基本的には多くの方に参画をいただきたいというところ、かめやま健康マイレージ、これまでの実績でいきますと、実際は、目標数は1,000人を目指しておったところ令和4年度においては延べ人数として808というふうな実績でございますので、当然それを超えるだけの方にはご参画をいただきたいということで進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。多くの人数と言わずに、まず健康を前面的に出す亀山でございます。どうか市長をはじめ市職員が率先してまず参加をして、それから市民に広げていくと、そういうような活動にぜひしていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと1点残しましたが、以上で櫻木のほうの質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

以上で、2番 櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時21分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 岡本公秀議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本公秀でございます。

それでは、通告に従い議案質疑をやらせていただきます。

3月も中旬となるとめっきり春めいてまいりますが、イギリスの詩人のロバート・ブラウニングが「春の朝」という詩をつくっているんですね。イギリスの春の朝早い情景を詠んだものでございますが、丘には朝露が降り、カタツムリは枝をはい、そしてアゲヒバリが空を飛び、神は天に知ろしめすと、世の中全て事もなしという上田 敏の訳ですが、本当にこういうふうな、世は全て事もなしというふうな1年が続いていただきたいなあと思っております。

それでは、まず最初に、通告に従って議案第2号亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正ということで、お伺いいたします。

タイトルは長ったらしいんですけども、昨日も福沢議員からこれは行っておりますが、本条例改正の目的について、かいつまんで説明をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

改正の目的につきましては、生活に困窮する外国人の方につきましては、日本国籍を有する方を対象としました生活保護法による保護の適用ではなくて、厚生労働省社会局長通知に基づき、生活保護法に準じた同様の保護の適用を行ってございます。

当該保護を受けてみえます外国人の方につきましても、昨日も答弁させていただきましたが、医療機関での医療扶助の確認、こちらのほうをするに当たりまして医療機関、薬局でマイナンバーカードの提示による資格確認をできるようにする必要がございます。これを可能とするためには、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、当該外国人に対する保護の措置に関する事務及びその利用範囲を条例で定める必要があることから、所要の改正を提案させていただくものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

すると、この条例改正は、目的は、対象といたしますか、これは日本人ではなくて外国人の生活保護に準じた保護を受けている方が対象で、そういうことで条例改正を行うと、そういうふうに考えていいわけですね。

その対象となる外国人というのは、現在市内に何人ぐらいおられて、それは亀山市に住民登録をしておられる外国人の何%ぐらいなのか、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

外国人対象者の状況につきましては、令和5年3月1日現在でございますが、市内在住の外国人2,235人のうち17人で、全体の0.76%でございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうすると、この外国人に関してちょっと伺いたいことがあるんですが、こういった方は長い間日本に住んで、年がいたり病気で働けなくなったり、いろんな事情で結果的に生活保護に準ずる保護を受けているのか、そういう方がほとんどなのか。そうじゃなくて、以前新聞で問題になったように、生活保護を受けるのが目的で日本に入国してきたような、そんな事件が前あったんですよね。そういうふうな人はこの対象者にはいないと思ってもいいわけですか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

外国人の方が生活保護に準じておるといふところではございますけれども、当然、日本人の方と同じような最低生活ができないということを条件に生活保護を受給していただくといふことでございますので、その保護者の方につきましてはそれぞれ事情が異なるところがございまして、当然長い間日本にお見えになって生活保護に至る方もお見えになれば、入国直後にいろんな事情で保護を受ける方もお見えになるといふことで、それぞれ事情が違うといふところがございましてご理解賜りたいといふふうに思います。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、この条例改正はマイナンバーカードを取得するといふのが前提条件になるわけですが、該当者がマイナンバーカードをいつまでも取得しないような状況が続いたら、結果的に条例が当てはめることができないわけで、そういう方は医療機関にかかるのに現在と同じような手続を延々と取るというふうな結果になるわけですか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

昨日もちょっと答弁させていただきましたけれども、生活保護を受けてみえる方のマイナンバーの取得率につきましては、今のところ全体で52.3%になってございます。基本的には、ケースワーカーのほうからマイナンバーの取得を推奨しつつ、取得率を上げたいといふふうに考えて努力はしておりますが、それぞれの事情がございましてマイナンバーを取得できない方も見えるかも分かりませんので、そういう方につきましては従前のおりの手続をせざるを得やんかなといふふうに考えるところでございますが、極力マイナンバーカードを取得していただきますよう市のほうからも説明を続けていきたいといふふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

こういうふうなマイナンバーカードで医療費を受給する資格があるとかないとかいうのを確認するといふことですので、極力そういうふうな手続を踏んでいただいてマイナンバーカードの取得を、我々日本人もようけ取っておるわけですから、進めていただきたいと思っております。

このことに関してはこれで終わります。

次に、議案第21号の亀山市一般会計予算に関して、お伺いいたします。

まず第10款教育費の第5項社会教育費の図書館費に関して、いろいろお伺いいたします。

新しい図書館がオープンして非常ににぎわっておりますが、まずその業務委託をしている会社の名前と、その業務委託先の会社と同じような図書館業務をあちこちで請け負っておると思っておりますが、そういう実績に関してお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書館運営業務委託につきましては、株式会社図書館流通センターに委託しております。

他の自治体における実績といたしましては、指定管理やPFI、あと業務委託といった契約形態が異なっておりますけれども、指定管理では神奈川県の大和市や兵庫県明石市など、また県内では伊勢市や松阪市が指定管理、桑名市がPFIといった業務委託の実績がございます。また、業務委託では愛知県の一宮市や小牧市とか、あと県内では名張市が窓口等の業務委託の実績がある状況でございます。

受託している公共図書館の運営実績でございますけれども、令和5年2月現在で563館となっております、全国にわたっている状況でございます。

このような実績を踏まえて、信頼の置ける事業者であるという認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

それなりの実績もあるし、信用してお任せしてもいい業者ではなかろうかと思えます。

そこで、現在の新しい図書館における亀山市の職員ですね。その人数と委託事業者の職員の人数はそれぞれ何人なのか、また職務分担についてはどうしているのか、お伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

まず新図書館の運営に係ります市職員と委託事業者の職員数でございますけれども、市職員が館長を含めて5人、委託事業者の職員数が3月1日現在で16人となっております。

市と委託業者の職務分担でございますけれども、市職員が主に図書館サービスにおける企画立案のほか、図書館施設の管理を行っているところでございます。

一方、委託事業者の職員は、窓口サービスを中心とした図書館サービスを提供いたしております。図書館内の各サービスカウンターや1階総合案内に職員を配置している状況でございます。新たな図書館サービスの利用案内のほか、新着図書や返却図書の配架などを行っており、またバックヤードでは図書館利用カードの登録や図書資料の1次選書、新刊図書の登録、返却本の整理などを行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

新しい図書館の情報システムを、以前と比べたら大分と変わっておるわけですがけれども、この新情報システムの使い勝手、お客さんから何か使い勝手がいいとか悪いとか、そういうことは聞いたことがあるんかないんか、そういうことも知りたいし、今まで古い図書館では全然手が出なかったようなサービス、そういったことを今回から実行されておることあるかと思うんですけれども、そういうふうなことを教えていただけませんか。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

旧図書館におきましては、図書資料の貸出しや返却はカウンターで職員を介した手続を行っておりました。新図書館での貸出しにつきましては、ＩＣタグに対応した図書館情報システムを導入することによりまして職員を介することなく利用者自身が自動貸出機で手続をすることができるようになっております。これにより貸出しの手続の迅速化や、あと利用者の個人のプライバシーの保護といったところが守られるというところで、市民の方からは喜びのお声を聞いているところでございます。

そのほか、新図書館の開館におきまして実現したシステムでの新たな図書館サービスでございますけれども、インターネットやスマートフォンでの学習室や閲覧室の予約ができる座席予約サービスや、インターネットでの電子書籍の閲覧、貸出サービスが利用できる電子図書館サービスが今可能となっているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

確かに、新しい図書館に行きますと勉強部屋といいますか、個室の部屋が幾つかありますね。あそこもいつもちょっとのぞくと大体塞がっていますわ。皆さん、結構スマホなんかで予約をして、若い方は達者にやられますんで、それで結構な利用率があるんじゃないかと思っております。

それから、利用者カードというのも当然図書館で本を借りる人は所有するんですけども、そのカードの新規の発行枚数というのがどのぐらいあったのか。また、利用者の方のオープンしてからの滑り出しですね、利用人数の、それも教えていただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

利用カードにつきましては、図書館開館に併せて図書貸出券から図書館利用カードに名称を改めて、デザインを一新いたしました。旧図書館で利用いただいております図書貸出券も当分の間はご利用いただけますけれども、更新の時期を設け順次新しい図書館利用カードに更新していただくようお願いしているところでございます。

議員お尋ねの図書館利用カードの新規登録者数でございますけれども、開館以降2月末現在で1,531の方が新規に登録をされております。その内訳といたしましては、市内在住、在勤、在学の方が904人、あと新図書館から図書館利用カード作成要件を拡大した隣接自治体として、津市在住の方が192人、鈴鹿市在住の方が384人、伊賀市在住の方が49人、あと滋賀県甲賀市在住の方が2人となっております状況でございます。

なお、図書貸出券から新しい図書館利用カードに更新された方は1,486人となっております状況でございます。

また、新図書館の来館者数でございますけれども、2月末現在で約3万5,000人、1日当たりいたしますと約1,200人の来館者があり、順調な滑り出しとなっているところでございます。

また、幅広い年代層の方々にお越しいただいており、特にこれまで来館が少なかった中学生、高

校生を中心とした若者の来館が増えており、にぎわいを見せているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

それから、図書購入費ですね。以前の状況における図書購入費と、新しくなってからの図書購入費ですね。それはどういうふうになっているか、金額をお示し願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書資料の購入費ですが、旧図書館におけます令和3年度は500万円でしたが、新図書館の開館年度である本年度、令和4年度が1,000万円で、新年度の令和5年度も同額の1,000万円を計上いたしている状況でございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

図書館の図書購入費が、当然面積が大きいし、いろんな本を置かなあかんから倍増したと、それはもう当たり前でもあるし、そうでなければあかんわけですよ。

それで、購入する本というものを、膨大な出版物の中から選定せなあかんのですけれども、この選定作業というのは具体的に誰が行っているのか、お示してください。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

図書資料の購入に当たっての選書でございますけれども、利用者ニーズや亀山市立図書館蔵書計画に基づいて、1次選書を委託事業者が行っております。その上で、市立図書館として必要な図書資料を市職員が2次選書として行って、最終的に購入の可否や追加購入の決定を行っている状況でございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、膨大な出版物の中から依頼している事業者がまず1次的に選んでいただいた中から最終的に市の職員が選ぶと、そういうふうな2段階で図書の選定をやると。そうすると、1次に漏れてしまった図書、出版物の中で、これはええのやったけれども結果的にできなかったとか、そういうふうなことはあまりありませんか。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

先ほどもちょっとご答弁申し上げましたけれども、あくまで1次選書の中からの購入を市職員が決定しているわけではございませんでして、それについての購入の可否や、あと追加での、やっぱ

りそういった公立図書館としてそろえるべき図書については市の職員が追加での購入を決定しているというところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

よく分かりました。これからも新しい図書館が市民から愛されるように、そしてもちろん購入する図書も十分見極めた上でやっていただきたいと思います。

次に移ります。

第10款教育費で博物館費について、お伺いいたします。

この博物館費の中の新しい事業のまちの記録編さん事業638万円、これに関して詳しいことを教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松村市民文化部次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

まちの記録編さん事業の概要につきましては、後期基本計画の重点プロジェクトの一つである「まち紡ぎ」プロジェクトの一つとして、令和5年と6年度の2か年をかけまして、主に歴史博物館が図書館や広報秘書課と連携して取り組みまして、そして記録の編さんの内容につきましては、平成の初めから現在の令和までの亀山市の移り変わりを叙述文や図、表、グラフ、年表や様々な写真等によって構成し、題名も検討しながら、令和6年度の市制施行20周年の年に合わせて、編さんした冊子を刊行する予定で取り組む事業でございます。

また、市内の学校など公共施設をはじめ県内外の博物館や図書館等の施設において、たくさんの方々にご利用いただき亀山市の移り変わりを知っていただけるよう関係機関に冊子の配架も予定しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、これは冊子で出すということは、何か配付先も限定されるし、インターネットで映像としてこれを見るように、取りあえずは冊子で出版して、それをインターネットで見るように、オンラインで、そういうふうなことも考えておられます。

○議長（森 美和子君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

まちの記録を編さんした冊子の発行後につきましては、全ての内容をデータにて保存もいたしますことから、議員おっしゃられますようにインターネットによる配信をはじめ、連携している各課間それぞれにおきましても編さんによって蓄積した写真などを利用した展示など様々な方法での活用を検討しているところでございます。

また、冊子につきましては、希望される市民をはじめ広く一般の皆様方に販売することも検討しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

分かりました。

古い話は、もう既にようけ作ってありますのでね、亀山市はね。平成から令和という近代のごく最近の話ですけれども、ぜひ優れたものを作っていただいて、将来的には紙だけではなくてネット配信なんかもして、日本中どこにおってもちょっと見ることができるようにやってもらったほうがいいかと思います。

次に移ります。

第2款総務費の中の一般管理費で、市民活動応援事業に関してお伺いします。

この市民活動応援券というのは、もうかなり定着しておると思うんですけども、この流通状況についてお伺いをいたします。

また、この市民活動応援券を利用した新しい試みがあったら、ご説明をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まず市民活動応援事業の流通状況ということでございますが、各地域まちづくり協議会へ配付しております市民活動応援券の使用率です。これは令和元年度は77%でございましたが、コロナウイルス感染症拡大の影響で地域まちづくり協議会の事業の中止や規模の縮小によりまして、令和2年度は32.7%と大きく減少いたしました。しかし、令和3年度におきましては地域まちづくり協議会が感染症予防対策を講じ、創意工夫して事業を実施したことなどにより45.8%に上昇し、今年度もさらに使用率の上昇が見込まれているところでございます。

また制度の登録団体でございますが、令和3年度は81団体、令和4年度は76団体、令和5年度は80団体となる予定でございます。一方で、令和4年度の応援交付金にいたしましては、75団体に233万4,200円を交付いたしましたところでございます。

それと、今後の新たな試みはといったご質問をいただきました。現時点では、特に新しい試みにつきましては決定はいたしておりませんが、本事業につきましては平成25年度からの制度実施から令和5年度で10年目を迎えようとしております。

こういったことから、市民活動応援制度の審査検証委員会や後期基本計画の中での重点プロジェクトの「まち紡ぎ」プロジェクトにおきましても、市民活動応援事業につきましての今後の在り方について位置づけておりますので、様々な観点から制度の検証も行うとともに、一方でいろんな新たなご提案などもいただいておりますし、先進地の情報収集等にも努めておりますので、今後の方向性についてはしっかりと検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

コロナでかなり下火になったことは否めませんが、市民活動応援券というのは、僕は基本的にいいアイデアやと思うし、やはりこの応援券を流通させて市民活動を活発にさせる、これはすばらし

いことやと思っています。まただんだんと世の中の状況が変わるにしたがって、やり方もだんだんと変えていったらいいわけで、ぜひ続けていただいたらいいかと思います。

その次に行きます。

次に、第2款総務費で移住交流促進事業ですけれども、以前もアドバイザーの方を任命したりいろいろなことをやっていただいたんですが、コロナの災いでまたこれも水をかけられたような状況が続いたわけですけれども、今までの成果及び新しい取組というものが何かあったら教えていただきたい。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

定住人口の増加に向けまして、本市への移住促進を図る移住交流促進事業のこれまでの取組でございますが、まず移住希望者への相談支援といたしまして、定住支援員を配置した移住相談ワンストップ窓口を設置し様々な移住相談にきめ細かな相談対応を行っておりますほか、令和2年度から都市圏在住で本市にゆかりのある方を移住交流促進アドバイザーとして登録し、定住支援員とも連携をしながら都市圏での本市のPRや移住相談等を実施いたしております。

一方、移住希望者に本市の魅力に触れていただく機会を創出する取組といたしまして、移住希望者に市内を案内するかめやま暮らしめぐりを行っており、コロナ禍で実施できない状況が続いておりましたが、本年度はこれまで5件実施をし、保育所や小学校等の見学も行程に組み入れながら移住後の暮らしをイメージしていただけたものと考えております。

また、昨年8月には、子育て世帯の移住促進とそのプロモーションを目的として、移住希望者の2泊3日のオリジナルツアー、夏休み親子移住体験ツアーを新たに企画し、本市の豊かな自然に触れる機会や先輩移住者との交流等を通じまして本市での暮らしを実際に体験いただくとともに、その様子を市のホームページや県の移住交流ポータルサイト等で公開することによりまして、本市での暮らしをイメージできる情報発信を行うことができました。

さらには、全国移住フェアや三重県主催の移住相談会に積極的に参加をいたしまして、地方移住を検討している方に対しまして本市の魅力の発信と移住相談を行ってまいりました。

こうした取組によりまして、令和2年度から本年2月末現在までの約3か年でございますけれども、これにおける電話やメールでのお問合せも含めた移住の相談件数は182件でございますが、コロナ禍で活動制約もございましたが増加の傾向にございます。

また、この3年間での移住者数は、移住相談窓口等を通じたもののみの把握ではございますが、71組、209名となっております。なお、この移住者数は移住者に関する明確な定義はございませんので、三重県への報告数値といたしまして、市の住宅取得支援事業でありますとか空き家リフォーム支援事業等の実績から把握したものでございまして、これ以外にも潜在的な移住者も存在するものと考えております。

一方で、新たな取組はというご質問もいただきましたが、新年度における新たな取組といたしましては、観光による交流人口よりも、より地域と関わっていただける関係人口を創出していくための取組といたしまして、関宿地内で自分らしい暮らしに関心がある若者などを対象としましてワークショップを行ってまいりたいと考えております。

また、令和2年度から三重県と共同して実施をいたしております東京圏からの移住者が三重県が運営する移住・就業マッチングサイトに掲載された事業所に就職するなどし、市内に居住した場合に移住支援を行う三重県移住・就業マッチング支援事業につきまして、移住支援金の子育て加算額、現在が30万円ですが、それを100万円に増額し移住促進も図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

いつも昼過ぎにNHKのテレビを見ていますと、「いいいじゅー！！」という番組があるんですよ、15分ぐらいの。いろんな移住してきた人がいろんなことをやっておるのを取り上げておるんですけども、誰か亀山に来られた方で、ああいう番組で取り上げていただける方がおったらNHKの全国放送で流されたらいいんですけどね。そういつも思いながら見ております。

あと残り少ないですけども、一番最後で、保健衛生費で子宮頸がんワクチンに関して、これは長い間中断があったわけですけども、再開してどういうふうな状況であるかということをご説明お願いいたします。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

時間がないところでございますので、簡潔にということでございます。

再開をさせていただきまして、いろんな接種勧奨を進めた中で、令和4年度におきましては705回接種ができたところでございます。

今後におきましてでございますけれども、定期接種の対象者が小学校6年生から高校1年生相当年齢の女性となりますので、その周知については、新たに対象となる小学6年生には年度初めに案内文、リーフレット、予診票を個人通知し接種勧奨を今後も継続して行ってまいります。

また、令和5年4月からは定期予防接種の対象ワクチンに新たに9価ワクチンが加わりますことから、その周知を含めて他の対象年齢の未接種者に対しても個人通知を行うよう準備を進めているところでございます。

○14番（岡本公秀君登壇）

ありがとうございます。

以上で質疑を終わります。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第2号から議案第32号までの31件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第1号から報告第3号までの3件については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第 3号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 5号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について

教育民生委員会

- 議案第 2号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 7号 亀山市歴史博物館条例の一部改正について
- 議案第 8号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 9号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市待機児童館条例等の一部改正について
- 議案第11号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

産業建設委員会

- 議案第 6号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第28号 市道路線の認定について
- 議案第29号 市道路線の認定について
- 議案第30号 市道路線の認定について
- 議案第31号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第32号 市道路線の認定及び廃止について

予算決算委員会

- 議案第15号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第16号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第17号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

- 議案第18号 令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第19号 令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第20号 令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について
議案第21号 令和5年度亀山市一般会計予算について
議案第22号 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第23号 令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
議案第24号 令和5年度亀山市水道事業会計予算について
議案第25号 令和5年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第26号 令和5年度亀山市下水道事業会計予算について
議案第27号 令和5年度亀山市病院事業会計予算について

○議長（森 美和子君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

週明けの13日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時59分 散会）

令和 5 年 3 月 1 3 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

令和5年3月13日（月）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀淵輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	宇野勉君	教育委員会事務局参事	桜井伸仁君
監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君		

●事務局職員

事務局長	渡邊靖文	書記	新山さおり
書記	稲富正充	書記	西口幸伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

結の鈴木達夫でございます。

週末、WBCの見事な活躍の日本チームを楽しませていただいた一方で、土曜日、3・11の日を迎えました。東北の地に思いをはせながら、数度お邪魔しました岩手県の山田町、大槌町、そして釜石の悲惨な風景を思い浮かべます。そんな中でも、何の応援も手だてもできない自分の力のなさ、歯がゆさ、もどかしさ、そんなことを感じた12度目の3・11の日でございました。

一般質問をさせていただきます。

私は大きく3つテーマを上げましたが、議長にお断りをしまして、2番目の地域コミュニティを快復させる施策・事業についてを最初にさせていただきます。申し訳ありません、よろしくお願い致します。

まず、地域コミュニティを快復させる施策・事業についてでございます。

昨年の11月に示された令和5年度の行政経営の重点方針、あるいは2月に行われた当初予算の大要説明、あるいは今議会、施政及び予算編成、これら全ての報告の本当の冒頭に、コロナ禍で傷みを生じた社会活動や地域コミュニティを快復させる施策、事業への重点配分を行う予算編成を行いましたという報告を受けました。非常に強調された書き込みであります。そんな中で予算書を見た場合、本当に重点配分されたのかなあという思いがしました。

質問をします。

地域を快復させる重点配分がうかがえる、あるいは明確に見える今年度予算措置の確認をしたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

おはようございます。

地域コミュニティの快復に向けてでございますが、まず地域まちづくり協議会への支援につきましてご答弁申し上げます。

主要事業のうち、地区コミュニティセンター充実事業につきましては、新たな城東地区コミュニティセンターの整備に伴いまして1億680万円を計上しており、予算を増額しているところでございます。一方で、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、2,750万円を計上しており、予算といたしましては前年度並みの予算となっている状況でございます。

そういった中、コロナ禍でも従来の事業展開が進められている地域まちづくり協議会もございまして、一方で停滞されている地域まちづくり協議会もございまして、特にそのような地域につきましては、地域担当職員の働きかけが必要であり、地域活性化支援事業補助金や地域まちづくり推進アドバイザー制度の活用につなげる支援を行うなど、これまで以上により積極的な人的支援を行っていくとともに、地域の担い手の発掘・育成のため、会議ファシリテーション等の研修等を開催するなど、地域コミュニティへの取組に力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

また、コロナ禍で人と人のつながりや交流が再認識される中、亀山市納涼大会や亀山市大市の復活に向けた支援や、民生委員児童委員協議会連合会補助金の増額など、地域イベントの活動や快復に向けた施策も包括的に展開することで、地域コミュニティの快復につながるものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

大市とか納涼大会の復活ができそうだから予算を上げた、長いこと結論が出なかった城東コミュニティセンター改修に1億600万かけた。実は、私はこういう質問を2番目に用意していたんです。地域予算制度、交付金と地域活性化支援事業ですね、この辺りは増額したのかとか、あるいは担い手の発掘とか、会議ファシリテーションの施策、こういうものを何か従来から増額したのかという質問を用意したんですけども、1発目の答弁の中で、例年並みの予算だということで、質問の流れを失ったわけですが。

それで、予算とは別に、今部長答弁の中でより積極的に人的支援をするという答弁もあったと思います。それで、令和5年度の人事行政方針によれば、4つの重点プロジェクトを中心に、事業推進に当たってはこれまで以上に重点的に職員を配置すると。あるいは総合計画後期基本計画の中にも、まちづくり協議会と市が協働して地域課題の解決に取り組むために、庁内体制を整えるんだという書き込みもございまして。それでは、予算的には私は重点配分があまり見られない中で、地域への関わり、人と人、市役所と地域、あるいは地域と地域のつなぎ役、何といたってもこれにはマンパワーが必要だと思うんです。社会活動、地域コミュニティを快復させる職員の重点配置は考えているか、質問します。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

おはようございます。

人的な関係ですので、私のほうからご答弁を申し上げます。

人事行政方針に掲げましたとおり、令和5年度は、健都さぷり+（プラス）プロジェクトをはじめとする4つの重点プロジェクトを中心とした施策を本格的に進めてまいりますので、新たな事業推進に当たっては、これまで以上に重点的に職員を配置する必要も生じております。

また、地域まちづくり協議会と市が協働して地域課題の解決に取り組むことは、これについても重要な施策の一つとして捉えておりまして、そのためには地域担当職員など、職員のマンパワー、これにつきましても必要不可欠であることも十分認識をいたしております。

一方で、各地域におきましてもそれぞれの地域で活躍できる人材の発掘、育成支援についても大変重要でございますので、令和5年度は、会議ファシリテーションの研修、地域担い手研修に係る予算も計上いたしているところでございます。

そのような中、市が進めていく重要施策は様々ございます。職員配置につきましては、議員お尋ねの社会活動、地域コミュニティ快復事業に関わる部署も含めまして、それぞれの所管事務、さらには新規事業の推進、全体的なことを考慮しまして適正に人員配置を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

重点配分をしていただくかどうかははっきり分からん、新たな事業展開については配置していくと。ただ、もう一つは、やはりここだけではなくて、市には様々な重要な事業があるんだというような答弁だと思います。また確認を、この推移を見守っていきたいと思います。

次に、ちょこボラ支援について質問をします。

重点プロジェクトの一つ、まち紡ぎプロジェクトの取組が総合計画の中で2つ示されています。1つは、まちのにぎわいや魅力の創出につなげる亀山文化の魅力の向上、それから2つ目は、地域まちづくり活動や助け合い、支え合い活動の促進ということで、ちょこボラなど地域での助け合い、支え合いを促進するとなっています。ちょこボラ活動への支援、予算的にはどのような措置を図っていただいたか、お願いします。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員お尋ねのちょこボラへの支援でございます。

令和2年度から、高齢者が社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の準備資金として、初年度1回限り20万円と、その運営資金として年間10万円の補助金を3年間交付し、地域まちづくり協議会が行いますちょこボラへの活動資金としてご活用いただいております。新年度から4年目以降の新たな支援事業として、介護予防・生活支援サービス事業を制度構築し、年間10万円の支援を継続してまいりたいと考えてございます。

一方、地域まちづくり協議会が取り組むちょこボラの内容は、対象者を高齢者に限らない地域での助け合い、支え合いの仕組みなど、多種多様となることが想定をされますので、これまで以上に

地域ニーズに沿うよう、さらなる支援の在り方や制度について、後期基本計画に位置づけましたまち紡ぎプロジェクトにおきまして鋭意研究してまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

4年目を迎えて、一応制度的にはストップする事業を介護事業、支援、総合事業の中で扱って、言わばつながぎ的な感じが私はするんですけども、一方で、これも施政及び予算編成、これはちょこボラの件と思いますが、一方、地域住民が支え合う介護予防・生活支援サービス事業につきましては、新たな制度を構築し、地域まちづくり協議会に対し引き続き支援してまいります、こう書かれているんですが、今回予算づけをしたのは、これは新たな制度での予算づけではないと思うんですが、この新たな制度の構築というこの書き込みをどう読めばいいか分からないんですけども、新たな事業の中でこの予算をつけたわけではないんですね。新たな制度を今から構築していくんですか。ちょっとこの辺、どう読めばいいか説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

先ほど答弁させていただきました事業について、新たな制度かどうかというご質問かと存じますが、4年目以降の制度というのが、これまで3年をめどに終了するというところで、その部分につきましては新たな介護予防・生活支援サービス事業というのを構築いたしまして、4年度以降も継続して支援できる事業を構築したということでございます。一方で、多種多様となる地域のニーズに応えるためには、さらなる支援施策が必要というところで、今まち紡ぎプロジェクトにおいて今後も鋭意研究してまいりたいということでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

4年目の事業であるから、これも新たな事業展開というような答弁。

先ほどの答弁もありましたけれども、このちょこボラは高齢者事業ではないんですね。若い方、あるいは熟年層というのか、それらも含めた形で地域の助け合い、支え合いを通じて、自分たちのまち、自分たちの地域をつくっていくと、自立したまちづくりの創造につなげていくと、まさに地域を紡ぐ事業だと考えますね。その意味では、先ほども表現しましたが、つながぎ的な予算でなくてしっかりとした位置づけといいますか、地域予算制度の中でこの事業は展開すべきだと思います。そんな制度設計を楽しみにしていますので、早急に結論を出していただきたいと思います。

次に、まち紡ぎプロジェクトの進捗についてということなんですが、4つのプロジェクト全てに進捗は確認したいんですけども、昨年9月の質問の私自身の後追いもしたいためにこの項を設けました。今、前段のちょこボラに対しての対応、つながぎ的に予算措置をしていただいたことは、私は評価をさせていただいていますけれども、私は、かねてよりまちづくり協議会を中心とした地域活性化を進める中で、市とまち協との関係、あるいは自治会とまち協の関係、あるいは市民活動応援事業の課題解決、あるいは地域予算制度の在り方と、プロジェクトではたくさんもんでほしいと

いうことを提言してきたつもりでございます。それらも含めて、現在のまち紡ぎプロジェクトの進捗を確認したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まち紡ぎプロジェクトの取組や検討状況等につきまして、プロジェクトリーダーの私のほうからご答弁をさせていただきます。

まち紡ぎプロジェクトにつきましては、地域まちづくり活動や助け合い、支え合い活動の促進と、亀山文化の魅力向上の2つをテーマに作業部会を設置するとともに、計画期間内における具体的な取組について整理し、検討を進めているところでございますが、プロジェクトが動き出してから間もないことから、大きな進捗は図られていない状況ではございます。

その中で、まず地域まちづくり活動や助け合い、支え合い活動の促進といたしまして、地域活動が活発に行われるための支援や担い手育成、ちょこボラなどの地域の助け合い、支え合いの支援、様々な主体をつなぎ合わせるコーディネート機能の構築に向けた検討を進めることといたしております。その中で、喫緊の課題であったちょこボラについては、これまでの体制、活動が途絶えないよう、支援について短期的・中期的な視点で検討を重ねているところでございます。

また、地域予算制度や市民活動応援制度について、さらなる地域活動や市民活動の活性化につなげられるようバージョンアップに向け、現行制度の検証や聞き取りを行いつつ、情報収集を行い、中期的な視点で検討を進めているところでございます。さらに、中間支援機能について、市民協働センターの在り方も踏まえ、中長期的な視点で検討を進めていくことといたしております。

一方で、亀山文化の魅力向上につきましては、歴史風致の維持向上や地域文化の保存継承を図り、文化芸術との連携による亀山文化の魅力向上を図ることとし、東海道的美装化に着手するなど、関係部署連携の下、第2期となる歴史的風致維持向上計画の推進を図るほか、伝統芸能や祭礼等、地域固有の歴史や伝統を継承するため、担い手の育成に努めつつ、歴史的資産と文化芸術を生かした新たな納涼会の開催や文化年へと展開していくため、検討を進めていくことといたしております。

また、平成から令和において、目まぐるしく変化する姿をまちの記録として編さんし、市制施行20周年に合わせた観光に向けた取組を進めることとし、横断的な編成体制の下、作業部会を重ねている状況でございます。いずれにいたしましても、プロジェクトといたしましては、限られた期間の中でプロジェクトの必達に向け、よりスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

プロジェクトの中でちょこボラに対しては対応をしたと。しかし、プロジェクトが動き出して間もないから大きな進捗に至っていない。もう後期基本計画が2年目、今年が終わればあと2年しか残っていない。なおかつもっと言うなら地域の活性化等は、第2次総合計画の基本構想からずうっとつながっているんです。地域の絆と活発な市民活動の中に、あるいはまちづくりの基本方針、市民力、地域力の輝くまちづくりとか、そして前期の中にも「ジモトノココロ」プロジェクト、ある

いは大綱の中のまち協の組織強化とうたっている。

あと、今まだ始まって間もないから進捗が進んでいないんじゃないんです。もう9年前、もっと七、八年前からこの課題、もっと言うなら第1次総合計画の後期基本計画の中にもこういう書き込みがあるんですね。そういう意味では、ずうっともう引き継がれたテーマであって、課題であり、今の時期はもうそろそろ実質的な成果が出る最終章、総決算の時期を迎えていると、そういう意識が私は大切だと思うんです。中長期的に検討すると言いましたけど、片方でスピード感を持ってという答弁もありましたけれども、やはりこの辺は、庁内でこの辺の意識、もう最終章を迎えているんだと、成果を上げる時期なんだと、総決算なんだというような意識を共有していただきたいと思います。

それで次の質問、市民協働センター、今の答弁にもありましたんですけども、この市民協働センターみらい、外壁や屋根の改修、併せて中間支援機能を含めたセンターの在り方を調査・研究するんだということなんですけれども、この中間支援機能というのは、もう本当に始めて大分時間がたっているように思います。多分市民活動応援券、この辺りの中間支援機能から端を発したことなんですけれども、今ここの書き込みにある中間支援機能を含めたセンターの在り方、どんなイメージか説明をしていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

市民協働センターにつきましては、市民活動を支援するとともに、協働を推進する拠点として位置づけられ、市民や市民活動団体の交流の場として活用されているところでございます。また、奇数月には、市民活動なんでも相談を開催して、市民活動団体や地域まちづくり協議会等の運営や活動の課題解決に向けての支援を行うとともに、市民活動応援制度の窓口を設置して、応援制度を活用した登録団体と地域まちづくり協議会の交流や支援を図っているところでございます。

今後の市民協働センターの在り方につきましては、市民活動団体や地域まちづくり協議会等からの相談体制の充実や地域活動の支援、市民活動団体やボランティア団体等との各種団体をつなぐコーディネート機能の充実を図るほか、時には提案も行い、地域活動や地域の課題の解決が連携や協働によりワンストップで行えるような中間支援機能の役割を踏まえたセンターの在り方について調査・研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

市民活動応援事業だけでなく、まち協の相談、あるいは団体をコーディネートする、時には提案をするというあれがあったんですけど、実は、このまち協の支援に対しては、地域まちづくり計画に基づいて支援するというんですけども、もうほとんどのまち協が新たな地域まちづくり計画というのがまだできていないと思う。コロナ禍の中でそういう気持ちにもなれなかったし、物理的に会話する機会も少ない中で、ほとんど切れていると思うんです。そういう意味で、今まで以上に市の職員が専門性を持って提案をしていくと。プランを一緒にやっていくみたいな、あるいはみら

いが、どちらかという今まで市民活動団体、あるいは応援券の集う場所が、まち協の仲間があそこであり集まっていないという印象を私は持っているんですけどね。そういう意味では、やはり市としてさっき人事の話もありましたけれども、総体のマンパワーをどう確保するか、それから今ワンストップということなんですけれども、ワンストップするためには一定の権限もなければワンストップにもならない課題もあると思います。非常に大変ですけども、スピード感を持った改革、改善をしていただきたいと思います。

時間があれですので、2番目の川崎南保育園保育室増設事業について聞かせていただきます。

まず現況について。これは施政及び予算方針によれば、保育施設の受入れ機能の強化につきましては、新たに市内で保育所等を整備する意向を示されている民間の事業者が複数あり、これらの参入は本市施設整備や改修に大きな影響をもたらすことから、令和3年度策定の再編方針の見直しを早急に進めるということが発表されました。ということは、もう令和6年に完成して7年より供用を開始する予定であった川崎南保育園の増設事業は、一旦見合せということによろしいんですね、一旦見合せ。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

川崎南保育園保育室増設事業でございますが、待機児童対策における短期的に効果を発揮させる事業としてこれまで進めてまいりましたが、今回複数の民間事業者から、約10年ぶりに新規保育所等の開設についてご相談を寄せられておりますことから、本市における既存施設の状況や、今後の保育ニーズの動向に合わせた新規施設の整備の在り方について整理し、今回の状況を契機に、これまでの方針を再考する必要があると考えております。

このようなことから、川崎南保育園保育室増設事業の計画につきましても一時中断いたしまして、この事業の検討も含めた全体の整備方針等を見直すことといたしました。したがいまして、今後の検討いかにによりましては、現行の計画の変更もあり得るものと認識しております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

見合せ、中断、変更、どういう解釈すればいいか分からないです。

令和3年2月の就学前教育・保育施設の再編成方針によれば、ポイントとしてとにかく短期的に効果を発揮する事業として、和田保育園と川崎南保育園をターゲットに、速やかに着手が可能な事業に限定して実施すると。和田保育園はご存じのように整備が終わり、新年度より稼働を始めますが、川崎南については隣接する用地を取得し保育室等を増設すると。狭隘な送迎路の見直しも検討するというものでございます。今の報告によれば、いいですか、民間の参入の可能性が急遽出てきたために、急遽か前々からあったか知らんけれども、出てきたために増設費が見直しとなったという報告ですが、計画でも示されている、あるいは私も何度も指摘した通園アクセス等の地形的な課題、あるいは用地購入、あるいはそれに伴う近隣地域の方のご理解はクリアした中での計画変更と。これらはクリアできたんだと、新規の参入がありそうだから中断したんだということの理解でよろしいですか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

川崎南保育園保育室増設事業につきましては、待機児童対策としての低年齢児の受入れ人数の増加及び狭隘な住宅地内の道路を利用した現在の送迎ルートの課題について解決を図ることを目指し、本年度につきましては、保育室増設に必要な園隣接用地の取得に向け、地権者との交渉を順調に進めるとともに、送迎時の狭隘な進入路についての課題解消を図る方策についても具体的な検討や調整を行ってまいりました。一方、今年度に入ってから、本市において新たに保育所等を新規に開設する意向を示されている事業者の中には、井田川、川崎地区における設置の意向を示されている事業者もございまして、これらの民間保育所等が整備された場合、本事業による受入れ児童数の増加を上回る効果がほぼ同時期に生じることが見込まれます。さらに、市全体の保育ニーズと受入れ量のバランスが大きく変化し、今後の市全体の新たな施設整備や改修についての考え方を見直す必要が生じてまいりました。

これらの状況から、本市といたしましては、この事業を含む施設の再編方針を見直し、今後の施設整備の在り方について早急に検討を行うことといたしました次第でございます。

なお、保護者や地元との協議につきましては、増設事業の詳細が決まっていない段階でございましたので、まだ行っておりません。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

用地購入については順調に準備できたと。それから狭隘な道路についても具体的に解決のために図っている、保護者あるいは地域の方には具体的な内容が決まっていないからまだ報告していないということですね。

いま一度この再編計画に戻ります。

この計画の本旨を私はこう読んでるんですが、ほぼ正しいと思うんです。以前から女性の働き方やライフスタイルの変化により、乳児の保育ニーズが非常に高まってきたと。そんな中で、令和元年の幼児教育あるいは無償化のスタートにより、特に0歳児から2歳の保育ニーズが非常に高まってきた中で、市は、長期的には認定こども園を図る、それで充足していくという方向は決めたと。一方、差し当たって待機児童対策が、もう対応が非常に急務、迫っている中では、和田保育園の駐車場の利用、川崎南についてもその形状から部分的な増設は困難な中であっても、どうにか用地を取得すれば何とかなると。取りあえずこの2つの、いわゆる手持ちの園の中で急場をしのごうということで川崎南保育園増設事業に至ったと、そういう理解を私はしているんですけども、その理解が正しいかどうか、確認をお願いします。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

議員のおっしゃられたとおり、待機児童対策として、短期的に効果を発揮させる事業として行っております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

それならもうそうすればいいんじゃないですか。土地が買えて、狭隘な道路の問題もどうにかなりそうだということなんです。いいですか、なぜ民間保育所が手を挙げたら計画の見直しをしたんでしょうか。計画の中に、民間が手を挙げたらそれも選択肢に入れるというような書き込みなんか全くないですよ。取りあえず急場をしのご意味で、市が持っている2つの保育園をどうぞこうぞ上手にやりながら短期的に解決しようと、それが計画じゃないんですか。民間機能の活用については、抜本的な課題解消を図る事業の中で初めて出てくるんですよ。ちょっとこの辺が分からないですけれども、説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

先ほども言いましたとおり、待機児童対策として短期的に効果を発揮させる事業として、川崎南保育園の増設事業は進めておりましたが、今年度に入ってから、井田川、川崎地区における設置の意向を示されている事業者がいるということから、この民間事業者等の保育所等が整備された場合には、本事業における受入れ児童数の増加、待機児童対策としての増加、その目標を上回る効果がほぼ同時期に生じるということが見込まれます。そのようなことも勘案いたしまして、全体的な整備の在り方をこの事業も含めて考え直す必要があるというふうに判断いたしました。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと理解できない。

質問の流れの中で、その次の事業主体の官と民の違いについて始めさせていただきます。

資料によれば、保育所に限って言えば、去年の2月時点で公立保育所が708名、民間保育所に通園している方が400、これは認定こども園も含むんですけれども、率にして62%の園児が公立保育園に通っているという。公立保育園と民間の保育園、特に保育環境、内容の違いについて担当部局はどう把握しているか、お願いします。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

公立の保育所等と私立の認可保育所等の違いにつきましては、両者とも国の法令や保育所保育指針等に定められた基準等に従った運営がなされており、また、本市におきましては、平成27年に策定された亀山市幼児教育共通カリキュラムに沿った幼児教育・保育が市内全園において実践されておりますことから、教育・保育環境や内容につきましては、大きな違いはございません。ただし、民間施設におきましては、各事業者及び施設長等の考えにより、法令等の基準内において、教育・保育方針や内容等が異なる部分もございますことから、それぞれの施設ごとに生じる特徴の違いが公立施設に比べると大きいと認識しております。

一方、公立の保育所等におきましては、障がい児や医療的ケア児など、個別に配慮が必要な園児に対する支援に必要な加配保育士、介助員、看護師等を配置するなど、多様なニーズを持つ園児の受入れ体制が民間施設に比べ整っております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

一般論として基本的にはあまり差はないというような答弁として、私は受け止めさせていただきます。園長の考え方でちょっと変わるという場合があるということでも、基本的にはあまり差がない。

今述べたのは一般論だと思うんです。それでは亀山市として、保育所の運営は市がやるべきか、民間に任せる、委ねることができるのかと。そんな議論を、いつ、どのように議論したか、そういう経緯が私は見えていないんですけれども、どんな場でどんな議論があったか、あるいはどんな結論に至ったか、説明を求めたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

本市におきましては、平成25年になのはな保育園が開設して以来、約10年間新たな民間事業者による新規保育所等の開設がございませんでした。令和3年2月に策定いたしました亀山市就学前教育・保育施設の再編方針におきましては、民間機能の活用についての基本的な考え方としまして、市内の既存の民間施設が子育て世代のニーズに応える上で、量的な充足だけでなく選択の多様化の面からも重要であるというようなことを踏まえまして、このような民間機能の維持を念頭に、公的な教育・保育機能の充足を図ることを明記しております。

しかし、このたび複数の民間事業者から新たな保育所等の計画のご相談が寄せられたことを踏まえ、このような従来からの市の方針や考え方について、より踏み込んだ検討が必要であるというふうに認識いたしました。したがって、今後亀山市就学前教育・保育施設の再編方針における基本的な考え方を見直す中で、公立、民間施設、それぞれのメリット、デメリットを整理した上で、民間機能の活用に対する市の考え方や、公立保育所等が果たすべき役割や機能、その整備の在り方について検討してまいります。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

10年間民間による参入がないから、これからはより踏み込んだメリット、デメリットを整理していくんだという、そんなあれなんですか。

先ほども紹介したとおり計画では、民間機能の活用については、今回のような短期的効果を発揮する事業でなく、抜本的な課題を解決する事業として、民間機能の維持を念頭に、公的な教育・保育機能の充足を図るとなっていると思うんです。抜本的なときは、都市公園法が改正されて、都市公園も福祉目的の中では利用できるであろう、あるいは特に市営住宅の跡地辺りは利用できそうだと、民間の保育園を圧迫しない程度で、公営で認定こども園をつくると、これが計画ではなかった

かというふうに思うんですけども、また整理したいと思います。

時間がありませんので、今後のスケジュールについてどう考えているか、お願いします。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

本市の公立保育所等におきましては、これまで乳児保育、障がい児保育、延長保育など保育事業の実施について早くから先進的に取り組んでまいりました。現在、保育に関するニーズも多様化いたしまして、休日保育や夜間保育、一時保育や病児・病後児保育、地域の子育て支援機能など、新たに多様な機能が保育所等に求められております。

現在、本市におきましても、このような保育ニーズの増加、多様化が進んでいる状況を踏まえまして、民間機能の積極的な活用も視野に入れた柔軟かつ迅速な対応が求められていると認識しております。今後につきましては、民間事業者の活力も生かすとともに、公的な役割や機能を充実させながら、誰もが安心し、それぞれのニーズに応じた子育てができる環境の充実を図るべく、できる限り早期に新たな方針をお示ししたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

大変な作業だと思いますよ。本当に英知を結集して解決に向けて早急に結論を出していただきたいと思います。通告にあります、実施計画の変更について、これは何度もやっていますので、もう理屈の言い合いになりますので、予算決算委員会の中で時間があればやらせていただきます。

最後に、令和5年度行政経営の重点方針について、1、2、3を用意させていただきましたが、あと5分ですので、1番目の4つの重点プロジェクトの積極果敢な展開についてという項ではこういう質問を用意しました。

4つのプロジェクトに対して市民はもとより、庁内的にしっかりと意識が育っているのか。皆、職員の方、この4つのプロジェクトを知っていますかみたいな話なんです。あるいは今回提出された予算についても、やはりプロジェクトごとの捉え方の予算も、小坂議員も議案質疑の中でやっていただきましたが、そういう捉え方も必要ではないかという質問を用意しました。

2番目の第3次行財政改革大綱の具現化とザ・点検という部分でございますが、後期実施計画を始動させるとあるが、その計画すらまだ示されていない中で、どうなっているんだと。もう計画策定の具現化を始めたよというようなことを言いたかったんですけどね。

それからもう一つのザ・点検ですね。復活するんですけども、いつの計画に反映をさせるつもりでザ・点検をするのかなあと思ったり、あるいは事業対象をどんな絞り方でやるのか、非常に大切な作業なんですけれども、やるのかということです。

最後に、3つ目の行政経営の重点方針の中のコミュニケーションの拡充と働き方改革の推進なんですけれども、行政経営におけるコミュニケーションとはどんなことか、どんなイメージか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和5年度行政経営の重点方針における取組といたしまして、コミュニケーションの拡充と働き方改革の推進を掲げております。ここに示しておりますコミュニケーションとは、コロナ禍におきましてウェブ会議やテレワーク、あるいは事務室内の勤務体制削減など、人と人の距離を保つことを余儀なくされたことにより、報告・連絡・相談、ホウレンソウなど、組織間、職員間での意思疎通が薄れがちとなっている場면을捉えまして、業務を組織的に進めるためのコミュニケーションの重要性を改めて認識したところでございます。

今回のコロナ禍の経験を生かしまして、意識的な意思疎通を図ることで、職員間だけでなく、市民や関係団体と認識の共有を深めまして、円滑かつ効率的な業務の遂行につなげてまいりたいという、そういったコミュニケーションという意味合いでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ちょっと意外だったんです。これはあくまでも庁内的なことかな、人と人が距離を置くから、余儀なくされるから意思疎通が少し弱ってきたからということで、実は昨年12月18日に、駅前開発の完成という式典の中で、鳥取県の片山善博先生の、元知事さんですね、総務大臣ですね。講演を聞いてメモを取りましたんで、県立図書館をつくるときに、いろんなアイデア、プランが出てきたと。でもなかなかまとまらない。それで、そこでもう一度立ち止まったんだと。いわゆるミッションの共有から始めたという言葉があります。ミッションとは、役割、使命、そして責任、これらに関係者みんなが持ち合わせる、共有すること、コミュニケートすること、それが非常に重要であるということをお聞かせいただきました。人と人の距離が大きい、意思疎通、この意思疎通の内容が非常に重要なことだと思います。

今日、様々に質問をさせていただきました。4つのプロジェクト、本当に全庁的に、全庁一丸となって積極果敢にするよう職員の、4つのプロジェクトをそらんじてとまでは言わないけれども、合い言葉としてコミュニケートできているか、私は疑問なんです。

それから今の川崎南なんですけれども、南崎の認定こども園の事業が頓挫して、そういう経緯の検証を踏まえて待機児童対策として早急に手当てをしていかなければならない事業を、市長あるいは副市長、あるいは部長、そして専門の大変苦勞している担当部、そういうミッションがコミュニケーションしていたのかという思いもありました。そして、地域づくりの中で言いましたけれども、第2次総合計画のもうそろそろ最終章であると、総決算の時期だよということが、全庁的にミッションが共有できているか、コミュニケートできているか、そんな思いを片山善博氏の講演を聞きながらコミュニケーションについて考えたので、ミッションを共有するコミュニケーションが飛び交う庁舎であってほしいと思います。よろしくお願ひします。終わります。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時50分 休憩）

(午前10時59分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

今日は、図書館のことで学校給食のことで2点上げましたけれども、順番を申し訳ないですけど入替えさせていただいて、先に図書館のことを質問させてください。よろしくお願いします。

図書館、新しくなりました。今回の図書館は、今までの図書館と違って一部民間委託ということなんですね。一部事業委託というんですかね。この現状と市の考え方について伺っていきたいと思います。

まずは、今までと違うやり方をなされたその考え方、理由について伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

業務委託とした理由でございますけれども、これまでご答弁させていただいておりますが、図書館の運営に当たって、基本方針の具現化に関して、根幹となる企画立案、制度設計、関係機関との調整などの業務を市の行政責任として直営で行うことで、地域の様々な課題解決や魅力発信、あと学校教育との連携や地域の学びに関して、多様な連携の下で取り組むことが可能となります。また、市職員が直接図書館運営に当たることによって、専門性の高い人材育成にもつながるものでございます。

さらに、図書館サービスの向上に係る図書の貸出しや配架などの作業を主体とした業務のように、行政が、市が直接執行しなくても実効性が確保されるものについては、専門事業者に外部委託することで、民間が持つノウハウを生かしたより効率的な運営を図ることができます。また、市の職員が行政が担う業務に特化できる体制が整備できるといった理由から、直営と業務の外部委託導入とを組み合わせた運営形態といたしたものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今のご答弁は、私は何を聞いたかったかということ、何で今まで全部直営だったのに、あえて民間に事業を委託したんですかということ、何を聞いたかったのか、あえて直営をこんなふうにしますということ、を言っていたかなくともいいんです。どうして今まで直営で全部やってきたことを民間に委託したんですかという問いなんです。

だから、民間に事業委託することによるメリットがあると思ってやられたんだと思うんですけど、そこをもう一回伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

先ほども答弁させていただきましたけれども、専門業者に外部委託することで、民間が持つノウハウを生かした効率的な運営を図ることができるというところの中で、新しい図書館につきましては、施設についても約3倍という施設になります。無事に1月26日に新図書館をオープンしてまいりましたけれども、実際に業務を進める中でなかなか直営での開館というのは難しかったというふうに認識をいたしております。

ですので、今回の業務形態につきましては、学識経験者や市民の方たちで構成いたします整備推進委員会とか、あと教育委員会で議論を重ねて一番適した運營業態ということで決定したものでございますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

キーワードは専門性と効率ということなんだと理解しました。

資料を出していただきたいんですけども、民間委託をするということがどういうことなのかと、一般論なんですね、これは。だから、丸ごと民間委託するときにも使えるし、こうやって一部事業委託するときにも使える資料なんですけれども、直営でやっている場合、左なんですね。要るもの、いろんな物的なものは一定要って、それで人的なものが一定要るということで、それに対して、もうけというのは、市役所がその事業をすることによってもうけが必要になる。でも、民間というところは、民間に委託するということは、今さっき言われましたけど、効率。効率というのは早くするという意味だけではなくて、コストという意味も含んでいるんだと思っております。たしか市長も予算決算委員会の中で、民間に委託することによってコストカットが図れたということを答弁されていたと思っております。

もうちょっと出しておいてもらえますか、ごめんなさい。

この右のほうが民間なんですけれども、やはり全体の枠をコストを下げるために少し小さく作っております。一定の利益を生み出さないといけないのが民間だと思います。利益を生み出さなくてもいい民間があるのであれば教えていただきたいです。どうしても役員報酬であるとか、そういうものが必要であるので、それを確保しなくちゃいけない。そうするとどこかを削らなくちゃいけない。自治体はこうやって民間を活用する場合には、一体どこをカットしてこの利益を生み出したんだらうかということをしっかり見抜いていかななくちゃいけないと思うんです。

資料ありがとうございます。

そういう基本的な、民間に委託するということの基本的な考え方をお示しさせていただきます。私この間、ちょっと研修に行ったときの資料でございます。

それから次に、この現状ということについて聞いていきたいと思っております。

先日も岡本議員がご質問されていまして、委託会社名はということで、TRC、株式会社図書館流通センターであるということはお聞きしました。ここの委託期間、それから職員の人数や構成、有資格者が何人いらっしゃるのかということも含めて、まずこの2点について伺いたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

まず、委託期間でございますけれども、令和4年11月1日から令和9年3月31日までの5か年度にわたるものでございます。それと、委託職員の人数でございますけれども、委託職員、委託事業者の職員数につきましては3月1日現在でフルタイムの職員が12名、シェアタイムの勤務が4名、合わせて16名となっております。司書の有資格者につきましては、フルタイムの職員が7名、シェアタイム職員が2名、合わせて9名となっているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

委託先の職員の司書さんがどれだけいらっしゃるかということをお聞きしました。フルタイムが12名のうち7名が司書さんであります。シェアタイムというのはパートさんという意味でしょうか、4人のうちの2人が司書さんでありますということでした。

市の職員は、比較でお聞きしたいんですけどどうですか。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

市の職員についてでございますけれども、館長を含めまして事務職員が4人、それと司書、これは今年度、今年1月1日に新たに採用した専任の司書でございますけれども、1名の合計5人でございます。そのうち司書の有資格者につきましては、市職員が館長を含めて4名ということで、5人のうち4名ということになっています。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

次に、TRCさんの職員の処遇についてお伺いしていきたいと思うんです。市の都合によって、今まで会計年度任用職員さんがお辞めにならなくちゃいけないことになって、もしかしたら新しい企業、そのときはTRCと決まっていなかったけれども、お勤めになるかも分からないので、ぜひともこの処遇を下がらないようにしていただきたいということをお伺いした覚えがあるんですけども、ここの処遇についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

業務委託の仕様書におきまして、受託者は市が令和4年10月31日までに要する会計年度職員のうち、継続的な雇用を希望する者の優先的な採用や地元採用については十分配慮することと記載したところでございます。このことから、事業者におきまして地域住民と図書館と信頼関係の構築、あとサービスの持続的向上のために、図書館職員の継続的雇用が必要との考えから、継続して勤務を希望される方には、採用募集前に採用説明会を実施し、積極的な採用活動を行っていただいと

認識をいたしております。

先日の岡本議員の質疑で答弁をさせていただきましたが、全国的に実績がある事業者でございます。全図書館業務事業者に対して、就業規則をきちっと適用し、福利厚生制度等を整備して、スタッフの長期安定雇用を実現されているというふうに伺っているところです。また、司書資格取得支援制度などがあり、職員のキャリアアップにも力を入れていると説明を受けておまして、処遇面で不利益になっているところはないと認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今の答弁ですと、会計年度任用職員でいらっしゃった司書さんは、新しい会社になって処遇はよくなったということですか。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

当然、旧図書館と新図書館では労働環境が変わってきますので、そういったところの中で労働条件は変わってきていると思いますけれども、不利益な取扱いを受けているということはないというふうな認識をしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

不利益な扱いは受けていないということですが、私、何でもかんでも聞くかという、3人ぐらい残られたと聞いていますけど、広告が入りまして、図書館のスタッフ募集しますよというTRCの広告が入りまして、賞与があるという文字が見当たらなかったんです。本当にちゃんと、私たちの市の殿堂である図書館で働いている方々が、きちっとした処遇で働いてもらっているのかなど。市におったら一応ボーナス出るようになっていましたので、そこら辺がよくなったのかなどということをお聞きしたい。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

事業者の職員の給与面のことにつきましては、事業者側の就業規則に基づいて適切に運用されているというふうに認識しております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

要するに、このように事業委託をすると、働いている方の給与の中身も、この方がずっと本当に継続しているのか、その会社の中でどなたが継続してもらっているのかとかそういう詳しいことは、人事のこととか給与のこととかは亀山市には把握できないということですね。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

個々の職員の処遇とかそういったことについては、やはり法人の情報ということになりますので、そこまで把握できないものというふうに認識いたしております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

分かりました。そういうふうに把握できないようになってしまふんだということが分かりました。すみません、仕事の内容についてお伺いしたいと思います。

イベントや展示など、委託事業者と市の職員が一緒に同じところで仕事をするというシーンがきつとあると思うんですけども、その具体的な内容をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

具体的な内容ということでございまして、3階のテーマ展示コーナーでは毎月その時期に応じたテーマ展示を市立図書館が企画し、行うこととしております。

開館当初につきましては、SDGsをテーマに実施し、現在は新生活応援をしますというテーマで実施しているところでございます。このテーマ展示を例にいたしますと、市職員が各部署に周知したりテーマを募集するなど、テーマの決定を市の職員が行い、展示の企画を市の職員が行います。

そのほか、テーマに関するポスターやパンフレットといった啓発物の収集も市の職員が行い、委託事業者の職員につきましては、テーマに即した本の選書やディスプレイ、配架は委託事業者の職員が行うといった役割分担を行っているところでございます。このように、市職員と委託事業者の職員が図書館スタッフとして、協働しながら図書館サービスの提供いたしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

協働であるとか役割分担という言葉がありましたけど、私以前から言っていますけれども、この偽装請負ということに非常にニアリーで、指示に間違われるというか、指示に取られる可能性がある仕事のやり方だなと思っています。指示なのか指示でないのかというところは、現場の状況で判断されるんですけども、一応、次の資料を出していただきたいと思います。

一般的なこういう事業委託したときの実態なんですけれども、左が亀山市の図書館とってください、左の四角が。右が今TRC、民間事業委託だと思ってください。

一緒にするということについては、例えば月1回であるとか年に1回であるとか、上の人同士が打合せなどをするという事はあるんだと思います。でも日常的に、例えば司書さんがラウンドしていろんな配架をしていただきますけれども、これおかしいなと思って、これちょっとこういうふうにしてくれるとか、例えば展示したものについても、ちょっとここのフォントはちょっとあっちとこっちと違うから統一してくれるとかいうことを言うわけにはいかない。市の職員が事業者にと

のほうがいいんじゃないのということを言うことは駄目だという中で仕事をしてもらっていますか。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

先ほど議員のほうから委託事業の形態についての図を示していただいておりますけれども、先ほどの図のように、あくまで業務責任者が副も含めて4名配置されておりますので、指示については業務責任者から指示がされるというところで、業務委託につきましても市と民間事業の関係につきましても、あくまで事業者の責任者と打合せを密にして調整をするというところでございます。ただ、業務の内容がきちっと実施されているかどうかというところの確認は市の責任であるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

先ほどの図のとおり、非常に日常的にはややこしい仕事の仕方をしなくちゃいけないというのが現実だと思います。

そして、先ほどちょっと仕事の内容を伺いました。一緒にする仕事は何ですかということで伺いましたけれども、委託事業者が基本的にやる仕事としては、カウンターに制服を着た方がいてくださっていますんで、カウンター業務というのが特に多いんだと思うんですが、市民の皆さんからの声の中で、どうしても1つだけご紹介したいことがありまして、このカウンター業務をしていらっしゃる中で、レファレンスという、こんな本がちょっと探しているんだけどか、こういうことについて調べたいんだけど、昔の本なんかもあったり昔の資料なんかもあるわけなんですけれども、そういう問いかけに対してなかなか答えてもらえないというのが皆さんの声なんです。まずは検索の機械のところに連れて行っていただくと。その機械の使用方を説明していただくということがまず第一なんです。

私は、これは専門性が高まるということで民間委託したと聞いていましたんで、そこら辺が立ちどころに、立ちどころにということもないかもしれませんが、やっぱり今まで市がやっていたものよりも違うレベルのものがあるのかなあとって期待していたんですけども。以前私が旧図書館で受けていたサービスはもっと高かったですわ。本当にこういうことを調べたいんですけども言ったら、まず本を探してくれて、ここにはない本も探してくれて、そして本だけじゃなくていろんな資料も全部ブラウジングして示してくださいました。

そういうやり取りもしますよね、こういうことが聞きたいんですかというやり取りもしました。そういう何か図書館らしい、人間らしい感じがちょっとまだ今出ていないというのが現実なんです。ここはもう本当に図書館で一番大事なところなんで、ぜひとも改善していただきたいんですけども、先ほどのこんな形態ですと、一体どなたにどのように言ってどうやって直していただくのが分からないので、ここでちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

新図書館が開館して1か月半が経過したばかりですが、1日当たり来館者数が約1,200人と順調な滑り出しを見せておりますけれども、図書館サービスの提供についてはまだまだこれからというふうな認識をいたしておるところでございます。

当然、直営堅持というところの中で、市職員がおりますので、そういったところについては市職員のほうに言っていただければ、改善をするような体制になっておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

市民にとっては市職員なのかTRCの方なのかという、制服は着てはりますけれども、あんまりよく分からないことで関係のないことで、職員さんが丁寧に対応してくださったらいんです。たまたま市民が声かけた方がそうやったんかどうかわかりませんが、仕様書を拝見しましたけれども、その仕様書、細かくいろんな仕事はTRCに示されていますけれども、レファレンスをするというところがちょっと私見当たらなかったんです。そういう意味で、もしかしたら向こうの事業者が認識されていないから、こういう状況が起こっているのかなと思ったんですけれども、図書館のそんな何百も経験のあるところがそんなわけではないと思います。

これから育てていってほしいな感じですけども、やはりこれは契約ですので、こういうことができますということで契約を結ばれたんだと思います。それは、亀山という地に特化したものはこれから育てていかんなんじゃないかなと思いますけれども、基本的なことはすぐさまやっていただきたい。それは、もう月に1回会議しているんか何回しているんかわかりませんが、ぜひともこのレファレンスに対する対応については、ちょっと待っていてちょうだいということじゃなくて、しっかりと対応していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

業務委託につきましては、市の責任の下で実施しておるところでございますので、議員が言われますように、業務委託に基づいての業務の遂行というところの中で、しっかりその部分につきましては、事業者に対して要望していきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

どんな場でもいいんですけど、ぜひ対応していただきたいと思います。

偽装請負のことも、非常に私は危ないと思っていますんで、一体どういう現場でそういうことが起こりやすいかということをしっかり勉強していただいて、東京の、この前も公立高校の偽装請負も紹介しましたが、連絡ノートで子供たちのことをやり取りするだけでも偽装請負と言われて辞めたわけですから、ぜひともこれもちょっとまた再度聞いていきますけれども、学んでいただきたいなと思います。

東近江市というところの図書館をこの間少し聞く機会がありました。亀山の倍ぐらいの面積で、

亀山の倍ちょっと超える人口のまちです。そこで、図書館は7つあって、全部直営です。職員も全て直営です。パートの方も会計年度もおられますけど、職員の全てが司書さんです。7つ異動することも、直営ですと職員が異動すると心配やなあと、継続性が保たれないなと思いましたけれども、その方々は、図書館の中だけの異動でずっと知を蓄積されております。本当に今、どんどんとITも進んで、本を借りるときも対面せずに済むし、返すときも対面せずに済むし、検索は機械がしてくれるしということでは、本当に一番大事な市民と対面するところに人がいないという欠点があると思います、こういう進んだ図書館というのは。そんな中で、やはり読み聞かせを自ら直営でしたり、あえてまちの中に出ていったりしながら市民のニーズをつかんで、図書館が求められているものは何なのかということ日々研さんしておられる図書館でした。

こういう市民の知の宝庫というのは、やはり継続性を保つことによってこの宝は豊かに増えていきますので、私は本来、図書館というものに対して、民間を使うということは、令和9年度からまたもしかしたら新しい事業者になるのか、また直営へ戻るか分かりませんが、ころころころ変わってはいはその知の蓄積が無駄になってしまいます。そういう意味では、もともと私は直営100%がいいと思っていますが、市は、教育委員会は、図書館は、その認識についてどう思っておられるのか。初めてやったこの状況、課題はどう認識しておられるのか。また、委託期間を終えた後どうするのか、どういう議論で次を決めていくのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

現行の直営と業務の外部委託の導入を組み合わせた運営形態につきましては、亀山市立図書館整備基本計画に示されている新図書館において提供するサービスを具現化するため、亀山市立図書館整備推進委員会、教育委員会で議論を重ね決定いたしましたものでございます。

この運営形態により、本来市の図書館の職員として行うべき、先ほど言われましたけれども、そういった学校との連携とかそういった部分については、他職員に専従できる、従事できる体制を整えることができたというふうに認識をいたしております。

令和9年度以降についてでございますけれども、今後、亀山図書館協議会といった第三者機関が設置されますので、そういったところでの運営形態の評価、検証について協議する必要があるかというふうに認識しているところでございます。令和9年度以降につきましては、その評価、検証を踏まえて決定されるものと認識いたしております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

図書館協議会には、本当に市民からもたくさんの応募があったと聞いていますので、活発な議論がなされることだと思います。そこだけに委ねることなく、本当に教育委員会、皆さんに本当に真剣に図書館にも通っていただいて、結局決定していくのは教育委員会になってくると思いますので、ぜひとも先のことを見据えた目で今の図書館をしっかりと見ていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

一言ちょっと言い忘れましたけど、事業委託したり指定管理者制度をしてから、直営に戻した図

書館が最近増えています。内容について、やっぱりそのほうがいいだろうなという判断をされたということです。13自治体14図書館、もう直営に戻されたと聞いています。ぜひそのことも含めて考えていただきたいなと思います。

次の質問です。

中学校全員喫食給食、全員制の給食実施事業の検討経過の中間報告について。

中学校給食のセンターについては、私ども議会は、教育民生委員会としては、研究のテーマとして上げましたので、普通ですとこうやって一般質問はできないという私たち申合せのルールになっています。個人プレーではなく、委員全体で取り組むということだからです。でも、今回重要な中間報告でしたので、特別な取り計らいと皆さんで決めていただいて、こうやって一般質問ができることになりました。

今回のどういう報告だったのかということの概要、そして令和3年3月24日に教育委員会が出した方針がありますので、その整合もちゃんと取れているのかどうかということを含めて、報告をお願いします。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この中学校の全員喫食制の実施事業の中間報告でございますけれども、基本理念、それから整備の方向性、施設の想定規模、計画値、そしてまた必要な施設の規模でありますとか、そしてさらには費用の概算、そして運営手法と様々な内容について検討協議を重ねてきたものでございます。

ただ、その中でまだ様々な課題があるということも認識をしてきたところでございますので、現時点ではこのような形で行っていくのではないという、その検討経過の中で建設用地の選定でありますとか財源の創出、そしてそういったものなど、この全員喫食制給食の実施を進めるに当たって、改めて精査を行い、半年程度のお時間を頂戴して、それをめどに基本計画を策定したいと考えているものでございます。

今後につきまして、引き続き学校給食提供に関する今後の方向性、令和3年3月に出したものでございますが、これとの整合を取りながら、中学校全員喫食制給食の早期実現を目指したいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

これからは整合を取っていくというご答弁だったのでしょうか。

この間の報告の協議会で私たちも聞かせていただきましたけれども、ちょっと基本的にセンターをつくって、中学生の子たちの給食に責任を持ちますよという思いがあまり感じられない報告だったなと私は感じているんです。

どういうことかといいますと、遅いというのはそれはやり方ですので、まだできてへんのかまだ決まってへんのかということはあるんだと思うんです。あつてはいけませんけど、あるんだと思うんです。

ただ、センターというものだけではないと考えているとか、何かと合築をしてうまいこといかへんかとか、あるいはソフトとハードという言葉を使って、ソフト面だけで何かできへんかとか、何か本当に給食センターを建てるんですかということがちょっと分からなくなった思いをしまして、そこについて整合性取れていますかという質問をさせていただきました。お願いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、先ほども申し上げましたように、様々な検討を行って積み重ねてきているところではございます。ただ、それによって今時点では、具体このようにしていくんだという明確なものがまだないというのが実態ではございます。したがって、まだ様々な課題を抱えながらその精査をさせていただくということは行っていくわけでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、令和3年の3月にいたしました学校給食の提供に関する今後の方向性というものの整合を図って、早期実現を図っていきたくて考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

様々はちょっとよく分かるんですけれども、様々ではなく、センターを建てるんですねということもちょっとすっきりとご答弁願いたいんですけど、建てるんですか。どうなんですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申し上げましたけれども、やはり非常にイニシャルコストがかかる、先ほどの中間報告の中でも少し示させていただいておりますけれども、教育委員会が想定した事業費は20億円程度ということでございます。これをそのまま進めることができるのかどうかということは非常に大きな問題だというふうに考えておりますので、その辺も含めてしっかりと精査をさせていただきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

協議会でもびっくりした答弁をまたここでも言っていましたけれども、このときも言うてはりました、現段階で2,200食、1,500平米程度というものを進めていくと、約20億円はかかる。1割が国の補助やと。その分を残りを見ても一般財源で見てもいかんならんと。このままでは市の財政当局をお願いをしますと言って出せるものではないというご答弁でした。

いろんな事業をされていると思うんですけど、遅れに遅れた中学校給食、今いろいろ高騰しているんですね、いろんな資材とか。それで高くなったということなんですね。それは子供たちのせいではありませんし、やってくれやってくれと言ってずっと引き延ばしてきて、あなた方のせいですよ、正直申し上げます。それを今高くなったからできへんわというんでは、ちょっとこれはもう言い訳にならないんじゃないかなと私は思っているんです。

本当に、こういう認識を市長にお聞きしたいんですけど、これ財政のことですので、お持ちなんですか、このままではあかへんぞという気持ちですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今般、教育委員会のこの中間報告におきまして、この中学校給食調理施設の建設に係る概算事業費が約20億円、そして建設後のランニングコストにつきましても、毎年約1億5,000万円かかる試算がなされました。

これは先ほども答弁ありましたか、当初私どもも想定いたしておりました概算事業費が約8億8,000万円、そしてランニングコストが毎年約7,000万円。このような想定で、この事業を何とか早期実現を目指してきているところでございますが、今回のこの試算された数字と当初の考え方の中には、建設費につきましても、それから運営費につきましても倍以上の予算が必要となることが想定をされるという状況でございました。

当然、全体の財政、予算、それから政策はこの給食センターというか、この中学校給食の全員喫食制の実現は早期にぜひとも実現をしたいと思っておりますが、財政の継続性とか他の事業への影響とかそういうことを考えますときに、今教育委員会におきまして、いま一度、再度、この事業手法の検討とか事業費の縮減とか、新たな財源の創出につきまして、全般的な検討、創意工夫を加えることとされたところであります。

市といたしましては、今後の教育委員会の検討結果を受けまして、財源確保やその実施体制など様々な協議を行いながら、中学校の全員喫食制給食の早期実現を目指していく考えを持たせていただいております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

様々な検討、教育委員会がされるのは別にそれはされるでしょうけれども、された結果、削減ができなくても、やはりこれは大事だから給食センターは造るべきだということによろしいんですね。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中学校の全員喫食制の給食を早期に実現する、この手法であるとか、あるいは財源の確保であるとか、これをしっかりもう一度再構築をする必要があるかと思えます。それによって、今の20億の建設コスト、それから1億5,000万のランニングコストを毎年、それを予算化していくということについては、他の事業への影響とか当然いろいろございますから、だから教育委員会において、いま一度、そこを検証、検討をすると創意工夫を加えると、このことが今大切だというふうに思っておりますので、それを踏まえてしっかりとこの計画が本当に早期に実現できますように、そのように考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

実現できますよということは、どういう結果であっても責任を持って子供たちの給食をやっていくということで考えてよろしいんですな。

この教育の課題、本当に様々な教育の課題の一番大事な基本のところですよ、食育は。市長も本当にマニフェストにも書いておられたし、給食の中の地産地消率を上げていくとか、具体的なマニフェストも今までも上げてこられましたんで、大切さはよく分かっておられると思いますが、何かこの間の報告ですと、農政との農水省の何かとひっつけたらどうやとかほかの施設とひっつけたらどうやとか、もう最初の言うてた、ちゃんと子供たちのために給食をしますというのが分からない状況だったんです。

私たちはそんな様々はして要りません。給食センターをしっかりと造っていただく、それに当たっては、場所がなかなかいいところがなかったということですので、中部中学校の敷地内もその場所の候補地に1つ上げて検討していくということも言われていました。そうすると、親子給食みたいなことになるんだと思います。

自校方式だとそういう問題は起こらないんだけど、この前伺ったら、やはりセンター方式になると工場という何か認識になるので、工場なりのいろんな制限とかやらなくちゃいけないことが出てくると伺いました。農水省とどうやらこうやらするということまで、最初の基本まで変えていくんやったら、もう最初の基本も変えて自校方式にしたら楽と違いますんかなと私は思いますわ。そんな様々な検討に時間をかけて子供たちの給食が遅くなるようなことはやめていただきたいし、その検討が本当に子供たちの教育にふさわしい給食になっていただくようにということを求めたいと思います。

それからごめんなさい、検討の仕方なんですけれども、今までやってきてできなかった、本当は3月に報告するはずができなかったのは、検討の仕方にも課題があったんじゃないかなと思うんですけれども、特に予算もつけずに内部だけでやってこられた、本当に専門家の話とか委員会を立ち上げるとか、コストコでも何か部局は新たに、もうせっかく決まっているのにつくるぐらいですから、こんな給食センター、大変な仕事ですから、ちゃんと部局を立ち上げて何か特別委員会を立ち上げてするぐらいの気持ちは大事んじゃないかなと思うんですけど、そういうお考えはないですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

令和4年の7月以降、中学校の全員喫食制給食の実施事業における対象校、そして想定規模等の整備の方向性や計画地の条件、運営方法等の検討につきまして、関係部局との意見を聞き、また調整を図りながら、教育委員会の事務局において取りまとめて作業を進めてきたところでございます。

また、検討してきました内容につきましては、毎月開催されます教育委員会の定例会や臨時会等において、事務局から教育委員に説明し、そのご意見をいただきながら策定の作業を進めてきたところでございます。

議員がご提案されました、例えば委員会でありますとか、そういった組織というものにつきましてでございますが、今後も教育委員会において基本計画の策定、そして給食開始に向け一層関係部

署と協力、協議を行いながら、全員喫食制給食の早期実現を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、現時点では特別な組織等の結成、体制づくりというものは考えていないところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

こんなありさまなのに自信がおありなんやなと思いますけれども、ぜひとも頑張っていたきたいです。

事業手法についてもちょっと伺っておきたいんですけど、先ほど私図書館のことを言いましたけれども、一部事業委託というのを考えておられますね。まだこれもどうなるか分からないということで、とにかく分かっているのはスローガンだけやということになるとびっくりしましたけれども、一部事業委託というによく聞くのが、調理であるとか配送であるとか洗浄であるとかというのを事業委託しますけれども、先ほど図書館の質問で私も話しましたが、給食でも同じような困難が生じております。

やっぱり直営の栄養士が事業者のこの調理師さんの仕事に対して物が言いたくても言えない。でも子供が前におるし、仕方ないからもう言わんかも分からんけどと手を出す、口を出すという状況がいっぱい見られています。本当にそういうことも含めて、この間いただいた報告の中には直営の中に100%直営の表がなかったんです。一部事業委託する直営しか、何かちゃんと分からなかったんで、そこもしっかりと検討していただきたいなと思います。

そして、もう時間がございませんので、最後にもう一回市長に確認をしたいんですけども、これから議論をされますし研究もされますが、私たちは令和9年4月というよりもちょっとでも早く給食してよということを言っていました、そこに間に合うように、どういう額面であったとしても、20億が18億か17ぐらいにしかならんかったわとかそういうことになったとしても、それはもうゴーと言うて予算をつけていただくのかどうかということについて、再度確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、現実現在、そして未来に対して、しっかりこれは責任のある立場でございますので、今の20億が18億になろうともということなんです、その影響がその後の様々な事業や将来へのこの課題が生じないように、どういう形が適切なのかをしっかりと検討するということでございますので、そこが見えないのに何でもいいからゴーを出すということは、今のプランでは非常に厳しいということになろうかと思っておりますので、そこを半年かけて教育委員会の中でしっかり再検討をしていただく。その結果、責任ある判断をさせていただくことになろうかと思うんです。

何度も申し上げますが、私どもは早期にこの中学校の全員喫食制の給食を実現しようと、これはもうそのような思いでございますので、それについては責任ある判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

財政の影響によって子供たちが迷惑を被ることがないように、その責任を子供たちが取るべきではありません。それは市長をはじめ、ちゃんと市が取るべきです。教育委員会が取るべきです。子供たちにそんな責任を負わせないでください。よろしくお願いします。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

今回は、新庁舎建設について、中学校全員喫食制給食実施事業の中間報告について、市内の鉄道駅前についてという3点を通告させていただいております。

それでは、まず新庁舎建設についてからお聞きしたいと思います。

今回、新庁舎の位置について1番、2番として旧庁舎の跡地利用についてというふうに、2つの項目を書かせていただいておりますけれども、これはそれぞれ関係することですもんで、1に行ったり2に行ったりという感じで聞かせていただきますんで、その点はちょっとご了承くださいと思います。

まず、この新庁舎建設についてなんですけれども、特に2つの項目、行政機能の集約と分散という視点でお聞かせ願いたいと思います。

先月の全員協議会で亀山市の新庁舎整備計画の骨子案が示されまして、これについては是非という以上に、内容でちょっと分かりにくい部分があったんで、その辺をちょっと明らかにしたいという思いで聞かせていただいておりますけれども、徐々に具体性を帯びてきたということで、スケジュールに関していいますと、昨年、尾崎邦洋前議員の一般質問への答弁の中で、令和5年度に建設地を決定しまして、令和6年度から7年度に用地を取得、令和8年度から基本設計及び詳細設計、令和10年度に建設工事に着手し、令和12年度の開庁を目指すというようなことだったと思いますけれども、特に令和5年度の建設地を決定という、それが非常に市民にも関心の多いところかなと思うんですけれど、その候補地案がこの骨子案で示されました。

特にその候補地についてまずお聞かせ願いたいんですけれども、その記述を見ますと、説明を聞きますと、場所とか規模とか、提供する市民サービスとか、まだまだちょっと互いに関連し合っ、まだちょっと流動的な部分があるような印象を与えるものだったと思います。

それで、これでは何も決まっていないに等しいんじゃないかというふうに、そんな印象を持たれた議員さんも多く見えたと思います。

確かにこの5つの候補地につきましても、何を主眼に置くかによってやっぱり変わってくるものやと思うんですけども、ただこの案、5つの候補地が出ましたけれども、客観的な目線で見ても、これで間違いなく言えることは、現在の庁舎の位置が5つの候補地のいずれにも入っていないということです。すなわち、これは現在の庁舎のこの位置、ここでの建て替えはもうないということなのか。つまり本庁舎が移転するということなのか、この点をまず確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の建設候補地につきましては、基本計画骨子案におきまして5か所の候補地をお示しさせていただいておりますが、議員おっしゃいますように、その中に現庁舎の位置は含まれておりません。

当然ながら現庁舎位置での建て替えにつきましても検討をいたしました。敷地面積が約7,700平米と狭く、現庁舎の課題の一つである庁舎内のスペースや駐車場の狭隘化を解消することが困難であること、また仮設の庁舎建設費や敷地の南側斜面が急傾斜地であることから、その対策費に相当な経費が必要なことなどから建設候補地から除外したところでございますので、現在の5か所の候補地ということは移転ということで考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

行政の現在の考え方としては、もう移転すると。これはあくまでも決定的ということで、それは認識させていただきました。確認させていただきました。

特に、次の旧庁舎の跡地利用についてという部分と絡んでくるんですけども、この骨子案の中では、先ほど言いましたような行政機能の分散集約、こういった話がありました。上げられている施設が、当然この現在の本庁舎のほかには関支所、あいあい、総合環境センター、この4つが上げられていたと思います。ほかにもいろいろな施設はあると思うんですけども、やはり特に大きなのはこの4施設なんだろうと。この4施設とも、一応集約を基本とする、状況によっては市民サービスに影響が出ないとか、そういうふうやったら集約しない可能性もある。そういったことが示されていて、当然そういうふうな柔軟なフレキシブルな対応というのは、これはあってもいいとは思いますが、ただその集約、そもそもこの集約というのはどういうレベルのことを指すのか。

仮に4施設全部集約するということになったときに、現在の施設、例えばあいあいであれば、もう総合保健福祉センターあいあいというものの自体を廃止するのか。建物の解体とか、それはまた別にしまして、例えば関支所だったら関支所自体を廃止するのか。そういったものなのか、ある程度職員を残すぐらいのものなのか。施設の集約じゃなくて、あくまでも行政機能の集約と書いてありますので、その辺は一般的に受けるイメージと結構分りにくい部分があるので、その点どういふふうなことなのか、集約とは。その点をまたお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現在、集約・分散につきましては、おっしゃいますように本庁舎、関支所、総合保健福祉センターあいあい、総合環境センターに分散している行政機能を新庁舎に集約することを基本としますと骨子案ではさせていただきます。

この行政機能につきましては、窓口での手続や相談対応など市民や事業者向けのサービス機能、職員の執務や政策形成を行う機能のほか、災害時に防災拠点となる防災機能や議会機能、それと市民交流機能などがございます。

また、そういった考え方を変えますと、その機能のさらに市民や事業者向けのサービスの機能につきましては、現在関支所では地域サービス部門、文化部門、上下水道部門、総合保健福祉センターでは福祉・保健部門、それと総合環境センターでは環境政策、廃棄物対策部門と、そういったことの事務所が分散しているというところがございます。

こういった各施設につきましては、集約というのは一部集約も当然でございますし、全部集約という考え方もあるかと存じますが、ただ、あいあいには、おっしゃいましたように福祉部門が入っておりまして、これにつきましては市民の方もなじんでいるというところもございますので、集約という考え方の中で全てを集約ではなくて、その中でも分散、さらには今回は急速にDXが進展するなど行政サービスの在り方が大きく変化することから、行政機能の集約・分散につきましても、市民サービスの低下を招かないと判断した場合は、一部の行政機能は分散し、新庁舎を整備ということで、明確に全部集めるとかそういったことまでは考えておりませんので、今後、検討していくものと考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

集約といっても、全部門をそこに統合してしまっ、もともとあった施設を全くなくすようなものではないと。もちろんそういうふうなこともあり得るかもしれないけれども、そういうことだと思えます。

実際、環境センターを集約するとしても、ごみ処理施設なんか併設できるわけないですし、当然そんなことは現実的じゃないのは分かっていますし、なんですけれども、やはり、特に関支所なんというのは、当然これは加太出張所も含めて関支所になっていますし、その辺本当にどうするのかという話になったときに、確かに行政機能を全部そこから引き揚げることで、これはもうはっきり当然市民としても納得できないですし、私らも地元としては、もう当然そんなものに賛成できるものではないというふうにも思いますし、やはりそんなことを思うと、やはり当然行政機能の集約というのは、これはあるべきものやとは思いますが、ただ市民サービスからして、どういふふうなものにしていくかというのは、当然やはり市民サービス、窓口業務のDXを言われましてけれども、そこでどれだけ市民サービスが低下しないかという問題やと思いますんで、実際に尾崎議員の答弁の中でも、スマート庁舎という言葉が使われました。やはりそういった方向だったら、私はもともと庁舎建設不要論者ですので、新庁舎は。そういう人間にとってもスマート庁舎という考え方は、ある意味これは賛同できるものでしたので、当然内容はこれからの議論でなっていくとは

思うんですけれども、ただ、やはり集約というても決して全部なくしてしまうものではないということを確認させていただきました。

そういう意味で、2番の旧庁舎跡地利用ということをおっしゃっていただくわけなんですけれども、特にそんな中でやはり気になるのが、あいあいとか関支所はまだまだというようなイメージではあるんですけど、特にこの本庁舎ですね、ここの跡地利用です。ここはどういうふうな考えでみえるのか。耐震的にもう駄目だということもありますけれども、ただやはりもともと庁舎があった場所で、本当に旧亀山市、新亀山市も含めまして、亀山市の中心的な場所です。近くに亀山城公園とか亀山城自体もあります。この場所、これをどうしていくのか、現時点での考え方はあるのか、この点をまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

庁舎を移転した場合におきます現庁舎の活用方針、方法につきましては、現時点では決定はいたしておりません。

新庁舎へ集約する行政機能によりましては、現庁舎以外の公共施設につきましても活用方法を検討する必要も生じることも考えられます。

今後、新庁舎の建設敷地を令和5年度に決定し事業を進めていく中で、庁内に設置いたしました公共施設跡地等活用検討委員会において検討してまいりたいと考えております。また、現庁舎につきましても、耐震補強工事は済んでおるという状況もございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

公共施設跡地等活用検討委員会、これでというような話でありました。やはりこういったもので委ねられるんやろうなというふうなことは思うんですけれども、ただ旧図書館についても、まだその辺、跡地利用をどうするのかというのもまだ進んでいない。そんな中で、やはり非常に重要な場所である。図書館もそうですけれども、やはりまずは新庁舎を建てるという、そこにベクトルを向くのは当然やと思いますけれども、やはり同時に、早い段階で跡地をどうするのかという構想はしっかり持っていただきたいなということを申し上げて、次の項目に移らせていただきます。

次、中学校全員喫食制給食実施事業の中間報告についてということで、この点につきましては午前中も福沢議員が質問されていましたが、福沢議員説明のとおり、所管事務調査については内容については控えるようにということであったんですけれども、これにつきましては非常に重大な問題だということで今回は取り上げてもいいよというようなことになって、今回もちょっと確認させていただくわけなんですけれども。

この全員喫食制の学校給食の実現についてという表現を取らせてもらいましたけれども、給食センター云々という話がありますけれども、市長のマニフェストを読ませてもらいましたら、きめ細やかな小・中学校の給食に向け、現在進められている教育委員会の検討を踏まえ、その環境を整えますとあって、第2次総合計画の後期基本計画では、中学校における全員喫食制の給食実現に向け取り組みますとある。決して給食センターとは書いていないので、ただ全員喫食制というのは進め

ていることなんやなということの認識の中で全員喫食制という表現を取らせてもらったんですけれども。

その中間報告ですね。その話の中で、先ほど福沢議員も言われていましたけれども、給食センターとか施設を造るのは結構厳しいと。その話で、かなり費用がかかりそうだと、そんな話でした。

私もちょっと議事録を読ませてもらいましたが、それはそれなんですけれども、ただその中で私がかかなり引かかったのが、この内容では財政当局に提案できないみたいなことを言われた、それをちょっと確認させてもらおうたんですけれども、そもそも市長のマニフェストでも、全員喫食制に向けてやるんだと。ただ、教育委員会の検討を踏まえということで、これは教育委員会の検討を尊重するんや。決して、教育委員会からの内容次第では、もうやらさんみたいな、そんなことを言われていないし、総合計画の後期基本計画でも全員喫食制の実現に向けて取り組むとあって、こんな状況の中で、当然教育委員会として検討されたその内容を財政当局に上げれば済むだけの話なんですよね。そこで、こんなん提案できませんわと言うこと自体が、私にはとても理解ができなかった。

そこで、まずこの通告で書いていますけれども、この全員喫食制学校給食の実現、これは一体誰が決定権を持つのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず法律上のお話となりますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により、学校給食に関することは教育委員会の職務権限となります。また、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行することは、同法22条の規定により、市長の職務権限となるものでございます。

したがって、この中学校全員喫食制給食の実施事業につきましては、市長、教育委員会、それぞれの権限の下、亀山市第2次総合計画の後期基本計画、そしてまた実施計画へも位置づけが行われたところでございます。

これを踏まえて執行予算を踏まえまして、全体に位置づけられました範囲で教育委員会が基本計画を策定し、全体の調整の中で意思決定を行うことになろうかと考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

その辺の話はよく分かるんですよ。教育委員会が幾らやるという決定権を持っておったとしても、すぐそんなんでできるものでもないと思いますし、当然、市長が全員喫食制決定を基に施設整備予算執行に対することを考えられる。それについても、単に市長が予算権を持っているからという、それだけで済むもんじゃないと思うんですけれども、ただ、やはりそのときの答弁というか話ですね、教育委員会がきちっと考えた上で全員喫食制をしようと思ったら、こういうことですよというふうに一応中間案が出た。それに対して、それをそのまま財政当局に渡せばいいだけの話ですよ。

その上で、一応うちとしてはこういうふうな検討を出したんですけれども、財政当局がうんと言ってくれませんねやわと言うんやったらまだ分かるんですよ。これ、結果が出たけれども、これは

財政当局に言えないですわということは、これはあり得ないと思うんですよ。

それに対して財政当局、当然今までも付度という話がありましたけれど、あのときは本当に教育長が市長に付度をしているような感じだったんですけども、その辺の、本来教育委員会がやるんやというふうに市長に渡す話やのに、それを何か教育委員会がやるという話を持っていかないというのは、むしろこれは市長が、教育委員会自体が全員喫食制を実現したくなくて、それを市長が逆に付度しているような、そんな印象すら受けるんですよ。

その辺を思うと、やはりこの辺、本当に教育委員会としては全員喫食制をしたいのか、その点どうなんでしょうか。部長でも教育長でもどちらでも、その辺喫食制に対して、もう一回考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

私どもといたしましては、全員喫食制の給食、これにつきましては早期実現を図るというこの考え方は変わっておりません。

私が協議会のほうで申し上げましたのは、やはりこれらの、今私ども教育委員会が積み上げてきました、いわゆる概算事業費というもの、それからランニングコストというものを考えますと、安定的かつ継続的な事業展開が、果たしてこの先担保できるのかどうかということと、もう一つは、ほかにも様々な教育課題を抱えている中で、この給食実施のために財源を枯渇させるようなことがあっては、ほかの教育問題にも影響があるのではないかという考え方の中で、一旦お時間を頂戴して、改めて精査をさせていただきたいというふうに、今進めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

おっしゃる意味はよく分かります。さらに言えば、市の財政のことまで教育部長さんが考えておられる、これは非常に大事なことだと思いますけれども、ただこれ自体はやはり財政当局が考えることだと思います、財政がどうなるかとか。それでもやっぱりやるべき価値があるんやというふうに、やはり市長が判断、実際判断されていると思うんですよ、これ自体は。

そういう意味で、ちょっと午前中も教育部長と同じような答弁を市長はされていたと思うんですけども、当然教育委員会の考え方を尊重するというのも言われていましたんで、それも尊重されていると思いますけれども、ただ最終的に、例えばセンターでやるんやったら実現に向けてどういう手法を取るのかということ、これを決定するのは、かなり財政を預かっている市長の判断が大きいと思うんですけども。もう一度、先ほどの市長が言われていたのは、教育委員会の見解を尊重するという立場なのか、財政として、教育委員会が懸念するように、その内容ではとても受けられないというふうな、そういう思いで言われたのか。その点について、市長のお考えを聞かせていただいて。手を挙げられそうでしたけれども、総務財政部長が。その点、財政当局及び市長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきましたけど、事業の進め方とか財源の確保等々については、やはりしっかり半年間の猶予期間をいただいて、再度教育委員会の中でしっかり実現に向けて積み上げるということです、その教育委員会での検討をしっかりと見極めさせていただいた上で、尊重して次へ展開をしたいと思っております。

課題は何かと申し上げれば、これも申し上げましたけど、多分教育委員会の中でもたくさんの教育課題を抱えております。行政全体としても、本議会でも議論がありました、例えば老朽化する様々な学校施設とか保育施設なんかの更新、改築をどうしていくのか。

あるいは、例えば財調につきましても、令和5年度の予算では約4億をエネルギー高騰等で取り崩す形になりました。残る20億という中での行政の持続的な展開をしっかりと考えていかなくてはなりません。

したがって、それぞれの背景の中で、この実現のためには、何をもう一度検討して、どのような事業の進め方をしていくのがいいのか。財源をいかに確保していくのがいいのか。他のそれ以降の影響とか、様々諸課題への対応がどのようにしてできるのか。こういうことを総合的に判断することが極めて重要だというふうに思っております。

先ほど教育部長が申し上げました教育委員会の権限、それから市長としての権限、それぞれの権限を踏まえた上で、最終的にこの事業が早期に、全員喫食制の中学校給食が早期に実現できるように、教育委員会と市の執行部は連携をさせていただいて、早期実施に向けた努力をしていこうと、このように考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

この問題につきましては、教育民生委員会が所管事務調査のテーマとして取り上げて、教育民生委員会一丸となって取り組んでいかれると思いますし、内容の是非とかもあるんでしょうけれども、その点につきましては、特に先ほど言われたような責任の問題ですかね、この辺が特に私は気になったもので、確認をさせていただきましたので、半年後ですかね、そのときには皆さん市民が納得できるような、そういう報告をお待ちしたいと思います。

続きまして、市内の鉄道駅前についてという次の項目に移らせていただきます。

まず今回、亀山駅周辺整備事業についてということと、あと観光スポットとしての駅前についてという2点の項目を上げさせていただいておりますけれども、まず亀山駅周辺整備事業についてということでお聞かせ願いたいと思います。

これにつきましては、亀山駅周辺整備事業第2ブロックが完成しまして、図書館も開館して、入居者も新たな生活を始められているというところの中で、商業施設のほうはまだスタートしていない様子です。

このことにつきまして、商業施設、市が認識している状況、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵建設部次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

市街地再開発事業によりまして整備されました再開発ビルの商業テナントにつきましては、図書館東側に2区画、マンションの東側に1区画の合計3区画が設置されておりますが、現時点では、全ての区画におきましてテナントが決定していない状況であります。

これまでも、3社のテナントの所有者や市街地再開発組合におきましてテナント募集を積極的に行い、様々な業種の方々からの問合せやご相談がりましたが、近年の経済状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況等から、出店の決定までには至っていない状況でございます。

今後は、図書館が今現在開館しておりまして、多くの方々が図書館を含めた亀山駅前周辺を訪れていただいているところであり、またテナントにつきましても複数の問合せ、相談等をいただいていることから、所有者及び組合と共に、引き続きテナントの決定に向けた取組を支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

まだ入っていないと。まだ決定していない。ただ、問合せはあると。そんな中で、今後の問題であると、そういったことを確認させていただきました。

あと、それとも絡む部分もあるので、次の残りのブロックの開発予定についてというところに行かせていただきたいと思いますけれども、亀山駅周辺整備事業、これ自体はそもそも4つあるブロックがあって、そのうちの1つが完成したにすぎないんですね。

ただ、第4ブロックのBですかね、それもできたので、あと残り2.5という感じなのかなと思いますけれども、ただある意味、これからがまだ本当の駅周辺整備事業の正念場というふうに言えるんじゃないのかなと思うんですけれども、残りのブロック、この開発予定は一体どうなっているのか、もう一度この点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵建設部次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

平成26年度に策定いたしました亀山駅周辺市街地総合基本再生計画では、亀山駅周辺の議員ご案内のとおり4ヘクタールを4つのブロックに分けてまして土地利用の方針を示しております。

そのうち、亀山駅玄関ゾーン、交流おもてなしゾーン、居住サービスゾーンを含んだ2ブロック地区におきまして市街地再開発事業が実施され、亀山駅周辺のにぎわいの中心となる施設が完成したところであります。

今後は、1・3・4ブロックにつきましても、土地利用の方針に基づきまして、亀山駅周辺のまちづくり協議会と連携いたしまして計画の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、現時点では、2ブロック地区以外での市街地再開発事業等の今後の整備手法が明確に決定したブロックはない状況であります。土地所有者や民間事業者の動向等を注視しつつ、亀山駅周辺の活性化や居住人口の増加、鉄道利用者の利便性の向上に寄与する土地利用が図られるよう、様々な検討を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

まだ残りブロックについては具体的な計画はないと。確かに今までも示された内容をするとういうことなんですけれども。

ただ、そんな中で、亀山駅第2ブロックのあれができたので、これからそれも含めてどういうふうになっていくのかという、その動向を見極めながらということだと思えますけれども、その中で2番の項目なんですけれども、観光スポットとしての駅前についてということで、市長の現況報告の中で、この駅前につきまして新たな観光スポットとしてのJR亀山駅前というふうな表現があったんですね。

そもそも新たな観光スポットとしてのJR亀山駅前、文化情報プラザなのか、キットテラスの建物そのものなのか、あるいは今度できた銅像なのか、駅前広場なのか、あるいは駅前全体をもって観光スポットとするのか。亀山駅前の何をもって観光スポットというふうに表現されたのか、その点を確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

市の中心的都市拠点に位置づけられたJR亀山駅前につきましては、新たな知の拠点として学びとまちづくりの核となる新図書館が開館し、また新たな駅前のシンボルとしてヤマトタケル・オトタチバナヒメの銅像が建立されるなど、全体を新たな観光スポットとして捉え、発信してまいりたいと考えております。

新図書館におきましては、本市を訪れた人が地域のことを調べてからまちに繰り出すことができる場所として、また「愛うるはし」と銘したヤマトタケル・オトタチバナヒメの銅像につきましては、2人のロマン伝説にちなんで、既に若いカップルの縁結びや熟年夫婦の絆をより深めるスポットとして徐々に浸透してきており、市外の方も訪問いただいております。

また、今後こうした駅前への訪問をきっかけに、関宿や亀山宿周辺など、市内の観光スポットへ周遊いただく観光客の増加も期待できるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

駅前全体が観光スポットというぐらいの位置づけやということですね。

熟年夫婦の絆をということで、私もちょっとお世話にならなあかんかなというふうに思ったりもするんですけれども、やはりそういった視点、切り口ですね。実はこういうのが、いつかパワースポットとかそんな話もありましたけれども、やはり何が観光資源になるか分からんというのがありまして、こんな話があると銅像一つ取っても、銅像にまつわるものについても観光スポットとなり得るのかなというふうに思います。

ただ、先ほど亀山駅前を言われました。先ほど来から商業施設の入居はまだと。第1、第3、第4ブロックのもう一個というような感じ、まだ具体的な計画まで決まっていないとは言われていますけれども、やはりこういったことも含めまして、やはりこの駅前の新たなポテンシャルとかいう

ことを見極めた上でというのも、確かにこれは非常に大きなことで、今回新たな観光スポットとしてのＪＲ亀山駅前というふうに明記されたことは、私も実は非常に大きなことだと思います。

そういう意味では、亀山駅前は、駅前というものがそもそも観光スポットとなり得るんやということを示した、これは非常に意義があることだと思います。

市内を見渡すと、加太、関、井田川、あと下庄、こういった駅がそれぞれありますけれども、この間、加太駅をきれいに整備されたばかりですし、井田川駅も整備された。関の駅は道の駅と一緒に連携した駅になっているということで、やはりそういったものというのは、例えば観光地の旅行情報誌とかを見ると、例えば今回だとキットテラス、文化情報プラザがあって、地元の情報が発信できるよみたいなのは真っ先にやはり亀山市の欄に載るような内容でして、今まで私は観光といえば何かどここの史跡やとか、ちょっとした公園やとか思っていたのが、やはりちょっとしたそういうふうな資源に目を向ける、行政が造った建物であっても、やはり観光スポットとなり得る、こういったものがありますんで、亀山駅前というのを一つの観光スポットにすると同時に、もう一つやはり市内の各駅ですね。これもやはり観光スポット、観光の拠点というふうに位置づけていかなければならないと思うんですけれどもね。

そういう意味で、今、観光プロモーションとかされていますけれども、この各駅の観光の拠点としての位置づけ、この辺をどういうふうに考えておられるのか。その点、市の考えをもう一回聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市にはＪＲ亀山駅以外にも４つの駅がございます。これらの駅は鉄道で本市を訪れる人の拠点となっておりますことから、議員ご指摘のとおり各駅での観光情報を、観光拠点として情報発信は重要であると認識しております。

現在ＪＲ関駅におきましては、亀山市観光協会による関宿を中心とした観光案内を行っており、またＪＲ加太駅におきましては昨年４月に駅舎をリニューアルし、地域の皆様による鉄道遺産群を初めとした情報発信を行っているところでございます。

また井田川駅と下庄の２駅につきましても、観光パンフレットの配架やＱＲコードの掲示など、訪れる人が観光の情報を得られるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

観光に向けた様々な取組、やはりそんなに目新しい話じゃないかもしれませんが、やはりそういった地道なことが非常に大事だと思われまますので、そういうふうな姿勢で、観光プロモーションも含めまして進んでいっていただきたいと思うんですけれども、またそんな中で、先日も草川議員が訴えておられましたけれども、やはり駅のトイレの問題ですね。やはり観光という部分を取っても、駅のトイレがきれいであること、清潔であること、これは非常に重要だと思われまます。

そういった意味で、駅のトイレ、やはりこれを水洗化するだとか、この辺の話、どういうふうにご検討されるのか。たしか、ＪＲに対しての要望とかも言われていましたけれども、じゃあどれ

ぐらいの要望をされているのか。その点、JRとの話はどうなっているのか、改めてもう一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅舎の建て替えにつきましては、2ブロック地区の市街地再開発事業の実施に伴うJR東海との駅前広場の調整、協議等において、今回の事業と併せた駅舎の整備の考え方を伺ったところでございますが、現時点では駅舎の建て替えの予定はないとの回答を受けたところであります。

今後も、様々な機会を捉えて要望を行っていく必要があるというふうに考えておきまして、当然トイレにつきましても駅舎の一部でございますので、それも併せて建て替えの方向でということで要望をしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

JRとも協議を進めておると。協議というか要望なんでしょうけれども、ただ、今回関西線の存続云々の話の中で、やはりJRとも本当に地元の人が利用するだけじゃなくて、そこにどういうふうに来てもらうかという、そういったことも考えていかなあかんことになってきたと思います。

そういう意味で、やはりトイレの重要性というのは非常に大きいと思います。

今回、昨日なんですけど、たまたま関宿の案内ボランティアの案内にちょっとお手伝いさせてもらうんですけども、その際も桑名のほうから観光バスで、神戸の方ですけれども、桑名の後に関に来られて、観光駐車場で降りられたんですけれども、大型バスで。その際ガイドさんがまず言われるのが、皆さんトイレはこちらですと、まずトイレを案内されるわけです。それで何人かの方はやはりトイレに行かれる。それで駅を降り立った方、まず何をされるかといったら、やはりトイレに行きたい方はトイレに行かれるわけですよ。乗られる方もまずトイレの心配をされて、トイレを使われるわけです。

言ってみれば、先ほど部長は玄関口と言われましたけれども、まさに玄関は駅のトイレなんですよ、ある意味。今回新図書館の新しいきれいなトイレができましたけれども、まず駅の利用者はどこのトイレを探すかといったら、駅のトイレを探すわけですね、鉄道で来られた方とかは。

実際年配の方とか、わざわざそんな図書館のトイレなんかへ行こうとはしないわけですし、やはりそういった意味でも、非常にトイレというものの重要性というのがある。

関宿の話を行いましたけれども、やはり観光客から、トイレがきれいか汚いかでその観光地としての格が違ってくるよと言われたことあって。関のトイレも結構汚い部分があったもんで、結構苦情があって、その当時の担当の方には、その方はきちっとしていただきまして、今ではそういう苦情がかなり減って、その点は非常にありがたかったなと思うんですけれども。

さらに言うと、市長は健康都市と言われていています。健康という意味で、実は先日うちの母が亡くなったんですけれども、在宅での看取りだったんですけど、そのときに一番お医者さんに言われるのが尿の量ですね。そういったものが非常に大事なやつで。もうこれによって命の残りが決まってくるぐらいなんやぐらいのことを言われまして。排せつ行為というのは、非常に医療的にも重要

なことだというふうに言われていました。

トイレというどうしてもネガティブなイメージではありますけれども、非常に健康づくりという意味でも、きれいなトイレの環境、衛生環境を整えていくということは、やはり健康都市の理念にもつながっていると思いますので、その点しっかりやっていただきたいと思いますけれども、そういうことも含めまして、最後に市長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山駅構外のトイレについては先般申し上げたとおりであります。今後もしっかり要望していきたいというふうに思いますし、JRの構内の駅トイレは大変きれいに東海さんしていただきましたので、これは非常に評判がいいということです。

管理をさせていただいておる構外についてはしっかり、スペースが限られていますので、あの狭いところをどのように市としてリニューアルするか云々という話は、限界のある話だと思いますので、JR東海さんのほうにしっかり引き続いての要望をしまいたいと思います。

それから観光都市、そして閑宿を初めとするまちの環境という意味で、トイレの持つ意味合いというのは、もう議員おっしゃるとおりだと思って、今朝も役所へ参りましたら、市長への手紙の中で、やっぱりすばらしい閑宿を訪れた。しかし、そのトイレが非常に、ごみが死角のところにあつたとか、幾つかご指摘をいただいた案件が、今朝まさにそういう話がありました。早急にこの対応をどのようにしていくかも含めて、しっかり対応させていただきたいと思いますことと、歴まちのプログラムを活用して順次、歴まちのエリアについてのトイレの改修等々、しっかり進めてまいりました。それ以外も含めて、健康づくりの視点もそうでしょうし、これは議員おっしゃるとおりでございますので、しっかりと計画的に、スピーディーに対応させていただきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

しっかり取り組んでいただくということで、ぜひ期待したいと思いますが、1点だけ、亀山駅、当然しっかり取り組んでいただくということではあるんですけども、草川議員が何度も主張されていますけれども、やはり下庄という駅も、ここはまだ水洗もなされていないということで、ちょっと地元の議員じゃない人間が言うのもなんですけれども、確かにあの状況を見たら、私も同じ意見ですね、草川議員と。昨年ちょっと下庄の駅を見せていただきましたけれども、あれは確かにちょっと。何とか地元の方が頑張ってきてきれいにされてはおるんですけども、やはり施設的には水洗ということもあり、地元議員が言われているというのがありますので、これはぜひ実現していただきたいなと思います。ということをお願いして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 1時46分 休憩)

(午後 1時53分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 古田吉昭議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

お疲れさまです。

会派新生みらいの古田です。よろしくお願いします。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、東町商店街の活性化についてですが、私、子供の頃はもちろん活気があり、当時から比べると閉店している店舗が多くなりました。そこでにぎわっていたときの店舗数、現在、東町商店街で商いをを行っている店舗の数、空き店舗になっている数など、現状について教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

1番 古田吉昭議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在、東町商店街振興組合の会員は26で、そのうち、商いをされているのは17でございます。昭和49年の設立当時には会員が70でございましたことから、現在と比較して44の減少となっております。

一方、活用を希望する空き店舗の数につきましては、同組合に聞き取りを行ったところ、2件と伺っております。

なお、東町商店街の店舗でございますが、その多くが住宅と兼用となっておりますことから、空き店舗となってもほかの人に貸すことが困難であるというのが実情でございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

17店舗、歩いてみたんですが、18あるかなと思っておったんですが、17店舗なんですね。やはりかなり商いをされている店舗が減っているということですが、現在そういった頑張っている方々とともに行われている取組を教えていただければと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

東町商店街での取組でございますが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により様々な行事が中止となり、現在はポイントカードや東町商店街振興組合によるサマーセール、歳末大感謝祭など共同販促事業の実施や、アーケード、街路灯、駐車場等の共同管理を中心に活動が行われてきま

した。今年度につきましては、昨年の秋に現代アートの祭典、亀山トリエンナーレ2022が開催され、また先月から3年ぶりに亀山まちゼミが開催されるなど、商店街のにぎわいが戻りつつあると感じているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

コロナの影響でイベントの中止は続いておりますが、だんだんとイベントが復活してきているのはうれしい限りだと思います。

私も亀山トリエンナーレに行ってきましたし、ふだんも歩いていて気になったのは、商店街のアーケードですね、かなり老朽化していると思います。特に屋根の部分が大分と老朽化している、場所によってはかなり危険だと感じる場所もあります。いわゆる道側には支柱があるんですけども、店側、建て替えとかいろんな改築とか、いろんなことをしていることによって支えがない部分も結構あります。地震など起きたらかなり危険な部分もあります。このかなり老朽化しているアーケードについて、市にとってはどう対応を考えているのかを教えてください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

東町商店街のアーケードにつきましては、町のシンボリックな施設であり、商業空間を築き上げてきました。しかし、設置から長い年月が経過しており、平成14年、平成25年に塗り替えも含めた整備を行っておりますものの、支柱に泥がたまったり、屋根も補修が必要であるなど老朽化が進んでおり、修繕には多額の費用が見込まれる状況でございます。

また、アーケードの管理につきましては、東町商店街振興組合が行っておりますが、会員が年々減少する中、維持管理を行っていくことは財政的な負担も大きく、非常に困難な状況であると伺っております。このことから、組合側は今後アーケードをどうしていくのか、今後の方向性について協議を重ねており、市といたしましても組合と意見交換を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

多分聞いたところによると40年ぐらいたっておるんですかね、アーケードを設置してから。この先もだんだんともろくなっていくと思います。ちょっと歩いていて思ったのは、やっぱり支柱も大分と、要するに犬の散歩でやっぱり柱が劣化、腐食してくるという点に関しては、巻いてもらったり、塗装してもらったりとかやってもらっておるんですが、もちろんどんどん悪くなっていると思いますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、今後のにぎわい創出についてですが、もっと多くの人にこの東町商店街に来てもらうために考えていることなどあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今後のにぎわい創出につきまして、まずは令和2年度から中止となっております亀山市の復活に向け、主催者となります亀山市商業団体連合会への支援を行ってまいります。130年以上続く伝統行事の復活により、子供から大人まで市内外から多くの方々に来訪していただくことで市中心部のにぎわいを取り戻してまいりたいと考えております。

さらに亀山商工会議所と連携を図りながら、引き続き創業セミナーの開催や空き店舗等活用支援事業補助制度の活用により、創業を志す方々の支援を行ってまいります。

また、本年度、東町商店街におきまして、新たに飲食業と食品販売業の2店舗が開業しております。今後も空き店舗の把握や補助事業の活用により、にぎわいのある商業地域の形成を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

新たに2店舗の開業といったいいニュースもあるようです。そして、亀山市が復活すれば商店街も盛り上がると思います。前回質問させてもらった東町ふれあい広場のトイレ改修リニューアル、そういったいろんなアイデアが創出されるような気がするんですが、今後新しく考えている取組などあれば教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

東町商店街につきましては、旧東海道に沿う形で周辺に市役所やJR亀山駅等がある中心市街地に立地する市内唯一の商店街であり、亀山市都市マスタープランにも位置づけられている中心的都市拠点でもございます。このことから、今後もJR亀山駅前の再開発と連動した商業施設集積の取組によりまして、大型商業施設であるショッピングセンターエコーとの回遊性を生かした相乗効果により、一層のにぎわい創出につなげてまいりたいと考えております。

また、東町商店街は、まちの魅力向上を図っていく上でも重要な商業施設であると考えており、東町商店街振興組合の会員の皆様をはじめ、関係者の皆様方と今後の商店街の在り方について官民協働で活性化策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

私もネットで調べたところ、回遊性という面では、回遊性を高めて新しいイベントを立ち上げて、商店街そのものの集客につなげたという例もありました。その回遊性といった点で東町商店街と亀山駅の開発の話も出ていましたけれども、その中間に当たる亀山城、そして市の本庁舎があります。今回、新庁舎の整備計画が出ました。その新庁舎が移転した場合、移転するという事で今お聞きしましたが、現庁舎をこの回遊性が高まる商店街の活性化につなげる取組など考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

市本庁舎につきましては、新庁舎建設のため移転を予定しており、同時に現庁舎の在り方につきましても、新庁舎建設と並行して検討を行っていくこととなります。現庁舎につきましては、中心市街地に立地する市内唯一の商店街である東町商店街とJR亀山駅の中間に位置してございますことから、今後の在り方につきましては、東町商店街の活性化につながるような視点も含めて検討していく必要があると考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

了解しました。

この本庁舎、新庁舎移転となった場合は、この中間に当たる現庁舎、亀山城、亀山城公園を併せた活用法によっては回遊性が高まって商店街の活性にもつながると私は思っておりますので、今後もしよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

能褒野神社の活用についてとありますが、今回は栄町にある二の鳥居の取扱いについて質問します。

現在、ぬきが破損した状態になっておりますが、どういった経緯で破損したかということと、そして私、栄町におりますので鳥居の撤去に伴う調査のお知らせを目にしました。調査の結果についても教えていただければと思ひます。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

まず経緯ですけれども、市道栄町11号線と栄町本町線の交差点付近の能褒野神社、二の鳥居でございますが、昨年12月15日に市民から鳥居の一部が破損しているとの通報を受け、現場で確認したところ、ぬきと呼ばれております箇所が破損していることが判明しました。原因は、トラック等の車両が当たったことによるものと考えられましたので、警察に問合せを行いました。現在のところ事故等の届出はないとのことでございます。

市の対応としましては、バリケードの設置等応急措置を実施し、定期的にパトロールをするとともに、1月30日に石材を取り扱う専門業者への調査を実施したところでございます。

続きまして、調査結果というところですが、調査の結果としましては、比較的安定しております、すぐに倒壊するおそれはないものの、ぬきがないということですので強度は低下をしております。ですので、地震等の災害時には倒壊する可能性は高いということの報告を受けております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

了解しました。ありがとうございます。

二の鳥居付近の方も、いつ落ちたか分からなかったということも聞いております。夜間、自然落

下したのか、事故があったのか分かりませんが、とにかくああいった重い石でできている鳥居なので、大事故にはならず幸いだったと思っております。

続いて、この二の鳥居が設置された経緯と、現在どのように取扱いが行われているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

まず初めに鳥居が設置された経緯でございますが、大正14年6月9日に能褒野神社が村社から県社に格上げされたことをたたえ、能褒野神社へ向かう道路2か所に鳥居を建てることになり、翌大正15年に第一の鳥居は南崎交差点付近、第二の鳥居は、栄町に能褒野保勝会という団体が建設されたと聞き及んでおります。

現在の市の取扱いとしましては、能褒野保勝会は既に解散しており、昭和27年の道路法制定時には既に建立されていたことから、市道認定時から道路用地に存在していた土地の附合物として市が管理をしております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

了解しました。分かりました。

大正15年ということで約100年の歴史がある鳥居として、100年たっておりますのももちろん老朽化もしていると思います。そして、現在は市が管理しているとのことですが、もちろん地域の方が親しんだ、私も50年間くぐってきた歴史のある鳥居です。何とかこの歴史遺産として、観光資源として移設をしてほしいところですが、この二の鳥居を今後どう取り扱っていくのかを教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

観光資源としてどう扱うかというところですが、道路管理者といたしましては、調査結果を踏まえ、石材の耐用年数の基準はないものの、建立からおおよそ100年が経過している建造物を存置させておくことはできないと判断し、撤去する準備を進めております。撤去に当たりましては、直接の所有者ではございませんが、関係者であります能褒野神社と協議しております。能褒野神社のご意向としましては、できれば能褒野神社の敷地内で建立、再建をしたいということでございましたので、可能な限り部材を残すことができるような工法で撤去する予定でございます。

能褒野神社におかれましても、難しい判断になると思慮いたしますが、事故発生 of 未然防止の観点から、撤去工事に関しましては早急に実施しなければならないため、能褒野神社が再建できるように施工し、市有地に仮置きする予定でございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

移設、再建できるように撤去というのを聞き及びましたが、まだ調査の結果とちょっと分からないんですけれども、あの二の鳥居、ぬきが抜けた状態で一番上のところを外して、支えの支柱の部分、これうまく再建できるように本当に撤去できるのかどうかというところなんですけれども、ちょっと僕には分からないところなので、しっかりと再建できるように撤去できるのかどうか、それだけ教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

再建できるようにうまく撤去できるかというところですが、調査結果においては、部材自体は健全だということですね。ですので、それをうまく取ればできるというふうに調査したところからは伺っているところです。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

再建できるように撤去できるということで理解しました。

そして、移設については、能褒野神社もその再建、建立を希望しているということなのであれなんですけれども、私たちは能褒野神社駐車場南側のよく見えるところに移設すると足を止めてくれる人が多くなるのではないかなと考えます。しかし、敷地の問題など、その能褒野神社側の問題など、いろんな簡単じゃないことも起きてくると思います。

ここで市長に伺いたいと思います。

能褒野神社との協議において、能褒野神社敷地内に移設、再建できないとなった場合の鳥居を今後どう扱っていくのか、今後観光資源として活用する考えがあるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

能褒野神社、二の鳥居に関しましては、文化財等の公的な位置づけはございませんけれども、地域の皆様に永年親しまれてきた貴重な地域資源であると認識をいたしております。しかしながら、今回の事故の調査結果等を踏まえまして、建立からおよそ100年が経過をしている建造物を道路上に存置させておくことはできないという判断で撤去する方針を固めたところでございます。

一方で、例えば駅前にございました一の鳥居に関しまして、笠木の長さが10メートルという巨大な建造物でございましたことから、劣化も激しく、移設が困難であったことから、一部の部材を残してやむを得ず撤去させていただきました。あそこに刻まれた文字は、拓本を取った上で、そして扁額とその支柱の一部は、歴史博物館の中で保存し公開をさせていただいておるところでございますけれども、しかし、この二の鳥居に関しましては、移設が可能でありますことから、今お答えさせていただきました移設に向けまして、能褒野神社側と協議を進めている段階でございます。

今議員ご指摘の、もしこれが残念なことに能褒野神社が再建を断念された場合いかがかというご

趣旨だと思いますけれど、議員おっしゃっていただきましたように、これの持つ価値とか様々な要素を観光面とか文化面において市として活用していくということについては、当然しっかり考えていく必要もあろうかと思っておりますので、その検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

しかし、現段階におきましては、神社サイドと協議をしっかり進めさせていただくという立場でございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

分かりました。

一の鳥居の話も出ましたけれども、ワンサイズ小さい二の鳥居となっておりますので、何とかこの形を残して、何らかの形で残していただければと私も思っています。

それでは、この質問は終わらせていただきまして、前回は質問させていただきました鈴鹿川の堆積土砂の取扱いについてということに移ります。

前回、今までどう取り扱ってきたかを質問しました。しゅんせつ工事は僕の思っておったより少ないものの、川の流れをよくする対策を結構行ってきてもらっているということですが、まだまだ走っているとよく分かるのは、橋の上からは分かりにくいんですけど、橋から曲がって降りて見るとまだまだ堆積します。たまり過ぎです。今のままでは大雨が降ったときに亀山市内で氾濫してもおかしくない状況だと私は心配します。

前回、今までの対策について質問しましたが、今回はこれからどう対応していくかを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

鈴鹿川におかれましては堆積土砂の今後の予定というところですが、鈴鹿川につきましては、河川の流れを阻害している堆積土砂、竹、樹木伐採、除根、踏み倒しなどを河川管理者である国土交通省に実施していただいているところでございます。今年度は、菅内町地内の井尻頭首工下流部において樹木伐採、山下町地内の山下橋上下流部において樹木の踏み倒しを実施していただいております。

令和5年度においても、引き続き山下町地内の山下橋上下流部において樹木の踏み倒しを実施していただきます。

今後も堆積土砂及び樹木の生育の状況等を把握しながら、必要な箇所について対策を行っていくと国土交通省より伺っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

今も、現在も流れをよくする処置を行ってもらっていることは分かりました。川の流れをよくすることは、もちろん伐採、踏み倒しなどで川の流れはよくなります。大雨のときにも効果があると思います。しかし、鈴鹿川が受け入れる水流と水位、受け入れる水量というのはやっぱり違ってき

ます。たまっている以上は、受け入れる水量は変わっていないと思います。

今後の抜本的な、根本的に要するに鈴鹿川があふれない、そういったことを対策について何か計画を聞いていれば教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

堆積土砂の抜本的な解消法はというところですが、堆積土砂の抜本的な解消につきましては、国土交通省の鈴鹿川水系河川整備計画に基づき、農業用水の取水に活用しております頭首工など、横断工作物の改築などが必要であり、亀山市内では、井尻頭首工の改築が計画されていると伺っております。

また、鈴鹿川本川の流下能力維持のため、現在は下流部の土砂しゅんせつを進めていただいておりますが、抜本的な対策として鈴鹿市内の鈴鹿川第1、第2頭首工の統合を行うための検討を進めていると伺っております。

このような横断工作物などの改築及び統合を行うことにより、鈴鹿川上流部にある亀山市内においても河床低下が図られ、流下能力が増すことで被害の軽減につながると考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

第1、第2頭首工というのは鈴鹿中学のところだと思うんですが、その第1、第2頭首工を統合すると、今のたまっている堆積土砂、河床が下がると見てよろしいのでしょうか。その統合した後の効果を教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

第1、第2頭首工の統合による効果ですけれども、現在検討を進めていただいております鈴鹿川第1、第2頭首工の統合及び土砂しゅんせつが実施されますと、井田川町地内の椋川河口付近で約2メートル近く河床が低下し、被害が軽減されると国土交通省より伺っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

約2メートル河床が下がるというのは、かなりの効果があると考えます。それで鈴鹿川が受け入れる、いわゆる今さっき言った水量も増えることから、亀山市内の氾濫のリスクとしては、特にその第1、第2頭首工の統合がかなえば、椋川氾濫のリスクはかなり減少すると思います。

今、井尻の頭首工の話も出ておりましたが、こちらは竜川で前も氾濫があったと思いますが、その井尻の頭首工をどうやって改築、どうやって工事をするかというのがまだ僕も分からないんですが、その井尻の頭首工をどのように改築して、そしてその上にどんな、河床がしっかり下がるのか、どんな効果があるのかを教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

井尻頭首工の改築効果ですが、頭首工を改築することで堆積土砂が減少し、河床低下の効果がありますが、その工法の詳細については現在検討中であり、当該地にどのような効果が現れるかは明確でないと国土交通省より伺っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

その井尻の頭首工を改築したときにどういった現象か、どういった効果が出るのかは分かりかねますけれども、近年は局地豪雨というあり得ない雨の降り方をします。様々な災害のリスクから回避できるように、そういった頭首工統合はまだ先やとは思いますが、それを見ながら、災害から回避できるよう私も観察していきたいと思えます。

まためっちゃめっちゃ早く終わりました。何かよく分かりませんが、取りあえず僕の質問は終わりましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

1番 古田吉昭議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時28分 休憩）

（午後 2時37分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木善仁でございます。よろしく申し上げます。

通告に従いまして、市民が安心・安全に利用できる運動・公園施設等の維持管理について、地域公共交通について、地域と学校の連携・協働について、この3点を質問させていただきます。

まず、市民が安心・安全に利用できる運動・公園施設等について、市民の皆さんからの要望や意見を基に関総合スポーツ公園多目的グラウンドをはじめ、西野公園、東野公園、市内都市公園95か所、観音山公園、石水溪キャンプ場など、三現主義で現場、現物、現実を直接確認するとともに、鳥の目、虫の目、魚の目を意識して観察、調査をしてまいりました。

1の写真をご覧ください。

ただいま映っております写真は、この鳥の目、高い位置から俯瞰的に全体を見回してみるマクロの視点、虫の目、近づいて様々な角度から物事を見るミクロの視点、そして魚の目は、潮の流れだとか水温、干潮・満潮という流れをトレンドを見ながらというような視点で見えてまいりました。

次の写真をお願いします。

そんな中、公園等を回っている最中に、ちょうどそのますみ公園及び亀山の北公園でペンキ塗りの修繕を行われていました。ちょうどそこに近くに親子がいたので、ちょっと聞き取り調査をしたら、きれいになって気持ちよく利用できるようになりましたということで、すごく喜びの声を聞くことができました。

次の写真をお願いします。

その反面、12月定例会で古田議員が質問された東町ふれあい公園の噴水、トイレの損傷などを含めて、直ちに修理が必要な施設が見受けられました。それらの状況を踏まえて、最初にこの運動・公園施設等の現状の把握と維持管理の取組について教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質問に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

まず、維持管理の取組というところですが、亀山公園を代表とする都市公園につきましては、現在、市内に107公園あり、そのうちの95公園については、指定管理者制度に基づき公益財団法人亀山市地域社会振興会が指定管理者となり、管理運営を行っております。

指定管理者における公園の管理運営においては、公園施設の日常的な清掃や保守点検、破損した施設等の修繕、植栽等の管理に加え、環境美化ボランティアへの支援や花しょうぶまつりの運営等を行っており、各公園の設置目的に沿った適正な管理運営が実施されております。

また、施設の管理に当たりましては、遊具を含めた公園施設の定期点検を年2回実施するとともに、週1回の巡視を行っており、これらの点検において不具合を発見した場合は、施設の利用停止や早期の修繕を実施することで、利用者の事故につながるようなことに取り組んでいるところであります。

なお、これらの点検結果や修繕状況については、適宜、公園管理者と情報共有を行っているところであります。そのほかにも、地域住民から公園施設に関する情報を随時集約できるよう、指定管理者において独自に都市公園ネットを整備するなど、施設利用者の利便性と安全性確保のため、様々な取組を行っているところであります。

また、指定管理者選定以降に増加した都市公園につきましては、市において直接管理を行っており、公園の草刈り等の管理や施設状況の確認、施設の修繕等を適宜実施しているところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほどの公園の管理で107施設で95件が指定管理ということで、残りの12の施設に関しては、市が直接管理されているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

先ほども申し上げさせていただきましたが、指定管理者指定以降に増加した都市公園につかま

ては、市において直接管理を行っているところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは、先ほどの指定管理者のほうから年2回、週2回のいろんな点検だとか調査に関して、その結果というのは、直接会議なんかを持ってやられて内容の確認をやっているのか、それともそのまま報告のみになるのか、ちょっとそれだけ教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

点検の結果については、早急なものは随時その場でいただくことになりまして、毎月、定期的な打合せを実施する場合において報告を受けるという状況であります。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それは、先ほどの定例会で定期的に確実に管理されているというところなんですが、先ほどお見せした写真でいろんな問題があるということをご説明させていただいたんですけど、具体的にちょっとお伺いします。

私、今回、亀山市都市公園のカルテということで、指定管理者がホームページに載せられている内容に基づいて、全ての公園を回ってまいりました。その中で、使用禁止というような札がついているものなどございました。その中で、実際どれだけの件数が今、使用禁止になっていて、何か所あって、この修繕、もしくは撤去していくような計画をちょっと示してください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

現在、使用禁止の件数について手持ちがありませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほどの答弁では、月に1回の定例会をやられているということで、その後の質問で何か所ですかという質問にちょっと答えられないということで、その辺はちょっと整理をしておいて、ちょっとまた後で報告いただければなと思っています。

今、5施設が使用禁止になっているというのはカルテに書いてありました。実際は先ほどお見せした映像にあるように、ほかにもちょっと危険なところ等がございましたので、ぜひまた調査をしてください。

その辺は、やはり管理とか運営を指定管理者にお任せになっているとこういうことになってしまいますので、その辺をちょっと注意しながら、その次の質問で指定管理者とのいわゆる連携を具体的に説明をしてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

指定管理者との連携ということですが、施設の維持管理における指定管理者との連携につきましては、毎月の作業報告や年2回のモニタリング調査等を通して、公園施設の維持管理状況を共有するとともに、施設利用者等からの修繕要望や不具合の通報等につきましては、要望内容や対応方法、修繕時期等をまとめたエンディングリストを作成し、メール等にて随時情報共有を図りながら、早期の維持管理、対応を行っているところであります。

また、公園関係団体や市関係部署の職員で構成する都市公園施設運営協議会を設置しており、定期的な会議の開催により、公園の管理方法や利用促進のための運営方法等について情報共有を図るなど、利用者と公園管理者との連携を図っております。

さらには、都市公園内に設置されております運動施設との連携につきましては、スポーツ部局及び運動施設の指定管理者と共に亀山市指定管理施設連絡協議会を組織し、施設の使用状況や各施設における利用者からの声、イベントにおける施設利用のスケジュール調整等を毎月行うことで、利用者の利便性向上を図っているところであります。

このように、都市公園の維持管理には、公園管理者である市と公園施設の指定管理者に加え、運動施設管理者や運動施設の指定管理者等の連携が重要であることから、今後もさらなる連携強化が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

何かがあったときの責任は、市側に全面的にあると思いますので、先ほどの質問をしまして答えられないような状況で、受け身じゃなくて、やっぱりいろんなことを連携をしながら、現場に行けばすぐ分かりますので、ぜひ現場を訪れて、その情報をキャッチしていただきたいと思います。

それでは、施設の不具合対応と環境整備についてなんですけど、先ほどはたくさんの場面をお見せしましたが、少し絞り込んで質問したいと思います。

まず1点目は、ちょっとこれは代表的な2点になるんですけど、部署が違いますので1点ずつ確認をさせてください。

まず1点目は、関スポーツ公園多目的グラウンドのトイレの不具合、故障対応です。

ちょっと写真をご覧ください。

これは関総合スポーツ公園の多目的グラウンドの上側にあるトイレでございます。1年以上前から全面使用ができない状況が続いております。子供たちが活動に夢中で用を足すのに、慌てて走り込んだが入れないという状況です。やってはいけない、限界に達して茂みの中で用を足すようなことがあっては決していけないと思います。

私は現場に行ってみりました。グラウンドの階段を駆け上がると、すぐそこに最短の位置に建設物がございます。当然建設をするときには、これが必要と判断されて、この場所に設定されると納得しました。

しかし、今、全面使えないということは無価値です。直ちに修繕は必要だと思います。対応につ

いてご説明ください。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員からご紹介いただきましたトイレでございますが、このトイレまでの地中の排水管のほうで漏水が想定されておりまして、それに伴う井戸のポンプに過大な負荷がかかっている状況となっております。現在のところ、大きな大会等の開催時につきましては、利用者にご不便がないようにトイレの開放を行って使っていただいておりますが、ふだんの利用につきましては、議員おっしゃいますとおり利用を控えていただいておりますという状況が続いております。

こういった不便を解消するために漏水箇所の特定を進めておるところでございますけれども、この漏水箇所の特定が非常に難しく、対応に苦慮しているのが実際でございます。継続的に指定管理者との協議を行っており、できるだけ早く漏水箇所の確認や特定を行い、修繕対応等ができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先般、温水プールのほうもポンプの故障ということで、機械が今まで老朽化というところでいろいろとあると思いますけど、まずはその漏水の場所を限定して早急に対応していただきたいと思っております。

それでは2点目です。

2点目は、鈴鹿国定公園にある市内唯一の景勝地である石水溪キャンプ場のトイレ環境の整備でございます。写真をお願いします。

これは、鈴鹿国定公園内の石水溪キャンプ場のトイレでございます。

ここは、指定管理者により掃除はすごく行き渡っておりますが、コンクリートで造られたくみ取り式のトイレで、小便器はなく、小便器はコンクリート打ちっ放しの壁式でございます。大便器はありますが、シーズンになるとトイレの中は激臭が走るような状態で、ウジやハエの発生など、衛生上の問題が非常にございます。周りでは、当然ですけど汚い、臭い、暗い、危険、怖い5Kの環境だといううわさが流れております。

そのおかげで、私たち石水溪のクリーン作戦に行くんですが、川や茂みの中にたくさんの排せつ物があるような状況でございます。

現在、このトイレは市の管轄だと思います。環境についてどう考えられるか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場につきましては鈴鹿山系が育む恵まれた自然環境を生かしたエコツーリズムの推進を図るためにも、利用者が快適に過ごしていただけるよう、計画的に改善を行っていく必要があると考えております。

このことから、今後におきましても引き続き、バンガローのトイレも含めたキャンプ場施設全体

について考えながら、優先度を判断しつつ、改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

エコツーリズムはいいんですが、いろんなことを言っているわけじゃなくて、トイレに特化した話をしておりまして、先ほど伊藤議員からもありましたように、また12月の定例会、草川議員からも提案された駅のトイレと同じように、やはりこのトイレというのは、会社の顔でもあって、店の顔でもあると言われるぐらいに重要な場所でございます。

その辺りを市長にお伺いしたいんですが、今後の改修計画、今の状況を見てどう判断されるか。

大手トイレメーカーによると、和式と洋式の出荷比率というのは、1960年は和式8、洋式2割でした。その後、洋式が増え続けて、2018年、洋式は99.6%まで占める出荷率になっていると公表されています。

このような時代の変化に取り残された市内唯一の景勝地のくみ取り式トイレ、小便器はコンクリートの打ちっ放しの壁式、衛生上の問題があります。市の顔として恥じないように早急に建て替えるべきだと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のように、市内の本当に景勝地として、また亀山7座のエントランスの場所でもございます。この10年来、課題としては認識をさせていただいてまいりましたが、種々の事情によってこの状況は改善がなされておられません。

優先度の高いトイレ改修、優先度が高い案件であろうと思っておりますので、全体としての、さっきのバンガローも含めました、トイレも含めたバンガロー全体の在り方とか、旧観光協会、石水溪観光協会の廃屋がまだ今も、廃屋の状態が一部残っておるというふうに認識をいたしております。全体としての環境整備が必要であろうと思っておりますし、このトイレについては、優先度の高い改修の必要なトイレというふうに考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

すみません。先ほど回答できなかった使用禁止となっている公園の状況ですが、公園としましては、亀山公園、歴史博物館前と東野公園、みずほ台第6公園、愛宕第2公園、あと泉ヶ丘公園、この5公園になります。

遊具としては、ローラー滑り台とかたぬきちくんとか、スプリングとかブランコとか、そういった9つの遊具が今使用できないという状況で、ご迷惑をおかけしている状態です。すみませんでした。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは先ほどの問題に戻りまして、やはり今のシーズンは実は石水溪のキャンプ場は閉鎖をされておりまして、10月31日をもって終了となりますので、11月から3月31日までは閉鎖となっております。

いわゆるバンガローを含めた改善というよりは、その期間にも山登りの人たちがたくさんいます。7座という亀山で今売りに出している、そういうところの人たちがたくさん来ています。だから、そういう人たちのためにも、やはり早急に対応をしていただきたいと思います。

やはり公園だけではありませんが、市の管理するトイレの環境を、先ほど私が言ったように魚の目で今の状況をしっかりと見据えて、時代に合わせたトイレに合わせていくように、計画的に市の顔として自信が持てるようなトイレを造っていただきたいなと思います。

続きまして、公共交通機関について質問させていただきます。

まず初めに確認させていただきます。

目的は、自立した移動手段を持たない市民の移動手段ということですよ。目的は、コミュニティバス路線や乗合タクシーを走らせることが目的ではないですよ。いかに市民の皆さんが利用できるか、環境を整備するかということです。それを踏まえて、地域公共交通の利用促進の取組について説明してください。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

市内の地域公共交通の利用促進の取組につきましては、これまでから地域公共交通の利便性向上策も含めまして様々な取組を進めてまいりましたので、それらも生かしながら、地域公共交通の利用をコロナ禍前の水準まで回復させていくことを目指しまして継続的な取組を行っているところでございます。

主な取組を申し上げますと、まずコミュニティバスにつきましては、これまで東部ルートなどにおきまして計画的なバス路線の再編を進め、その運行内容の改善を図ってまいりましたので、それらの路線再編後も、関係する地域まちづくり協議会との意見交換や、当該沿線地域での利用促進チラシの回覧など、引き続き地域との利用促進に向けた取組を行っております。

また、令和3年4月の運賃体系の見直しに伴いまして、さわやか号を除くコミュニティバス6路線において、共通回数券の拡大や通勤・通学定期券、65歳以上の定期券を作成いたしましたほか、乗り継ぎ等の利便性を高める、交通系ICカードの導入も行いましたので、引き続きそのPRと利用拡大による利用促進を運行事業者と共に行っております。

さらには、広域的な取組といたしまして、津市、鈴鹿市と連携した広域バス路線の利用啓発チラシの配布でありますとか、県等と連携したインターネットでの路線検索が対応可能な環境についてのPRも行っております。

一方、運行事業者側の取組といたしまして、オートステップ機能や、車椅子のまま乗降できるリフトつきの新型車両の導入に向けまして、現在、野登ルート、東部ルート、南部ルートにおきまして試行運行が実施中であり、医療環境の整備による利用促進も期待できるところであります。

一方、乗合タクシーにつきましては、制度導入以来、運行時間の拡大や当日予約を可能とするなど、制度の見直しを行ってまいりましたので、新規登録者への無料体験乗車券4乗車分の配付をは

じめ、地域との意見交換や出前講座の開催を通じまして、利用方法等の普及に努めております。

こうした取組を通じまして、今後も、昨年6月に策定をいたしました亀山市地域公共交通計画に基づきまして、地域、行政、事業者がそれぞれの役割の下、一体となった利用促進活動を進めていく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど利用者獲得に対する対策ということで、ちょっと少し気になったのは、先ほどの市民の移動手段ということで、最初に冒頭お話しさせていただきましたが、インターネットの検索ということで、インターネットを市民の人たちが、自分の近くのところのバスの路線を検索するのかなというような対策やったなというのと、もう一個、今、新型バスで乗客数を獲得ということで車椅子に対応する車両の導入ということをされています。実際、その車椅子を使われた方というのがどれぐらい、導入からですね、どの期間でどれぐらいの利用率があったかということをちょっと教えてください。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほどご答弁を申し上げましたオートステップ機能や車椅子のまま乗降できるリフト付きの新型車両の導入につきましては、今現在、運行事業者におきまして、野登ルート、東部ルート、南部ルートにおいて試行運行中でございますので、実際、車椅子を使われて乗車がされた実数につきましては、今のところ把握はいたしておりません。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

試行期間であるがゆえにそういう調査をするべきじゃなかったんですかね。そこは置いておいて、それでは、コミュニティバスの路線の維持基準があると思うんですけど、その維持基準を下回った場合はどうなるんですか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

亀山市地域公共交通計画では、PDCAサイクルによる評価によりまして、バス路線単位の評価を毎年度実施することにより、事業の改善を図ることといたしております。

また、その評価の際のコミュニティバスの路線維持の妥当性を判断するための維持基準といたしまして、先ほど議員お触れいただきました1便当たりの平均乗車人員3.0人を設定いたしております。

そこで、この維持基準を下回った場合どうなるのかというご質問でございますが、評価基準に満たない場合、亀山市地域公共交通会議及び亀山市バス等検討委員会、これは内部の庁内の組織でございますが、におきまして、運行維持の妥当性を審査、検証し、審査、検証の結果、定時定路線に

よる運行が適切ではないと考えられる場合は、その他の方法も検討することといたしております。

しかしながら、この数値化基準による定量評価に加え、地域による利用促進活動など、バス路線の維持向上に向けた取組等の定性的な評価も含めて総合的に判断することといたしております。特に令和3年度までは、長引くコロナ禍の影響を十分考慮した中で路線維持の審査、検証結果が示されているところでございます。引き続き地域と連携した利用者を増やすための取組を行っていくことが、路線の維持確保には重要であると考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ここまでは、現状をちょっとお伺いをしたまでです。

この地域公共交通の財源は、一般財源と運賃収入で賄われていると思います。委託料を中心に次年度も1億4,310万円を予算計上されています。これ縦の組織の交通政策グループだけで検討するのではなく、もっと鳥の目で市民全体を見て、どうすれば乗客が一人でも増えるかということを考えるべきじゃないですか。

今回の代表質問で草川議員から、亀山駅の駐車場問題として送迎時間帯に渋滞を引き起こす問題が提起されています。これは大事な、大切なヒントです。なぜ渋滞が発生するか。現象から原因をどんどん掘り下げていくと、ここに例えばコミュニティバスや市民の「のりかめさん」を当てはめると、バスはすごく有効活用されます。駐車場問題の解消、保護者の負担軽減、SDGs、13. 気候変動に具体的な対策をとということで、CO₂の削減効果につながります。

すなわち、バスを使うことを手段とすると、一度に多くの人を移動させることができるバスはすごく有効だと思います。そういった考え方はお持ちですか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

今議員ご提言いただきましたバス輸送のメリットということで、一度にたくさんの乗客を運ぶことができるということ、あるいは特にコミュニティ系バスでございますと、非常に地域の中で利便性が高まるというようなこともございまして、それらも踏まえまして、鉄道、バス、乗合タクシー、それらを一体的に本市の地域交通体系ネットワークとして整理をいたしておりますので、その有効な活用、効果的、効率的な活用がさらに利用者を生むものというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今の答弁は分かりました。

さらに、昨日、櫻井議員からもバス路線の空白地域の質問がありました。人が移動する場所には、まず空白地はありません。人の移動は必ず発生します。

そこで、自動車の免許を持たない人の動きを分析されると、どういうところにこういうバスの必要性があるかということは、すぐ可視化できます。特に、亀山市は今DXということを盛んに言われていますけど、DXを使えばこれ一発でできます。そういうことを調査しながら路線を検討して

いただきたいなと思います。

ちょっと次に、そこで野登・白川地区の自主運行バスの運用について、これは事例ですけど、お話をしたいなと思っています。

これは、中部中学校の地区協議会で保護者の方々が集まっておる中、ちょっと私、割り込んで対応させていただきました。

このバスの話と通学路の話をさせていただいたときに、乗客はどうしたら増加するんだということをしたら、中学生が乗ったらええやんかと。人口流出の抑制にもつながりますよと。

中学校に送っていけやん、高校に送っていけやんから、ちょっと町に出ていくんだというようなお話。通学の安心・安全確保、通学路で、要は砂利道でこけるんですわって、うちの子、またけがしたんですわと、そういうところの安全確保。通学路の電気をつける、そういうところも解消できます。

さらにそういうことを突き詰めていくと、こういうことがやっぱり、それをそのまま自主運行バスに使えるんだらうかということをお話しました。

そういうところで、市として何かこうスクールバスのようなところに流用できないかということをお話させていただきます。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

生徒の通学ということでございますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、この野登地区のほうから中部中学校への登下校につきましては、令和3年の4月から中部中学校前にバス停が設置されまして、野登・白川地区の自主運行バスのうち、野登ルートを活用することができるようになっております。

登校する際には、始業時間前に学校前で自主運行バスが停車いたしますことから、バスの活用というものは可能でございます。ただ、下校につきましては、これは季節にもよりますけれども、部活動への参加で帰宅が遅くなる場合、さらには習い事に通われるというようなこともありますので、登下校に自転車を使う生徒も数多くいるという状況でございます。これらの多様な子供たちの帰宅時間というものをカバーできる運行というのは、非常に難しいと考えているところでございます。

このことを踏まえまして、学校におきましては、現在、登下校、通学に関してバス利用の制限は設けておりませんので、また今後、バスの利用状況を見ながら、必要に応じて関係部署とも協議をしてみたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほどおっしゃられるとおりに、朝は時間帯が合うということで、それを推奨するということを進めていけばいいと思います。

ただ、帰りの時間帯が合わないというところで、この自主運行バスとスクールバスを掛け合わせたハイブリッドバス、いわゆる帰りだけを集合体にして、その学校の終わる時間帯にするとかとい

うようなこととしていただけるとすごく、学生さんたちにとってはありがたいなと思っています。

さらに、やっぱり人口減少により通学する人数がすごく減少しておりますので、犯罪防止というところも含めて、今回はこの野登・白川地区というところを上げましたけど、それ以外のところ、関であったり、加太であったり、下庄であったり、いろんなところに波及できると思いますので、そういうところを含めて安心・安全に通学できる環境整備と乗客数の増加をさせる策として、ちょっと実現させていただきたいと思います。

それじゃあ、最後に地域と学校の連携・協働について、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育む、地域と共にある学校づくりを目指して、コミュニティ・スクールを2021年度、市内全域に設置されたと思います。あれから2年がたっておりますので、実際、今現在、コミュニティ・スクールの現状についてご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

コミュニティ・スクールにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって教育委員会が学校運営協議会の設置を認めた学校を指すものでございます。保護者、地域の住民等が一定の権限を持って学校運営に参画することにより、学校教育の充実を図り、協働して子供たちの豊かな成長を支え、地域と共にある学校づくりを進めているというものでございます。

また、このメンバーは、法に基づき教育委員会から任命され、校長、教職員、保護者、地域の住民、学校運営に資する活動を行う者、そしてまた教育委員会が必要と認める者、こういった方々で構成されているものでございます。

また、私どもの市域といたしましては、各学校での活動が活発に行われますようにコーディネーターとして市費のコミュニティ・スクール事務員を全校に配置しているということは、本市の取組の特徴となっているという、そういった状況でございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

よく分かりました。

その今回のコミュニティ・スクール、形式的だけではなく、成果というのがどれぐらい出ているかというのはお分かりでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、コミュニティ・スクールの成果といたしまして、校長の作成いたします学校運営の基本的な方針の承認を通じ、目指す子供像や学校像など学校運営のビジョンを共有し、地域の住民の方々の意向を学校の方針に反映させる仕組みができたこと、さらに委員が学校運営に対して直接参画することにより、学校教育の質の向上が図られるということが成果であると考えております。

その例といたしましては、各学校におきましては、委員等が中心となって特色のある活動が行われ、このことにより保護者、地域住民と学校の連携が深まっております。

例えば、白川小学校では、企業体験学習として行われている炭焼きでありますとか、野登小学校のミツマタを原料とした紙すきなど、その地域ならではの活動を通して、学校と保護者、地域住民等が協力し、連携を深めているところでございます。

このような取組により、子供と地域住民等の接点が増加し、そのことを契機に子供や学校教育、地域に関する議論が深まるという、このサイクルが形成されているということは大きな成果であると考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ありがとうございます。

先ほどの紹介いただいた白川小学校の件、新聞にも掲載されておりましたので私も存じております。やはりその地域が一体となって子供たちを育てていくということは、非常に大切なことだと思います。

文科省では、このコミュニティ・スクールと同時に地域学校協働活動ということで、この一体化を進めるということで、同時期に推奨されていると思います。亀山市においては、この辺り、当然ですけど、県と国と市と3分の1ずつの費用でこれが成り立っていくわけだと思うんですけど、その辺りが亀山市にとってどういうふうになっていくかということをちょっと教えてください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

地域学校協働活動の取組につきましては、この社会の急激な変化、少子化と、学校や子供を取り巻く環境というものは、非常に複雑化、多様化しております。一方、地域におきましても、価値観やライフスタイルの変化、ここ数年では、このコロナ禍などにより、地域社会の支え合いやつながりというものの、これらが薄れつつあるということが言われているところでございます。

こういった中、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという学習指導要領の目標を学校保護者、地域住民等が共有し、未来の創り手である子供を連携・協働して育てていくコミュニティ・スクールの取組は、地域づくりの観点からも今後ますます重要になるものと考えているものでございます。

本市におきましては、毎年、学校運営協議会委員などの研修会を行い、取組の交流や事例研究を通して、各学校の活動に関して改善や質の向上を図っているところでございます。

また、地域学校協働活動につきましては、学校を核とした地域づくりを行うために大変重要なものと考えており、学校及び地域で行われている様々な行事や活動を通じて形成される地域の人間関係づくり、団体活動の活性化、地域文化の継承など、今後におきましても学校運営協議会等で主体的に議論ができるよう支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

地域学校協働活動の推進ということで、これは今、実際に学校に行っている地域の方々だとか、

放課後子ども教室だとか、そういういろんな学校のお手伝いをしている方々が一つの活動の母体として出来上がって、コミュニティ・スクールと共に歩んでいくというようなものと私は理解しております。

先ほどちょっとお話しされたのは、コミュニティ・スクールの延長上のような形でちょっとお受けしたんですけど、そうじゃないですね。対で立っているようなものになるんですね。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

議員おっしゃられましたとおり、このコミュニティ・スクールと、それから地域学校協働活動につきましては、一体的に並列、それぞれの考え、母体といいたまいますか、学校運営協議会と、そしてまたそういった様々な地域の団体等というような形で行われていくものだというふうに考えております。

特に、地域学校協働活動につきましては、生涯学習、いわゆる社会教育的な視点というものも多く含まれておりますので、例えば先ほどおっしゃっていただきましたような放課後子ども教室などというものもこの地域学校協働活動の一つの担い手であるというような考え方でよろしいかというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それで今回の推進を行うためのコーディネーターということで、県内には各市町村で二十何名かのこの名簿がございまして、その中に亀山市もこの実際のコーディネーターの資格というか認定をされている方が2名お見えになります。その中で、やはりこの方々がこの地域学校協働活動をどんどん進められていくというようなイメージかなというふうに感じてちょっと質問させていただきました。

いわゆる先ほどのコミュニティ・スクールとこの地域学校協働活動というのは、先ほど言ったように一体的じゃなくて、やっぱり両輪で動きながら学校運営をされていくのかなというふうな形でちょっと質問をさせていただきましたが、それで間違いないですかね。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

大きく捉えていただいております。そのとおりでございます。

P T Aも含めてですけれども、様々な団体や地域に関連する方々が学校教育、そして家庭教育、そしてさらに社会教育という視点で地域学校協働活動を支えていくという部分、そしてさらに学校教育の視点を中心といたしまして学校運営協議会がよりよい学校づくり、そしてまた、それと地域と共にある学校づくりを進めていくという形で、まさに両輪、そしてまた、それらを大きく捉えれば一つの大きな地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組みづくりだというふうにご理解いただければ結構かと存じます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ご説明ありがとうございます。

やはりこの地域学校協働活動というのは、市民、地域の人たちがいろんな学校のお手伝いをするということで、実は先ほど質問した中には、教職員の負担軽減にも資するというので、これを考えられているということをちょっとホームページで見させていただきました。

ですから、昨今、教員、教職員が非常に忙しい、そういうところもこの地域の住民が一体となって手助けをしながら子供を育てていくという、そういうような環境がいいんじゃないかなというふうに思っております。

今後、学校を中心とした持続可能な地域社会の源となるように設立をちょっとぜひ検討して見ていただきたいなと思っています。

今日は、先ほどの一番最初にいろいろお話しさせていただきましたけど、私もサラリーマンの時代に改善だとかいろいろなことをやってまいりました。その中では、先ほど言ったようにいろんな俯瞰的に鳥の目で見たり、虫の目で見たり、魚の目で見たり、そうするといろんな行政の中の改革なんかもすごく早く進むんじゃないかなと思っています。

いろんな課題に関しては、現地、現物、現実ということで足を運んでいただいて、現場に行ってくださいとすごくスムーズに早く何でも解決できると思います。

とにかく亀山市がすばらしい、どこの県よりも負けないぐらいの亀山市になるように、ぜひ皆さんで頑張っていきたいと思いますので、私たちも頑張っていきたいと思いますので、ぜひ皆さんもそういう意識をつけていただきたいなというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

明日14日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時30分 散会）

令和 5 年 3 月 1 4 日

亀山市議会定例会会議録（第 6 号）

●議事日程（第6号）

令和5年3月14日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀淵輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	宇野勉君	教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君
監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君

選挙管理委員会
事務局 長

豊田昌子君

●事務局職員

事務局 長	渡邊 靖文	書	記	新山 さおり	
書	記	稲富 正充	書	記	西口 幸伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第6号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

おはようございます。

新和会の深水でございます。

一般質問最終日、質問させていただきたいと思います。

本日は、子ども・子育て支援について、地域防災力の向上について、地域まちづくり協議会の支援について、交通安全についてのこの4点について質問をさせていただきます。

まず初めに、子ども・子育て支援についての保育園のクラス担任についてお伺いしていきたいと思います。

子ども・子育て支援についてのうち、保育園のクラス担任につきましては、父兄の方からクラス担任は正規職員と非正規職員の方がおられ、なぜ全てのクラスで正規職員が担当しないのかという声をお聞きします。

同じクラス担任という仕事に対して、それぞれ非正規、正規の方、当然のことながら、非正規職員の方も一生懸命職務にご尽力されているかと思えます。

それで、同じ仕事に対して、それで雇用環境が異なり、非正規と正規が違うことで、どこかに負担をかけていないかというふうなことが危惧されているところがございます。

全てのクラス担任に正規職員を配置すべきと思いますが、まず初めに、保育園担任の正規職員と非正規職員の配置の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質問に対する答弁を求めます。

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

おはようございます。

クラス担任についてのお尋ねでございますが、まず市内の公立保育所で園児の保育に関わる職員の園内での配置についてご説明いたしますと、主に各クラス内でそのクラスの園児の保育を行うクラス担当の保育士、クラスに固定されず園全体の保育に携わるフリー保育士、また個別に支援が必要とされる園児について支援を行う加配保育士や介助員等がございます。

議員ご指摘のクラス担任につきましては、保育所のゼロ、1、2歳児におきましては、園児数により各クラスに複数の担当保育士が配置されることもございます。そのうち、代表的に職務を行う者1名をクラス担任としております。

また、3歳児以上のクラスにおきましては、各クラスに1名ずつクラス担任を配置しております。この各クラスの担任につきましては、現在正規職員だけでなく、非正規職員が務めている場合もございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほどの答弁で、やはりクラス担任に正規職員と非正規職員というふうな配置状況ということをお伺いしました。

そこで、事前に用意させていただいています表をお願いしたいと思います。

この表は、市内の公立保育園のクラス担任の配置状況でございます。

令和4年4月1日現在の資料でございますが、健康福祉部のほうからご提供いただいた情報をまとめたものでございます。

左の列に保育園名、次にクラス数、その次にクラスの数に応じての担任の数、それから青色、ブルーのほうは、そのうちで正規職員何人か、それから一番右端がピンク色のほうは、非正規職員でございます。正規職員と非正規職員を足すと、ちょうどクラス担任数になります。いずれの園におきましても、正規職員と非正規職員が混在しているという状況が分かるかと思えます。

それで、下段のまとめを見てもらいますと、クラス担任数が38人のうち正規職員が25人、非正規職員が13人、約34%の方が非正規のほうでクラスを担当されております。

改めまして、この表を見てどんな感想があるか、あるいはどのような認識をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在、市内公立保育所等における保育士の正規職員の任用数でございますが、担任の配置に必要な人数の8割程度でございます。したがって、必要なクラス担任を確保するためには非正規職員も担任を務めているというような状況になっております。このクラス担任につきましては、できる限り正規職員を多く配置することが望ましいと考えております。

ただ一方、非正規職員で高い専門的知識、技能や判断力を持ち、クラス担任を務めることを希望する熱意のある職員であっても、様々な理由から正規職員となることを望まれない、そういった方

も一定数ございます。そのような多様な働き方を保障することも必要であると考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

そうですね、非正規職員の方も正規を望まれない方も見えるということですが、次に担任の業務内容についてお伺いしていきますが、保育士さんの業務内容なんですが、先ほどの表に記載されていない担任以外の保育士さんが働いているということなんですが、保育園業務でクラス担任の業務と担任以外の業務内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

保育所等の業務のうちクラス担任が行う業務といたしましては、担当クラスの保育のほか、月案、週案、個別指導案などの計画の立案、クラス通信の作成、食物アレルギー対応等がございます。担任以外の職員に比べ、業務量が多くなっております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

では、正規職員の担任と非正規職員の担任の業務の内容について違いがあるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

保育所等における正規職員と非正規職員は、ともに乳幼児の保育に関する専門的知識、技術及び判断を持って子供を保育するとともに、子供の保護者に対する保育の指導を行うという職責を持って勤めております。その点におきましては大きな差はございません。ただし、業務内容の中で主食代や絵本の注文及び代金の徴収、それから保護者からのクレーム対応などの業務につきましては、主に正規職員が中心となり対応している園が多い状況となっております。

また、正規職員の場合は雇用期間に定めのない無期雇用となるため、長期的に安定して働き続けることが可能である一方、非正規職員の場合には雇用期間は限定されますが、自身のライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を選択することが可能であるなど、それぞれの働き方の特徴にも違いがございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それではさらに、非正規職員の担任と正規職員の担任の業務について、責任の度合い、何か違いがあるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

先ほども申し上げましたが、正規職員、非正規職員ともに子供を保育するとともに子供の保護者に対する保育の指導を行うという職責、そのようなものを持っておりますので、その点においては大きな差はございません。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほどのご答弁からでは、正規職員と非正規職員の担任の業務の内容については、ちょっとその保護者の方の対応が違うということで、それ以外は責任もほぼ業務内容も同じだということであり
ます。

それで、先ほどのご答弁で非正規の方の担任においても、働き方改革で正規を望まず非正規のまま
でいいという方が見えるという答弁でございました。その職員の方に、非正規の担任の方にきち
っと意見等を聞き取ったことがあるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

非正規職員で担任を持つ職員につきましては、毎年度、その職務の内容、それからいろいろ困っ
たことがないかどうかとともに、いろいろな要望についても私が保育所を回り聞いております。そ
の中でいろいろな園から現場の声でございしますが、保育士等におきまして、園児の保育のほかにも
施設の衛生、安全管理や連絡帳等の文書作成、保護者対応など様々な業務をこなす必要があります
ので、一人一人の業務負担が多いというふうな声を聞いております。また、特に責任の度合いが高
い業務を行うクラス担任につきましては、正規職員が多く配置されるようにしてほしいとの希望も
寄せられる一方、非正規職員のまま担任を務めたいと希望する職員も一定数ございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ただ、非正規の方で正規を望まないという方の声もあるということなんですが、先ほどの表を見
せてもらえないでしょうか。配置状況ですね。13人の方が非正規でおられます。この13人の方
が、もう非正規でよいと、正規を望まれていないということの考えをお持ちの方なんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

お一人お一人と面談する中でございますが、13人の中には正規を目指していらっしゃる方もい
られますし、非正規のまま担任を持ちたいと願っていらっしゃる方もいらっしゃいます。それから、
できれば担任は外れたいというふうな希望を持っていらっしゃる方もいろいろ様々でございま
す。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

きちっとその点は職員の方の非正規の方のフォローをお願いしたいと思います。

先ほど来、その業務内容について、ほぼ責任も負担の割合も同じだということなのですが、次に雇用する側としては、本来なら同一労働同一賃金ということで、正規雇用、非正規雇用に関係なく同じお仕事をさせているなら同じ賃金を払うべきという考え方がございますが、今回の場合、同一労働同一賃金に該当するのか、あるいはそういう考え方に当てはまるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

一般的な同一労働同一賃金の考え方ということで、私のほうからご答弁を申し上げます。

同じ仕事をしていれば同じ賃金を払うべきという、いわゆる同一労働同一賃金の考え方につきましては、承知しているところでございます。この同一労働かどうかにつきましては、業務の内容や責任の程度、またその範囲により判断するものと認識いたしております。

この先ほど来からのご質問の中で、保育職場におきましては、クラス担任は一定の当然責任を持って子供の保育に当たっていただいておりますけれども、ただ先ほど健康福祉部次長からのご答弁にもございましたが、保護者対応でありますとか、あるいは金銭の管理といったところでは、正規職員のほうに責任の度合いがあるというふうなことを考えております。また、本市の非正規職員であります、非常勤職員につきましては会計年度任用職員と言っておりますが、令和2年度からこの制度を導入いたしておりますが、その際には期末手当の支給を規定するなど、一定の処遇改善を図っているといった状況がございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

最後に、次長の答弁でやっぱりクラス担任は正規職員が望ましいというふうなご答弁をお聞きしたところでございますが、今後クラス担任における正規職員化についてどのように考えておられるのか、あるいは今後そういった計画があるのか、正規職員化に向けての計画があるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

保育職場における正規化の考え方をご答弁させていただきますと、保育士、幼稚園教諭も保育職としてはございますが、育児休業などで実際の園運営に携われない職員が例年一定数おりますことから、正規職員の保育士、幼稚園教諭の採用を数年前から増員する方向で、採用計画を立てては取り組んでいるところでございます。しかしながら、ここ数年、増員の採用計画を立てておりますが、やむを得ない想定外の急な退職により十分な増員には至っておりません。しかしながら、第4次定員適正化計画、現在進めておるわけでございますが、その中におきまして、育児休業から復帰する職員数や市全体として適正な正規職員数を考慮しながら、真に正規職員が必要な場合にあっては正規職員を配置するといった、この考え方を基本として取組を進めているところでございます。

なお、保育職につきましては、来年度は1名増員となる予定でございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

子供さんの大事な成長過程に継続的に関わって、日々の子育てにアドバイスをされる存在が担任の保育士の役割だとも思います。その業務に支障がなく働きやすい職場環境になりますようお願いしたいと思います。

次に、地域防災力の向上についてでございます。

大規模災害が起こったら小学校等の指定避難所にまでたどり着けるのか、またその指定避難所は対象となる避難者の全ての方を受け入れることができるのかという声を市民の方からお聞きします。本当に大規模災害が発生したときに対応できるのかお伺いしていきたくと思います。

まず、指定避難所ですが、市内全域に指定避難所を位置づけられておりますが、そこへ避難される地域住民の対象人数は何人を想定しているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

亀山市地域防災計画では、南海トラフ地震の発生時には指定避難所のある地区ごとに指定避難所及びその他の避難所を含めて地域住民の約10%を避難者数としております。例えば、昼生小学校地区では、地域居住者数1,589人に対して158名を避難者数と想定しております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それでは、そこに地域の避難される方を全て受け入れることが可能なのか。それで併せて、避難される方の中には、乳幼児からご高齢の方など配慮を必要とする方々もお見えになります。それぞれの避難者の方々の状況に合わせた体制となっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

基本的には対象地域全ての方の避難所への受入れは困難でございます。

避難の基本的な考え方としましては、在宅避難と避難所への避難と2つございまして、災害の規模によりますけれども、市民の皆様の協力をいただきながら、避難所の開設、受入れを行っていきたくと考えております。

また、要配慮者の考え方だと思いますけれども、その件につきましては、体制につきましては、要配慮者につきましては、災害対策基本法に高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を有する者と規定されており、障がい者、高齢者等につきましては、災害時要援護者の福祉避難所に関する協定に基づき、市内7か所の福祉避難所に受入れを要請し、受け入れることとしております。

また、指定避難所においても、例えば、妊婦や乳幼児などの避難生活に必要なスペースを確保することとしております。状況によっては、各学校の特別教室などを施設管理者と調整の上、開放していただき、要配慮者の受入れを行うこととしております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それでは、指定避難所へは入ることができない避難者の方が見える場合も想定されると思います。指定避難所に入れなかった人の対応はどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

指定避難所に入れなかった人への対応につきましては、基本的に、その他の避難所を開設し避難していただくこととなります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

その他の避難所ということですが、市から各家庭に配付されていますわたしの防災マップというのがございます。これを見ますと、指定避難所の欄にその他の避難所の記述があり、指定避難所が満員など避難者の受入れが困難な場合は、二次的に開設される避難所でコミュニティセンター、文化会館、幼稚園、保育園等が明記してありますが、いわゆるこれは市が設置している施設だと思います。ここには、自治会が所有する集会所が入っていません。自治会が所有する集会所は、トイレ、台所や和室等があります。生活できる場所としては、避難所の機能を有しているとは考えられないでしょうか。

指定避難所によっては、一時避難場所からも遠く、川を渡らなければならないところもありますし、災害の規模によっては異なると思いますが、避難所までたどり着けない災害も想定されるのではないのでしょうか。自治会集会所は身近なところにあり、ふだんから使い慣れているため、その他の避難所として位置づけることができないか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

先ほど議員おっしゃられるとおり、その他の避難所とは、指定避難所が満員の場合などで受入れができない状況で、二次的に開設される施設でございます。基本的には、市の管理する施設を主体にその他の避難所を指定しておりまして、集会場や公民館は指定しておりません。しかしながら、災害の規模、状況にもよりますが、指定避難所の収容能力を超える場合には、地域的に一時的に地域の集会所を利用するなど、これにつきましては、地域の所有の施設でもございますので、地域の方のご理解をいただく形になるんですけれども、臨機応変な対応も必要であるであろうと認識しております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

続きまして、防災備蓄品についてお伺いしたいと思います。

現在、防災備蓄品を何か所に何人分備蓄しているかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防災備蓄品は、飲料水や備蓄食料や生活用品を市民の10%が3日間避難生活できる量を基準として、例えば飲料水ですと、1人当たり1日3リッターが必要なんですけれども、1.5リッターのペットボトルの飲料水を3万本を基準に備蓄しておるところでございます。備蓄場所につきましては、中央防災倉庫、関地区防災倉庫、本町倉庫の3か所を主体に備蓄し、集中的な管理を行っております。また、各指定避難所の防災倉庫にも指定避難所開設に必要な資材なども併せて備蓄しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

なぜお伺いしたかといいますと、防災備蓄品の分散化ということなんです、災害時には防災備蓄品を運搬する担当する職員の方も被災する可能性がございます。あらかじめ、備蓄食料を集会所等へ事前に配備することができないものか。備蓄食料を分散しておくことで、災害発生時に運搬リスクが軽減されると思いますし、各地域の身近なところに配備してあれば、地域の方々に配付の協力をお願いすることもできると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

備蓄食料の集会所などへの分散化についてでございますが、地域防災計画上、避難生活が必要になった場合には、指定避難所へ避難していただくことを基本としており、指定避難所での一元的に物資を配付することが効率的かつ迅速な避難支援になるものと考えております。また、市内各所の集会所に分散備蓄するには、数量及びスペースなどの確保が必要になります。日々の管理が複雑になることもありますので、分散化は検討しておりません。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

災害になると、どのような想定外のことが起こるかということも考えられますし、あらかじめ今考えられる想定外のことを想定内にしていくということも必要ではないかなと思います。したがって、一応そういったリスクが伴うという、それぞれ市民の方々も心配しておられる事柄についても今後ご検討願えればと思うところでございます。

それで、やっぱりこれまでのご答弁でもありましたように、やっぱり災害発生時にはそういう職員の方だけでは対応が不可能、やっぱり市民の方も十分に協力していただかなければならないということだと思います。

それで、そういった市民の方々の協力を依頼する、あるいは市の職員と協働で災害対応を乗り越えていかなければならない。そういうことについては、各地区地区での災害対応の手法があると思

います。それを定めた地区防災計画というのがあるかと思いますが、この地区防災計画の現在の策定状況と、その今後の策定の支援について併せてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

地区防災計画につきましては、自助、共助を基本に自発的な防災活動を促進し、地域の特性に応じて、各まちづくり協議会単位での作成をお願いしております。

現状としまして、策定済みは全22まちづくり協議会のうち5地区でございます。令和4年度は、2つのまちづくり協議会の策定を支援し、1地区、御幸でございますが、作成が完了したところでございます。引き続き17まちづくり協議会に働きかけ、計画について策定推進に努めてまいりたいと考えております。

どのような支援ということでございますが、地区防災計画の策定支援につきましては、例えば防災出前講座など、そのような機会を通じて必要性を案内しておりますので、例えばその地区防災計画の基本的なひな形と申しまししょうか、型などもご提示させていただきながら、作成に当たって地域防災計画との整合を図りながら地域実情に応じた計画になるよう、相談や助言などの支援を行っておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

現在の市民の方の防災意識も高まっている中におきまして、地域の実情に合った防災計画の運用や、地区防災計画の策定支援などをお願いしておきたいと思っております。

続きまして、地域まちづくり協議会の支援についてでございます。

地域まちづくり協議会の支援につきましては、今後コロナ感染症の向き合い方が変わる中におきまして、まちづくり協議会の活動が活発になるかと思われます。ただ、地域の方々からは、地域の担い手不足、地域まちづくり交付金の弾力的な運用だとか、指定管理の雇用事務の軽減など様々な声をいただいております。

そこで、市の考え方についてお伺いしたいと思います。

どの地区のまちづくり協議会においても、地域の担い手がないという声を聞きますが、担い手育成のための具体的な研修の内容と、これまでの研修でどのような効果があったのか、成果があったのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

地域の担い手不足といった、この大きな、大きく、そして様々な活動におきましても、共通の課題であるというふうに、重要な課題であるということを認識しております。その中で、地域の担い手研修を開催させていただいておるわけでございますけれども、この研修につきましては、地域活動を行う人を対象に研修を実施することで、地域と行政が連携しながら地域全体をまとめるリーダーなどの担い手を育成することを目的に実施しております。

具体的には、会議ファシリテーションを活用した、地域の人たちが自分たちの地域や活動等について語り合う楽しい対話の場に必要ノウハウを学ぶ会議ファシリテーション研修と、地域まちづくり協議会の活動に参加しやすくなる受入れ体制づくりや新しい担い手の役割、地域の担い手の発掘、地域のリーダーとなるためのスキルアップを図る地域の未来づくりアカデミーを開催しているところでございます。

令和4年度の実績といたしましては、会議ファシリテーション研修は対面形式で3回開催しております、46名の方が参加いただいております。また、地域の未来づくりアカデミーは、コロナ禍の中、動画配信で3回のうち2回を開催させていただいたところでございますが、63名の方の参加があったところでございます。

それぞれのその効果でございますけれども、研修後のアンケートでも、楽しい研修で引き続き参加をしたい、地域で生かしたいなど、多くの前向きな言葉をいただいております、地域まちづくり協議会の活動に関心を持っておられる方が増加しているものと考えているところでございます。

また、実際に研修の受講者が地域まちづくり協議会の役員に就任される事例も出てきております。また、会議ファシリテーションの技術を習得した受講者が地域まちづくり協議会の、例えばまちづくりサロンの運営に携わっていただいているところでもございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それなりの効果があったということなのですが、ただ地域のまちづくり協議会の方々の声としては、まだ担い手がない、次の成り手がないという声をよく聞きます。そこで、市が行っている研修と、やっぱり地域とのギャップ、開きがまだまだあるかなと思うところでもあります。やはり、その地域の方々もどこにどのような人がおるか分からないわけなんです。そういう潜在的なきっかけ、活動をしてもいいというきっかけづくりが大切であるかと思っておりますし、ただそういうことにおいては、広く間口を広げた研修対象者、研修をしていくのが大切かなと思っております。

したがって、やっぱり地域の担い手の掘り起こししていく上では、そういった研修も大事ですので、その研修を広く市民の方々にそういう周知を行いながらしていくことが大切ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

担い手不足の解消、これは議員がおっしゃるとおりでございます。その中で、特に募集なんかはこれまでやはりコロナ禍の中、どうしても対面形式の研修を開催することが非常に有効でありましたことから、人数の調整をしておったところもでございます。そういうこともございまして、またまちづくり協議会だけの募集ではなく、一般市民の方にも参加していただくための周知の方法、さらには、市職員の参加についても呼びかけるなど、幅広く受講生の募集を募ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、指定管理業務についてですが、地区コミュニティセンターの指定管理は、それぞれ地域まちづくり協議会が担っているところですが、そこで、いろいろな役員さんの交代とか事務員さんの交代とかある中で、指定管理業務の事務管理がなかなか難しいというふうなところをお聞きします。地区コミュニティセンターという形態は、どこの地区でもほぼ同じ位置づけでありますけれども、それぞれ雇用される事務員さんの環境が異なる、対応が異なるということもあって、なかなかそれぞれ難しいという話を聞きますが、会長さんや事務員さんが交代しても事務がスムーズにできるような労務管理の定型化ができないものかお願ひしたいと思ひます。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

現在、地域まちづくり協議会と市の間で、さらには各地域まちづくり協議会の間で、各種通知のほかマニュアルや様式などが掲示できる情報共有システム、A i p oというのを令和3年度に購入し、現在その活用の充実に努めているなど、事務の効率化に関する支援を行っているところでございます。ご指摘の労務管理ソフトにつきましても、現在導入に向けて検討を行うため、地域まちづくり協議会の意向の聞き取りを行っているところでございます。

今後におきましても、労務管理に限らず、地域まちづくり協議会のご要望をお聞きしながら、ICT化を含めた事務の負担軽減に向けた支援をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

続きまして地域予算制度ですが、この各まちづくり協議会がより活発に事業を展開していく支援制度としての地域活性化支援事業補助金がございますが、そういった補助金を活用して、各まちづくり協議会には、様々な備品、イベント用品等をお持ちになっております。そうした備品を、例えば年1回のイベントに使う1回限りの備品だとか、あるいはふだんあまり使わないとか、たまたまこの事業を展開するからこの備品が要するというふうなところで、備品をお持ちの各まち協さんも見えます。そうした備品を各22のまちづくり協議会で情報を一元化して共有することで、例えば備品に使うお金を次の事業費に使うとか、より効率的な事業経費の使われ方が考えられると思いますが、そうしたことで、市が備品をある程度一元管理して、その情報を各まち協へ情報を渡すということが考えられると思いますが、その考え方についてどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

地域まちづくり協議会が保有しております備品につきましては、それぞれまちづくり協議会の備品でございまして、適正に管理をされておるところでございます。全て市において把握している状況ではございませんが、まちづくり協議会が保有している備品を他の地区に貸し出しすることによって有効活用ができないかということでございますが、市の備品ではなくあくまでも地域まちづく

り協議会の備品の取扱いになります。備品の貸出しによってコミュニティ間の連携とかにもつながって、さらには効果的であるということも考えられますので、まず市内の22地域まちづくり協議会の代表で構成されます地域まちづくり協議会連絡会議に提案もさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

よろしくお願ひしたいと思います。

それで、時間もありませんので、地域予算制度のもう一方の地域まちづくり交付金につきましても、もうちょっと使い勝手のいい交付金となりますよう、弾力的な運用をお願いしておきたいと思ひます。

それで最後に、地域まちづくり協議会支援事業の予算なんです。昨年と何ら予算額は変わりません。当初予算の編成方針におきまして、コロナ禍で痛みを生じた地域コミュニティを回復させる施策事業の重点配分をするというふうなことなんです。やはり予算の規模のボリュームだけではなく、側面的な支援、ソフトの支援も重要ではないかと思ひますので、何遍も言うようですが、コロナ禍で痛みを生じた地域コミュニティを回復させるためには、地域まちづくり協議会の活動が地域の活性化につながりますので、さらなる積極的な支援をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、最後ですが交通安全についてでございます。

4月から新学期が始まります。児童の皆さんが安心して登下校できるように、これまで四季の交通安全運動週間の期間はもとより、日常において、交通安全啓発活動を各種団体や地域の方々におかれては交通安全啓発を行っていただいております。一方で、そうした活動に携わっていただく担い手の方々が減少している、何とかしてほしいという声もお聞きしております。

そこで、市の交通安全に対する考え方についてお伺ひします。

まず初めに、令和4年と令和3年の交通事故件数をお伺ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

交通事故発生状況でございます。

市内の交通事故の件数でございますが、総事故件数は令和3年度が1,147件、令和4年度が1,210件で63件増加しております。そのうち、人身事故件数は令和3年度が64件、令和4年度は81件で17件増加しております。死傷者数は令和3年度は1名、令和4年度はゼロでございます。負傷者数は令和3年度が84名、令和4年度が101名で17人増加、物損事故件数は令和3年度が1,083件、令和4年度が1,129件で46件増加しております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ご答弁でもありましたように、幸い令和4年度においては死亡者数ゼロということではありますが、負傷者数が増えているというところでございます。コロナ禍においても、物損、人身事故等の事故

件数が増えていく中で、これから人の活動も活発になってくることが予想され、併せて比例して交通事故も増えてくることが予想されると思います。少しでも事故を減らす上での交通安全施策の課題をどのように捉えておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

交通安全に関する課題でございますが、交通安全に関わる多岐にわたる事業所において人手不足の影響が見られ、自動省力化などの進展はございますが、安全が損なわれることのないよう安全教育を徹底するなどの取組が必要と考えております。また、地域においても、交通ボランティアをはじめ、地域における交通安全活動を支える人材の高齢化が進んでおり、若者を含む地域住民が交通安全対策について関心を高め、交通安全活動に積極的に参加いただけるよう地域ぐるみの安全対策の推進が必要であると考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

次に、交通安全に係る庁内組織の連携についてという項に移らせていただきます。

交通安全に係る組織とはどのようなものがあるかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

交通安全に関わる組織には、交通安全広報啓発活動や四季の交通安全運動、お年寄りや子供の交通安全教育、交通事故相談などを行っている亀山地区安全協会と、亀山市、亀山警察署、亀山地区交通安全協会で構成される亀山市交通安全対策協議会がございます。そのほかにも、亀山市青少年育成市民会議の愛の運動に参加する様々な団体や各小学校に各PTA会員の中からご推薦いただいた亀山市交通安全教育推進委員などに活動をいただいております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほどのご答弁の中で、交通安全対策協議会というところでそういった交通安全施策も実行しておるというふうなご答弁でありましたが、交通安全対策協議会は、春や夏や四季の交通安全運動の計画や、日頃の交通安全啓発活動について協議を行っており、構成団体におきましては市の防災安全課、亀山警察署、亀山市交通安全協会が参画していると伺っております。ただ、もっと亀山市全体で推進力を高める取組をしていく上では、交通安全対策協議会の中に、亀山市教育委員会等の関係機関も入って、総合的に横断的に交通安全対策の取組を進めていくべきであるというふうに思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

議員ご意見のとおり、亀山交通安全対策の実施を効果的に推進し、交通事故のない社会づくりには、亀山市交通安全対策協議会において、例えば市教育委員会や建設部などの関係部署と連携を図りながら交通安全の推進に努めていきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

実は交通安全対策協議会の中の中核的な活動を担っておりますのが、亀山地区交通安全協会という組織がございます。先ほどから出てきております亀山地区交通安全協会は、聞くところによると、令和4年度の活動につきましては、交通安全教室を幼稚園、保育園、小・中学校合わせて41回行っております。また、高齢者教室を11回、早朝街頭啓発活動を20回、高齢者宅訪問を216世帯など、多くの活動を展開されております。

しかし、こうした活動をしている交通安全協会の理事の方からは、理事の数が担い手がなかなかいない、だんだんと高齢化になって数が減っていくというふうな声で、なかなか活動の継続も難しいというふうなことをお聞きしております。

交通安全協会への支援についてももっと市が関わっていくべきではないのかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

亀山地区交通安全協会につきましては、先ほど議員ご紹介のとおり様々な活動をしていただいております。本市にとりましては、亀山市の交通安全の要となる団体と認識しているところであり、市でも四季の交通安全運動では職員が街頭啓発活動に参加して連携をしておるところでございます。今後においても、亀山警察署を中心に様々な機会を通じた意見交換などを行って、より密接な協力関係を築き、交通安全活動が推進されるよう連携しながら積極的に支援してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

これで以上、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時54分 休憩）

（午前11時03分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 高島 真議員。

○8番（高島 真君登壇）

高島でございます。こんにちは。

通告に従い、質問させていただきます。

いささか花粉症で、ちょっと声がかすれているのをご了承ください。

今回、高速道路管理についてと、その中で、高速道路の積雪時の対応について、市との連携について、高速道路の騒音について、白鳥の湯について、防犯灯のLED化について、通学路の整備についてを議題に質問をしていきますので、よろしくお願いします。

最初に、高速道路の積雪時の対応について。これは直接市とは関係ないのですが、ただ密に関係していつてもらわないといけないという観点から質問をさせていただきます。

1月24日から25日にかけて、10年に1度の大寒波がやってくると。雪に備えて不要不急の外出を控えてくれという暮らし情報などが危機管理からも出されました。私たち住民は、あっ、雪が降るのだなと、地域の人は融雪剤をまいたり、いろんな準備をやりました。そして、その中で、高速道路が至るところで渋滞をし、前から言うておったことなのに渋滞をして、もう大変なことになって、そして一体何が起こっておるんだろうなと。私、初めて名阪の掲示板について、亀山から天理まで名阪国道が通行止めという看板を初めて見ました。一部通行止めを見たんですけども、あんな長い通行止めがあるのだなという、初めて、もうそれはすぐに出ていましたので分かりましたけれども、鈴鹿峠も通行止めになり、行き先がなくなったというのはもう確かなことだろうと思います。市民生活も大きく影響を受けたと思います。

道路でいうと、私たちやったら、フラワー、石水溪線、加佐登線などは、もう高速道路からあふれた車、1号線からあふれた車で至るところに車が放置してあるという状況がありました。その中で、いろんな、災害に遭われて遠くから来られた人のお世話もやってきたところでございます。

そこで、質問を1番目にさせていただきます。

これは一体何があったのかということを知りたいのと、高速道路が何があって、どういうことになったのかということを知りたいのと、それともう一点、通行止めに関して、道路管理者、市だったら市、県だったら県、国道だったら国、有料道路、NEXCO中日本だったら道路管理者が中日本になりますので、その辺から一体どういう情報がもたらされて、どういう共有をして、どういう対策を練ったのかということをお教えてください。

○議長（森 美和子君）

8番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

1月25日から26の新名神で起きました通行止めに関してですが、まずどういう状況でタイミングが遅れてきたかということですが、議員ご質問の新名神高速道路に関しましては、道路管理者である中日本高速道路株式会社に確認をさせていただきましたが、通行止めのタイミングが遅れたことにつきましては、渋滞による滞留が一時的と判断したこと、また新名神高速道路が東西の大動脈の確保である等の観点から通行止めをちゅうちょし、通行止め運用ルールの徹底が図られていなかったこと、関係機関との情報共有が不十分であったことが今回の渋滞の原因であると伺っております。また、今後の対応については、予防的通行止めの適用基準に達していない場合でも、

通行止め延伸により除雪運行が困難となる等、大規模な滞留が予見される場合は、徹底した出控え要請とともに、ちゅうちょなく通行止めを実施していきたい。なお、この方針については、事前に関係機関と運用方法について確認を行っていくと伺っております。

また、もう一つの情報についてですけれども、これについては、大雪の注意喚起情報の発信につきましては、国土交通省による大雪に対する緊急発表や、高速道路株式会社による行動変容を促す広報を実施していただいております。また情報板やiHighwayなど、各種ツールで提供する通常の渋滞時と同様の対処を行っていたものの、滞留状況や作業状況、解消見込み等に関する情報提供が十分でなかったと伺っております。またこれにつきましては、今後の対応ですけれども、大雪時の渋滞は様々な要因で滞留につながるリスクがあるため、今後、渋滞による滞留が発生した場合は、あらゆる媒体を活用して滞留状況、作業状況や解消の見込みなど、きめ細かく情報提供に努めていくと伺っております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

これって基本的にみんなプレスリリースなわけですよ。僕もこれをいただきました。三十何キロで28時間の渋滞をつくったといえばつくった、人災といえば人災だろうし、災害といえば災害だろうし。入り口を開けておいて出口を止めたみたいな格好になったのかなという、それで渋滞ができたのかなあとということだと思います。よく高速道路の看板なんか見ていると、冬はタイヤをスタッドレスにしてくださいとか、いろいろ注意喚起をされていますけど、NEXCO中日本に関しては、自分のところも注意せえよと僕は思っています。

災害に遭われた方は大変やったと思いますよ。高速道路で何時間も、1キロ進むのに6時間、7時間かかったという、ニュースでしか僕も聞きませんでしたけれども、ただし、下に降りれば下に降りたでてかてかで、雪がたくさんあったということで動けない、食べ物も飲物もないということで、ある一定のボランティアの方が配ったりやっておりましたけれども、僕もそこで、アイスバーンになっておるわけなんですよ。タイヤが切れるぐらいのアイスバーンになっているということについて、そのことについて、中日本高速道路、市とはすごいつながりがあると思うんですよ、この亀山市内を通行しておるということで。市との連携について、今回のことはもうプレスリリースしか分かっていないということだったので、市長にちょっとお伺いしたいんですけれども、このことについて、中日本に説明を求めたり、あるいは抗議などを行う予定があったのかなかったのか。したれと思いますよ、こんなことをされて。これからどうするんやという協議も含めて、一遍市長に、中日本との協議をしたのかどうか聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私もちょっと喉の調子が悪いのでご容赦いただきたいと思いますが、今回の高速道路での通行止めに関する様々な課題は、これは中日本との関係、それから国交省さんとの関係、県との関係、様々な要素があるかと思いますが、既に課題が整理をされて、そして今後の情報共有でありますとか連携については、三重県も含め、再構築をしていく流れの中に入っております。直接この課題

を私自身が中日本高速にはお伝えをしておりますが、今回の流れの、先ほどご指摘のありました状況については明確になっておりますことと、もう一点、これは1月の25、26日でしたが、この渋滞の完全な解消に至りますまでには、28日まで解消に至らなかったケースがございました。その間の実は国土交通省と亀山市との情報の共有、これは三重河川国道事務所長と亀山市長とのホットラインもそうですし、担当事務レベルでの情報も常時入ってきておりましたので、ただ非常に想定外の混乱を招いておった中での今後の課題につきましては、今、県をはじめ国土交通省、そして沿線の自治体との様々な解消に向けた検討が進められておると認識をいたしておるところでございますので、この教訓を今後しっかり生かしていくということが大事だろうと、現時点ではそのように認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

想定外と市長は言われますが、10年に1度ということは、ずうっとあのときはもう言うてきたので、その辺のところは何もない、プレスリリースしか出てこないというのは、僕は非常に亀山市に対して失礼やと思います。そのことは厳重に僕は抗議してもらっても構わないと思いますけれども、一体どこから情報が、国交省もそうだと思うんですけども、県道もそうだと思うんですけど、どこから情報が入ってきて、どこから情報が入ってきてなかったのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

大雨や大雪等により道路を通行止めする際には、国、県からは、通行止めにする区間・時間をファクスや電話等で連絡をいただいておりますが、今回といたしますか、中日本高速道路からいただいた事例等はございません。市としまして、積雪時に大雪の車両が市内及び市道に一度に流入いたしますと、市民の方々の通勤や通学、生活に混乱を来しますので、市民への周知する時間も考慮した事前連絡をいただけますよう調整してまいりたいと考えております。

なお、国土交通省では、国道1号鈴鹿峠の通行止めについて、広報「かめやま」で雪シーズン前に市民に周知していただいておりますので、このような方法も踏まえ、中日本高速道路と協力していきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

県や国などは情報をいただいておりますということを確認いたしました。なら何で中日本だけは来やんのやと。中日本って早い話、お金をもらって走っておる道ですやんか。それがパンクすると市に流入せざるを得ないような状況になると思うんです。そうしたら生活道路まで入ると。入った人はもうしょうがないことですのであれなんですけれども、いつ、いっかこうなるという情報があれば、住民というか、僕らのほうもある程度心構えができますし、そういうことを厳に市長は中日本高速道路のほうに伝えてもらいたいと思いますし、説明ぐらい来たらどうやというのも僕は言ってもら

いたいと思います。

次に行きます。

それで、中日本高速道路のことばかりになります。私、辺法寺に住んでおまして、騒音問題が10年も前からずっと、僕ここで昔に質問したことがあると思いますけれども、防音壁について、毎度毎度住民の方から苦情が寄せられておるとい状況で、今回もいろんな騒音調査をしてもらっていると思うんですけども、それについてどういう調査をしたのかということをもまず聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

辺法寺地内における騒音調査についてですけれども、自動車騒音につきましては、騒音規制法第21条で、市町村は指定地域について騒音の大きさを測定するものとあります。さらに、騒音規制法第17条第1項、市町村長は、第21条2の測定を行った場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を取るべきことを要請するものとする。また、第3項、市町村長は、第1項の規定により要請する場合を除くほか、第21条の2の測定を行った場合において必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善、その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べることができるとあります。

このことから、騒音測定及び遮音壁設置要望がありました東名阪高速道路下り線の沿線である辺法寺町地内の宅地において、市にて騒音測定を行い、必要があると認めたことから、測定結果を東名阪高速道路の管理者である中日本高速道路に報告をいたしました。

なお、当該宅地の所有者の方からは、1階付近には既に遮音壁が設置されているが、2階の部屋での騒音が大きいので、遮音壁を高くする等の対応をしてほしいということでありましたので、今回の騒音測定位置を2階の高さでの測定といたして測定をしております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

上り車線だけ防音壁があつて、下り車線には防音壁がないという、いびつといえいびつな構造で、それも何かの理由があつてそうなっていったんだろう、当時はなつたんだろうなと思いますけれども、かといって歯抜けのところがあつたりとか、全然していないところがあつたりとかありますので、それはうるさいし、うるさいのです。僕もこれはうるさいなと思ったんですけども。

それで、今までは何でということをお聞きすると、平常時はずうっと通過していくと。土日は新名神がなかったの、渋滞しているの騒音は少ないですという中日本からの返答を1回もらって、何じゃこいつと思ったことがあるんですけども、そういう返答があつて、それで今回測定してもらいました。その値というのはどんな値になつたんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今回の測定結果でございますが、昼間で76デシベル、夜間で73デシベルでございます。この測定値は、環境基準における昼間70デシベル、夜間65デシベルを超えた測定値でありました。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

測定値は超えておるわけなんですけれども、前も1階部分で測ったときにも超えておったわけなんですよ。そうしたらNEXCO中日本が、そこで測ったらあかんで違うところで測れとか、いろんなすったもんだがあった経緯というのは、私はそこまでは把握しておるんですけれども、今回、基準値を超えた、生活騒音の中の基準値は超えているということで、環境基準を超えたときの市の対応としては、どういう対応をされるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

騒音規制法第17条で測定を行った場合において、必要があると認めるときは、当該道路部分の構造の改善、その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べる事ができるとあります。今回、環境基準値を超えていることから、自動車騒音の大きさの減少に資する対策として、遮音壁設置に伴う市からの意見書を中日本高速道路に対して提出する予定であります。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

意見書を出してもらえるということなんですけれども、意見書って僕は初めて聞く言葉ですので、意見書とは、これをしてくださいねという意見書なのか、あったらええなというレベルの意見書なのか、おまえこれせえよというような、これは命令やというような意見書なのか。その意見書というのはどういうしつらえを持つのかというのを、防音壁に対しての意見書というのはどういう意味合いを持っておるのかという意見書の意味。命令書じゃないなと思いながら聞いておったんですけれども、どういう意味に捉えたらいいということでしょうかね。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今回の意見書においては、騒音規制の第17条にありますけれども、当該道路部分の騒音によって、道路部分の構造とかそういう改善をすることで、音が抑えられるような対策を講じていただきたいというお願いの文書になるかと思えます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

お願いですので相手の取り方次第だと思うんですけれども、意見書が出されて、あとは中日本高

速、NEXCO次第というところになってくるのかなあとと思いますけれども、それに加えて部長にお伺いしたいんですけれども、今のやり取りが中日本とあったと思うんですけれども、どうするという感じなんでしょうかね、お願いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

事前にといいますか、騒音測定した後、数値は中日本へ送って話をさせていただいています。中日本高速道路は、測定結果により現在の音が環境基準値を超えていることを重視させていただいております。今後、遮音壁の設置範囲、高さを検討するための設計業務を発注予定であり、その対応内容に応じ、事業費の確保、調整を行い、工事の発注準備を行うと中日本高速道路からは伺っております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

もうそうしたらやってもらえるということで、ありがとうございます。どうも声が出ないので、反撃能力があまりないので、すっとうります。それでそれなら、もうありがとうと言うしかないの、ありがとうございます。

そうしたら、今後このような場合、いろんなところで出てくると思います。国道にせよ、県道にせよ、中日本高速にせよ、こういう道路の問題、騒音だけじゃなくいろんな問題が出てくると思いますけれども、今度からそれを協議していく上で、意見書を出さないとしてももらえないという判断になってくるのでしょうか。何か10年ぐらいすったもんだやってきたんですけれども、今回何でここまで長引いたのかなと思って、最後、意見書を出したら好転していくとか、ええほうに行ったのかなあと思うんですけれども、そこまでいかなければならないのかなあと思います。それを聞きたいのと、今回真真中に市が入ってくれてやり取りしてもうたことには非常に感謝をしておるところでございますけれども、早くとか、迅速にいろんなやっつけていかないと、住民というのは24時間365日そこで生活しているので、そういうのは意見書を出さないで防音壁を検討せんということなんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今回長引いたというところでございますが、これまでも4回ほどですかね、今回を含めて4回ほど測定をしておりますが、過去測った段階では、先ほど申しました環境基準値を超えていなかったというところもありまして、あと一応超えていたところは若干畑であったとか、そういうところの条件もありまして、市長からの道路管理者に対する意見書の提出にはなっていなかったというのが現状です。意見書を出さんとやっってもらえんのかということですが、そこは今回のような騒音とか要望があれば、その都度、我々は各道路管理者とは調整をして、結果はどうなるか分かりませんが、市民からの要望等はちゃんと伝えていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

畑やで騒音が大きくてもええわということだと思いますけれども、今、畑にもクラシック音楽を聞かせた作物を育てる時代ですので、どちらにせよ中日本とか県道にせよ、国道にせよ、直接言うということはないかと思っておりますので、市が中に入って調整をやってもらいたいですので、そのときはまた一汗でも二汗でもかいていただきたいと思います。

この件はこれで終わりにいたしまして、次、白鳥の湯についてです。

長い間コロナ禍で休止していましたがあいいの白鳥の湯が再開をされたということをお聞きしました。再開後の状況について、市民の、入っておる皆様も喜んでおると思うんですけども、このコロナ禍で結構辟易したところもありますので、どういう状況になっているのか、利用者人数などを教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

2月1日から運営を再開いたしました白鳥の湯でございますが、再開に当たりましては、感染症拡大防止の観点から、入場は市民の方に限定をするとともに、入浴する人数を定員の半分ほどに制限をさせていただいております。

その中で、再開後の入場者数でございますけれども、2月末日現在で延べ4,945人、1日当たり平均で247人の方にご利用をいただいたところでございまして、これはコロナ禍前の通常時と比較いたしますと大体2分の1から3分の2程度の入場者でございます。また、長期休業からの再開並びに入浴人数の制限を行ったことから、当初は混雑を非常に懸念をしていたところではございましたが、再開以後、現在まで入場に当たり市民の方にお待ちいただくようなことはほとんどなく、ゆったりとご利用いただいているというような状況でございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

混雑もなく、ゆっくり皆さんが気分転換に健康のために入られておるのはええことだと思いますけれども、これで市外はちょっと置いておいて、市民の皆さんにまず市としての対応はもうこのまま続行していくんだろうと思っておりますけれども、以前言うておったパスポートの販売ももう再開をしてやっていくということによろしかったでしょうかね。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

再開に当たっては、パスポートの販売も同時にさせていただいております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

市民の皆様がゆっくり過ごせられればいいなと思っています。

そうなれば、コロナ、これは僕、2類も5類もてんで分かっていないんですけども、5類になればインフルエンザと同様になるということでありますけれども、5類になりました、5類になってコロナの、そんな詳しいわけじゃないんですけども、5類になりました、コロナの株が変わってまたちょっとようけ感染者が増えてきましたとなった場合を想定しまして、インフルエンザとはちょっと違うぞ、今回の株はちょっと違うぞとなった場合に、白鳥の湯はどのような対応を、またぱっと止めてしまうのか、そういう場合はどういう対応を取っていくのか。お聞かせ願います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本年5月8日に、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の分類で5類へ移行いたしますが、そのいかに関わらず、再度感染者が増加した場合の対応につきましては、その時点での感染状況や国の方針等を踏まえ、一定の制限や休業も含めて、まずは市民の安全や健康を第一に運営を考えてまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

国の方針や県の方針もあろうかと思えますけれども、まず市民の健康第一で、市長の判断もあろうかと思えますけれども、やっていただきたいと思えます。

それと、今現在市外の方をご遠慮願っておるという状態でありますけれども、今の話を聞いてみますと、以前の3分の2程度で入場制限もしておる加減もあろうかと思えますけれども、市外の方が入らなくても3分の2程度、ゆっくり、亀山市民の方がゆっくりできるということでありますけれども、僕は市内だけでやっていけばいいんじゃないのかなあと自分の感想で思っておるんですけど、そこまで市民の方がゆっくりされるんなら、もうそっちのほうがあええのかなと思えますけれども、かれこれ市外を入れやなあかんやろうという声も出てくるとは思えますけれども、入れるんならいつ頃入れる予定にしておるのか。このままちょっと市内ですつといこうかという判断もあろうかと思えますけど、どっちに、どの辺のところか落とすところかなかなというのを聞きたいんですけども。聞かせてもらえますか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今制限させていただいております市外の方、いつぐらいから利用させるのかというようなご質問かと存じます。現在、制限をしております市外の方の利用、また入浴人数の制限につきましては、今後の感染状況を見極めて、その解除については慎重に今後検討してまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

できる限り市内の方がゆっくりできるように配慮していただければなと私は思います。

次の質問に移っていくわけなんですけれども、今、人間が生きていく上でのランニングコストが非常にかかっています、ガス・水道・電気、いろいろかかっているんですけれども、白鳥の湯もガスなどをつけて追いだきとかしておると思いますけれども、その燃料費、光熱費というのかな、高騰についての影響は、今のところどういふあんばいなのかをお聞かせ願います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

白鳥の湯の光熱費につきまして、総合保健福祉センターでは、施設全体でこれを管理してございますために、白鳥の湯だけの個別の施設ごとでは把握はしていないところでございますが、コロナ禍前の令和元年度と本年度を比較いたしますと、そのほとんどを温泉に使用しておりますボイラー用の重油代、こちらの単価が約14%ほど、それからまた施設全体の電気料金につきましては、単価が約34%増加をしている状況でございます。今後、浴場の通常運転に伴い、光熱費等の負担が増大することが予想されますことから、適切な施設運用と予算管理に努めてまいりたいと存じてございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

安くなれば一番いいんですけれども、このままいけばいろんな値上げの料金改定とかいろいろ考えていかなあかんことあろうかと思っておりますけれども、まず基本的には、言うておきますけど、僕は受益者負担という言葉が一番嫌いできて、みんなでみんなを守るといふ考え方を考えておりますので、まず亀山市民じゃなく、市外を入れるんだったら市外のほうから値上げをして段階的に行ってもらいたいと思っておりますけれども、今のところ値上げは考えていないといふ考え方でいいのかなあと思っておりますけれども、受益者負担という言葉は僕は嫌いですのでそういう言葉は使いませんが、市外の方から入浴料を上げるんだったら上げるべきだと考えますが、どうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今般のコロナ禍や光熱費の高騰の影響を受けて、市外の利用者の料金を見直してはどうかという議員のご提言でございますけれども、白鳥の湯は、近隣の同様の施設と比較しましてもその料金が低額であることから、市内外を問わず大変ご好評をいただいている施設でございます。現行制度におきまして、既に市民限定の温泉パスポートの販売によりまして、市外の方より市民の優位性を担保しているところでございますけれども、議員も言われました受益者負担、こういった観点といふところからも、光熱費の高騰等の今後の展望を踏まえつつ、県内他施設の状況も参考にしながら市外の方の料金体系につきましても今後研究する必要もあるものというふうに認識しておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

先ほど言われたいろんな観点から研究して、いろんな答えを導き出してもらいたいと思います。
私は、基本的にこれは今市民の方がゆっくり利用されているんだったら、そっちのほうを優先していただきたいなと思います。

次の質問に行かせていただきたいと思います。

防犯灯のLED化について、これも10年前から私ずうっと言い続けてきたことで、10年前にも、庁舎のLED化もしたらどうやと僕は言うた覚えがありますけど、今ようやくかなというところでもあります。今、防犯灯のLED化、きれいになっていますけれども、蛍光管のところもまだ残っておるのかなあとと思いますけれども、一体どれぐらいの割合でなっていたのか、LED化を進めているのかということをお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

自治会が設置する防犯灯施設につきましては、平成24年度から新設及び老朽化による取替えについて、従来の蛍光灯からLED照明に移行することを補助対象として、自治会に防犯灯施設補助金を交付してまいりました。

LED化の進捗率につきましては、予算の範囲の中で計画的に年約5%ほど進捗しております。本年2月末で、防犯灯総数が4,696基のうち、LED照明は2,308基で、49.1%となっております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

5%って、それは予算内でやっているのだから仕方のないのかなあとと思いますけれども、一体、100%が終着なのか。100%やったらなおしやと思うんですけれども、一体行政としてどこが目標値で、ここまでいったらLEDは達成したんだろうなという目標値なんかは、これで40%でよしやという、約50%弱でよしやと思っていないと思いますけれども、どうなるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防犯灯のLED化の目標としましては、おおむね80%を目標にしております。LED照明のメリットであります長寿命で電気料金が安価であるということを周知しながら、LED化の向上率を図りまして、事業を継続してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

8割ということは、あと6年もかかるということですがけれども、昨今の電気代の高さとか高騰を考えると、もっと予算をつけてでもLED化を推進していただきたいと思います。

次に電気代のことに入りますけれども、LED灯、私が聞いたところによりますと、1つが1か月約160円、蛍光灯が410円と聞き及んでおります。LED灯が約2,200基、蛍光灯は

2,400基、1か月にするとLEDで35万2,000円、亀山市内のLEDの電気代が。掛ける12か月で422万4,000円。掛け算していくとそうなるんですけども、片や蛍光灯について410円という試算をしておりますので、2,400基やったら1か月98万4,000円、年間1,180万8,000円。差額が758万4,000円、1年間に蛍光灯で、亀山市内だけの差額が758万4,000円あると僕は認識、危機管理局のほうとの値段の差異はあろうかと思えますけれども、それで、そういう考えを持っておいていいわけなんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

議員ご紹介がありましたとおり、単価につきましては、昨年11月ぐらいの時期はそのような形の値段設定だったと思います。また時期によって単価が変動しますので、2月の料金で比較しますと、1基当たり、蛍光灯につきましては302円、LED照明については、1基当たり139円でございます。ですので、蛍光灯は全部で、一月87万円、LED照明は一月で約38万円という状況でございます。

仮に全ての防犯灯を蛍光灯とした場合と、現在のLED化を加えた電気料金と比較すると、現在のところ年間約450万円程度の電気料金の節約につながっておるという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

どちらにしても五、六百万のお金が動く、節約できるということですので、それはそれで市にとってはええことだと思いますので、どんどん進めていていただきたいと思います。

もう時間もあれなんですけれども、LED化を言い出してからちょうど10年たってきた頃に、十年一昔ということで、結構故障したとかいろいろな話を聞くところであります。昔は蛍光管から蛍光管に換えていくのに補助が出ておったんですけども、LEDの部材というか、機械の本体については補助金が出ないと、あとは自治会でやってくださいよというようなことだったんですけども、今後これについて補助金を出してもらえやんと、自治会としては非常に大変なお金が動くようになってきますので、その辺の考えはないのかということと、その根拠として、ちょっと古いんですが、昭和36年3月31日、内閣の閣議決定事項がありますので、それを踏まえて一遍どういってお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

先ほど言われました内閣の関係でございますけれども、昭和36年3月31日に防犯灯等整備対策要綱というのが閣議決定されて、基本的に地方公共団体に対して、防犯灯を設置する者に対しては、その一部を補助すること、並びに民間の方の負担において維持管理に当たっているような防犯灯については、その維持管理に要する費用を負担するように措置することについて閣議決定がなされております。これに従う形ではあるんですけども、本市としましては、自治会が設置する防犯灯の設置補助金につきましては、防犯対策の推進という観点から、LED照明の新設、蛍光灯から

LED照明への新設、取替え費用などに関しても高い補助率を設定しております。また、電気料金については全額補助を行うという対応をしてまいりました。

今後のLEDの取替えの関係でございますけれども、一般的にLEDの照明は約10年から15年と言われておまして、現在も当初設置されたLED照明の寿命というか交換時期になったのかなと考えております。実際に、LED照明からLED照明の取替え費は、新設費用とほぼ変わらないとお聞きしております。窓口におきましても、自治会負担が大きく、取替え費の補助要望もいただいております。このことから、予算の範囲というのがございますが、LED照明からLED照明への取替え費についても補助金の対象となるよう要綱の見直しを進め、地域の体感治安の向上を図り、より一層の防犯環境の充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員、簡潔に。

○8番（高島 真君登壇）

もう時間がないので、満額回答でありありがとうございます。何も言うことはございません。

一言だけ、通学路のこと、答弁を書いていたのに質問できなかったことはおわび申し上げます。申し訳ない、次させていただきます。ありがとうございます。

○議長（森 美和子君）

8番 高島 真議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 今岡翔平議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

市長の施政方針・予算編成方針のページの後ろに、資料として寄附受納概要一覧表というのがついていまして、私結構ここを、当たり前なんですけど見るようにはしているんですけども、今回、匿名の方から寄附が2件あったということで、結構この寄附について割と、結論を言うと私はかなりいいことだと思っていまして、これを何とか今後につなげられないかなということでこういった通告を出させていただきました。

まず1つ目の項目を上げさせていただきましたが、今回の寄附の内容についてお伺いをいたします。

○議長（森 美和子君）

7番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

寄附の内容でございますが、寄附者のご意向は、保健福祉分野に関する寄附でございましたが、本事案が有価証券による寄附であったことから、証券口座に係る事務手続が必要でございました。そのため、債券運用等で証券会社の窓口となっております財務課におきまして主として対応いたしましたことから、私のほうからご答弁を申し上げます。

まず、今回の有価証券による寄附の内容でございますが、上場株式と投資信託による寄附となっております。施政方針のところには匿名希望者ということでございますが、同一の方でございますが、この寄附を受けた後、証券会社を通じて売却を行い、上場株式・投資信託を売却いたしました合計額は3,191万9,026円でございます。なお、現金化した寄附につきましては、寄附者のご意向が亀山市の福祉に役立ててほしいといったことであったことから、地域福祉基金へ積立てをいたしております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

今回、意向が地域福祉基金に積み立てるということで、予算の管轄は健康福祉部なんだろうけれども、寄附について対応してもらったから原田部長のほうから答弁されているということなんですけれども、私も今回のケースを通じて、こういった一般的な寄附について議論をさせていただきたいというふうに思っております。

では、投資信託と株式で寄附が行われているんですけれども、これまで亀山市にこういった形で寄附の実績というのはあったんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

これまで有価証券による寄附の実績でございますが、少なくとも過去10年間におきまして、上場株式や投資信託などの有価証券による寄附の実績はございません。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

では、実績がなかったけど有価証券の形で寄附を受けようというふうになったということなんですけれども、まずその前に、有価証券で寄附を受けた場合、亀山市にかかる負担、手続とかって結構大変なんでしょうか。それをまず伺います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

亀山市における手続といたしましては、それを受け入れるための証券会社との手続を行いまして、そこへ受けておりますので、そういった証券会社との手続が必要となっております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

有価証券で寄附をされたということなんですけれども、まず、なぜ有価証券という形で寄附をされるという形になったんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

寄附者がなぜこういった形でということですが、今回の寄附につきましては、令和4年、昨年9月に寄附者の代理人、司法書士の方でございますが、を通じて、本市に対しまして寄附の申入れがございました。その内容を伺ったところ、寄附を希望される方は、市外在住の本市にゆかりのある方であり、また寄附をされる財産は相続財産であり、そのうちの有価証券を寄附し、本市の福祉に対して役立ててほしいとのご意向とのごことでございました。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

それが経緯なんですけれども、基金に積み立てるということは、現金に換えるということなんですよね。そんなに煩雑な手続ではないけれども、現金に換えるという手続を挟むわけなんですけれども、なぜ寄附者のほうで現金に換えずに市が有価証券という形でもらって現金化するのかということですね、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

相続財産につきましては、現金で寄附をした場合は、寄附分は相続税の対象から除外できるのですが、相続財産である有価証券を現金化してから寄附をすると、まずその有価証券を相続してからということになりますので、相続税の対象に入ってしまう、要は除外されなくなってしまうことから有価証券のままの寄附をご希望であったということでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

すると今回のケースは、この有価証券を相続したくなくて、なおかつ発生する相続税の負担というのを嫌ったというか、ちょっと懸念になったというケースだったと捉えてよろしいでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

相続につきましては、それは個々のその方のご事情ですので、ちょっと詳細なことまでは把握はしておりませんが、相続税の対象から除外するということがおっしゃってはおります。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

私は、これからも有価証券で寄附してくださるというのであれば、そこまで市のほうで手続も大

変でないということであれば、どんどんもらって、ただでもらって現金に換える分には市には損害はないので、どんどんもらっていけばいいんじゃないかなというふうには思っているんです。でも、土地なんかですね、例えば。よくあるのが寄附したいという土地の話があると思うんですけども、まずはどんな土地か見てから寄附を受けていいかどうか考えるというケースがあると思うんですけども、こういった有価証券の場合だと、すぐ現金化するんで、内容というよりはどっちかという額面が問題になってくるのかなと。今回はかなり大きな額の額面になってくるから、適切じゃないかなと思うんですが、基準、これぐらいの額はないと受けられないかなというような基準が決まっていたりするんでしょうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

寄附を受ける、こういった有価証券の場合の基準ということでございますが、金額が大きかったということではございませんでして、今回の事案のように、有価証券による寄附の申出があった場合、市において現金化することが可能な場合は、通常現金による寄附と同様の取扱いをさせていただくことになると考えておりますが、市場で取引されていない有価証券、そういったものにつきましては、速やかな現金化が困難な事案ということも予想されますので、そういった場合は適宜、適切な判断が必要かなというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

繰り返しになりますけれども、かなり今回はいい話だったというふうに思うんですけども、この実績を何とかしてほかの人にも伝えることってできないのかなというふうに思うんですよね。亀山市って有価証券でも寄附を受けてくれるでというようなことって伝わっていかないのかなと思うんですけど、これをPRというと大げさかもしれないんですけど、そういったことはできないでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたとおり、この有価証券による寄附というのは、過去10年間にございませんでして、非常に珍しいというか、特異なケースかと存じます。また、今回の有価証券の寄附は、相続に絡んだ寄附ということを理解しておりますので、こういった形でのPRということにつきましては、市としましては、ほかにふるさと納税とかそういった寄附のPRについては今後も行っていく必要があるとは存じますが、こういう有価証券による寄附などの手法につきましては、特異なケースですので、これをPRしていくということは、現時点におきましては想定はいたしておりません。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

亀山市から、こうした方法を取れば相続税が発生しませんよ、相続税を手元で発生させずに処分できますよというのは、なかなか亀山市のほうからは言いづらいのかなというふうに思うんですけども、このケースも代理人がいたということで、つまりこういう知恵が湧いてくる、こういう手法を取ろうという背景には、多分専門の士業の方に相談されているというケースが多いと思うんですわ。相続に関わる仕事って、例えば弁護士さんとか、司法書士さんとか、行政書士さん、税理士さんっていらっしゃると思うんですけど、市民の方に有価証券でも引き取りますよとばーんとPRはできないかもしれないんですけど、例えばその業界の方々を知る人ぞ知るケースみたいな形で伝えていくというのは現実的ではないでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の有価証券による寄附につきましては、一般的にはあまりなじみがないものと考えております。一方で、相続財産を相続税の申告期限までに国や地方自治体等に寄附をした場合、その寄附分は相続税の対象としないといった相続税の寄附金控除につきましては、相続税の特例として定められたものでございますが、こういったものに関しましては、今回も司法書士の方からを通じてでしたが、相続に関わるほかにも弁護士さんとか税理士さんとかがお見えかと思いますが、そういった専門の職の方々にとってはご周知というか、ご存じのことかなというふうなことも考えておりますので、有価証券による寄附につきましては、多分そういった専門職の方がご存じということから、お伝えさせていただく必要までは現在想定はしておりません。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

士業の方なら知っているだろう、あとは過去10年間でもこういった実績がなくて、非常にまれなケースだと思うというような、亀山市はそういう答弁だと捉えておるんですけども、私は、結構相続、財産の相続に関しても、これからやっぱり相続する自由、しない自由というのがすごく生まれてくる時代なんじゃないかなと。ですので、このケースを見たときに、これはレアではなくて、ほかにもやっぱりこういったものを財産として持つ、あるいは財産として相続する可能性がありながら、でもどうしようかという、個々の事情についてはなかなか言及しづらい部分はあるんですけども、本当にどうしようかというような方がいると思っています。なので、こういった問題意識の下に質問をさせていただきました。

では続いて、亀山駅前前の整備についてというところに入っていきたいと思います。

3点上げさせていただきました。

駅前ロータリーについてと、キットテラス内のテナントについて、それから駐輪場についてという3点なんですけれども、今日までも何人かの議員から質問のほうは出ておりますが、私のほうからも伺わせていただきたいと思います。

まず駅前ロータリーについて、建設途中だったんですけども、知っている方から、大型バスがロータリーを回り切れない設計になっているんじゃないかというようなご意見をいただいて、担当部署とやり取りをさせていただいたことがあったんですけども、そういった今の運用状況ですね、

バスが回れるのか回れないのかについてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀淵建設部次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅前広場の整備に当たりましては、道路構造令を遵守しつつ、公共交通事業者及び三重県公安委員会との協議を行いまして、大型バスなどの通行に加え、乗降者場及び待機場の配置など、駅の利用者のスムーズな運行が行えるよう十分な調整を行い、設計・施工を進めたものでありまして、大型バスにつきましても通行が可能な構造となっているところであります。

一方、亀山駅前広場供用後のバスの運行につきましても、通行に支障となる状況が確認できた場合には、適宜改善を図り、利便性の高い駅前広場となるよう努めているところであります。このような中、タクシー乗降場周辺において、バス車両が通行しにくい状況がある旨をバス事業者より伺ったことから、ポール等の附属施設を一部調整したところであり、現在は通行に支障がある旨の意見は伺っていない状況でございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

支障は今のところ出ていないということで、それはよかったなと思うんですが、亀山駅前全体の大型バスの収容数というのは、以前と比べてどうなっているのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

駅前広場におけるバス等の公共交通の収容状況につきましては、まず路線バス及びタクシー乗降場につきましては、バスの乗降場をシェルター、屋根つきの部分や、待合のベンチなどを整備した駅舎前に移転いたしまして、従前と同様に2か所配置するとともに、タクシーにつきましても、従前と同様に1か所の乗降場を配置しているところであります。

次に、バス及びタクシーの待機場につきましても、従前においては、駅前広場内にバスが8台程度、タクシーが8台程度を確保しておりましたが、整備後におきましては、駅前広場内に障がい者用の乗降場や駅利用者等が休息等を行える広場を新たに設置したことから、駅前広場内にバスが3台、タクシーが8台待機できる場所を設けているところであります。一方、不足するバス待機場につきましても、バス事業者と協議を行いまして、市道御幸16号線の道路拡幅に合わせて、道路隣接地に5台程度のバスが待機できる駐車場を整備したところでありまして、整備前の公共交通の収容台数は変化はございません。このようなことから、整備後の公共交通の運用に必要なスペースの確保と配置が図られたものと考えております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

私が聞いたところだと、以前のロータリー、駅を降りてすぐ見渡せるロータリーの中では同じ台数は収まり切らんもんで、少し範囲を広げて同じ台数を止められるようにしたというように聞いて

いるんですけれども、少し距離が出たことで特に問題というのは出ていないということですね。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

従来は、駅前広場内に最高8台程度、8台、9台でございますけれども、駐車スペースを確保しておったという状況でございます。今回、整備後につきましては、3台と5台という形で分散されたというところもございます。そのことによりまして不都合があるかという、やはり以前よりも多少そういう部分では運行の距離が出たというところがございますが、これにつきましても、十分バス事業者との協議を行いまして、うまく運用できるという回答をいただきまして、このような措置となったものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

次に、キットテラス内のテナントについてというところなんですけれども、昨日ですかね、伊藤議員からも質問があったと思うんですけれども、もう一度伺いたいんですが、テナントの募集状況はどういった状況でしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

テナントの募集状況でございますが、商業施設の3区画につきましては、所有者は保留床も含め3者決定しているところがございますが、テナントにつきましては、複数のお問合せ、相談などがあるものの、現時点で決定はしておらず、空き店舗の状況となっているところであります。現在も商業施設の所有者や市街地再開発組合において、鋭意テナントの募集を実施しているところでありますが、新型コロナウイルス感染症拡大における各業界の業績の悪化等もございまして、テナントの入居に苦慮しているところであります。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

テナントの募集に苦慮しているということなんですけれども、ここのテナントの難しいところが、権利を持つオーナーと入居者というのが、テナントを介しての個の関係ではあるんですけれども、この駅周辺事業ってにぎわいを取り戻すという名目で、交付金というのを使って整備をされていると。ですので、テナントが入らない状況をそのまま手をこまねいて見ている、指をくわえて見ているという状況はよくないんじゃないかなと思うんですけれども、市長にお伺いしたいんですけれども、選挙のマニフェストなんかにも、にぎわいと魅力の創出なんかも書いてありましたけど、にぎわいを取り戻すという名目で亀山駅周辺整備をしまして。でも、テナントが入らない状況がこれだけ続いているんですけれども、これって公約に反している状況だというふうには言えないんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この亀山駅周辺整備事業は、十数名にわたります様々な権利者、それから関係者、市民の皆さん、多くの方の努力を重ねて、昨年10月竣工いたしたところでもあります。これは大きくは、駅前をもう一度再生させていくと、人の流れを生み出していこうと、そういう中で、この事業、中心市街地の拠点力向上ということで総合計画に位置づけ、展開をいたしてきたものであります。

この事業によりまして、亀山駅周辺ににぎわいの核となる再開発ビルの整備に加えまして、駅前広場でありますとか、都市計画道路が一体的に整備されましたことで、利便性が高く快適な亀山駅前地区へと再生が図られたものというふうに考えているところでもあります。さらに、ご案内の去る1月26日に開館いたしました図書館は、開館後多くの方にご利用いただき、特に、今まで以上に、訪れていただくことが少なかった中学生とか高校生など若い世代の方々が多くご利用いただくことで、これまでにないにぎわいの創出にもつながっているものと考えているところでもあります。

どれぐらいの時間軸でこれを見ていくのかということはもちろんあるかと思いますが、今ご指摘の再開発ビルに配置をされたこの3区画の商業施設につきましては、先ほど答弁させていただいた、現在テナントが決定をしていない状況であります。この商業スペースの権利をお持ちいただく3名のオーナーの皆さん、それから組合が鋭意テナントリーシングを続けているところでございまして、飲食店など、にぎわいにつながる出店の問合せも複数寄せられているとお聞きをいたしておるところであります。

いずれにいたしましても、亀山駅周辺におけますにぎわいの創出、もう既に胎動を始めておるといふふうに考えておりますが、さらに今回の再開発が一つのインパクトとなって、全体の再生や活力につながっていきますよう、そしてそれが中心市街地の拠点力の向上とか、中心市街地の再生に向けた大きなつながりを実現できますよう、私どもも当然、商業テナントの権利を持たれるオーナーと入居者といいますか、応募される事業者の方だけの問題ではないと思っておりますし、当然、組合、オーナーと併せまして市としてもしっかりと連携をして進めてまいりたいと考えているところでもあります。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

もう図書館をつくってにぎわいをつくったから、テナントは個別のオーナーさんに任せる話ですわというふうに聞こえるんですけども、そうではないですかね。

もう一つ、テナントに入れる事業も図書館が来たことによって制限が加わるわけなんですよ。テナントに入る事業って何でもいいわけじゃないですよ。そこをもう一度確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

テナントの業種についてということでございますけれども、これにつきましては、私ども従来から希望しております飲食店、物販等がテナントとして入居していただくことを切に希望しております。その中で、今回様々な募集の中で、相談と問合せも受けておりますが、そういう部分の店舗に

つきまして、そういう申出もございしますが、なかなか条件面での妥結といたしますか、そういう結果が出ていない状況でございまして、私どもとしては、図書館と相乗効果があって、なおかつ図書館の利便性が向上できるものを希望しているというところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

ですので、個別のオーナーさんはやっぱり投資をしているので、その分の回収はやっぱり考えますし、なおかつ市からこういう業種がいい、こういう業種がいいという要望があるわけなんですよね。ちょっと普通の物件とは状況が違うと思うんですわ。なので、もう少し踏み込んだ支援というのが市のほうで必要なんじゃないかと思うんですけど、そんなの考えていないですか。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

テナントの募集につきましては、テナントの所有者だけではなく、市街地再開発組合においてもテナントリーシング等を行う商業コンサルタントを通じて、様々な手法でテナントの入店に向けたサポートを行ってきているところでございます。このような中、これまでも、先ほど申し上げましたように飲食店や物販店など、様々な業種からのお問合せをいただいておりますが、現時点では先ほどから申し上げておりますとおり決まっていなかった状況でございまして。しかし、テナントの入店は、にぎわいづくりのためには必要不可欠であることから、市街地再開発組合解散後の清算に当たっても、テナント決定に向けたリーシングなどの支援を組合としても継続して実施を予定してございまして、市といたしましても引き続き組合を通じた支援を行ってまいりたいと考えております。

一方、テナントの家賃補助等の市の支援につきましては、テナントの入店状況や、中心的都市拠点である亀山駅周辺におけるにぎわい状況などを注視してまいりたいと考えております。また、市における借り上げにつきましても現時点では考えていない状況でございまして、まずはテナント所有者の意向や、図書館と連携したにぎわいの創出の観点から、テナントリーシングに対して、市として支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

家賃補助とか、市が借り上げてさらに再展開してもらうことについても、答弁では今は考えてないということだったんですけれども、家賃自体は、今本当に最新の状況だと3テナントとも特に決まった額面がなく、応相談で決めますという状況になっているらしいんですけれども、ちょっと前まで家賃、ここのテナントはこれぐらいですよとおった履歴を並べると、やっぱりその3テナントがトップ3に並ぶぐらいの家賃の高さなんですよね。テナントを探す立場で考えたら、やっぱりそういう額面と亀山市の物件を並べてみてそういうふうに見ると思うんですけれども、そういうテナントに入る人の立場というのも考えてほしいんですけれども、そういう検討というのもされていないですかね、今まで。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

テナント等の家賃につきましては、当初から再開発法で行っております家賃算定というのがございまして、これには建設費等を加味した家賃設定が行われたというふうには聞いております。その中で、その価格が今議員ご指摘の、少し高いのではないかとということでございますが、それも今現在では、先ほどご案内のとおり要相談という形に変化をして、協議の中で決定していくものというふうに考えております。

そういう中で、家賃補助等もございますが、そのような部分につきましては、今のところまだオーナー様のテナントとの協議中でもございますし、そういうところにつきまして、私どもとしては、組合と共に支援をさせていただきますけれども、詳細な部分については、オーナー様と商業コンサルタントの推移を見守っておるという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

そうですね。でもやっぱりテナントに、もちろん新しく図書館ができて、先ほど市長からもありましたようにようけ勉強している学生さんとかもいて、にぎわいが確かに生まれていると思うんですけども、テナントが入って初めてにぎわいの状況というのは完成なんじゃないかなど。入るテナントによってまた価値も上がるし、場合によっては価値が下がってしまうということもあるぐらいかなり重要な要素なんじゃないかなというふうに思っております。

3番目の駐輪場についてに入っていきたいと思います。

自転車の収容台数、今実際問題、用意されている駐輪場のキャパに合っているのかどうかというところですね。私、東側の駐輪場のほうが、住んでいるところも近いのでよく通るんですけども、その自転車置きから離れた通路に自転車が置かれているというところも見たりするんですけども、現状を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺において市が設置いたしました駐輪場のうち、駅前広場の東側の市道沿いに設置いたしました亀山駅東駐輪場は、バイク7台を含め、約150台が駐車可能となる施設を整備し、令和3年12月に供用を開始したところであります。また、亀山駅前広場の西側の市道沿いに設置いたしました亀山駅西駐輪場においては、バイク14台を含めた約150台が駐車可能となる施設を整備し、昨年9月に供用を開始し、多くの市民の皆様にご利用いただいているところであります。このような中、駐輪場の利用状況は、さきに供用を開始いたしました亀山駅東駐輪場の利用者が、議員ご案内のとおり多く見えまして、早朝に駐輪場の整理を行っているものの、一部の自転車が通路内に駐輪するなどの混雑をしている状況となっております。一方、亀山駅西駐輪場につきましては、利用に余裕がある状況であり、両駐輪場を合わせた約300台の計画台数については、適正であるものと考えております。このようなことから、今後、亀山駅西駐輪場の利用を促進することで、適正な利用が可能であるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

東側は混雑してやっぱり西側に余裕があるということで、西側に促す案内をするというところなんですけど、これはほかの市町で駐輪場を管理しているところで、何かやり方がうまいことやっておるところと違って見つかったりしていますかね。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

近隣市におけます駐輪場の整備状況につきましては、鈴鹿市の白子駅周辺では、公益財団法人自転車駐車場整備センターにおける有料駐輪場の整備を順次進めている状況でございます。次に、四日市市の近鉄四日市駅周辺では、立体駐輪場や鉄道高架下のスペースを活用した施設を市において整備しておりまして、有料で供用を図っているところであります。また、桑名市の桑名駅周辺におきましても、立体の駐輪場を整備いたしまして、有料で供用を行っているところであります。

このように近隣市における駐輪場につきましては、市を中心に駐輪施設を整備いたしまして、有料による管理を行っている箇所が多い状況でございます。また、管理につきましても、指定管理による管理や民間事業者における管理を行っている状況であります。本市におきましては、利用者の利便性の確保のため、今後も無料で駐輪場の供用を図っていくこととなりますので、適正な利用に向けまして、様々な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

そうですね。お金を取って有料にすると自転車置場の自転車は管理できるけれども、有料やから自転車置場にそもそも置かんわとって放置自転車が増えるという問題が出てきたりして、なかなか頭の痛い問題ではあるみたいですね。でも、ただキャパ、東側の部分に合っていない部分があると思いますもんで、また案内なり、キャパを増やすなり検討のほうをよろしくお願いします。

では最後、移住交流促進アドバイザーについてなんですけれども、ほかの議員からも質問があったんですが、かつて3人アドバイザーがいて、2人に減ってもうかなり期間がたつんじゃないかなと思うんですけれども、補充されていないんですね。補充されていないということは、そもそもアドバイザーの必要性自体についていかがでしょうか、考え方を伺います。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

コロナ禍で首都圏からの地方回帰の動きが見られる中におきまして、移住希望者に本市を移住先として選んでもらえるよう、主に首都圏におきまして、移住に関する情報発信や広報活動、イベントの企画運営及び移住希望者への助言や相談をしていただく方として、令和2年度から亀山市移住交流促進アドバイザー要綱に基づきまして、市が公募の上、亀山市移住交流促進アドバイザーを登録いたしております。当初、議員お触れいただきましたが、3名の方を登録し、活動いただいております。

りましたが、現在は都市圏在住で、本市にゆかりのある2名の方に活動いただいております。その主な内容といたしましては、都市部で開催される移住フェア等の移住関連イベントでの情報発信や相談対応のほか、市と定期的にオンライン会議を開催し、都市部の関連情報の共有や、本市の移住施策に関する企画提案等を行っていただいております。

移住交流促進アドバイザーは、その登録人数を限定しているものではございませんし、活動に制約がかかるコロナ禍の中にございましても一定の成果が得られておりましたので、当該アドバイザーの追加公募はこれまで行っておりませんでした。しかしながら、全国的に移住相談件数が増加傾向にある中で、都市部における情報発信や相談対応の必要性は増してきておりますとともに、現在1名のアドバイザーの方がお仕事等のご事情によりまして活動が制限されている状況にもございしますので、さらなる移住施策の推進に向けまして、新たなアドバイザーの公募について、検討をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

私、何で聞かせてもらったかという、お一人の方は、もう本当に報償費だけなんですけれども、もう本当に想像以上の働きというのを自主的にしてくださっているんですね。だから、必要性ってあるんだなど。たしか予算が盛られたときに私は反対した気もするんですけれども、この時期かというので。でも結果的にすごく、就任してくれたからめちゃくちゃ働いたり、想像以上の結果を出してくれている方もいるのがすごくよく分かっていたので、必要性というのを改めて問わせていただきました。

最後、やっぱり亀山に移住をしてきてもらうということなので、外にいる方ばかりじゃなくて、亀山市に住んでいる人がアドバイザーとして必要なんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りの考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

移住交流促進アドバイザーは、基本的に首都圏からの地方回帰を捉えた中で、移住元となる場所におきまして広報活動や移住相談などを展開してもらう人材として位置づけを行っておりますので、関係要綱に基づきまして、首都圏に在住または在勤する方で、移住促進の活動を継続して行うことができ、かつ本市にゆかりのある、もしくは本市に興味や関心があり、本市への移住に貢献する意思のある方を公募し、庁内選考委員会等の選考を経まして、適任者を登録することといたしております。

そのため、この制度におきまして議員ご提言のような人材の登録は行うことはできませんが、首都圏から本市への移住をさらに促進し、定住人口や関係人口の増加につなげていくためには、都市圏で活動するアドバイザーに加えまして、例えば、既に亀山にお住まいの先輩移住者の方や、地方移住の受入れにご協力いただける方などの掘り起こしを行いまして、移住希望者がそうした方からもサポートが受けられる環境づくりも必要であるものと考えているところでございます。

移住施策の推進は、定住人口、関係人口の増加はもとより、地域の活性化にもつながるものと考え

えておりますので、そうした観点からも、アドバイザーと併せて、市内におきまして移住サポーター的な役割を担っていただける人材の確保につきましても検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

簡潔に。

○7番（今岡翔平君登壇）

ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

7番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時46分 休憩）

（午後 1時55分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 中島雅代議員。

○5番（中島雅代君登壇）

中島雅代でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは中学校全員喫食制給食実施事業の中間報告についてでございます。

長きにわたる市民の願いであります亀山中学校、中部中学校の、みんなで食べる小学校のような給食についての事業が、長い検討の末、令和3年度末に方向性が示され、令和4年度から事業として進み出しました。

令和4年度は、第2次亀山市総合計画後期基本計画実施計画で、建設地、運営手法の検討、決定とされております。この検討について、去る2月14日の教育民生委員会協議会で中間報告がなされました。

主な内容は、令和4年6月に第2次亀山市総合計画後期基本計画が策定された以降の教育委員会での検討の経過、事業の方向性、学校給食センターの調理能力、施設規模、事業手法、建設地、事業費、そして令和5年度以降のスケジュール、それから現段階における状況ということでした。

要は新しい学校給食センターをどこで、どんな規模で、どんな運営方法で、どうやって建てて、それが幾らかかるのかというのを検討していただいて、それをまとめた。本来でしたら、このまま今年度中に建設し、それから運営方法を決定していくというふうに進むと思うんですけども、そのときの報告では、現段階における状況としては、基本理念以外はさらにあと半年をかけて再検討をするというのが中間報告でした。

まずは、この中間報告の内容について確認をさせていただきます。

最初に、検討の前提として、令和3年3月策定の学校給食提供に関する今後の方向性に基づいているということ。それを亀山中学校と中部中学校は新しく学校給食センターを建設して、それをセンター方式で対応をすること、これが前提かと思うんですけど、これに変更はないかどうかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

5番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。
亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

昨日もご答弁させていただいておりますけれど、以前にも今議会でご答弁させていただいておりますが、現在検討を行っております中学校全員喫食制給食実施に係る基本計画、これに当たりましては、学校給食提供に関する今後の方向性、令和3年3月に教育委員会でまとめたものでございますが、これとの整合を取りながら、その策定を目指しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

ここに変更はないということを確認させていただきました。
さらに、長期的な方向性として、現在の関学校給食センター、こちらが施設が老朽化したときには、関中学校も新たな学校給食センターで対応できるようにすることという長期的な方向性がありますけれども、こちららも変更はございませんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたように、令和3年3月の今後の方向性というものの整合を取りながら進めているというものでご理解いただきたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

こちららも変更がないということを確認しました。
そして、第2次亀山市総合計画後期基本計画、そして令和3年度3月策定の学校給食提供に関する今後の方向性に基づいて、亀山中学校、中部中学校、将来的には関中学校の学校給食を賄う学校給食センターを建設して、そして令和9年度に亀山中学校、中部中学校の全員喫食制の学校給食事業を開始するというところで、こちららも変更ございませんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

開始時期につきましては、今お示ししております後期基本計画実施計画においてのものにつきまして、現段階において変更はないものでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

事業が行われる、行う方向であるということを確認させていただきました。
では、なぜさらに半年間の検討が必要なのかということをお伺いしたいんですけれども、教育

委員会ではどんな協議が行われたのでしょうか。

1月までの教育委員会の定例会の議事録、拝見いたしましたけれども、協議の段階では問題なく進んでいたように思います。ただ、そこで何があったのかということを知りたいんですけども、まずは教育委員会の検討事項に当たります全体調整というのは何なのかお伺いしたいと思います。

2月14日の教育民生委員会協議会の説明の中では、一般財源で行うことを考えると、事業規模が大きいため、財政当局に出せないという答弁がございました。

この教育委員会と市長部局との調整というところは、この全体調整の中には入らないのでしょうか。全体調整というものは何かということと、この段階で市長部局との調整はできていないのかどうかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

中学校の全員喫食制給食の実施事業につきましては、これまで教育委員会会議や協議会の場におきまして、現状の把握や市の給食に係る課題の洗い出しというものを行っております。

その上で、基本理念でありますとか整備の方向性、さらには計画地でありますとか、いわゆる事業費、運営手法と、様々な内容につきまして検討協議を重ねてきたところでございます。その中で、教育委員会としての一定程度の検討内容をもって、市内部との各関連部局との協議を行い、調整を行っているというところでございます。

全体調整と申しますのは、その協議内容の結果、教育委員会だけではなく内部部局との調整も踏まえた中で、全員喫食制給食の実施に係る基本計画の案についての修正・追記等の調整を行ったというものでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

それでは、この議事録、まだ公開されていないんですけど、直近の2月10日の教育委員会の協議までには市長部局との調整はできていたということでもよろしいのでしょうかね。

では、2月10日、ちょっと議事録がないのでどういう協議があったのかということを知りたかったんですけども、なぜこの半年間検討を延長しようということになったのかという経緯をお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、様々な積み上げてまいりました教育委員会としての考え方をまとめ、それで先ほども申し上げましたように、市の関連部局との協議、そういったことを重ねてきたところでございます。

その中で、やはり幾つかの問題点がまだ解決できていないだろうということでもございます。例えば、建設用地について適切な地はどこなのかといった問題、そして事業費が当初の計画でありました8億8,000万円から20億円程度まで膨れ上がったということ、そしてそれは国庫補助を除く一般財源として約18億円は必要になるだろうといった想定がされたところであります。

そして、教育委員会としてはこういった状況も踏まえて、この給食事業の持続的な可能性、さらには経済性というものを考慮して、まだ今年度中積み上げてきた事業内容につきまして、全体的により慎重な検討が必要であると考えたものでございます。

そのような状況でございますので、事業の進め方、さらには事業費の縮減、また新たな財源の創出等に当たって検討する必要があるということで、現時点では計画としてもう少し、半年程度お時間を頂戴して、しっかりと精査し切っていきたいといったことを教育委員会のほうでもご意見をいただき、一応合意を得てこの議会のほうへ、2月14日の教育民生委員会協議会のほうにも提出をさせていただいたというものでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

先ほどとその前の答弁でちょっと整合性が取れないかなと思ったんですけども、2月14日の教育民生委員会協議会の中で、先ほど言ったように財政当局に出せないという答弁があったんですけど、その前には、でも市長部局の調整をしているという答弁だったと思うんですけども、ちょっとこの辺りが整合が取れていないのかなというふうに思います。

それから、半年検討というところ、また後ほどお伺いをさせていただきたいと思うんですけども、まず2月14日の教育民生委員会協議会の中間報告の説明について確認をさせていただきたいと思います。

中間報告の中では、事業手法について公設公営方式が最も適した手法である。ただし、一部委託も含むと記載があるんですけども、この一部委託の意味とか内容を教えてください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

中間報告の事業手法の検討においてお示しをいたしました公設公営、一部委託を含むというこの一部委託につきましては、近年、調理員の確保が非常に難しい状況にございます。募集をかけましてもなかなか応募が少なく、給食提供に苦慮しているという状況にございます。持続的かつ安定的な給食の実施を考慮いたしますと、調理員の派遣も含めた調理の一部委託を視野に入れた検討を行うと、そういった考え方の下で出したものでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

公設公営、市が建てて市が運営をするんですけども、調理員さんについては一部派遣とか委託をするという内容だということなんですけれども、先ほどおっしゃっていましたが、今まだ検討途中ということなんですけれども、ただやっぱり、今、小学校ですとか保育園の給食調理員さんが現在人が足りていないということを踏まえての検討結果ではあると思うんですけども、今まで賃金の引上げですとか、働き方について私も申し上げておりましたけれども、特に今現在、正規の調理員さんと会計年度任用職員の調理員さん、それからほかの給食調理員さんの代替要員、単発で勤務をする代替給食調理員さんで現在調理が行われていると認識をしているんですけども、今

人が足りていないという中で、この代替給食調理員さんの勤務負担が多いのではないかという声を聞いております。

この代替給食調理員さんというのは、月に数日、自分が空いているときにだけ働けるというメリットがあるとは聞いているんですけども、実際には複数の学校から別々に依頼をされて、今日来れませんか、今日来れませんか、取り合いのような状況だというふうに聞いております。その方が断ってしまうと、その方も人が足りていないのを分かっていますので、自分が断ってしまうと迷惑がかかってしまう、困ってしまうと思っているので、無理をして出勤をしてしまうということもあろうかと思うんですね。

しかも、出勤をしたとしても、学校によって設備だとか食数も違いますし、それから指示を出す方というのも違います。そして、今少ない人数であったとしても時間どおりに給食は提供しないとけません。そして、厳しい衛生管理もございます。それをそれぞれ違う職場に単発でいきなり入ってこなしていくというのは、やっぱり調理の能力というのはもちろん、コミュニケーション能力、すごい高いコミュニケーション能力が必要であろうかなというふうに思います。

代替給食調理員さんというのは本当にプロなんだなというふうに思うんです。すごい働き方だと思うんですけども、ただ、例えばですけど、民間の飲食業ですと、大体シフト制であるのが普通かなというふうに思います。基本的には自分の都合のいい時間に定期的に仕事に入って、徐々に仕事を覚えていって一人前になる。その中で、人のやりくりをするというのが普通かなと思うんですけども、学校の給食現場というのはどうして普通よりも高度な能力が必要な代替制というふうに行っているのでしょうか。シフト制のほうが調理員さんの質というのも一定に保たれて、代替の、代わりの人の確保もしやすく、融通が利いて働きやすいのではないかと思うんですけども、この人員確保について直営でやっていくということに対しての協議はされたのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず代替の給食調理員でございますけれども、通常、現状といたしましては、常勤の給食調理員がお休みされる時などの際に、代わりに勤務をするということを主とする代替調理員を各学校に1名ずつ任用をしているところでございます。原則その学校ということでございます。

ただ、この方々のシフトにつきましては、通常、月ごとに予定を組んで行っているところでございますが、例えば常勤の給食調理員さんの急な体調不良というような場合につきましては、急遽代替の調理員さんをお願いをするという考え方で行っているところでございます。特に学校現場では少人数で調理を行っているところもありまして、シフト制ではなかなか対応が難しいことから、このような代替調理員というような仕組みになっているというものでございます。

当然そういった中で給食調理の人員確保も難しくなってきたという中で、柔軟な勤務体制の構築が課題となっておりますので、任用計画どおりに雇用する直営では、民間のようなシフト制の導入というのはかなり困難だなという認識を持っております。したがって、この運営方法の精査に当たりましては、一部業務委託などの手法も検討する必要があるという考え方の中で、今精査を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

慢性的に今人が足りていない状況なので、仕組みを変えていく必要があるかと思うんですね。やっぱり足りないのもう委託にお任せということだと、小学校とか保育園で今勤務をされている調理員さんとの賃金の格差というものを生じる可能性もございます。やっぱり実際に働いているのは現場の職員さんなので、そういう方の意見を吸い上げて、仕組みに人を合わせるのではなくて、現状に合わせて仕組みをつくっていかないと、人というのはやっぱり集まってこないと思うんですね。

それから、2月14日の説明の中で、全体により慎重な検討が必要というところもありましたけれども、事業費について詳細な検討を行った結果、当初の想定よりも事業費の増が発生したとしてあります。これは実施すると決めたものに対して、再度検討した結果、断念をするということはありませんでしょうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今、精査を行っておるところでございますけれども、さらなる事業費の縮減及び新たな財源の創出について検討を行っていくというところでございます。したがって、現時点では全員喫食制給食の早期実現を目指しているというところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

分かりました。今のままでは難しいので、再検討を行うということだと理解をさせていただきます。

ということで、それをできるようにするための最善の方法を考えるための半年間だと思いますけれども、それではその再検討、これは何を検討して最終決定がいつなのか、そしてその再検討のスケジュールですとか、その後のスケジュールへの影響というところはどのようにお考えでしょうか、まとめてお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まずこの検討に当たっては、先ほど申し上げました財源、事業費の問題でありますとか、さらには事業の実施に当たっては、当初計画のハード面だけの問題ではなく、先ほども少し議論させていただきました、いわゆる給食に係る全般的な創意工夫というものも視野に入れて行っていく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。そういった点で、約半年程度の精査のお時間を頂戴したいというふうに考えているところでございます。

しかしながら、全体的なスケジュールといたしましては、中学校の全員喫食制給食の実施の開始時期が遅れることのないように、引き続き早期実現を目指していきたいと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

よろしくお願ひします。

それでは、ここまで教育委員会の見解のほうをお伺ひしてきましたけれども、市の方針について、後期基本計画実施計画として掲載されているこの事業ですけれども、令和4年度は運営方法と建設地の決定とありますけれども、今、半年程度延ばしたいというところだったんですけれども、これまで市のほうは、教育委員会の方針を尊重するとしてきていますけれども、今回の中間報告に関してどのような見解をお持ちでしょうか、お伺ひします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中学校の全員喫食給食の事業につきましては、昨日も福沢議員のご質問にご答弁をさせていただきましたが、昨年の6月、第2次亀山市総合計画後期基本計画実施計画に正式に位置づけをさせていただいて事業化として進めていこうと、こういう考え方を整理させていただきました。

昨日の教育部長の答弁にもございましたけれど、学校給食に関することは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって教育委員会の権限となっておりますことから、この事業の内容に関しましては、概算事業費についてどう思うかという昨日質問がありました。お答えさせていただきましたけれど、教育委員会の考えを最大限尊重して進めてまいりたいと考えているところであります。

ただ、予算の編成・提案、この権限は市長の権限となる部分がありますので、事業規模の変更や内容等につきましては、これを他の事業の進捗にも大きく影響を及ぼさないためにも、今、くしくも議員おっしゃっていただきました、今のままでは事業を進めていくのは難しいという中で検討していこうという趣旨でございしますが、同様の立場で、教育委員会におきまして半年間か少し、基本計画の最終策定は後ろへ参りますけれど、この間にさらなる検討と慎重な精査の上に判断をさせていただくことになろうかというふうに感じておるところであります。

いずれにいたしましても、全員喫食制の中学校給食の実現は、亀山市として早期に実現をすると、これも基本的な立場、考え方でございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

前向きなお言葉であったと理解をさせていただきます。

教育委員会の方針であったり、財政面であったり、ほかの施策の、すごい難しいバランスだとは思いますが、そのバランスを取って進めていただけると信じておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、これでこの項目は終わります。

次に、市内の医師不足対策についてでございます。

コロナ禍でたくさんの医療関係者の方、懸命に働いていただいたおかげで、亀山の患者さん、随

分少なくなってきたと聞いております。感染症でなかったとしても、体調が悪くなってなかなか病院にかかれない状況というのはやはり不安で、身近な医療というのはなくてはならない大切なものだなあとというふうに痛感をいたしました。

タイトルとして市内の医師不足対策についてとさせていただきますけれども、ここ数年でも市内に新しいクリニックが開業されたりですとか、今後も開業予定があると聞いております。医療センターにおかれましても、滋賀医科大学と新たに連携をされて、常勤の先生がいらっしゃるということなので、今すぐの課題というよりも、今回、コロナ禍でなかなか病院にかからなかった中で市民が感じた将来的な、それから全国的な医師不足に対してどのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

まず、市内の医師数の現状についてお伺いをします。

市内、お医者さんというのは今一体どれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

市内の医師数の現状ということでございます。

鈴鹿保健所の発行いたします保健所年報によりますと、本市内の医療従事者数につきましては、少し古いですが、令和2年12月31日現在で医師が45名、歯科医師が21名となっております、そのほか薬剤師65名、保健師19名、看護師200名などとなっておりますのでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

市内全体でお医者さん45名ということなんですけれども、そのうち医療センターには一体何人先生がいらっしゃるのでしょうか。医療センター、一時お医者さんの不足で診療ができなくなったこともございましたけれども、このコロナ禍で医療体制がすごく厳しい中にあっても、公立病院として役割をしっかりと果たしていただいて、さらに医師の確保もされて、本当に頼もしい限りなんですけれども、今の医療センターのお医者さんの数と、医師の確保の方法について、どのように行っているのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

現在の医療センターの医師の状況でございますが、全体として、勤務形態の常勤の医師は5名、これにつきましては内科4名、外科1名でございます。それに診療を補完するために、非常勤として三重大学などから応援いただいている非常勤の医師が12名というふうになっております。

こういった医師の配置の手法ということでございますが、基本的には医師の養成機関であります大学医学部からの供給が原則というふうになります。医療センターにおきましても、平成2年の開院当初から三重大学の医局から医師の配置を受け、診療を行っておりましたが、先ほどお触れいただきました平成20年頃、一番大きな全国的な医師不足があったというところで、その大きな影響を受けまして、その後、現在に至るまで医師の人材確保については慢性的な医師不足というところ

で非常に苦慮しているという状況がございます。

そうした中、大学からの医師配置が基本ではございますが、その医師の人材確保の対応策として、先進的に平成23年度から、まず三重大学との寄附講座の設置によりまず内科と整形外科の常勤医師の確保、それから他の大学や医療機関などへの積極的な働きかけでありますとか、医師の人材派遣事業所の活用などによりまして人材確保に努めてまいりました。

そのような中、今年度におきましては、来年度からの実施に向けて滋賀医科大学との連携による共同研究講座の開設でありますとか、また本年度におきましては整形外科の常勤がいなかったということもあまして、他県ではあります、公立甲賀病院との連携による診療支援といったような形で、いろんな方法も模索しながら医師の確保に努めてきたといったところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

先生の確保というところで、大学の医学部のほうから供給をされて、医療センターと雇用契約を結ぶパターンと、派遣をしていただくというパターンがあるということでもよろしいですかね。ありがとうございます。

今現在、市内の医療体制が喫緊に不足をしている、逼迫しているとは思わないんですけれども、ただ、健診であったり通院、特に市外への通院に対してやっぱり市民の負担が大きくて、市民の方からはやっぱり公共交通だとかタクシーの要望で、やっぱり自家用車がないと市外の病院に行くのは不便、負担という声は根強いです。

病院というのは、自分ですとか家族の命、健康を預けるところですので、やはりかかりつけ医というのは近くにあってすぐ行けるということが安心できる材料になろうかと思えます。ただ、どうしても先生との相性であったりとか、先生によって治療方針が違いますので、自分に合った選択ができるということも大事だと思えます。そういった意味でも、市内の医療体制の充実ということは必要だと思えます。特に病院にかかる頻度の高い子供の小さい時期であったりとか老年期を考えると、自分に合った病院が市内にあるかないかというのが大きく違ってくるかと思えます。特に産婦人科ですとか小児科、全国的に成り手不足と言われておりますので、早く手を打っておかないと、将来的に亀山に住むという選択肢にも関わってこようかと思えます。

人の生活設計を考えたときに、子供が1人目のときは親の生活圏が優先されるんですけども、2人目を考えたときに、家族も増えるし、そろそろおうちを建てようかというところで、やっぱり将来的な教育だとか老後のついの住みかというところも考えることもあるようです。そうすると、新しくおうちを建てるところに病院があるかどうかというのは検討材料になってまいります。なので、移住という観点からも、市内の医療体制の充実というのは大きなウエートを占めると思えます。

そこで、将来的な医師確保の対策について、医療センターの医師確保についてでございますけれども、先ほども大学の医局とのという話もありましたけど、そちらの兼ね合いもあろうかとは思いますが、市の現状として、医療センターには小児科、それから産婦人科もございません。市内のクリニックでも、特に小児科さんというのはコロナの前から予約が取れなくてかかりにくい、コロナになってからはさらに予約が取れなくなったというふうにも聞いております。小児科は子供に関して幅広く診ていただけるので、親としてはとても安心できますし、子供の体調はすぐに変わ

ってしまうので、やっぱり近くにあることがとても安心です。

それから、産婦人科についても、体調の変わりやすい妊婦さんが健診であったりとか、お産がいつ始まるか分からないので、市内にあるということが安心ということも要望を聞いております。医療センターについて、診療科の増設も視野に入れるべきではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

市内の医療機能、特にこの医療センターへの、先ほど申されました小児科、産婦人科についての増設になりますが、医療センター、平成2年の開設当時に亀山市民病院設置に関する検討委員会において議論がなされまして、この人口規模でありますとか費用的な面に加え、医師会でありますとか関係機関との調整により、現在の4診療科になった経緯がございます。

開院から30年が経過いたしましたして、社会情勢の変化に伴い、市民のニーズなども変わっているものという理解はしておりますが、医師の人材確保でありますとか体制強化に係るコストの面などから、慎重な対応が求められるものというふうに考えてございます。

医療センターとしましては、まずはやはり現在の診療体制の維持と強化が最優先課題というふうに認識しておりますことから、現時点では小児科、産婦人科の増加については考えていないといった現状でございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

現在は考えていないということなんですけれども、既に医師不足が深刻な地域では、小児科医をほかの地域と共同で、広域で医師を雇い入れているというところもあるようなので、今現在大丈夫であっても、市内の医療体制、市民の命だとか健康、それから公共交通の在り方まで変わってくるのかと思いますので、検討していただきたいと思いますし、今、亀山の医療センターで看護師さんに学費貸与の制度がございますけれども、同じような制度で医学生に貸付けの制度がある地域もがございます。そういった形での医師確保ということは考えているのかどうかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

まず、先ほど議員からご紹介いただきました看護師等修学資金貸与制度、これにつきましては、医療センターでの勤務を希望する学生に対して修学資金、授業料ですね、これを貸し付けまして、勤務期間に応じて返還を免除することで看護師の人材確保につなげようとする仕組みでございます。こうした仕組みの医師バージョンにつきましては、県下広域で医師確保を目指します三重県の医師修学資金のほか、単独の病院としまして私どもが把握しておりますのは、市立伊勢総合病院でありますとか、それから松阪市民病院にも同様の制度がございます。

こうした制度を私どものほうで制度として備えていってはどうか、そういう考えはということでございますが、市立伊勢総合病院でありますとか松阪市民病院に比べまして、まず診療科がもとも

と4科と少なく、それから医師の初期研修及び後期研修の協力機関としても受入れの診療科がさらに限定的であり、就労段階でのマッチング等、その実効性に非常に厳しいものがあるかなというふうに考えております。ですので、当面は三重県の広域の医師確保の制度、この制度利用と併せて、引き続き大学や関係機関への働きかけによって医師確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

医療センター単独ではなかなか難しいということなんですけど、県の制度もあるということなので、そちらのほうの周知もしていただければなあというふうに思いますし、また検討していただきたいと思います。

次に、市内の開業医の確保についてですけれども、こちらも既に医師不足の地域では、開業医を確保するために、新規の開業医さんに対して土地ですとか建物の取得、それから医療機器の購入のために診療所開設補助金を創設したり、既存の開業医さんの施設を拡張する場合に補助金を出したりしているところもあるそうです。

市内で医療機関の誘致を進めていく、そういったような考え方があるのかどうかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

全国的にも医師の都市部への集中は長らく課題となっております、国による医師養成の取組や、県等による医療圏での医師の適正配置に向けた取組が進められておりますが、なかなかその効果は現れておらず、本市におきましても地域医療の確保についてはこれからも課題となるものと認識してございます。

議員のほうから、そうした中で市町による開業医の誘致や支援というようなご提言をいただいたわけですが、近隣ではあまり事例が少ないのかなというふうに認識してございます。

本市における地域医療体制の確保につきましては、先ほど地域医療部長からも答弁ありましたが、亀山医師会、また亀山歯科医師会等との連携や、三重大学や滋賀医科大学との講座設置を通じた市立医療センターへの支援により、その確保に取り組んでまいったところでございまして、今後におきましてもこうした考えの下で地域医療の確保を図りますとともに、広域医療の適正配置を担う三重県との連携、働きかけを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

近隣市町だとか県との協力も大切なんですけれども、やっぱり市でもできることを探っていくことも大切かなというふうに思います。例えばですけれども、市内の医学部を目指すご家庭に向けた、市内に戻ってきてもらえるようなセミナーでアプローチであったりとか、市内の小・中学生に向けて、今、高齢者向けには医療講座があるんですけれども、子供向けにお医者さんと直接会って話が聞ける機会だとか、そういうのはやっぱり子供にとってすごく心に残る貴重な体験で、お医者さん

へ憧れさせるような体験になろうかなというふうに思うんですけど、そういうことはやっぱり市でもできるんじゃないかなあというふうに思います。

純粋にお医者さんになりたいという子供たち、たくさんいます。子供の夢を応援するまち、子供の夢をかなえるまち、それもすてきだと思います。私、今いろいろ提案をしてきましたけれども、そういう夢をお金を理由で諦めない、諦めなくてもいいという市の姿勢、大人の姿勢というのを見せて、市内の好循環をつくっていく、そういったまちづくりがあってもいいんじゃないかなというふうに思っております。

これから本格的な少子化と医師不足、訪れてまいります。それにいち早く手を打ち始めたところも出てきていますので、出遅れることなく、市民の命と健康、それから安心を考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

5番 中島雅代議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時38分 休憩）

（午後 2時47分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 豊田恵理議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問いたします。

大きく2項目ですが、まず初めに亀山市の産業振興の考え方についてです。

これは平成28年の3月定例会でも一般質問したテーマでもあるのですが、亀山市の都市計画では、以前から和賀白川線、鈴鹿関線、306号線、亀田小川線、亀田川合線、この4つの主要幹線から成る環状道路を生かしたまちづくりを推進していると思います。

本来であれば、道路はただ通過するものではなく、そこに店ができ、住宅ができ、人の交流を生み出すなど、様々な効果が期待できるものはずですが。しかしながら、現状においても306号線以外の幹線道路については道路が生かされているとは言えないような状況ではないか、その効果が一部地域に限定されているように見えます。

亀山市には産業振興条例がありますが、これは工業だけに対する奨励制度であり、地域も限定されており、商業には適用されません。この適用範囲を広げるべく、工業に限定せず商業にも、また対象地域をもっと増やすなど、産業を幅広く捉えた制度適用ができるようにする考えはないのかということを提言させていただいていました。

そこで、その後の状況について、現状も含めて聞いていきたいと思います。

まず1つ目に、企業誘致の現状について。

昨日からマスクの着用が個人の判断に委ねられるなど、新型コロナウイルス感染症の影響が随分落ち着いてきたのか、経済の動きも少しずつ回復しつつあり、亀山市での企業進出の話もちらほら聞いてい

ます。亀山市の企業誘致の現状について、ばらばらに聞いているので、ここ最近の企業進出の状況がどうなっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在、市内で唯一分譲可能な工業団地でございます亀山関テクノヒルズの現状につきましては、これまで約20年間で25社を誘致し、そのうち16社が操業を開始しており、令和6年度までにさらに7社の操業が予定されているところでございます。

最近の誘致状況と申しますと、今年度でございますけれども、2社の誘致という形で決定しておりますところでございます。

また、残りの分譲可能な区画につきましては、4区画、約6万6,000平米となっております。今後、中部・近畿両県の中間に位置する本市の地理的優位性や、高速道路が結節する利便性の高い交通アクセスのよさ、津波の心配がない内陸工業都市であることの強みや産業振興奨励制度をアピールし、積極的な誘致を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

亀山市として取り組んでいる企業誘致施策ですが、あと4区画が残っているということで、一定の効果があるということで理解させていただきました。

では、今後の企業誘致施策をどうするのか。現状維持なのか、何か新しい取組を考えているのか、新年度以降の考えについて答弁をお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今後の企業誘致施策の考えについてでございますが、亀山・関テクノヒルズの残る区画への企業誘致につきましては、引き続き三重県、開発事業者などと連携を図りながら、本市の優れた立地環境等をPRし、積極的に企業誘致を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、残る区画もあと僅かとなっておりますことから、この地域に隣接する亀山インターチェンジ周辺での新たな産業団地の確保や、水の安定供給のためのインフラ整備の検討を開始するなど、新たな局面を迎えているところでございます。このような中、市の強みである立地環境や産業振興奨励制度を生かしつつ、この地域を中心とした新たな産業団地の確保を含め、より効果的な企業誘致の取組について検討を行っていく必要があると考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

現状について聞いてまいりました。

それでは、次の項目に移りまして、産業振興奨励事業についてお聞きします。

こちらですが、現在亀山市の産業振興条例制度はどのようなものか、まず簡単に説明をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

すみません。先ほど答弁の中で、今年度2社と申しましたけど、3社の誤りでしたので、ちょっと訂正させていただきます。

産業振興奨励事業でございますけれども、市内企業の新規立地や市内企業の設備投資を促進し、産業の集積や高度化を図り、地域産業の活性化や就労の場の確保、さらには市税収入の確保につなげることを目的として、亀山市産業振興条例に基づき、事業所の新設、増設、または移設に対して奨励金を交付するものでございます。

多様な産業集積を図ることは、市税収入の確保や雇用の確保、他産業の経済波及、企業によるCSR活動など、都市活力の維持向上に大きく寄与し得るものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

今年度、産業振興奨励事業として予算が8,087万円記載されておりますが、この内訳について教えてください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

令和5年度の事業費8,087万円の内訳についてでございますが、まず土地取得を伴う製造業等の立地等に対して、土地取得価格相当額の25%を3年間で分割交付、または土地、建物、設備に係る固定資産税相当額の50%を3年間交付いたします企業立地奨励金につきましては、4事業者に対して合計7,247万円の交付を見込んでいるところでございます。

また、立地等に伴い、新たに雇用する者のうち、一定の要件を満たした事業者に対して、市内に住所を有する者の人数に30万円を乗じた額を3,000万円を上限として交付いたします雇用促進奨励金につきましては、企業立地奨励金の交付予定事業者のうち、2事業者が交付時期を迎えますことから、合計840万円の交付を見込んでいるところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

事業内容、奨励内容についてもお聞きしました。

この質問を私もする中で、他自治体での同様の企業誘致施策について調べました。インターネット経由で企業誘致とか企業立地とか検索しますと、もうそこから競争が始まっております。私を感じましたのは、亀山市の企業誘致の案内窓口の見つけにくさです。近隣自治体の企業立地ページを見ますと、奨励内容には今おっしゃった、あまり差がないんですけれども、探しやすさや見やす

さが全然違います。例えば、お隣の鈴鹿市は、企業立地ポータルサイトというのを独自で立ち上げておりました。

そこで質問なんですけれども、亀山市では、奨励内容を知ってもらう窓口の改善についての考えというのはあるのか、また今後する考えはあるのか。お願いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

企業立地の案内につきましては、ホームページにおきまして本市の概況や優れた交通アクセス、産業振興奨励制度などを積極的にアピールしております。また、開発事業者のホームページにおきましても、高速道路交通網の利便性の高さを生かした流通拠点として分かりやすく紹介されております。しかしながら、他市の状況を見ますと、専用ページの創設や企業誘致PR動画などにより、企業様にとりまして分かりやすく魅力的な情報発信となっております。

今後におきましては、ホームページ上で視覚的に分かりやすく魅力的な情報発信を図るとともに、進出を考えられる企業の従業員の方々にも、就労を機に定住に結びつけられるよう、豊かな自然や長い歴史・文化だけではなく、健康な暮らしや子育て世代を中心とした亀山の魅力ある施策について、関係部署と連携して情報発信に努めてまいります。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

より改善していただくということで理解しました。

ポータルサイトとかこれについては、あくまで費用対効果を含め検討していただいてという話であると思いますので、今すぐ新サイトをつくってとか、そういうわけではありません。

実際、亀山市は、先ほども答弁の中にもありましたけれども、土地がとてもいいところで優れていると思いますし、ただ、しかしながらやっぱり入り口のところで競争に負けてしまったりとか、亀山市が検討にも入らないということではもったいないと思いますので、窓口の改善としてご検討をお願いいたします。

最後に、3番目の産業振興とまちづくりについてです。

以前の質問同様に、商業施設への立地支援の考え、あれからもう7年が経過しますが、その間にコロナ禍や緊迫した国際情勢など当時予想し得なかったことが続き、世界が大きく変わりつつあります。多くの工場がストップしたり、経済的にも生活的にも大きな変化がございました。そうした経験を踏まえ、やはり私は将来の亀山市を維持していくためには、工業だけでなく、商業の発展にも力を入れるべきと、そのとき以上に感じております。

駅前開発の第2ブロックの事業は落ち着きましたけれども、これから亀山市は新庁舎、給食センター、リニア駅のことだけでなく、溶融炉の今後の方向についても考えていかなきゃいけません。一方で、経常経費が4億を超えるなど、亀山市の財政規模も大きく変わらざるを得ない、それに対応するための施策を早急に準備せざるを得ない状況にきていると思っております。

現在、大型商業施設の進出が想定されているものの、これから大きく変わるであろう亀山市のまちづくりという視点で考えると、やはりまちのにぎわい、そして市民生活に直結する商業の振興に

については再度検討すべきと思います。

そこで、4つの環状道路を生かしたまちづくりについて、まず環状道路の位置づけ、現在の土地利用状況についてはどうなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

亀渕建設部次長。

○建設部次長（亀渕輝男君登壇）

議員から冒頭ご案内いただきましたように、環状道路とは、国道306号、市道亀田川合線、市道亀田小川線、市道賀白川線、県道鈴鹿関線で構成される環状道路は、現在整備を進めております和賀白川線の完成によりまして環状道路が完成することになります。この環状道路につきましては、本市の都市構造上も重要な幹線道路であることから、都市マスタープランにおいて都市内幹線軸に位置づけるとともに、立地適正化計画におきましては、環状道路の内側及び周辺を居住誘導区域及び都市機能誘導区域に位置づけているところであります。

一方、現在の環状道路沿道の土地利用状況につきましては、東側の南北道路に当たります国道306号沿いにつきましては、飲食店等の商業施設や物販店等が多く立地が進んでおりまして、土地利用が活発な状況でございます。

次に、市道亀田川合線及び市道亀田小川線の沿道につきましては、医療センターやあいあいが核となり、近年、医療や福祉に関する施設が立地するとともに、コンビニエンスストア等の物販施設や住宅団地が立地する等、様々な機能の立地が進んでいる状況であります。

次に、南側の県道鈴鹿関線沿道の土地利用につきましては、306号との交差点部に大型商業施設が立地するとともに、沿道には物流系企業が立地する等、一定程度の土地利用が進んでいる状況であります。

最後に、西側の南北道路になります市道賀白川線につきましては、現在、令和11年度の完成に向け道路整備を進めているところでありますが、沿道には土地利用が行われていない空き地も多く見られることから、今後、道路の完成により環状線が完成すると、市内の移動が円滑となり、沿道の土地利用が進むものというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

306号線沿線以外でも少しずつ変化が生じているという答弁だったと思います。

私、既存の産業振興条例のようなものを、限られた土地に対してとか工業だけというのではなくて、まちづくりにつなげるための商業、こういったものに対しても必要ではないかという意味で提案を今までもしております。しかしながら、手法が違おうとしても、例えば立地適正化計画における誘導施策であっても、そういう同じような視点で向き合ってもらえるならそれはそれでいいとは思いますが、やはり今、商業においては、現在鈴鹿や四日市、津市など、他地域といいますか近隣市に亀山市の顧客が多く流れているのが現状である、それが私だけでなくほかの方も感じていると思います。

でも、この議会中の答弁にもありましたように、一部地域ではありますが、亀山市に移住する人が増えて、小規模店の出店も少しずつですが増えているというよい流れが今あると思います。だか

らこそ今、レストランであったりとか喫茶店であったり、本屋さんであったり、美容院さんでも、様々なお店が出店しやすい制度設計、これを今するべきではないでしょうか。

総合計画にある満足度分布表というのがいつもありますけれども、満足度が本当にいつも低いのが、決まって鉄道・バスの利便性、それから外食店等や余暇スペースの充実、これがとてもいつも本当に下位のほうにあるんですけれども、その課題に対してどう向き合っていくのか、それを大きな目で、にぎわい、まちづくりという視点でこれからも取り組んでいただきたいと申し述べまして、次の質問に移りたいと思います。

次の大きな質問は、令和5年度に取り組む主な事業についてです。

3月定例会資料で提出されましたこれなんですけれども、その中でも、快適さを支える生活基盤の向上の項目の中に防災関連事業が多く上がっておりますので、そのうち4つの事業について質問します。

まず1つ目に、都市マスタープラン等策定事業についての質問です。

資料には、次期都市マスタープランや立地適正化計画の策定を見据え、都市が抱える防災上のリスクの調査と対策の方針の検討を行うとございますが、具体的な事業概要と計画に示す方向性について教えてください。

○議長（森 美和子君）

亀淵建設部次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

都市マスタープラン等策定事業につきましては、第2次総合計画後期基本計画の主要事業として新規に位置づけた事業で、平成30年度に策定されました現在の都市マスタープラン、平成29年度に策定された立地適正化計画について改めて検証を行うとともに、将来の都市像に大きな影響を与える状況変化に合わせて計画の改定を行う事業であります。このため、令和5年度より事業に着手いたしまして、現行の立地適正化計画及び都市マスタープランの検証、新たな課題の抽出、必要な調査等を実施いたしまして、両計画ともに令和8年度での策定を目指して進めております。

都市マスタープランにつきましては、総合計画基本構想の都市空間形成方針との整合を図り、今後の新たな土地利用等に伴う周辺の都市計画の考え方を含めた計画とする予定であります。

このように、都市マスタープランの見直しと、都市マスタープランの一部とみなされる立地適正化計画の見直しを並行して実施していくことで、より実効性が高く、分かりやすい計画とすることとしております。

なお、令和5年度においては、防災まちづくりに向けた災害リスクの調査を行うこととしております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

最初に触れましたけれども、この快適さを支える生活基盤の向上について、防災関連のことで聞いております。

今後、亀山市は新庁舎建設をはじめ、多くの公共施設について検討していかなければならない、都市計画を具体的に考えていく時期と考えますが、特にその中で大事な視点というのが防災だと思

っております。新庁舎の位置についても、今回提示されておりますが、持続可能なまちづくりのためにも、今後災害リスクに基づいた都市計画を行っていくということでいいのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀淵次長。

○建設部次長（亀淵輝男君登壇）

令和5年度に予定しております都市における災害リスクの調査につきましては、令和2年の都市再生特別措置法の改正に伴いまして立地適正化計画に記載することが必要となった誘導区域における防災指針を策定するため、市内の土砂災害、浸水災害等の防災リスクについて一体的に調査をいたしまして、検証を行うものであります。

防災指針につきましては、災害リスクを評価いたしまして、その対策・方針を検討していくため、防災部署をはじめとする関係部署との連携や、地域住民との合意形成を図ることで方針を整理していくこととなりまして、これらの方針を立地適正化計画に示していくこととなるものでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

令和8年度の策定を目指しながら防災リスク、防災指針について見ていくということでお聞きいたしました。

これからのので、またこれから聞いていきたいと思うんですけども、今回は次に進ませていただきまして、2番目に災害時応急活動充実強化事業について。これについては、提出資料にも財源の詳細を示しておりますけれども、B&G財団による助成金から成り立っている事業だということなんです。

そこで、このB&G財団から災害対策事業として助成金を受けるに至った経緯について、まず教えてください。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

経緯についてでございますが、令和4年度当初にB&G財団の菅原理事長さんが本市をご訪問いただき、全国の海洋センターなどが所在する自治体を対象に、新たな事業である防災拠点の設置及び災害時総合支援体制構築事業についてご紹介いただきました。これを受けて、本市としましても、災害時に必要な資機材の充実などには有効な事業であり、特に災害初期時に情報収集や救助救援活動に活用できるドローンについては導入を検討していた時期でもあり、庁内関係各課との調整を行いつつ財団との協議を重ね、今般の災害時応急活動充実強化事業の事業化に至ったということでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

B&G財団のほうからこのような話があったということで確認いたしました。

そこで、私のほうでもB&G財団について調べてみました。B&G財団の正式名称は、ブルーシ

ー・アンド・グリーンランド財団、青い海と緑の大地を活動の場として、海洋性レクリエーションをはじめとする自然体験活動などを通じて、次世代を担う青少年の健全育成と幼児から高齢者までの国民の皆様のと体の健康づくりを推進するための団体だとホームページにはございました。

このB&Gでは、ほかにも様々な事業を行っているわけなんですけれども、その中に、先ほどと一緒にのかな、防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築のための事業というのがありました。

そこで、災害に関する亀山市での具体的な事業内容についてをまず教えてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

事業の概要についてですが、毎年のように発生する自然災害に対応するため、防災拠点を構築し、拠点間あるいは近隣自治体間の相互支援の体制づくりを支援し、迅速な災害復興に資することを目的とする事業で、同財団より油圧シャベルと運搬ダンプが支給されるほか、災害発生時の緊急対応や避難所運営に必要な防災倉庫の設置、フォークリフト、ダンプ、ドローンなどの重機などの整備費用、機材操作研修などの人材育成に係る費用について、B&G財団から総計1,985万円の助成費をいただき、市単独費と合わせて2,477万2,000円の事業費で、災害時応急活動の資機材を整備するものでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

詳細は教えていただきました。

先ほどの答弁にもありましたように、現在、国のほうでも都市マスタープランや立地適正化計画など、まちづくりの中に防災指針を提示するよう求められております。亀山市においても、今後のまちづくりにおいて防災に重点を置く中で、まさに時宜を得た助成金であり、事業であったわけだと思います。ぜひともこれらのハード機材、有効に使っていただきたいと思っておりますし、説明にあったように機材の操作研修など人材育成費も含むということでしたので、防災に従事する人材育成の面でもしっかりやっていただきたいと思っております。

そして、次に移りますが、防災情報伝達システム整備事業について、これについては、昨年から話題になっています防災無線に関する事業ですが、ようやく具体的な取組内容が出てきましたので早速聞いていきたいと思っております。

まず、この事業の具体的な取組について、特に現状のシステム課題の改善点、あと変更点などを含めお答えください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防災情報伝達システムにつきましては、かねてより議論いただきましたが、平成23年の東日本大震災を機に様々な災害時の情報伝達手法の検討を重ね、本年度より事業着手をしたものでございます。

課題でございますが、関地区のアナログ同報系防災行政無線が老朽化してきたことや、亀山地区

には防災行政無線がないなどの地域不均衡があること、各避難所などに配備してあります衛星携帯電話の維持管理費が高いこと、また使用方法が難しいこと、移動系無線につきましては、各対策部には主に車載器にのみ配備され、運用に不慣れなことが上げられております。

一方、電波法の改正により、アナログ無線が令和6年1月30日までにデジタル無線への移行が求められていることや、現在配信しているかめやま・安心めーるやヤフー防災速報などの防災情報の提供が、同報無線も含めて職員が個別で作業していることが上げられます。このことから、一般の事業につきましては、同報系・移動系でデジタル防災行政無線を採用し、亀山市役所から主要地域12か所に同報系防災行政無線による屋外高性能スピーカーを整備し、移動系無線としてハンディタイプの移動系無線を軸に、デジタル簡易無線トランシーバー、スマートフォンタイプのIP無線機などで補完を行い、操作が容易で安価な機材を行政各対策班や消防団、また指定避難所やまちづくり協議会へ無線機を配備するものでございます。

一方、同報系防災行政無線は、スピーカー整備のほか防災総合卓の整備により、放送内容をデジタルデータに変調してケーブルテレビなどのインターネットを經由して文字・音声などで復調させるスマートスピーカーなどの導入検討や、既存のかめやま・安心めーるやヤフー防災情報などを含め多様な情報提供手段と連携し、かつDXによりワンオペレーション化させるなどの効果的、効率的な防災総合システムを構築し、情報伝達の重層化と迅速化を図りたいと考えております。

そのほか、迅速な情報収集として、SNS等を通じて流れる情報のうち、信頼できる情報を収集するシステムの導入の検討を進めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

頂いた資料を見ますと、令和5年度は実施計画に800万円、その後令和6年度から、先ほどおっしゃった防災総合卓を購入したり、各基地局や機関に無線機器を置いたり、本格的に予算が発生してくるのは6年以降ということになっています。

この予算の組み方や今後のスケジュールについて、分かる限りで結構ですので教えてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

整備工事の財源につきましては、充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債を活用してまいりたいと考えております。

また、今後のスケジュールにつきましては、先月策定いたしました防災情報伝達システム整備方針に基づき、令和5年度に同報系防災行政無線と移動系防災行政無線の工事発注に向けた実施設計を行い、令和6年度から令和7年度にかけて同報系防災行政無線の整備工事を行い、防災行政無線の基幹となる防災総合卓やスピーカーの設置、そのほかデジタル簡易無線機やIP無線機の配備を行います。

令和7年度には、インターネット網を活用したスマートスピーカーなどの情報伝達システムの整備を行いたいと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

大体スケジュールは分かりました。しかしながら、設置とか整備工事などハード面はいいんですけども、例えばまち協とか小学校に置くIP無線とかデジタル簡易無線など、専門外の各機関での取扱いなどはどのようにしていくのか。実際、現状でも衛星電話などほとんど利用された実績がなく、使い方が分からないという方が結構私も聞いたことあるんですけども、せっかくよい機械を入れたのに使えないというのでは本当に本末転倒ですので、地域における各機器の取扱いの説明、あと情報システムを扱う人材育成についても抜かりなくお願いしたいと思います。

何か調べていく中で、市長とか副市長世代の方がワタスキ世代とあって、「私をスキーに連れてって」という昔映画があったんですけど、その頃にトランシーバーを使うのが大流行したらしいです。なので、その方々がこれからこういうデジタル簡易無線トランシーバー、使っていましたか。

こういう方々がこれから使うことになれば、私の心配も要らないのかなと思ってちょっと期待しているんですけども、大いに活用していただきたいと思います。余談でした、すみません。

最後に、観光プロモーション推進事業について、これは具体的なまず内容についてなんですけど、今回なぜ質問をしたかといいますと、昨年度から予算が1,000万円以上もついているからなんです。今まで観光プロモーションに関しては、私何度か質問しましたけれども、亀山市ではプロモーション費用、他市と比べても比較的少ない予算しか計上されていませんでしたが、今回、亀山市観光振興ビジョンの中でも亀山市の知名度向上が大きな課題と上げている中で、これに本腰を入れていくのかなという思いで、期待して質問させていただきます。

先週、伊藤議員もこの事業について質問されましたが、先週のことですので、事業概要について簡単に、再度答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

令和5年度の具体的な取組でございますが、大きく3つございまして、1つ目はウェブサイトの制作・更新でございます。

本年度、三重県観光連盟、観光三重に新設した特設ウェブサイトの更新拡充を行うとともに、観光三重公式フェイスブック、公式ツイッターを活用して情報発信をしております。

2つ目は、インフルエンサーの活用とメディアタイアップによる情報発信でございます。旅行誌等への特集記事の掲載のほか、観光プロモーション動画を制作し、ユーチューブやデジタルサイネージ等を有効活用して積極的に発信するなど、これらの取組を一貫したストーリー性を持たせたプロモーション活動として展開しております。

最後に3つ目は、近隣自治体等との広域連携による情報発信でございます。四日市市や鈴鹿市など10市町で構成する北伊勢広域観光推進協議会や、伊賀市と甲賀市とのいこか連携プロジェクトなどと連携して情報発信を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

大きく3つ、ウェブサイトの作成、インフルエンサー、そして広域連携ということで伺いました。昨年度の取組についても、先週、伊藤議員の質問の中で触れられておりましたけれども、いろいろ新しい取組に着手する一方で、私が心配しているのは、その内容、コンテンツのほうです。

確かに観光プロモーション、つまり情報発信をしていくことというのはとても大事で、今まで情報発信力が本当に弱かった亀山市として、そこに重点的に予算を投入することはとても大事と思いますが、情報発信の内容が薄かったり、例えば他市町と変わらない、同じようなものだったら意味がありません。そこで、発信する内容についてどうなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

情報発信する内容につきましては、これまでのように関宿や亀山宿周辺、亀山7座トレイル、JR亀山駅前など、本市の特徴でもあります歴史・文化・芸術、さらには自然などの観光コンテンツとなっておりまいますが、情報発信の方法につきましては、これまでのように個々に発信するのではなく、これらの観光コンテンツを関連づけ、ストーリー性を持たせた上で戦略的かつ効果的に発信してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

本市の特徴を生かしてということで聞かせていただきました。

最後に、観光……。

質問、東野公園を忘れていました、すみません。そのまま行かせてください。

観光振興ビジョンとの整合性について、これを最後にお聞きしたいと思います。

観光振興ビジョンとの整合性についてとしましたが、これ12月の一般質問の中でも文化財の活用の視点で質問した中で、ここ数年大きく観光の在り方が変わっているということに、また考え方も変化しているという話をさせていただきました。

そして、亀山市の観光振興ビジョンの中でもそのことに触れており、これからは、先ほどもちょっとありましたけど、量的な観光から質的な観光へ、団体から個人へ、個々の資源から面的なストーリー性を持った観光へと変わっております。観光の在り方がどんどん変わっていると私も感じているところですが、この整合性についてはどうなのか、観光振興ビジョンと観光プロモーションの整合性についてお答えください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市の観光施策につきましては、観光振興ビジョンを基に推進しているところでございますが、これまでの課題の一つとしまして、本市の観光資源に周遊したくなるようなストーリーが見えづらく、個々の発信にとどまっていることが上げられていました。

また、コロナ禍における観光のスタイルにも大きな変化が生じ、団体旅行から個人旅行へ、量から質を求める観光へとシフトしております。

これらを踏まえまして、昨年6月に策定しました第2次亀山市観光振興ビジョンにおきましては、3つの基本戦略、観光資源、情報発信及びポストコロナ時代における観光のクオリティーアップに取り組むことといたしました。

一方、観光プロモーション推進事業では、特に情報発信のクオリティーアップに取り組むこととしており、これまでの個々の発信から、本市にある多くの観光資源を関連づけてストーリー性を持たせて発信する戦略的なプロモーション活動として展開しているところでございます。

この観光プロモーション推進事業の取組により、旅行前に情報検索を行う個人旅行者へのアプローチだけでなく、市民の観光資源に対する誇りの醸成にもつながり、結果として来訪者と地域の方々と共に満足できる観光地として、観光振興ビジョンに掲げるまちづくり観光へもつながるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

先ほどの中で、課題として周遊に結びついていない。確かに回遊性があるのにぎわいが出ていくと思いますので、それが大事でして、今3つの柱としてお話をさせていただきました。これからその中の一つ、プロモーションを、情報発信をしっかりしていくということです。

そして資源、とても大事なものは、この資源というのも大事だと思うんです。亀山市の資源って一体何なのか。それをしっかりと把握して磨いていくこと、これが一番大事になってくると思います。今ある関宿、石水溪とか7座トレイルとか亀山市だけの資源、こういったものを大事にして磨き上げ、そしてそれに対して来てくれるお客さんにも積極的に関わり、ご意見いただいてほしいと思います。リピーターも絶対いますので、そういう方にまずお声掛けをしてもらって、そういったきめ細やかな活動が次に続いていくと思いますので、そのプロモーション事業の中でもしっかりとやっていただきたいと思います。

その点で1つ申し述べておきたいんですけども、実は昨年、関宿で映画撮影が行われておりました。私も度々様子を見に行っただけなんですけれども、市からそういった情報は一切ありませんでしたし、知らない人も結構多いと思うんです。でも、観光協会の事業ではあるものの、亀山市にはフィルムコミッションを推進するということもありまして、そういう中で撮影期間中とか試写会なんかもあったんですけども、役者をはじめとした関係者の人が本当に多く亀山市に訪れておりました。そして、その撮影なんですけれども、本当にほぼほぼ亀山市、例えばSLであったりとかブルートレインであったり、もちろん関宿であったり鈴鹿峠であったり、こういった見慣れた懐かしい風景が様々な、様々というかほぼ全部ですね、全部の中で入っていて、試写会もあったんですけども、その中で舞台の上で役者さんたちが亀山市のことを本当に褒めてくださって、また今度は仕事じゃなくて遊びで来たいという方もいらっしゃると思います。それこそこういったものが観光プロモーションじゃないのかなあと私はとても感じているんです。こういうチャンスを生かせるように、そしてそういう意味合いも含めて、今後しっかり観光プロモーションの中身とか内容についても取り組んでいただきたいと思っております。

令和4年度から、観光部署が関のほうから亀山市のほうに来ておりますけれども、やっぱり亀山市の観光メインスポットである関宿から遠くなくても、内容の濃いプロモーションを実践するため

に、しっかりまちの諸団体の方と連携を取ってもらって、その中で、来てくださった人たちがリーダーになってにぎわいが生まれたらいいかなと思っております。そういったことが活性化につながって、DMOの礎になると思いますので、ぜひ今後もプロモーション活動に推進をしていただきたいと思っております。

終わってしまったんですが、4分残っております、東野公園の話に戻ってもいいでしょうか、議長。

○議長（森 美和子君）

どうぞ。

○10番（豊田恵理君登壇）

焦り過ぎて忘れてしまいました。申し訳ございませんでした。

通告しましたうちで、東野公園について、体育館改修事業について、これを最後にさせていただきたいと思っております。これも防災的な視点での事業のようなので、事業内容について教えていただきます。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員お尋ねの東野公園体育館、健康福祉部所管でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

東野公園体育館につきましては、指定避難所に位置づけられておりますことから、避難時における良好な生活環境の確保及び避難所機能の強化を図るため、空調設備及び自家発電設備の整備を行うもので、令和5年度におきましては工事設計業務委託を行い、令和6年度に工事を実施する予定となっております。

なお、令和6年度の工事につきましては、先ほどありました防災情報伝達システム整備事業と同じく、交付税措置のある有利な緊急防災・減災事業債を活用することとしてございます。

また、当該施設は、その主目的は運動施設でございますので、整備に当たりましては、快適なスポーツ環境を提供することについても留意しながら進めてまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

この東野公園体育館の改修事業について、市民の方からちょっとエアコン壊れているという相談があったので、そのことかと思っ質問を最初したんですけども、そういったわけではなくて、今回は、それはもう既に修理済みで、あくまで今回指定避難所の設備を整えるということで伺いました。

現在、東小学校の体育館の屋根も改修ということになっておりますので、こういった空調設備を設置する場合とかには、改修時期とか迎える時期に合わせて検討していただくなど、計画立てて取り組んでいただきたいと申し上げて、すみませんでした、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次にお諮りします。

明日15日から27日までの13日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

明日15日から27日までの13日間は、休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

休会明けの28日は、午前10時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時36分 散会)

令和 5 年 3 月 2 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 7 号）

●議事日程（第7号）

令和5年3月28日（火）午前10時 開議

- 第 1 議案第 2号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第 3号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 4号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 5号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 6 議案第 7号 亀山市歴史博物館条例の一部改正について
- 第 7 議案第 8号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 8 議案第 9号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 9 議案第10号 亀山市待機児童館条例等の一部改正について
- 第10 議案第11号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第11 議案第12号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第12 議案第13号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第13 議案第14号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について
- 第14 議案第15号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について
- 第15 議案第16号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第17号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第18号 令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第19号 令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第20号 令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 第20 議案第21号 令和5年度亀山市一般会計予算について
- 第21 議案第22号 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第22 議案第23号 令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第23 議案第24号 令和5年度亀山市水道事業会計予算について
- 第24 議案第25号 令和5年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 第25 議案第26号 令和5年度亀山市下水道事業会計予算について
- 第26 議案第27号 令和5年度亀山市病院事業会計予算について
- 第27 議案第28号 市道路線の認定について
- 第28 議案第29号 市道路線の認定について
- 第29 議案第30号 市道路線の認定について

第 30 議案第31号 市道路線の認定及び廃止について

第 31 議案第32号 市道路線の認定及び廃止について

第 32 委員会提出議案第1号 亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
16番	服部孝規君	17番	小坂直親君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（1名）

15番 伊藤彦太郎君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
建設部次長	亀淵輝男君	総務財政部参事	杉本良則君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	教育委員会事務局参事	宇野勉君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

●事務局職員

事務局 長 渡 邊 靖 文 書 記 新 山 さおり
書 記 稲 富 正 充

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、上田地域医療統括官は都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第7号により取り進めます。

それでは、去る10日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第2号から日程第31、議案第32号までの31件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 3号	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 4号	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 5号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第14号	亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について	原案可決

令和5年3月17日

総務委員会委員長 鈴木 達 夫

亀山市議会議長 森 美和子 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 2号	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 7号	亀山市歴史博物館条例の一部改正について	原案可決
議案第 8号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第 9号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第10号	亀山市待機児童館条例等の一部改正について	原案可決
議案第11号	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第12号	亀山市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第13号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決

令和5年3月16日

教育民生委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 森 美和子 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 6号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第28号	市道路線の認定について	原案可決
議案第29号	市道路線の認定について	原案可決

議案第30号	市道路線の認定について	原案可決
議案第31号	市道路線の認定及び廃止について	原案可決
議案第32号	市道路線の認定及び廃止について	原案可決

令和5年3月15日

産業建設委員会委員長 伊藤彦太郎

亀山市議会議長 森 美和子 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第15号	令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について	原案可決
議案第16号	令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第17号	令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第18号	令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第19号	令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第20号	令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第21号	令和5年度亀山市一般会計予算について	原案可決
議案第22号	令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第23号	令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案第24号	令和5年度亀山市水道事業会計予算について	原案可決
議案第25号	令和5年度亀山市工業用水道事業会計予算について	原案可決
議案第26号	令和5年度亀山市下水道事業会計予算について	原案可決
議案第27号	令和5年度亀山市病院事業会計予算について	原案可決

令和5年3月23日

予算決算委員会委員長 岡本公秀

○議長（森 美和子君）

初めに、鈴木達夫総務委員会委員長。

○13番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、17日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第3号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、人事院規則が改正され、国家公務員に係るフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化が行われたことから、市においても働き方の柔軟化を図るため、人事院規則に準じて所要の改正を行うものです。

審査の過程では、一斉ではない休憩時間の取得方法に関する質疑があり、これについては、勤務時間の弾力制度の中での長時間勤務や体調不安の場合を想定しているが、職員の申告により正午から午後1時までの休憩時間をずらすことができるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第4号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第5号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正については、特別職報酬等審議会から市議会議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当について、一般職の職員における勤勉手当の支給月数の引上げと同じ年0.1月の引上げが妥当であるとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、教育長及び病院事業管理者の期末手当に関する質疑があり、これについては、教育長及び病院事業管理者の期末手当は、それぞれ条例において市長及び副市長の例によると規定していることから、同様の改正となるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第14号、亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備については、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の定年を段階的に引き上げる規定等が令和5年4月1日から施行されること等から、関係する4つの条例について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、医師の定年に関する質疑があり、これについては、医師の定年は現行65歳と規定しており、特例規定を設けないと医師も段階的な引上げになってしまうとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、ただいまから教育民生委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託がありました議案の審査に当たるため、16日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第2号亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、生活保護法に規定する被保護者の医療扶助について、令和6年3月から医療機関や薬局でマイナンバーカードを提示することで受給の資格確認が可能となったが、外国人についても同様に可能とするために所要の改正を行うものです。

審査の過程では、外国人の被保護者数とマイナンバーカードの取得状況に関する質疑があり、これについては、被保護者は17人で、そのうち7人がマイナンバーカードを取得しているとの答弁でありました。

次に、医療機関においてマイナンバーカードを提示することで生活保護の情報等が漏れることはないかとの質疑があり、これについては、マイナンバーカードで資格確認ができるため、従来の確認方法より個人情報が守られるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号亀山市歴史博物館条例の一部改正については、博物館法の一部改正がされ、本条例で引用している条項が削られることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、改正内容に関する質疑があり、これについては、民法に規定されていた懲戒権が令和4年12月に削除され、国の基準においても懲戒に係る権限の乱用禁止に関する基準が削除されたことから、条例においても同様の改正をするものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、安全計画の策定等に関する基準の新設等を行うため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、家庭的保育事業等を行っている事業者が通園等で自動車を運行しているところはあるのかとの質疑があり、これについては、市内で家庭的保育事業を行っているのは小規模保育事業所のみで、自動車の送迎は行っていないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

た。

次に、議案第10号亀山市待機児童館条例等の一部改正については、子ども・子育て支援法の一部が改正され、関係する3つの条例について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、安全計画の策定等に関する基準の新設等を行うため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、安全計画と業務継続計画の内容に関する質疑があり、これについては、安全計画は安全点検の実施や職員、利用者への指導、定期的な研修、訓練の実施など、安全に関する事項についての計画である。また、業務継続計画は、不測の事態を想定して、事前対策としての防災組織の体制の構築、人員確保、災害や感染症が発生したときの対応等、早期の業務再開を図るための計画であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号亀山市国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令の一部改正がされ、被保険者が出産をしたときに支給される出産育児一時金の金額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられることから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、課税限度額を引き上げる目的に関する質疑があり、これについては、国において課税限度額を超える世帯の割合を1.5%に近づけるよう段階的に引き上げる運用をしており、課税限度額の引上げを行うことで中間層の世帯数を維持しているとの答弁でありました。

続いて、討論では、国民健康保険は無職の方や低所得の方の加入者が増加しており、負担感は増している。これは構造的な課題であり、課税限度額の引上げは効果がなく、公費負担を増やす以外に解決できないとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、教育民生委員会の審査の報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、森 英之産業建設委員会副委員長。

○6番（森 英之君登壇）

おはようございます。

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第6号亀山市手数料条例の一部改正については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令及び建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、市に手数料を支払う時期に関する質疑があり、これについては、市に直接申請または審査機関を経て市に申請する段階で支払うとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第28号から議案第32号までの市道路線関係の議案5件については、開発行為により設置された新規路線の市道路線の認定、並びに道路改良に伴い設置された新規路線の市道路線の認定及びこれらに伴う市道路線の廃止について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、岡本公秀予算決算委員会委員長。

○14番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案第15号から議案第20号までの令和4年度各会計補正予算6議案、及び議案第21号から議案第27号までの令和5年度各会計予算7議案の審査に当たるため、22日及び23日の2日間にわたり委員会を開催いたしました。

初めに、議案第21号令和5年度亀山市一般会計予算について、議案第22号令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第23号令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第24号令和5年度亀山市水道事業会計予算について、議案第25号令和5年度亀山市工業用水道事業会計予算について、議案第26号令和5年度亀山市下水道事業会計予算について、議案第27号令和5年度亀山市病院事業会計予算についての7議案の審査を行いました。

その結果、議案第21号令和5年度亀山市一般会計予算については、物価高騰により市民生活が厳しい中で、市民や中小の商店、企業などを支援し、市民生活を支えるための予算が盛り込まれていないなどの理由から反対討論がありました。

そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。また、議案第22号から議案第27号までの6議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、委員会として、一つ、委員会の審査過程において出された意見を十分尊重して、計画的・効率的な予算の執行に取り組まれるとともに、第2次総合計画後期基本計画に位置づけた施策の具現化に向け、実施計画に掲載された事業の着実な推進に努められたい。

一つ、令和5年度から第3次亀山市行財政改革大綱後期実施計画がスタートするが、大綱の具現化に向け、歳入の確保と徹底した歳出の削減に努め、早期に成果を上げられたい。

一つ、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債については、本来の地方交付税として交付されるよう、あらゆる機会を通じて国に働きかけられたい。

一つ、債務負担行為については、件数も多く、期間も長期にわたるものも見受けられるが、これは将来の支出を担保するものであり、財政の硬直化にもつながることから、十分精査した上で予算計上されたい。

以上、4点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第15号令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について、議案第16号令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第17号令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第18号令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第19号令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第20号令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）についての6議案は、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について、各分科会長から報告を受けました。

各分科会長の報告に対する質疑及び議案に対する討論はなく、議案第15号から議案第20号までの6議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第2号から議案第32号までの31件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第13号、亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第21号令和5年度亀山市一般会計予算の2議案について、反対の立場で討論します。

まず、国民健康保険税条例です。

今回の条例改正は、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたことからの改正とのこと。

国民健康保険税の課税限度額は、後期高齢者医療制度が創設された2008年度以降、14年間で34万円も引き上がり、今回初めて100万円台の102万円となりました。今まで幾度となく課税限度額を引き上げられ、そのたびに高額所得者に応分の負担をお願いし、低所得者の負担を軽減するとの説明がありましたが、高過ぎる国保税が下げられたことはありません。

高額所得者と言いますが、同程度の収入で他の保険と比較すると、国保が一番負担が重いのです。

かつては7割が農林水産業と自営業だった加入者も、今では43%が無職、34%が非正規労働者などで、合わせて8割近くになります。

国保の加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中、国保税の高騰が止まりません。その原因は、国保に対する国の責任の後退、国庫負担の削減です。この構造的な危機を打開するには、国庫負担、公費負担を増やす以外に道はなく、際限ない課税限度額の引上げには意味はないと考え、この議案に反対するものです。

次に、一般会計予算です。

消費税アップの傷も癒えぬうちにコロナ禍が襲いかかり、加えて昨年から引き続く異常な物価高騰で、市民の暮らしはかつて経験したことのないほどの打撃を受けています。また、日本共産党は中止を求めています。令和5年はインボイス制度が始まる年で、この影響にも不安の声が寄せられています。

これだけ市民の暮らしが大変なのに、政府の対応は全く不十分です。働く人の賃金は、この10年間で24万円も減っています。年金生活も、安倍、菅、岸田の3つの政権下で年金額実質7%の削減が行われてきました。こうしたことが消費の低迷をより深刻化し、中小の商店や企業は本当に経営が厳しくなっています。

施政及び予算編成方針では、コロナ禍で痛みを生じた社会生活や地域コミュニティの再生が上げられ、重点配分したとしていますが、コロナ禍で痛みを生じたものとして真っ先に手だてをすべきは市民生活への支援ではないでしょうか。光熱水費、食料費はじめ、様々な物価の高騰に市民はあえいでいます。

また、コロナ禍で経営を守るために受けた融資は、これから返済のピークを迎えます。ところが、いまだ暮らしの立て直しはできておらず、倒産、廃業を考えている方もたくさんおられます。新たな対策をたりましたが、市として新たな独自の支援策は何もなく、深刻な状況です。

さらに、施政及び予算編成方針では、健康都市の推進が掲げられ、健康都市大学を創設するとしています。市民の健康維持・向上のためには、誰もが安心して医療にかかれるようにすることが最も大事です。国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険など、保険料や税だけでなく、様々な負担が年々重くのしかかり、健康の維持・向上どころか、病気を治療して健康を回復することすらままならない状態です。

誰もが安心して医療にかかれるようにするためには、福祉医療費の拡充、特に精神障がいの助成対象の拡大や子ども医療費無料や窓口無料の年齢引上げ、各種保険料、税の値下げなど、強く求められています。ところが、こうした市民の要求に応えるような施策の見直しはありません。

また、市民の暮らしを守る最前線で仕事をする市の職員体制についてです。正規の職員の割合が大変低く、指摘をし続けてきましたが、非正規の会計年度任用職員との割合は相変わらず半々であり、定員適正化計画でうたった真に必要な職種には正規職員を配置するということがまだまだできていません。

亀山中学、中部中学の給食センターは、早期実現を掲げながら、内部での検討ばかりで何の予算化もされていません。マイナンバーカード事業は、市民のプライバシーを守る保証がないまま保険証や通帳へのひもづけが推進されており、問題があると考えています。

代表質問では、亀山市は公共施設の更新が非常に遅れており、今後も新庁舎建設やごみ処理施設

の建設、給食センターの建設などなど、多額の予算が必要な事業がめじろ押しであることを指摘しました。既に更新時期を迎えながら放置されている公共施設も少なくありません。こうした状況に何らの対策も講じられていないのが令和5年度一般会計予算案です。

日本共産党議員団は、公共施設の更新を進めるために、類似団体と比べ、起債に余裕があるのを活用し、起債による財源確保と、リニアと市庁舎の基金を公共施設整備基金に統合し、臨機応変に財源として活用すべきだと提案しましたが、櫻井市長からは前向きな答弁はありませんでした。

最後に、リニアです。施政及び予算編成方針では、リニアを今後のまちづくりの核にするとしています。しかし、脱炭素社会に逆行する大規模な環境破壊、大量の電力消費をはじめ、亀山市のまちづくりを考えても希望を見いだせず、私たち当議員団はかねてから、リニアは要らない、リニアには亀山の将来を託せないと考えています。

以上、施政及び予算編成方針を基に予算案について述べてまいりました。今、市が最も重視すべきことは、物価高騰による市民生活の厳しさをしっかり直視し、市民や中小の商店、企業、農業、林業を支援する施策をやれる限り打ち、市民生活を支えることではないでしょうか。このような予算が盛り込まれていないことが、この予算案に反対する一番の理由です。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、9番 新 秀隆議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

公明党を代表して、議案第21号令和5年度亀山市一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

第2次総合計画後期基本計画の2年目となる令和5年度の当初予算について、長引くコロナ禍や物価高騰の国際情勢のさなか、5年度一般会計の総額では213億9,000万円、前年度の当初予算と比較いたしまして6億8,700万円、率にして3.1%の減となっていますが、市税収入では、個人、法人において前年度比3億9,030万円、3.9%増となる103億870万円と、地方消費税交付金では7%増の15億2,500万円となっております。また、亀山駅前整備事業、図書館整備事業が終わり、国庫支出金で22.0%減の24億8,083万8,000円、市債では58.4%減の5億3,120万円となっております。

歳出においては、国際情勢等の影響によるエネルギー価格の高騰により、公共施設の光熱費や総合環境センターで使用するコークスの購入費に施設管理費のほか、人件費などが増加し、約4億1,200万円の増となる厳しい予算編成の下ではございますが、令和5年度に取り組む主要な事業として、健康都市政策や市民のQOL向上、そして社会参画への取組を進め、特に健康都市政策の推進として、健康に関する健康都市大学の創設、そして滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業、これは滋賀医科大学と共同研究を通じて医療センターの整形外科常勤医師を配備するということで、地域医療体制を確保し、緊急事態や、そして手術、入院に対応できる安心の医療提供にもつながってまいります。そして、県下初となる带状疱疹ワクチン接種に対する助成制度に加え、インフルエンザ、水ぼうそう、おたふく風邪等の予防接種費用助成事業、こちらもしっかり提言されております。

また、昨年11月に公明党は子育て応援トータルプランを発表いたしました。このプランで掲げ

た一部施策が早急にこの2023年度予算や2022年度第2次補正予算にも盛り込まれている国の流れから、またこの亀山市においても現在出産一時金を50万円に増やすという、現行の42万から8万円の増額は過大な状況と理解しております。そういう中におきましても、子供たちの亀山東小学校体育館の屋根改修工事費をはじめ、学校施設の老朽化対策も実施されていく予定です。

また、商工費においても、産業振興奨励事業を増やし、産業、雇用を創出する支援を行うほかに、亀山市納涼大会や大市の開催支援も行う。後期基本計画に掲げた主要事業を進めていくための予算として考えます。

議員各位のご賛同を求め、私の賛成討論を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

以上で、通告による討論を終結し、議案第2号から議案第32号までの31件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすことといたします。

それでは、まず討論のありました議案第13号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第13号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第21号令和5年度亀山市一般会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第21号令和5年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第2号から議案第12号まで、議案第14号から議案第20号まで及び議案第22号から議案第32号までの29件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第 2号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第 3号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第 4号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 5号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第 6号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第 7号 亀山市歴史博物館条例の一部改正について

議案第 8号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 9号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第10号 亀山市待機児童館条例等の一部改正について

議案第11号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第12号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第14号 亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備について

議案第15号 令和4年度亀山市一般会計補正予算（第9号）について

議案第16号 令和4年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第17号 令和4年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第18号 令和4年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第19号 令和4年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第20号 令和4年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について

議案第22号 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第23号 令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第24号 令和5年度亀山市水道事業会計予算について

議案第25号 令和5年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第26号 令和5年度亀山市下水道事業会計予算について

議案第27号 令和5年度亀山市病院事業会計予算について

議案第28号 市道路線の認定について

議案第29号 市道路線の認定について

議案第30号 市道路線の認定について

議案第31号 市道路線の認定及び廃止について

議案第32号 市道路線の認定及び廃止について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時53分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第32、委員会提出議案第1号亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

小坂直親議会運営委員会委員長。

○17番（小坂直親君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第1号につきましては、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由を説明いたします。

委員会提出議案第1号亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてでございますが、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、大学、病院等を含む民間事業者、国の行政機関、地方公共団体の機関等における個人情報の取扱い等に関する全国的な共通ルールが規定されました。

しかしながら、地方議会は、国会と同様、改正後の個人情報保護法の適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされております。

このことから、議会として個人情報の保護に関して適切な対応を図る必要があるため、この条例を制定するものでございます。

制定内容は、1つ目といたしまして、この条例を制定する目的、この条例で使用する用語の意義及び議会の保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるとする議会の責務を定めております。

次に、2つ目といたしまして、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適切な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、その他個人情報等の適切な取扱いについて定めております。

次に、3つ目といたしまして、個人情報を取り扱う際は、個人情報ファイルを作成し、及び公表することを義務づけています。

次に、4つ目といたしまして、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止請求は議長に対して行うことができることとし、開示請求等に係る決定及び不作為について審査請求があった場合は、亀山市個人情報保護審査会に諮問します。

次に、5つ目といたしまして、開示請求等をしようとする者に対して情報の提供等について適切

な措置を講じ、個人情報等の取扱いに関する苦情について迅速な処理に努め、また、毎年度、この条例の施行の状況について公表します。また、この条例の施行に関して必要な事項は議長が定めます。

次に、6つ目といたしまして、職員または職員であった者などが正当な理由がないのに個人情報ファイルを提供したとき等、個人情報の取扱いに関して不正があった場合の罰則を定めます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたします。

また、附則において、亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の一部を改正し、議長が亀山市個人情報保護審査会に諮問することによる規定の整理を行います。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、委員会提出議案第1号について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第1号については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会への付託はしないことといたします。

次に、委員会提出議案第1号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第1号亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第1号亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

以上で、今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和5年3月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時58分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月28日

議 長 森 美和子

2 番 櫻 木 善 仁

1 1 番 福 沢 美由紀